

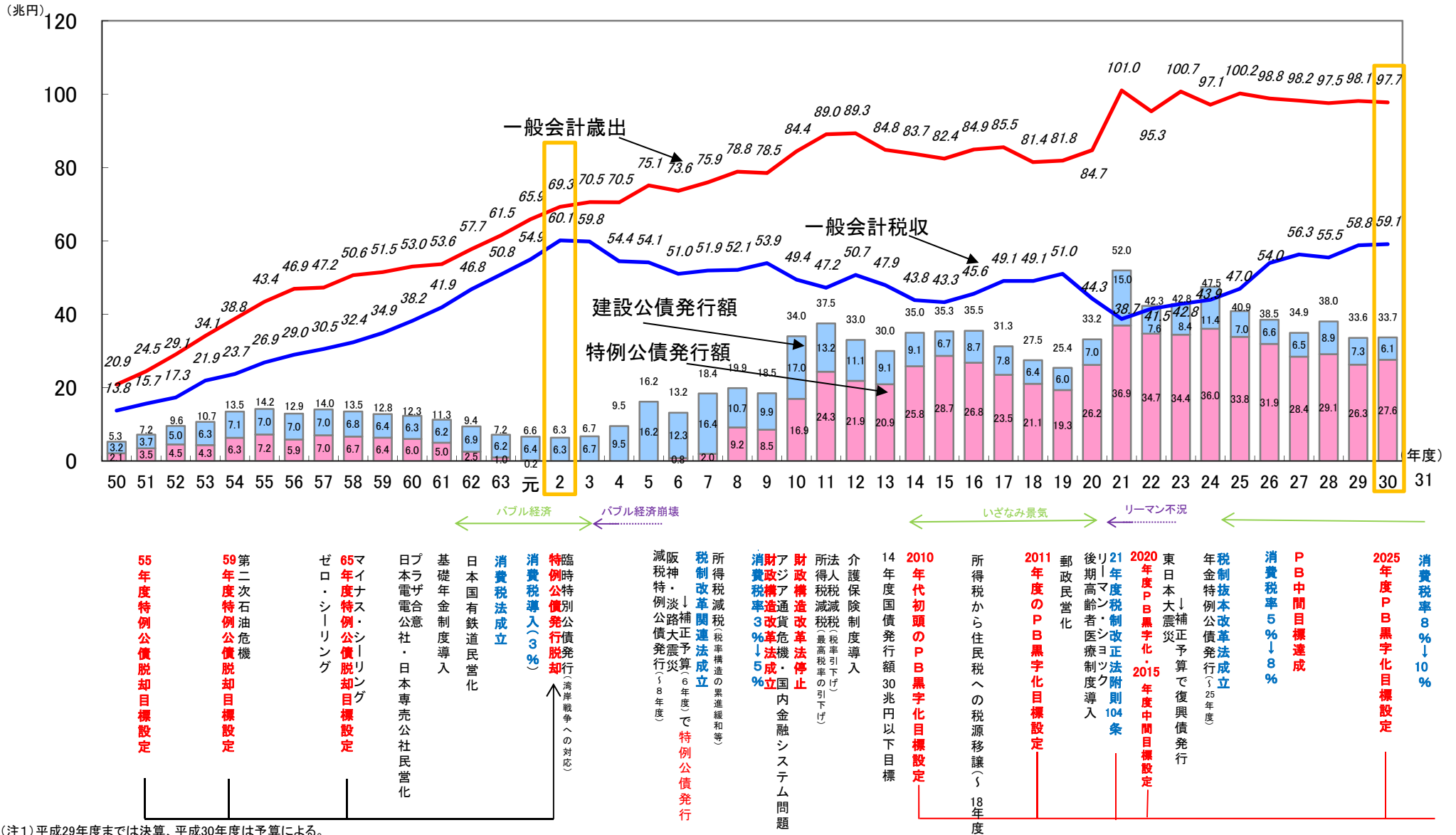
(参考2)

参考資料

一般会計における歳出・歳入の状況

資料 I - 1 - 1

○ 歳出と歳入の差額は、特例公債脱却を達成した平成2年度以降、拡大傾向を続けている。



(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

【平成2(1990)年度当初予算】

歳入
66.2

58.0 60.1	2.6 5.6
--------------	------------

一般歲出

歳出
66.2

公共事業 6.2	文教・科技 5.1	防衛 4.2	その他 9.6	社会保障 11.6 (17.5%)	交付税 15.3	国債費 14.3	債務償還費 3.1	利払費等 11.2
-------------	--------------	-----------	------------	-------------------------	-------------	-------------	--------------	--------------

国・地方PB(実績): +11.9兆円

+31.5

+ 0.9

一般歲出

+21.4

~~+ 0.2~~

+9.0

歳出
97.7

公共事業 6.0	文教・科技 5.4	防衛 5.2	その他 9.4	社会保障 33.0 (33.7%)	交付税等 15.5	国債費 23.3	債務償還費 14.3	利払費等 9.0
-------------	--------------	-----------	------------	-------------------------	--------------	-------------	---------------	-------------

歳入
97.7

59.1 59.1	4.9 4.9	6.1 6.1	27.6 27.6
--	--	--	--

【平成30(2018)年度当初予算】

国・地方PB(推計):▲15.7兆円

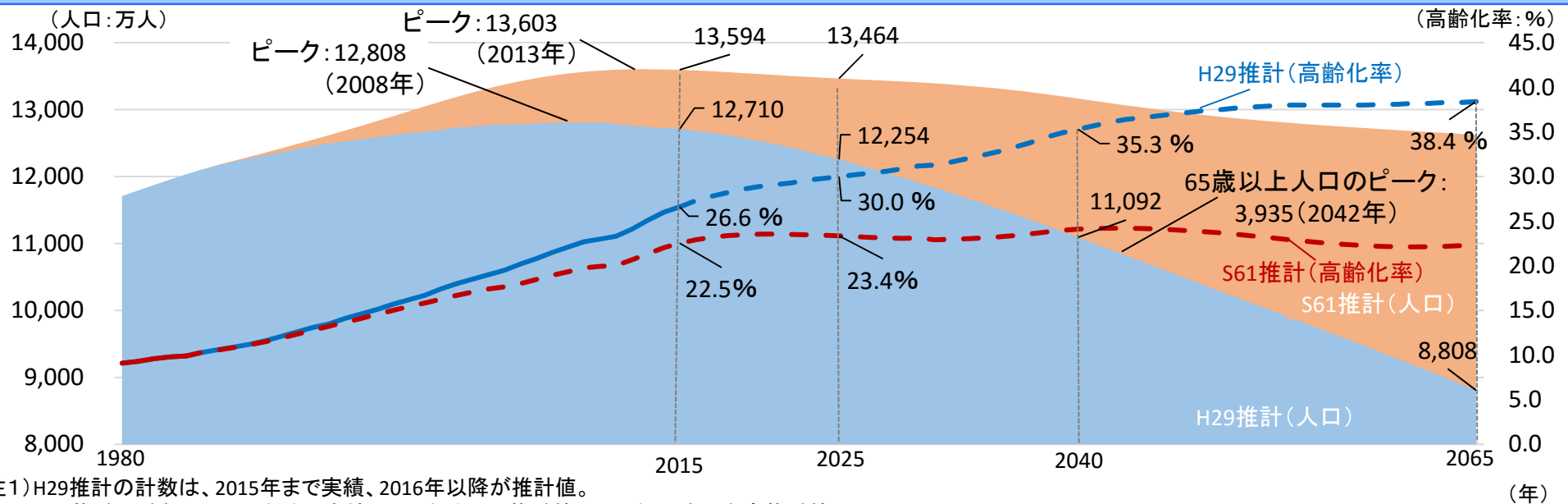
(注1)括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

(注2)平成2年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。

将来人口推計（平成初期の前提と足元の前提の比較）

資料 I - 1 - 3

- 平成初期まで将来世代へ負担を先送りする特例公債からの脱却が目指されてきたが、当時の人口推計が描いた姿と現状とは大きく異なっている。
- 具体的には、出生率の低下等により、当時想定されていた「将来世代」の数は想定より大幅に減少している。他方で、寿命の伸長等により高齢者人口は想定より増加している。
- 足元の人口推計によれば、そのように増加した現世代への給付(受益)に係る負担が、更に先細りする将来世代に先送られることになるため、特例公債の発行等による将来世代への負担の先送りの影響は、当時より深刻と言えるのではないか。



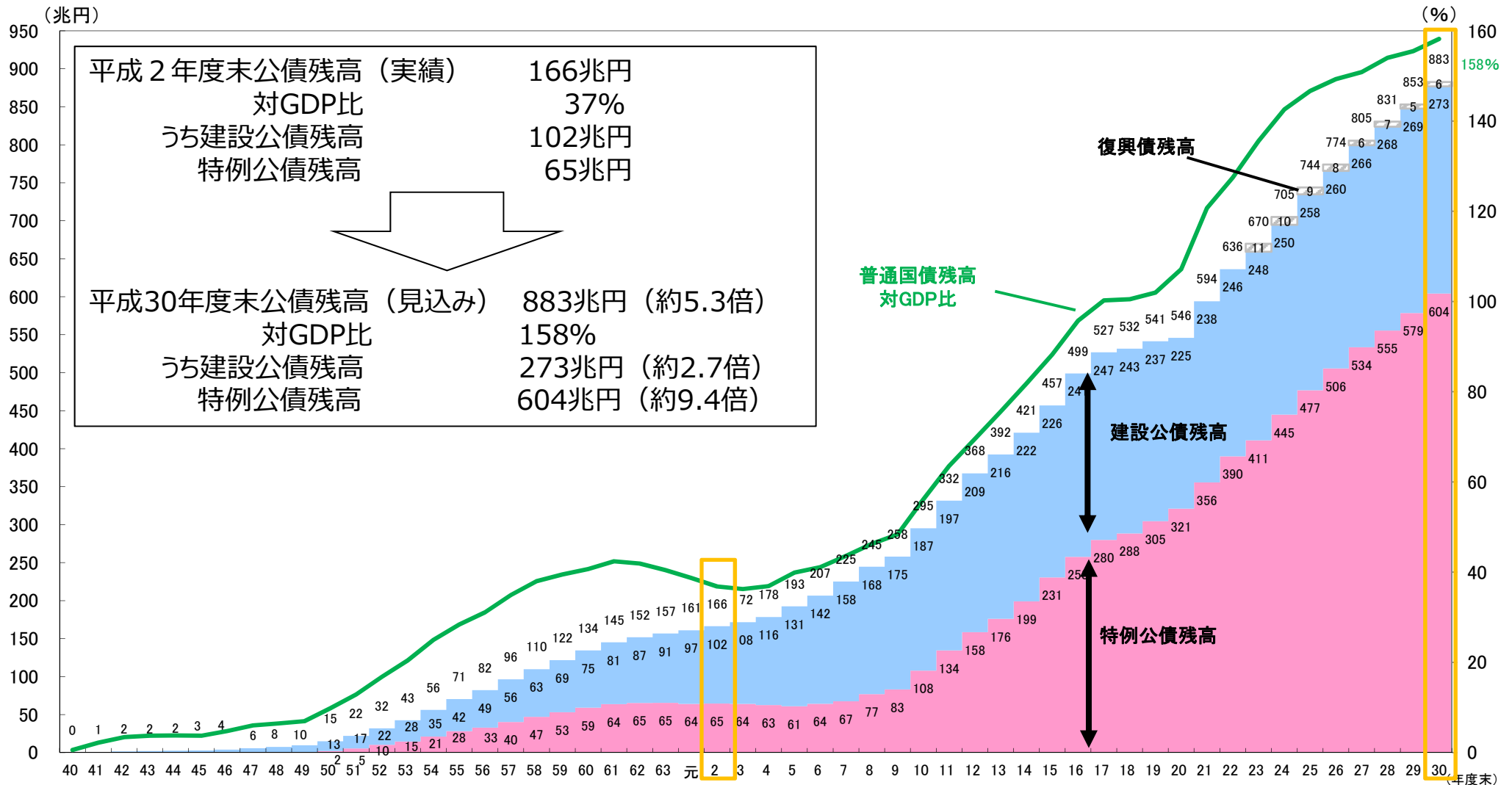
		2015年			2025年		
		S61推計	実績	差分	S61推計	H29推計	差分
人口 (万人)	総人口	13,594	12,710	▲884	13,464	12,254	▲1,222
	～14歳	2,388	1,595	▲793	2,208	1,407	▲800
	15～64歳	8,142	7,728	▲414	8,110	7,170	▲940
	65歳～(高齢化率)	3,064 (22.5%)	3,387 (26.6%)	+323 (+4.1%pt)	3,147 (23.4%)	3,677 (30.0%)	+531 (+6.6%pt)
合計特殊出生率		1.99	1.45	▲0.54	2.00	1.42	▲0.58
平均寿命 (歳)	男	77.63	80.75	+ 3.12	77.87	81.89	+4.02
	女	83.59	86.99	+ 3.39	83.85	88.21	+4.36

(出典) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来人口推計」(中位推計)、厚労省「人口動態調査」、厚労省「生命表」

公債残高の累増

資料 I - 1 - 4

○「平成2年度予算の編成に関する建議」で「160兆円を上回る巨額の債務残高」とされていた公債残高は、累増の一途を辿っている。



（注1）公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成30年度末は予算に基づく見込み。

（注2）特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

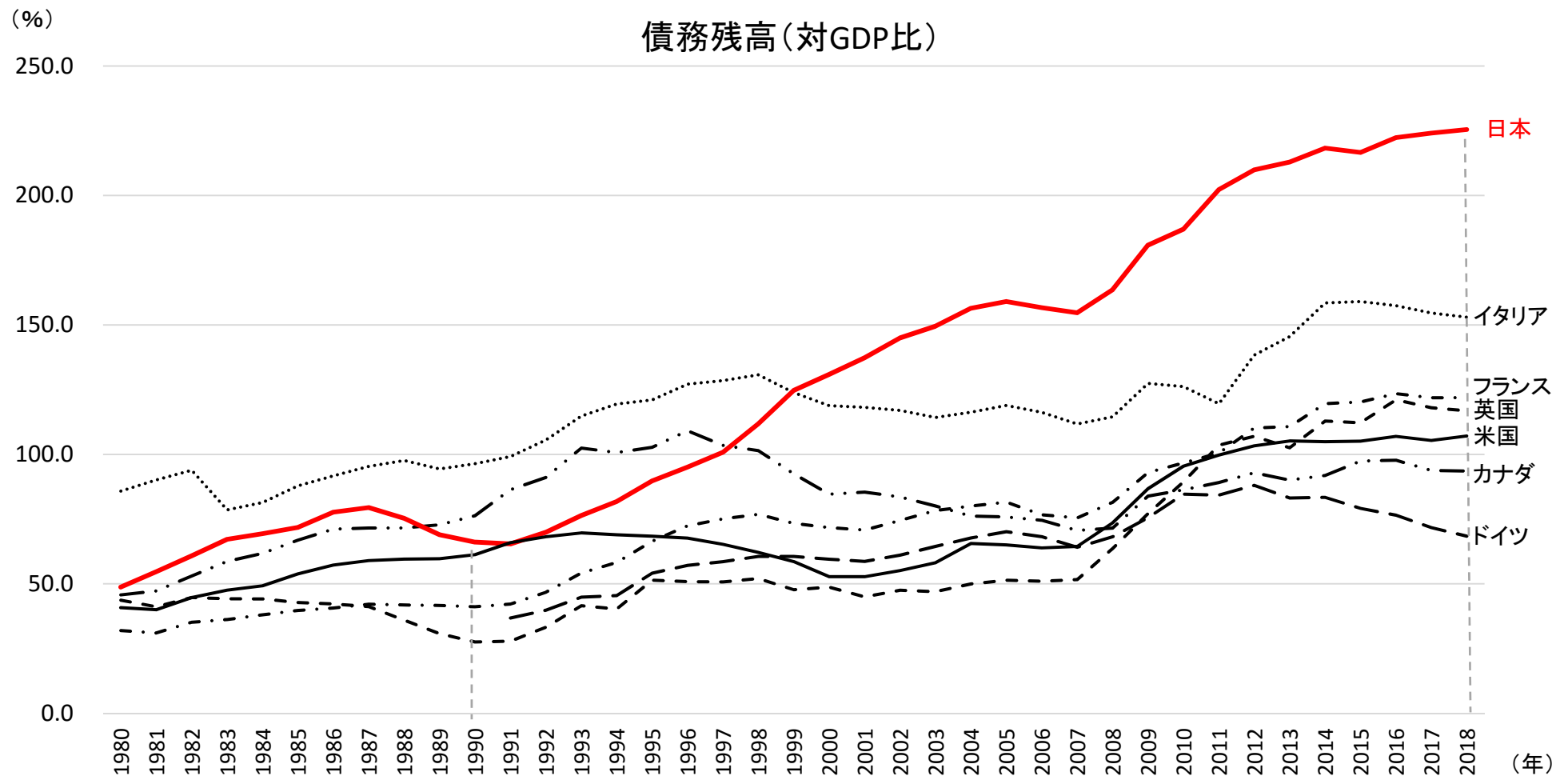
（注3）東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高に含めている（平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末：8.3兆円、平成27年度末：5.9兆円、平成28年度末：6.7兆円、平成29年度末：5.5兆円、平成30年度末：5.8兆円）。

（注4）平成30年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は828兆円程度。

債務残高（対GDP比）の推移（国際比較）

資料 I - 1 - 5

○「平成2年度予算の編成に関する建議」において、「我が国の財政事情は、先進諸外国と比較してみても依然として極めて厳しい」とされていたが、債務残高の対GDP比についてみると、平成2年末は60%台でありイギリス・フランス・米国を上回るも、イタリア・カナダを下回る水準であった。足下では200%を超えており、どの先進諸外国よりも極めて高い水準となっている。

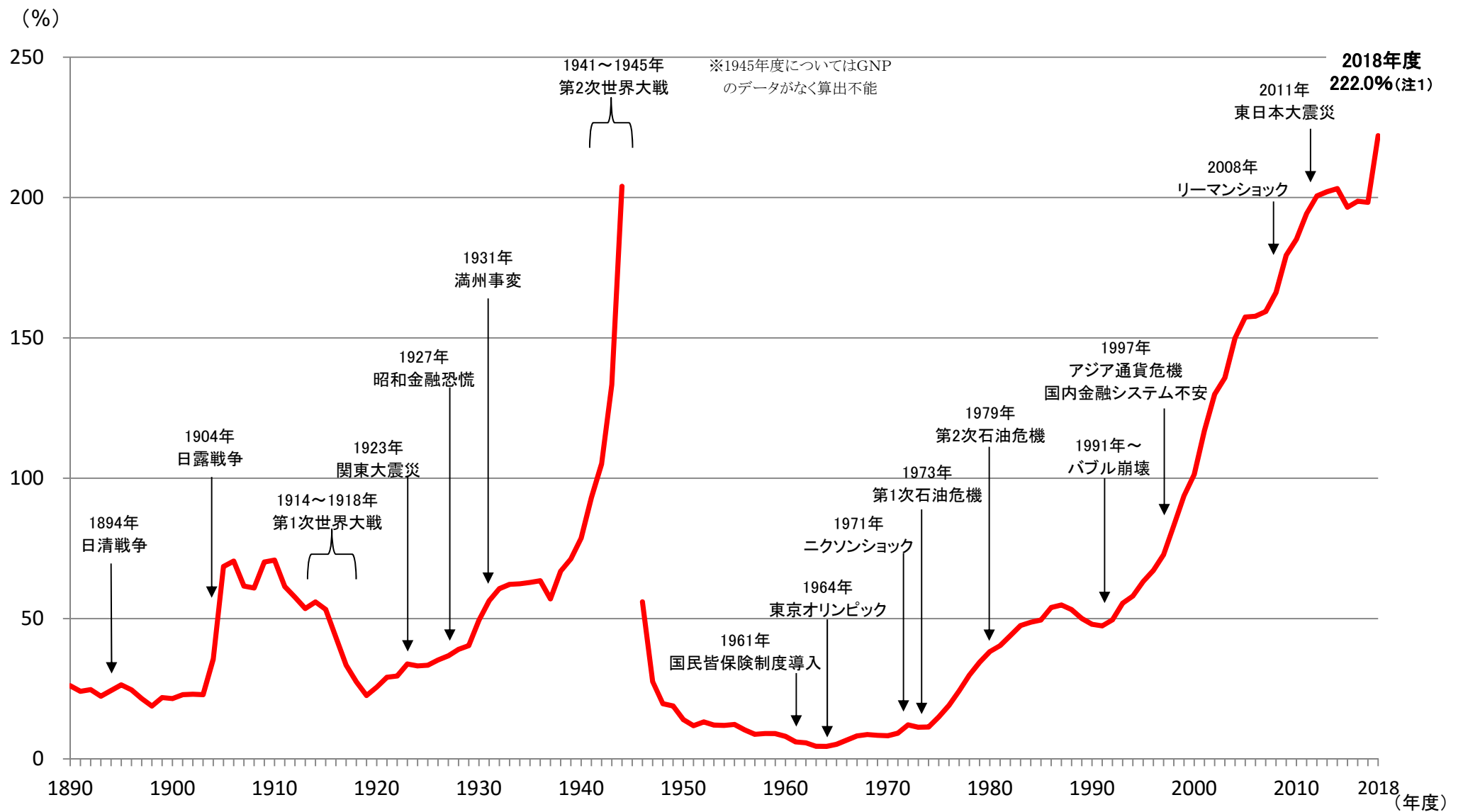


(出典)OECD「Economic Outlook103」

(注)データはいずれも一般政府ベース。

戦前からの債務残高の推移

資料 I - 1 - 6



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。2017年度は年度末の見込み。2018年度は予算ベースの計数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替資金証券、食糧証券の残高が発行限度額(計197兆円)となっていることに留意。なお、1945年は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータがなく算出不能。

(注2) GDPは、1929年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、1930年度から1954年度までは名目GNP、1955年度以降は名目GDPの値(1954年度までは「日本長期統計総覧」、1955年度以降は国民経済計算による)。ただし、2018年度は、内閣府「中長期試算」(平成30年7月9日)による。

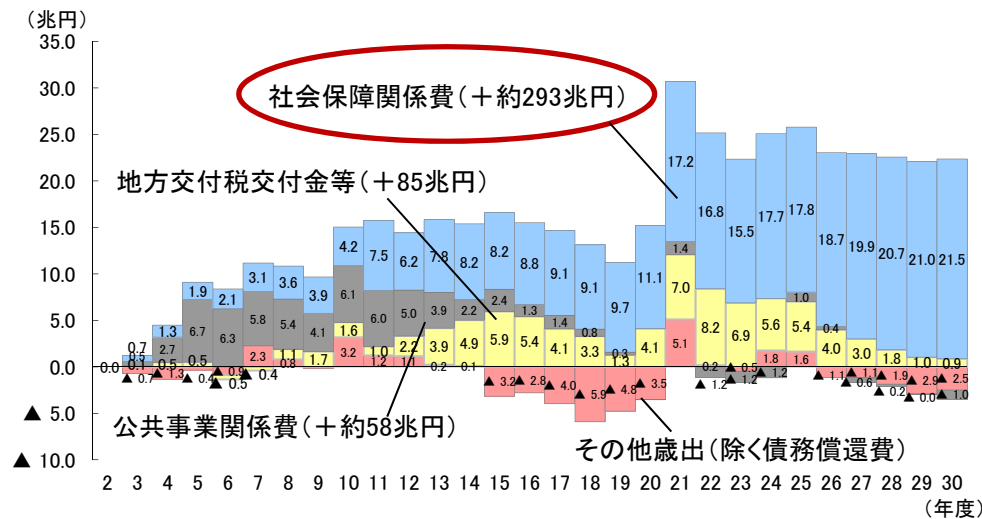
普通国債残高の増加要因

資料 I - 2 - 1

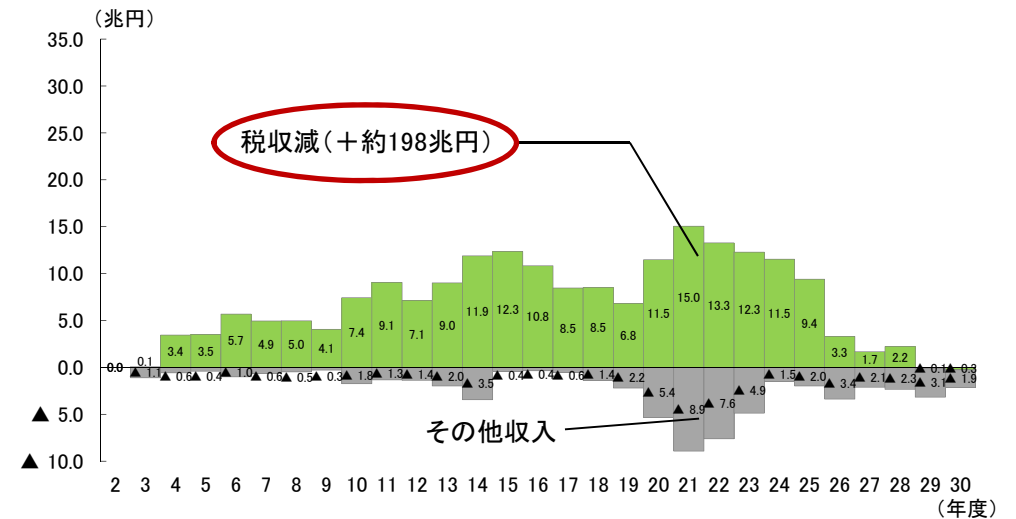
- 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見てみると、
- ・ 歳出面では、当初は公共事業関係費の増加が主要因だったが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てん（地方交付税交付金等）の増加が
 - ・ 歳入面では、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが
- 主要因となっている。

平成2年度末から30年度末にかけての普通国債残高増加額：約711兆円

歳出の増加要因：+約416兆円



税収等の減少要因：+約135兆円



平成2年度の収支差分による影響：+約79兆円

その他の要因（国鉄等債務承継など）：+約80兆円

部分で普通国債残高増加額の約7割を占める。

(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。

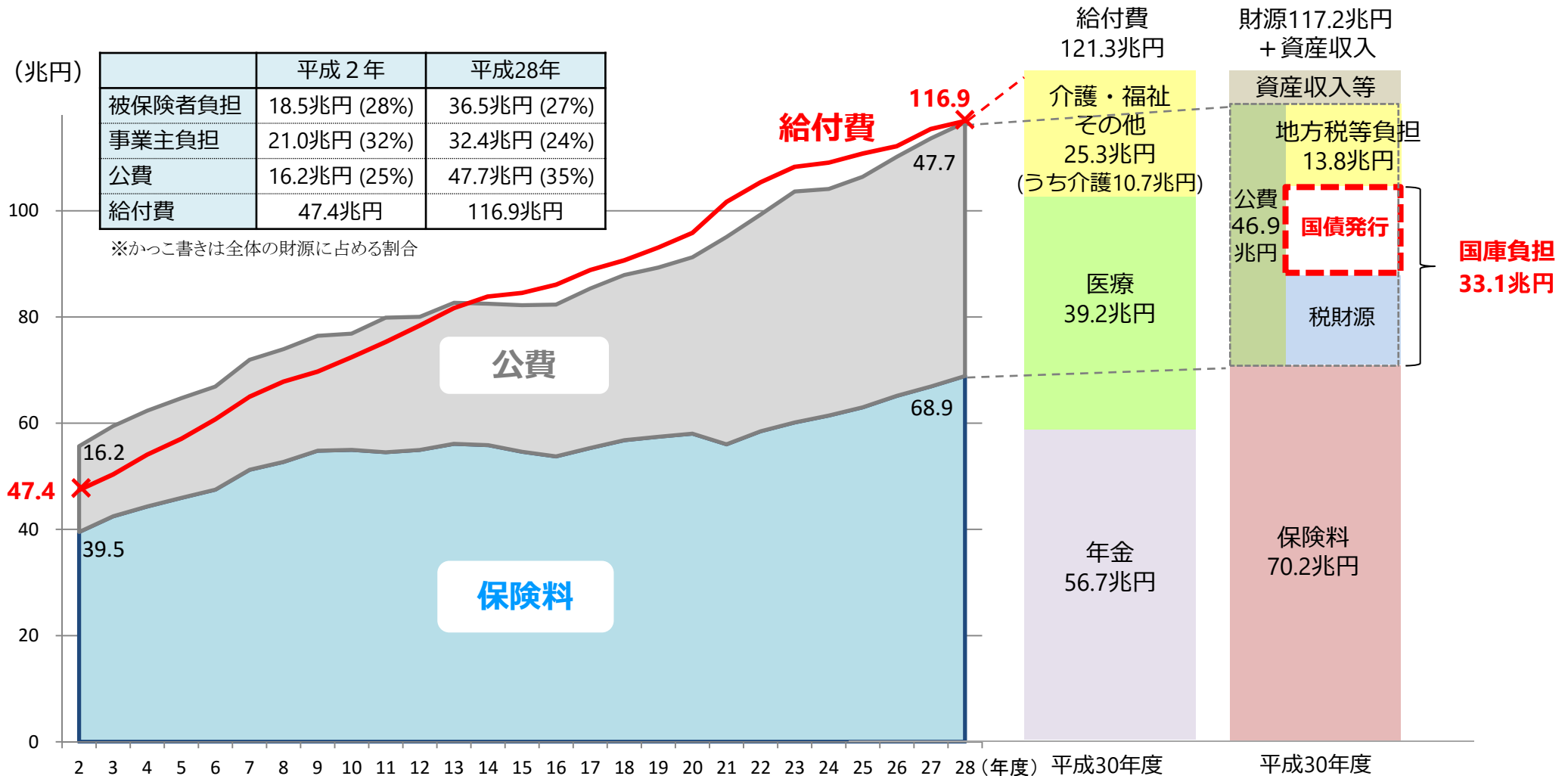
(注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成32年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高からは除くとともに（平成30年度末で5.8兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。

(注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである（増減が公債残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

資料 I - 2 - 2

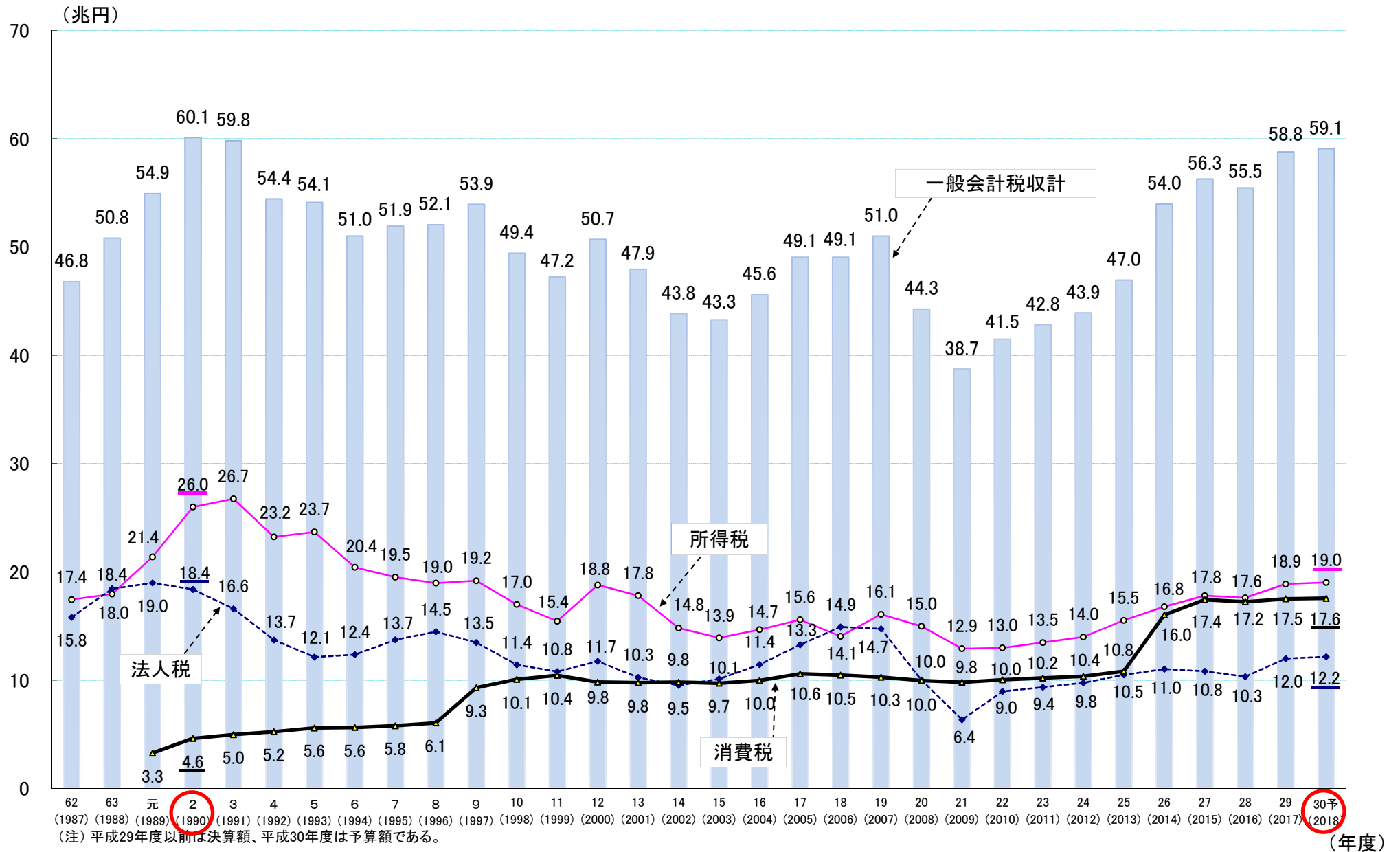
- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
- その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2018(H30)年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。

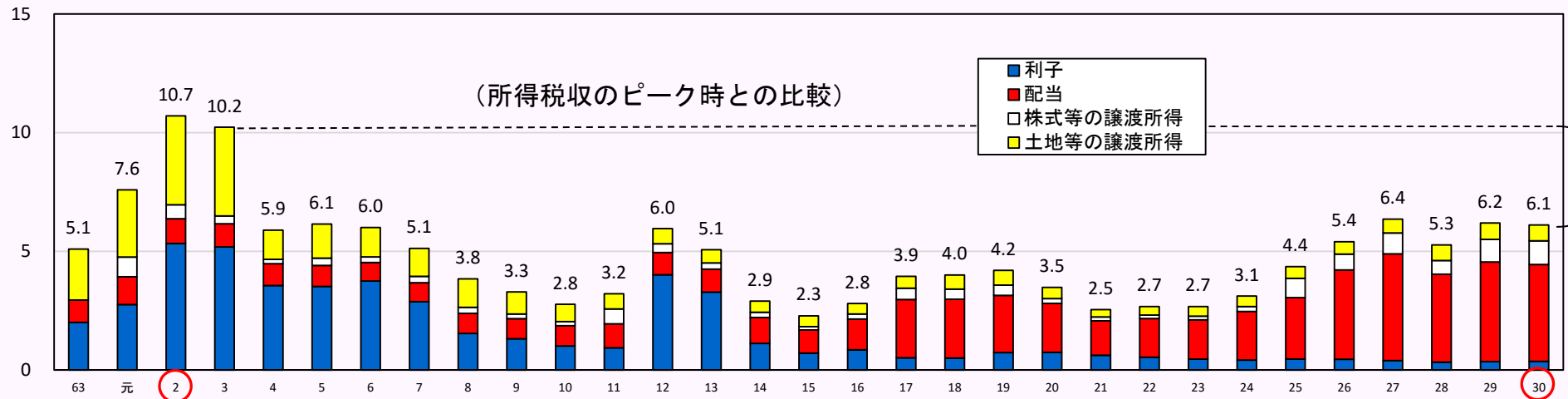
(参考) 税収の推移

資料 I - 2 - 3



所得税収の減収要因

(兆円) ★所得税収のうち主たる分離課税分

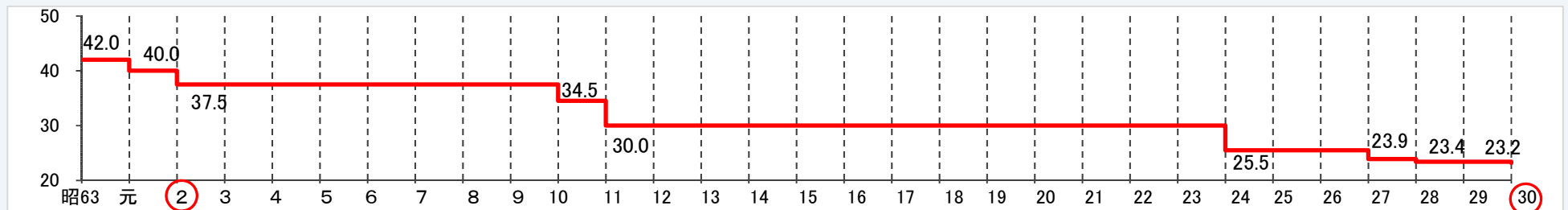


※平成30年度は予算額である。

分離課税分の落ち込み → 約▲4兆円 + 制度減税(増税との差引)および税源移譲分 → 約▲4兆円

法人税率の推移

(%)



「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント①

資料Ⅱ－〇－１

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速、拡大

財政健全化目標

- 団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要。
- このため、財政健全化目標については、
 - 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化を目指す。
 - 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定(2019～2021年度)

- 2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。
- 社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み

① 社会保障関係費

- 再生計画(骨太2015)において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する(注)。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。
- 2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

(注) 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント②

資料Ⅱ－〇－２

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み(続き)

② 一般歳出のうち非社会保障関係費

- 経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続。

③ 地方の歳出水準

- 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

計画実現に向けた今後の取組

- 全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「骨太方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

(社会保障分野における基本的考え方)

- 基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、基盤強化期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと。
- 経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

※計画の中間指標(2021年度時点):PB赤字対GDP比 ▲1.5%、債務残高対GDP比 180%台前半、財政収支対GDP比 ▲3.0%

「高齢化」「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくため、下記の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があり、早急に議論を前に進めるべき。

視点１ 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく（共助の対象は何か）

① 「高度・高額な医療技術や医薬品への対応」

新たな医薬品・医療技術について、安全性・有効性に加え、費用対効果や財政影響等などの経済性も踏まえて、保険収載の可否も含め公的保険での対応の在り方を決める仕組みとしていくべき。

② 「大きなリスクは共助、小さなリスクは自助」

「小さなリスク」については、従前のように手厚い保険給付の対象とするのではなく、より自助で対応することとすべき。

〔主な改革項目（案）〕 ＯＴＣ類似薬や有用性の低い医薬品の処方に係る自己負担率の引上げ、少額の外来受診に係る定額負担の導入
介護の軽度者向け生活援助サービスに係る給付の在り方の見直し 等

視点２ 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する（提供体制と公定価格）

① 「医療・介護提供体制の改革」

これまで以上に限られた財源とマンパワーの中で必要なサービスを過不足なく効率的に提供していくため、医療・介護提供体制の在り方の見直しを図るべき。

〔主な改革項目（案）〕

- ・ 地域医療構想の実現（急性期病床の削減等）に向けた、都道府県によるコントロール機能の強化やインセンティブ策の強化
- ・ かかりつけ医等への適切な誘導に向けた、外来受診時等における定額負担の活用
- ・ 介護の地域差縮減に向けた、インセンティブ交付金等の活用による保険者機能の一層の強化 等

② 「公定価格の適正化・包括化」

診療報酬本体、薬価など、保険償還の対象となるサービスの価格については、国民負担を軽減する観点から、できる限り効率的に提供
するよう、診療報酬・薬価の適正化等を進めるべき。

今後の介護報酬改定に向け、加算の効果等に係るエビデンスの整理・検証を通じた報酬改定のPDCAサイクルを確立していくべき。

視点３ 高齢化や支え手減少の中で公平な負担としていく（給付と負担のバランス）

① 「年齢ではなく能力に応じた負担」

団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年度までに、世代間の公平の観点も踏まえ、後期高齢者の窓口負担の引上げや介護の利用者負担などの改革を実施すべき。

② 「支え手減少下での医療費増加に対する総合的な対応」

保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討していくべき。

取組状況	主な項目
一部対応したが、引き続き対応が必要なもの	・ 高確法第14条の診療報酬の特例の活用方策 ・ 地域差分析を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化・給付費の適正化に向けた保険者へのインセンティブ付けなどの制度的枠組みの検討 ・ 生活援助サービス等その他の給付の在り方、負担の在り方 ・ 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づく取組み ・ 服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価、適正化や患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し 等
今後対応していくもの	・ 費用対効果評価の本格実施 ・ 後期高齢者の窓口負担の在り方 ・ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための課題（介護総報酬割以外） ・ 金融資産等の医療保険制度における負担への反映方法 ・ 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点からの検討 ・ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担についての検討 ・ 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行 ・ 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 ・ 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方 ・ 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方 ・ 介護の調整交付金の活用方策についての検討 ・ 国民健康保険の普通調整交付金の活用方策についての検討 等

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

資料Ⅱ－1－3

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

【平成30年度所要額 246億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②完全実施

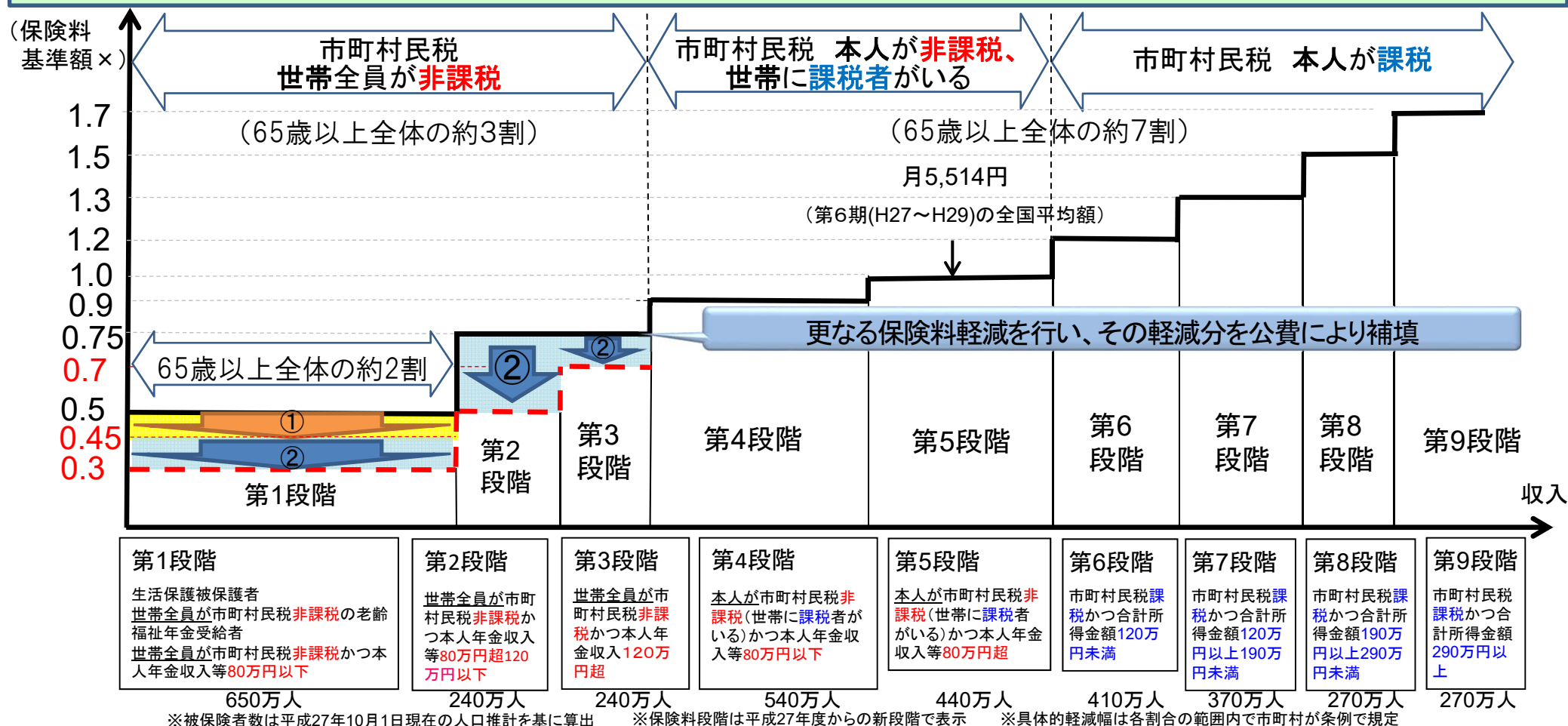
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

【実施時所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

(平成29年度ベース)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

資料Ⅱ－１－４

1. 法律の概要

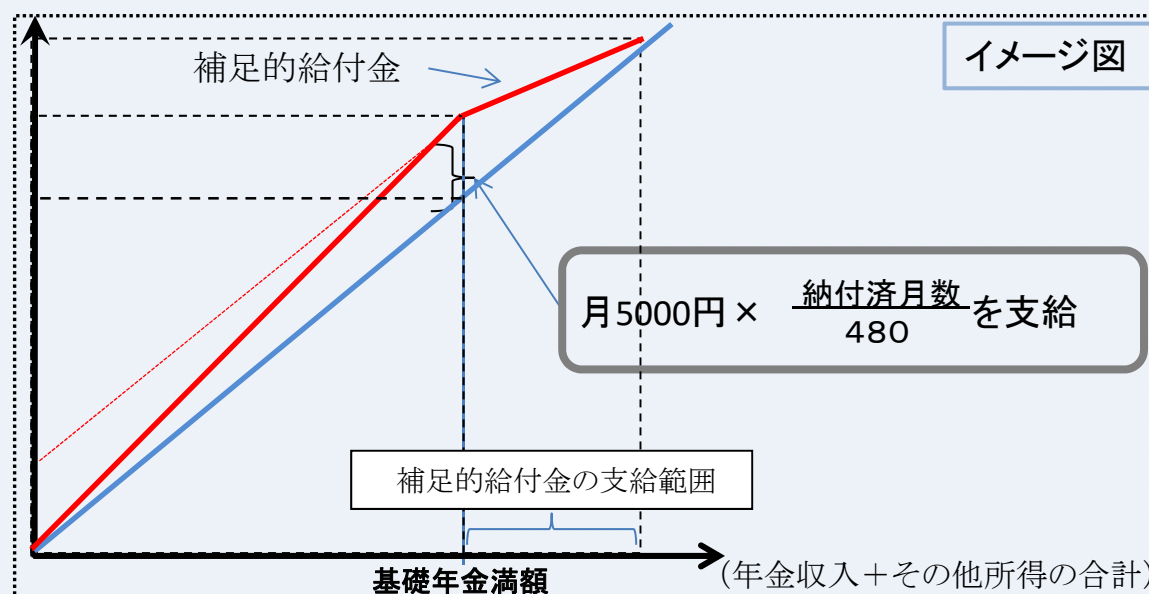
- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付（※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること（政令事項）
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円））
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

所要額 約5,600億円

（一体改革関連法案審議時の試算）



後期高齢者の保険料軽減特例(均等割)の見直し

資料Ⅱ－１－５

【論点】

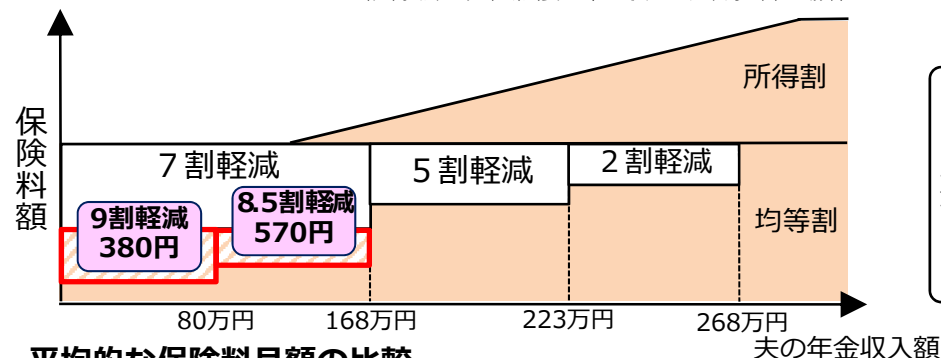
- 低所得の後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（予算措置）については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施することとされている。
- これまで、もともと法定されていた軽減割合を更を超えて特例的に軽減を続けてきたものであり、74歳以下の国民健康保険の被保険者との公平性等を踏まえ、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と併せて見直す必要。

今後の社会保障改革の実施について（抄）（平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部決定）

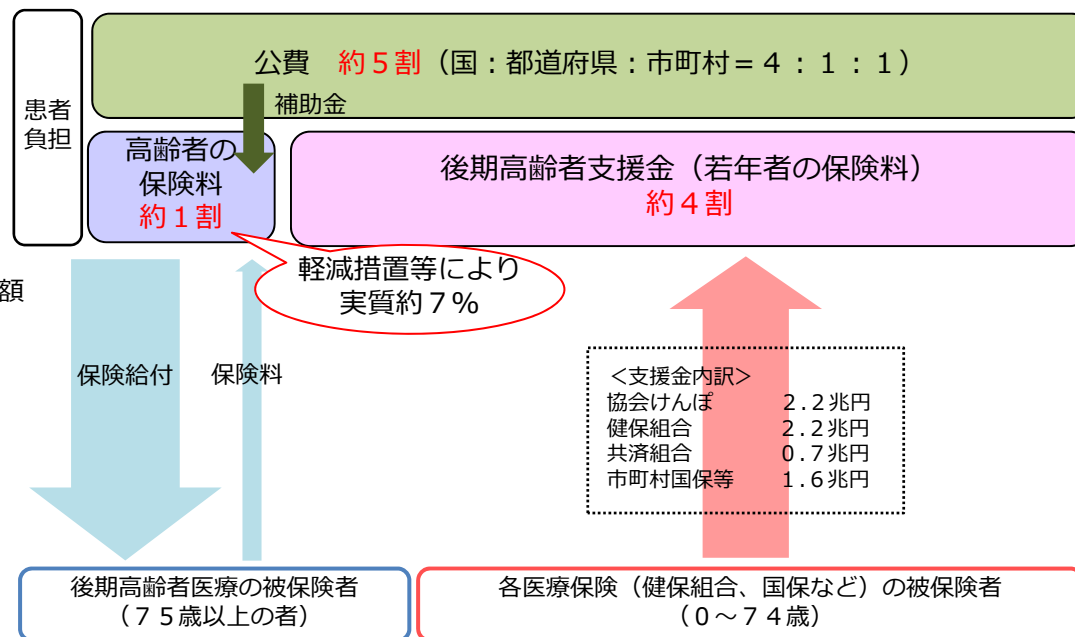
（２）後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）に関し、（中略）所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。**均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。**また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

◆ 後期高齢者医療の月額保険料

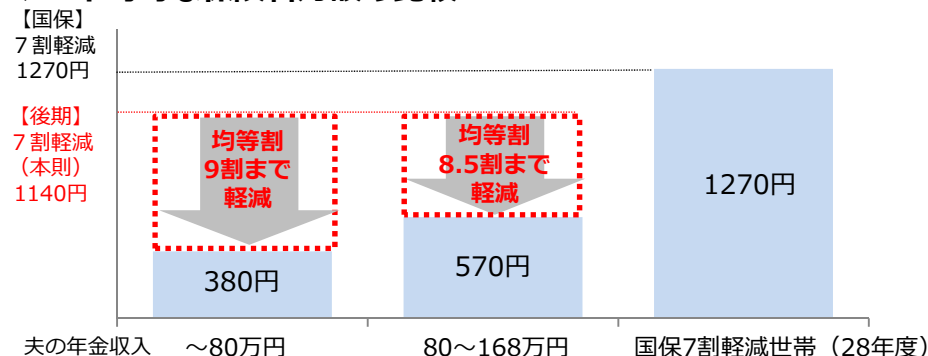
（注）夫婦二人世帯（妻の年金収入80万円以下）の場合



◆ 高齢者医療制度の財政



◆ 平均的な保険料月額比較



（注）国保は、国民健康保険実態調査（平成28年度）における7割軽減世帯の一人当たり平均保険料算定額を基に応益分を推計したもの。

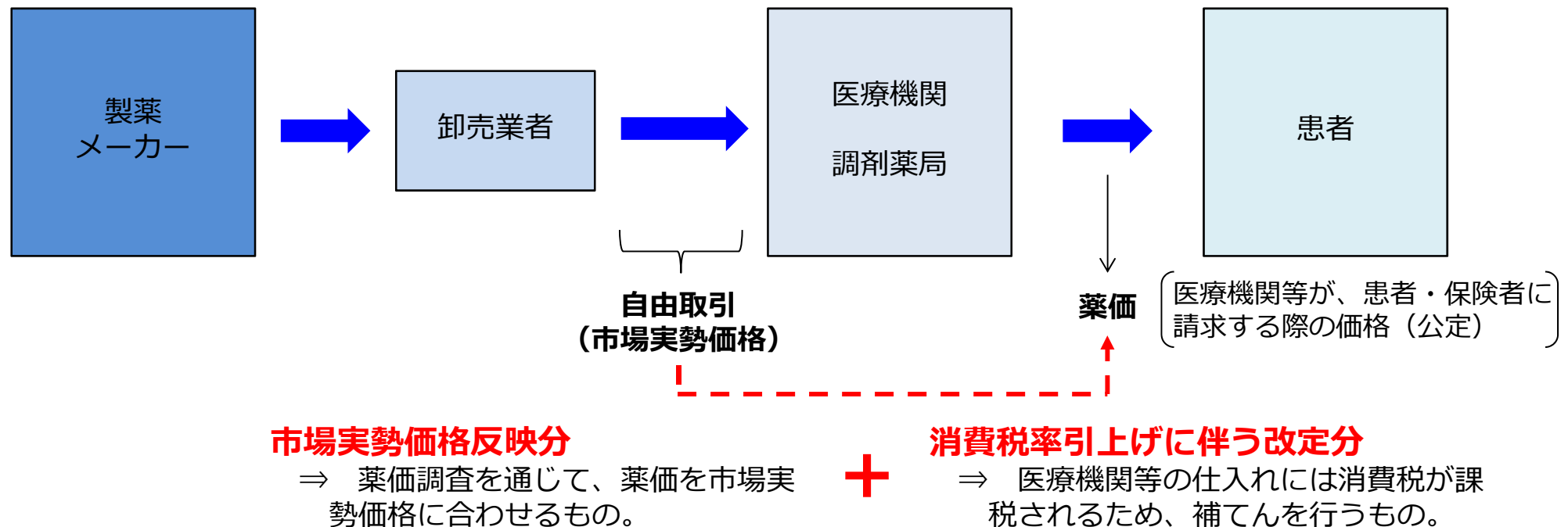
なお、1270円のうち330円が後期高齢者支援金分。また、均等割額は28/29年度の保険料額。

- 平成31年10月に予定されている消費税率の引上げを見据え、薬価についても消費税率引上げ相当分の改定を行うことになるが、過剰な国民負担となることのないよう、併せて薬価に市場実勢価格を反映させることが必要。
- こうした薬価改定による薬価のマイナス（市場実勢価格反映分）は、予算単価の当然の時点修正であり、制度改正や予算内容の見直しによる経費の合理化・効率化とは、性質の異なるもの。

◆ 薬価改定の仕組み

- ・ 通例、薬価改定を行う前年の9月に1カ月間の市場実勢価格（取引価格）を調査（薬価調査）した上で、その結果に薬価（保険償還価格）を合わせるのが原則。

◆ 医療用医薬品の取引の流れ



保険収載の在り方

資料Ⅱ－１－８

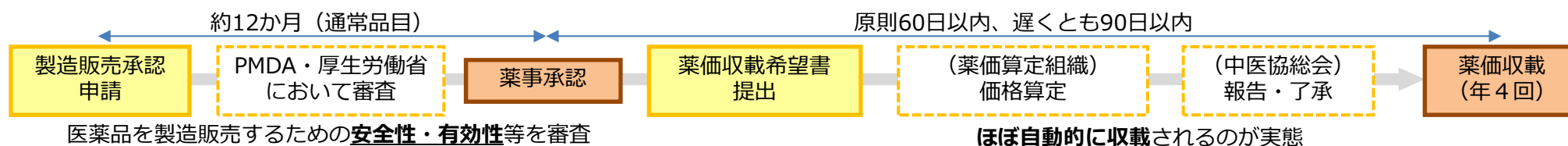
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する」

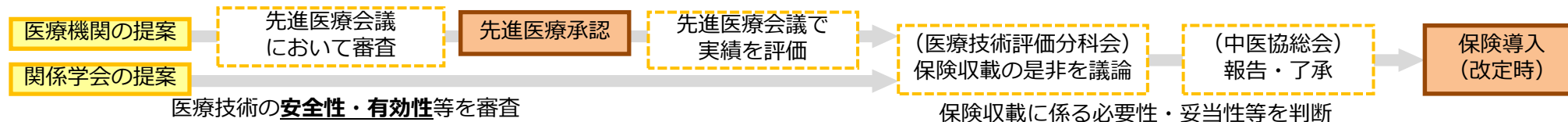
【論点】

- 新規医薬品については、そもそも年4回、薬事承認が行われたものは事実上すべて収載される仕組みとなっており、これによりどの程度財政影響が生じるかも十分検証されていない。新たな医療技術については、診療報酬改定の際に収載されているが、収載にあたって経済性は考慮されていない。
- これら保険収載の影響は、医療費の「高度化による増加」の要因になっていると考えられ、医薬品等の価格が高額になっている状況も踏まえ、保険収載の可否も含めて公的保険での対応の在り方を検討する必要。

◆新規収載までのプロセスの概要（医薬品）



◆新規導入までのプロセスの概要（医療技術）



◆近年国内外で登場した高額薬剤の例

販売名	収載年月	薬効〔適応〕	費用
オブジーボ点滴静注	26年9月	その他の抗悪性腫瘍用剤 〔非小細胞肺癌等〕	約3,500万円/人 (体重60kg,1年間の場合)
ハーボニー配合錠	27年8月	抗ウイルス剤 〔C型肝炎〕	約520万円/人 (12週間)

※ 中央社会保険医療協議会資料に基づき作成し、費用は新規収載時または上記の適応追加時のもの。

米国での製品名	米国での承認年月	米国での費用
キムリア (急性リンパ性白血病治療薬)	29年8月 (日本：30年4月承認申請済)	約5,400万円/人 (1回投与)
イエスカルタ (リンパ腫治療薬)	29年10月	約4,200万円/人 (1回投与)
ラクスターナ (遺伝性網膜疾患治療薬)	29年12月	約9,700万円/人 (両眼1回投与)

※ 各社報道発表資料等に基づき作成。公的医療保険を含め加入する保険によって成果報酬型の支払スキームが存在。

◆保険外併用療養制度

- ・ 保険診療と保険外診療を併用して治療を行う場合には、原則として保険診療部分も含めて全額が自己負担となるが、一定の場合には併用することが可能。

保険診療部分	保険外診療部分
保険外併用療養費 3割自己負担	全額自己負担 ※

※ 自己負担分について、研究機関や製薬会社等の資金を充てる場合もある。

保険外併用療養制度の分類	
評価療養	保険導入のための評価を行うもの (例：先進医療)
患者申出療養	患者からの申出に基づき保険導入のための評価を行うもの
選定療養	保険導入を前提としないもの (例：差額ベッド、歯科の金合金)

【改革の方向性】（案）

- 新たな医薬品・医療技術については、安全性・有効性に加え、費用対効果や財政影響などの経済性の面からの評価も踏まえて、保険収載の可否も含め公的保険での対応の在り方を決める仕組みとしていくべき。
- 保険収載が見送られた医薬品等について、安全性・有効性があれば、保険外併用療養により柔軟に対応するか否かの検討も行うべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る」

【論点】

- 新規の医薬品等について、既存の医薬品等との関係で「効果に比べてどの程度費用が高くなるか」「公的保険として受け入れ可能な水準か」等を評価する「費用対効果評価」を試行的に導入。本格実施に向けて、その具体的な内容について平成30年度中に結論を得ることとされている。
- 新たな医薬品の保険償還価格は、市場価格がないため、一定の算定式に基づいて計算されるが、例えば、「原価計算方式」については、企業の提出した「原価」に営業利益分などを積み上げて価格設定されるものであり、輸入医薬品の場合には企業間の輸出入価格がそのまま「原価」とされるなど、価格水準の妥当性は明らかではない。

◆費用対効果評価の流れ（イメージ）

対象とする品目の基準に基づき
要/不要の判定

（必要な場合のみ）

企業による分析・データ提出
第三者による再分析

データ分析を踏まえた総合評価
（アプレイザル）

※ ICER算出後、ICERが公的保険として受け入れ可能な水準か社会的・倫理的側面等も踏まえて評価

評価結果を踏まえた価格調整

※ 一定の上下限を設定した上で、その範囲内で費用対効果の悪いものほど価格を引下げ

◆試行的導入時における選定基準

- ・ 原価計算方式の場合：営業利益に補正が行われた品目
 - ・ 類似薬効比較方式の場合：補正加算が行われた品目
- のうちからそれぞれ加算率が最も高いもの（及び類似品）等
【原価計算方式における新薬の価格算定方法】

製品製造（輸入）原価	
【国内製造】	【輸入品】
原材料費	輸入価格
労務費	
製造経費	

- ・ 原価の算定根拠・内訳は非開示
- ・ 輸入価格は企業間取引価格を使用

＋
販売費・研究費等
一般管理販売比率（※）45.2%が上限

- ・ 算定根拠・内訳は非開示

＋
営業利益
営業利益率（※）14.7%に
革新性等に応じて▲50%～0%の補正
（30改定以降、加算の場合は薬価全体に加算。
ただし開示度が低い場合は加算率を縮小）

- ・ 高い営業利益率（製造業平均6.6%）

※ 製造業者出荷価格（原価＋販売費・研究費＋営業利益）に占める割合。製薬企業の平均値。

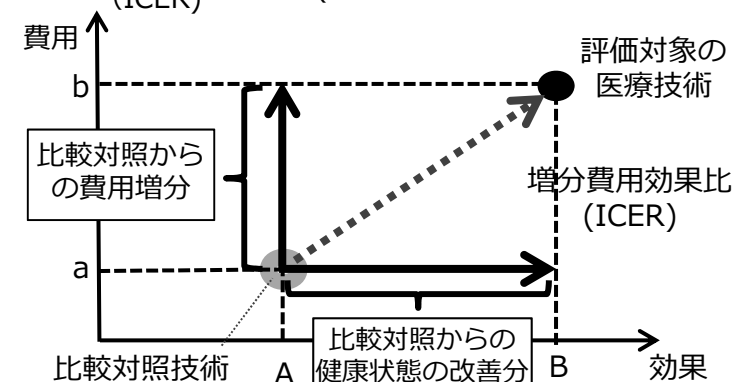
※※ 要件を満たす場合には外国平均価格調整。

＋
流通経費・消費税

＝
薬価（※※）

◆評価対象技術と比較対照技術の増分費用効果比

$$\text{増分費用効果比} = \frac{b-a \text{（費用がどのくらい増加するか）}}{B-A \text{（効果がどのくらい増加するか）}} \text{（ICER）}$$



※ 平成25年2月27日中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会
福田参考人提出資料をもとに作成

◆試行的導入時における価格調整（原価計算方式）

製品総原価	営業利益	営業利益 補正分	流通経費 消費税
-------	------	-------------	-------------

⇒ 薬価全体を価格調整の対象とするが、「製品総原価」＋「営業利益」の合計額を下回らない範囲でのみ実施。

【改革の方向性】（案）

- 原価計算方式で算定された医薬品については、費用対効果評価を義務付け、費用対効果が「悪い」ものについては、保険収載を見送るか、公的保険として対応するのであれば、費用対効果に見合う水準に至るまで当該医薬品の薬価を引き下げる仕組みとすべき。
- 類似薬効比較方式で算定された医薬品についても、補正加算が付される場合には費用対効果評価を義務付け、その結果に応じて薬価を引き下げるべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点等を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」

【論点】

- 高額・有効な医薬品を一定程度公的保険に取り込みつつ、持続可能性を確保していくうえでは、「小さなリスク」への保険給付の在り方を考えていく必要。また、市販品と同一の有効成分の医薬品でも、医療機関で処方されれば、自ら市販品を求めるよりも大幅に低い負担で入手が可能。セルフメディケーションの推進に逆行し、公平性も損ねている。
- なお、諸外国では、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や、一定額までの全額自己負担など、薬剤の負担については技術料とは異なる仕組みが設けられている。

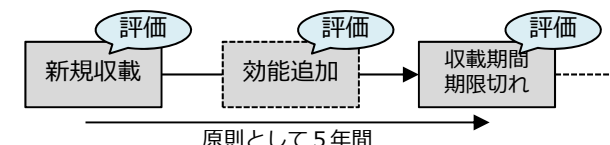
◆ 薬剤自己負担の国際比較

日本	原則 3 割 + 高額療養費制度（技術料も含む実効負担率：15%） （義務教育就学前：2 割、70～74歳：2 割、75歳以上：1 割）
ドイツ	10%定率負担（各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ） （注）参照価格（償還限度額）が設定されている場合は、限度額を超えた額は自己負担
フランス	薬剤の種類に応じて自己負担割合を設定（右図参照） （注）参照価格（償還限度額）が設定されている場合は、限度額を超えた額は自己負担
スウェーデン	900クローナまで全額自己負担、より高額の薬剤については一定の自己負担割合 （注）上限は年間2,200クローナ

◆ フランスにおける薬剤自己負担割合

※ 仏 Haute Autorité de Santé 発行資料等により作成

抗がん剤等の代替性のない高額医薬品		0%
国民連帯の観点から 負担を行うべき 医療上の利益を評価 (医薬品の有効性等)	重要	35%
	中程度	70%
	軽度	85%
	不十分	100%



（評価の例）2016年10月、抗アルツハイマー薬であるARICEPTに係る収載更新申請に対し、仏HASは医療上の利益を「不十分」と判定し、本年8月より保険収載から除外。

◆ 市販品（OTC医薬品）と医療用医薬品の比較

種類	医療用医薬品				OTC医薬品	
	銘柄	薬価	3 割負担（現役）	1 割負担（高齢者）	銘柄	価格
湿布	AA	320円	96円	32円	A	2,551円
ビタミン剤	BB	520円	156円	52円	B	3,974円
漢方薬（感冒）	CC	1,010円	303円	101円	C	4,644円
皮膚保湿剤	DD	1,100円	330円	110円	D	2,448円

- ※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることには留意が必要。
- ※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。
- ※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。

【改革の方向性】（案）

- 薬剤自己負担の引上げについて、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や一定額までの全額自己負担といった諸外国の例も参考としつつ、市販品と医療用医薬品とのバランス、リスクに応じた自己負担の観点等を踏まえ、速やかに具体的内容を検討し、実施すべき。

受診時定額負担の導入

資料Ⅱ－１－１１

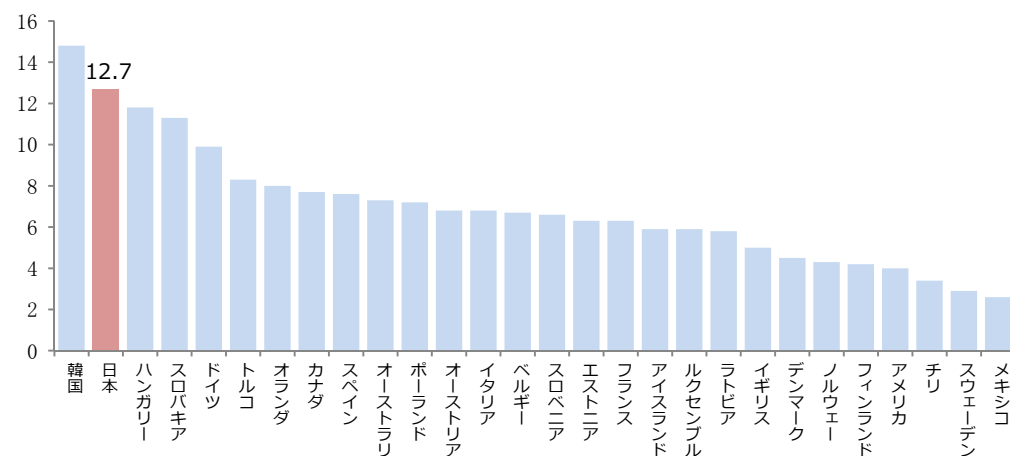
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する」

【論点】

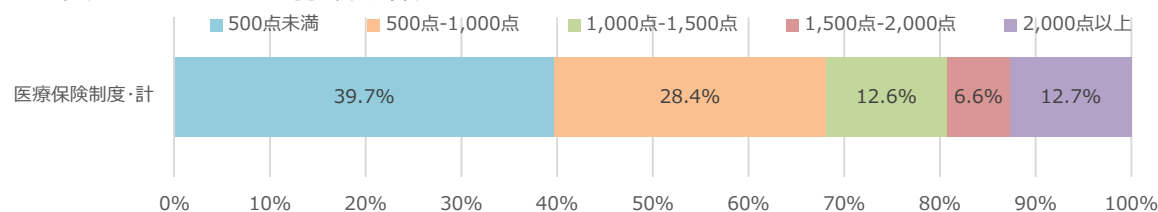
- 諸外国と比較して、我が国の外来受診頻度は高く、多くは少額受診。限られた医療資源の中で医療保険制度を維持していく観点からも、比較的軽微な受診について、一定の追加負担は必要なのではないか。
- また、効率的で質の高い医療を提供する上で、かかりつけ医やかかりつけ薬局へ患者の受診行動を一定程度誘導する必要があるが、医療機関等にはインセンティブとなる一方で負担増となる患者にはディスインセンティブとなり得る「診療報酬での評価」などと比べて、定額負担は有効な手段。

◆ 一人あたり年間外来受診回数(医科)の国際比較(2014年)



(注) イギリスは2009年、アメリカは2010年、イタリアは2013年のデータ (出所) OECD Health Data 2017

◆ 受診1回あたりの保険点数

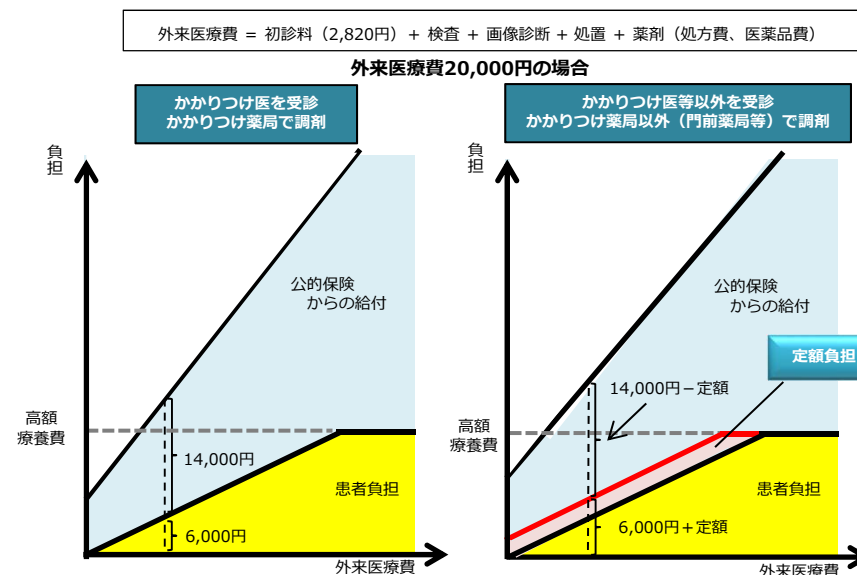


(出所) 厚生労働省「医療給付費実態調査」

◆ フランスにおける受診時定額負担制度(2005年～)の概要

金額	1回1ユーロ(年間50ユーロが上限)
対象者	以下の者は除外 ・18歳未満の者 ・妊娠6か月以降の妊婦 ・一定の低所得者向け医療制度の対象者

◆ 受診時定額負担のイメージ



【改革の方向性】(案)

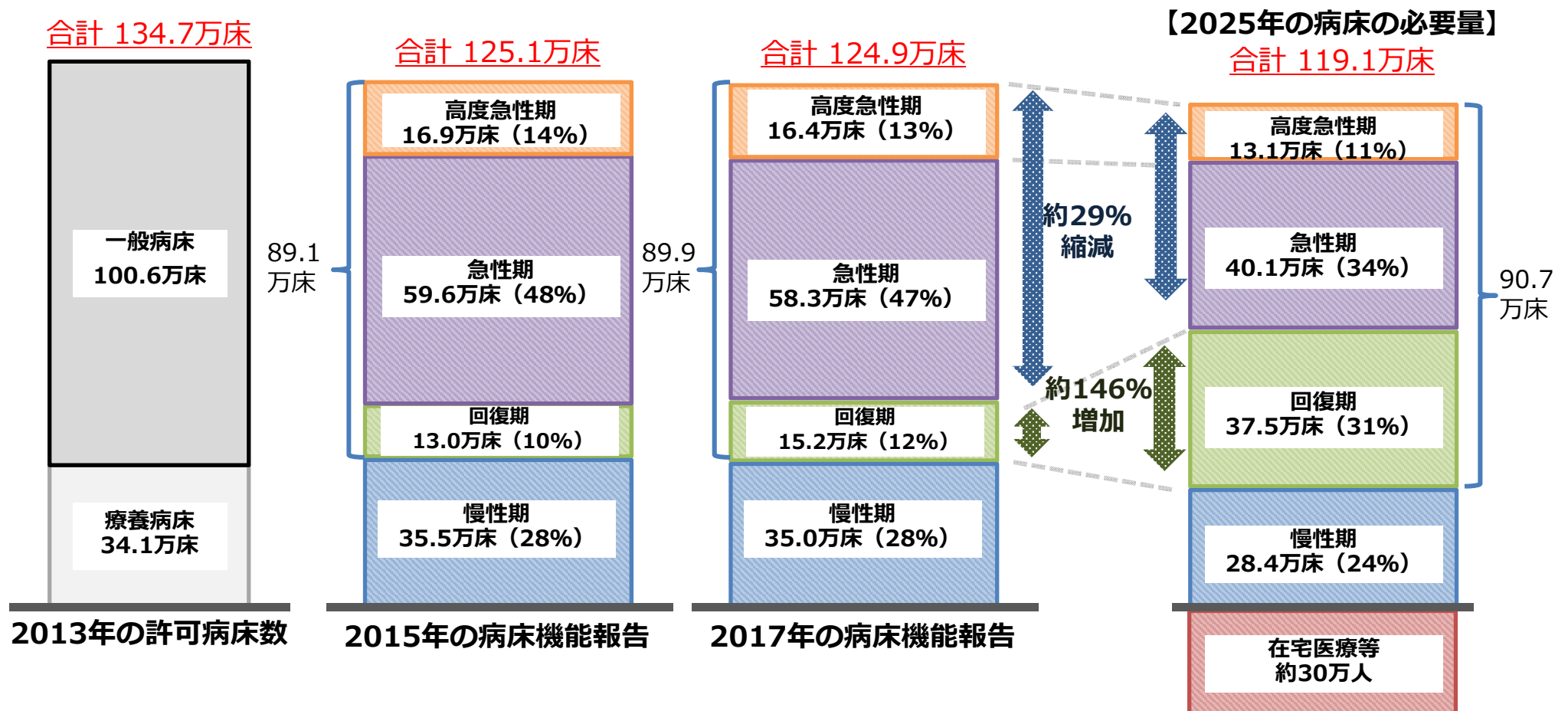
- 制度の持続可能性の観点から、少額の受診に一定程度の追加負担を求めていくべき。
- その際、かかりつけ医やかかりつけ薬局への患者の誘導策として定額負担に差を設定することについても、検討を進めるべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する」

【論点】

- 団塊の世代が後期高齢者になり始める2022年、すべて後期高齢者となる2025年に向けて、地域医療構想に沿って、高度急性期・急性期から回復期や在宅医療等に大幅な医療機能の転換を進めていく必要。



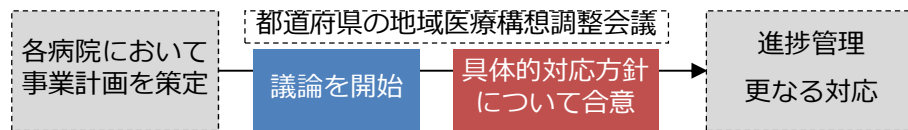
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するように医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事とその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。」

【論点】

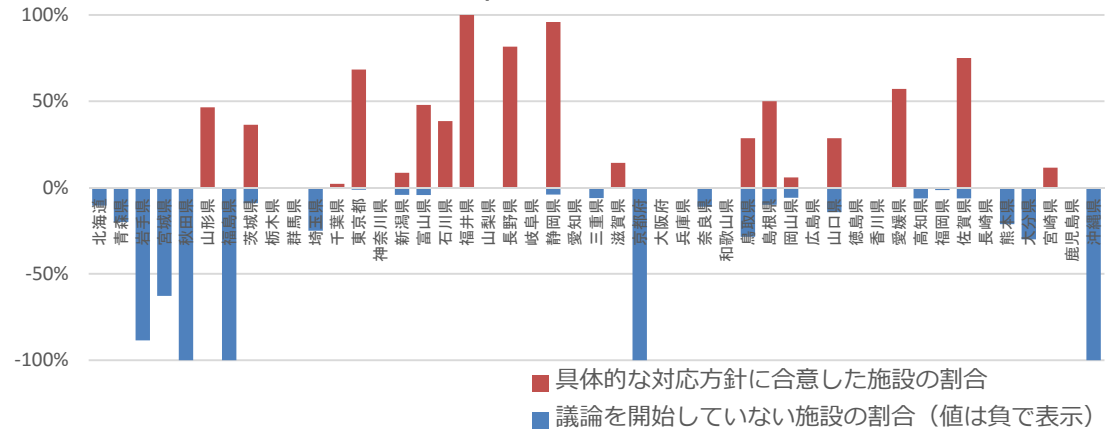
- 地域医療構想の進捗は遅い状況にあり、議論が先行している公立病院・公的医療機関等においても進捗状況に大きな地域差。推進に当たって都道府県が行行使できる権限は限定的であり、特に、民間医療機関の病床に対する権限は事実上ごく限られたものに留まっている。
- 具体的な進捗管理を行うに当たって、その前提となる病床機能報告における各医療機関の判断・報告基準は定性的なものに留まっており、また、医療費の適正化等に係る具体的なアウトカムに対応した指標が必要。

◆ 地域医療構想の進捗状況（30年6月末）



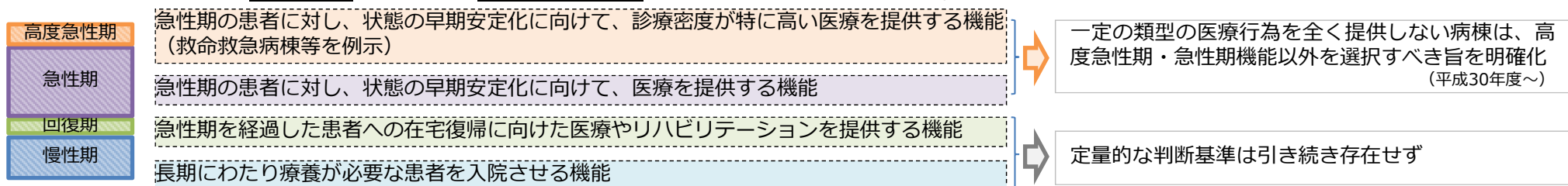
	(施設数)	高度急性期 急性期	回復期	慢性期	非稼働病床
2025年までに 増減すべき病床数	(約1.4万)	▲21万	+22万	▲7万	▲7万
具体的対応方針 合意済	(280)	▲1,989	+2,882	▲457	▲1,849

◆ 公立病院・公的医療機関等（約1,650病院）における進捗状況（30年6月末）



◆ 病床機能報告における定量的基準の策定

以下の定性的基準等をもとに、各医療機関の判断で病棟ごとに病床が担う機能を報告



【改革の方向性】（案）

- 民間医療機関も含めて具体的対応方針の策定を一層促進するとともに、保険医療機関の指定等に当たり、民間医療機関に対する他の病床機能への転換命令等を付与するなど都道府県の権限を一層強化すべき。
- 病床の機能分化・連携の具体的な進捗管理に当たり、①病床機能報告において医療機能に着目した判断・報告が行える定量的基準の更なる明確化を行うとともに、②病床の転換等によって医療費の適正化に繋がったかどうかを検証しこれにより評価することとすべき（K P Iの設定等）。

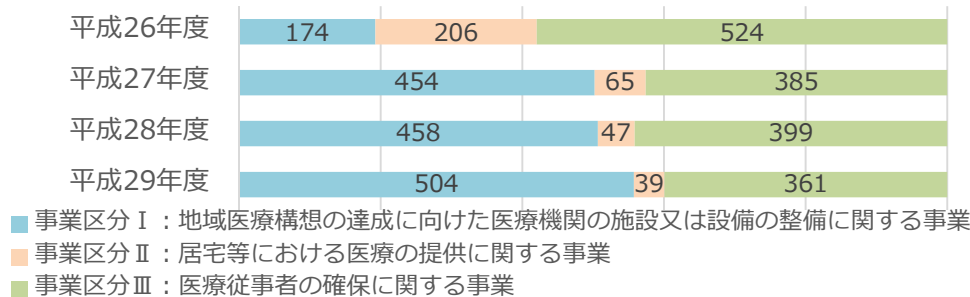
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する」

【論点】

- 地域医療介護総合確保基金や国民健康保険の保険者努力支援制度は、その配分に当たって地域医療構想の進捗状況も反映する仕組みとなっているが、特に、地域医療介護総合確保基金については具体的なインセンティブ付けの効果が非常に乏しい状況。
- 地域医療介護総合確保基金については、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を優先して配分調整する方針となっており、病床の機能分化・連携を達成する観点から十分には反映されていない。

◆ 地域医療介護総合確保基金（医療分）の交付状況



(注) 公費ベース。平成30年度分（総額934億円）は現在配分中。

◆ 地域医療構想の推進に向けた地域医療介護総合確保基金の活用

(平成30年度の交付額の決定に当たって考慮された項目)

- ・ 新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランの策定状況
- ・ 地域医療構想調整会議における医療機関の具体的な対応方針に対する合意状況

⇒ 各都道府県において求められている具体的な水準や、メリハリ付けの詳細は公表されておらず、具体的なインセンティブの効果が非常に乏しい状況。

◆ 保険者努力支援制度の活用

- ・ 国民健康保険の保険者努力支援制度の評価指標（平成31年度～）において、全指標での最大加点240点のうち、地域医療構想の進捗状況に係る項目で最大25点分を評価。

医療提供体制適正化の推進	加点
① 地域医療構想調整会議における具体的な対応方針について、複数の構想区域で合意が得られているか。	13点
② ①の基準は満たさないが、地域医療構想調整会議における具体的な対応方針について、1つの構想区域で合意が得られているか。	8点
③ 平成29年度病床機能報告の報告率が平成30年6月末報告時点で100%を達成しているか。	2点
④ 地域医療構想調整会議において、非稼働病床を有する医療機関に関する議論を行っているか。	5点
⑤ 地域医療構想調整会議において、新公立病院改革プラン又は公的医療機関等2025プランの議論を行っているか。	5点

【改革の方向性】（案）

- 地域医療介護総合確保基金や国民健康保険の保険者努力支援制度の活用による病床機能の転換等については、その進捗状況に係る明確な指標に基づくメリハリ付けの実績を「見える化」とするとともに、その実績を踏まえ2025年度に向けてメリハリ付けを強化する観点から、指標の水準の引上げやウエイト付けを行っていくべき。
- 地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備等に引き続き重点化しつつ、基金創設前から存在している事業が否かにかかわらずメリハリのある配分調整を行うべき。また、各事業が病床の機能分化・連携にどのように繋がっているか検証するとともに、併せて病床のダウンサイジングに係る追加的な支援策を検討すべき。

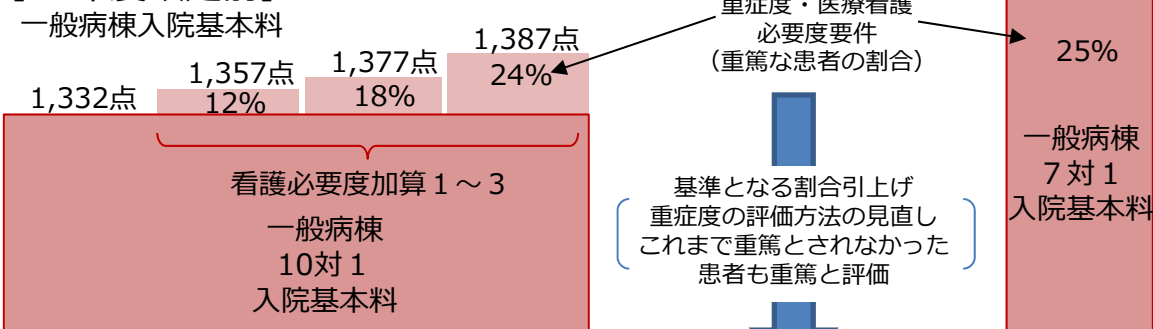
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する」

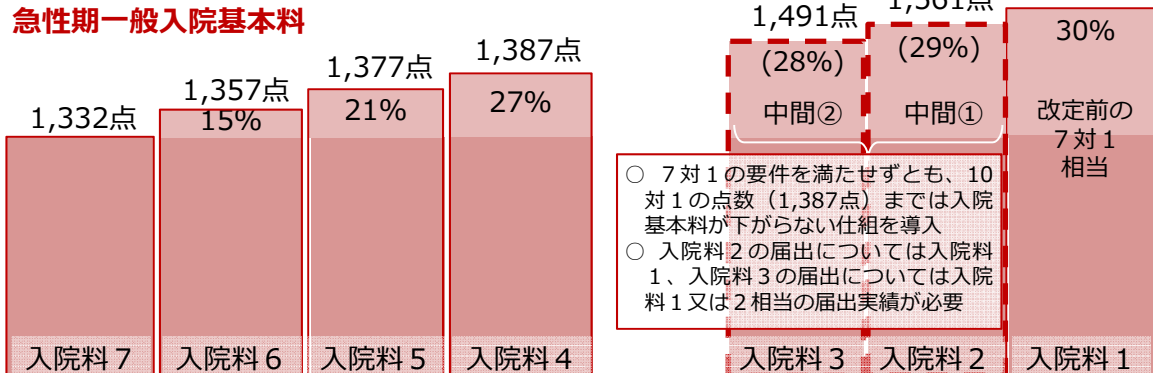
【論点】

- 診療報酬上、急性期を念頭に高い報酬設定がなされている「7対1入院基本料」を算定する病床が、導入（平成18年度）以降、急増し、最多となっており、これまでの累次の見直しでも、十分に減少してこなかった。
（注）26改定においては、要件見直しにより「9万床」の7：1病床を転換するものとされていた。
- 平成30年度の診療報酬改定により、入院基本料の名称を変更し、（旧）7対1入院基本料を算定する際の基準の変更などが実施されたが、急性期に係る入院医療費がどの程度効率化されるのかは明らかではない。

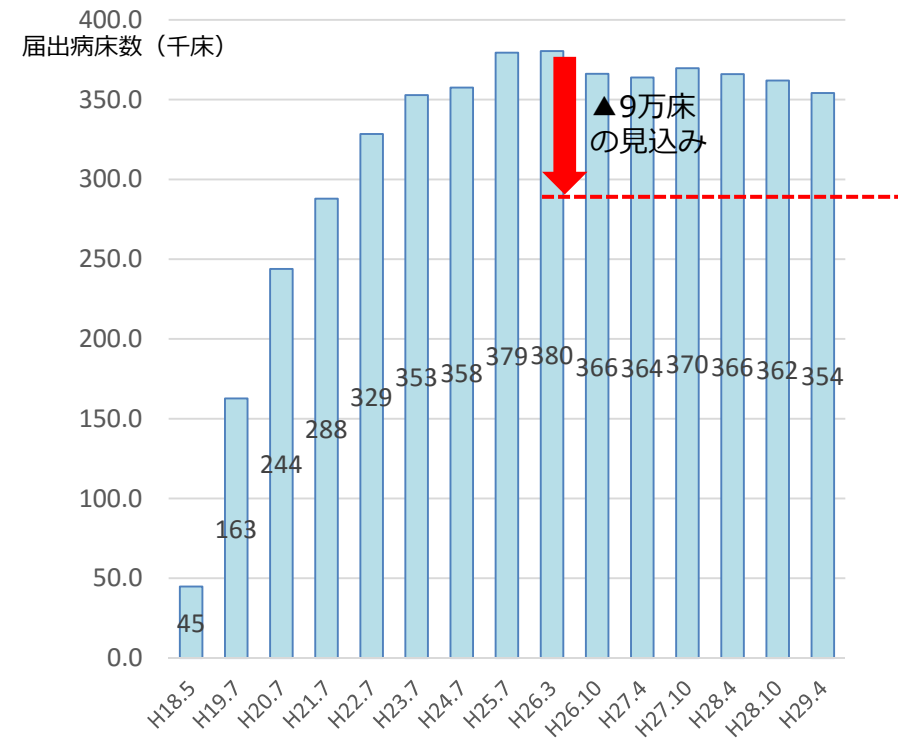
【30年度改定前】



【平成30年度改定後】



◆一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移



【改革の方向性】（案）

- 平成30年度診療報酬改定が、全体としてどの程度地域医療構想に沿った病床の再編・急性期入院医療費の削減につながっていくかについて、適切なKPIを設定したうえで、進捗を評価し、必要に応じて更なる要件厳格化等を次期改定において実施すべき。

法定外一般会計繰入の速やかな解消

資料Ⅱ－1－16

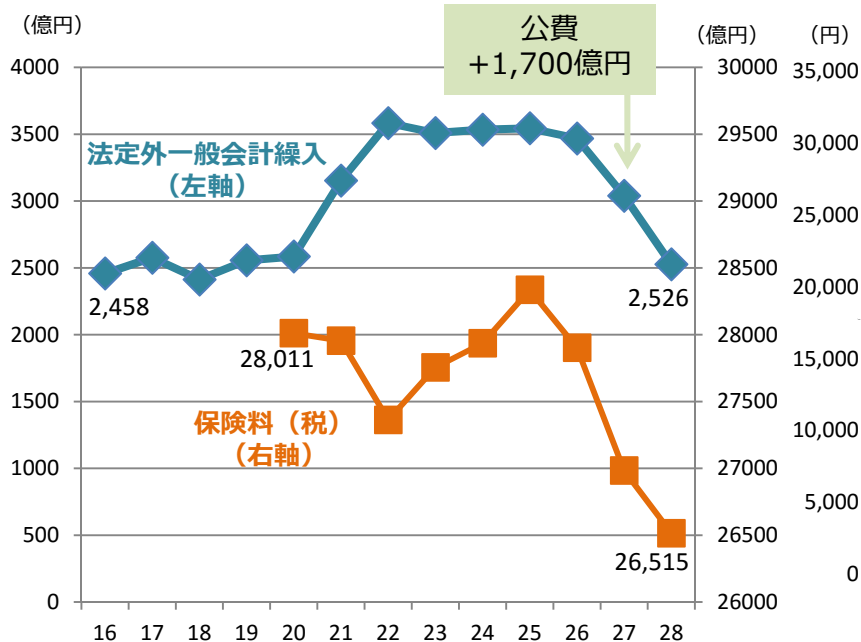
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める」

【論点】

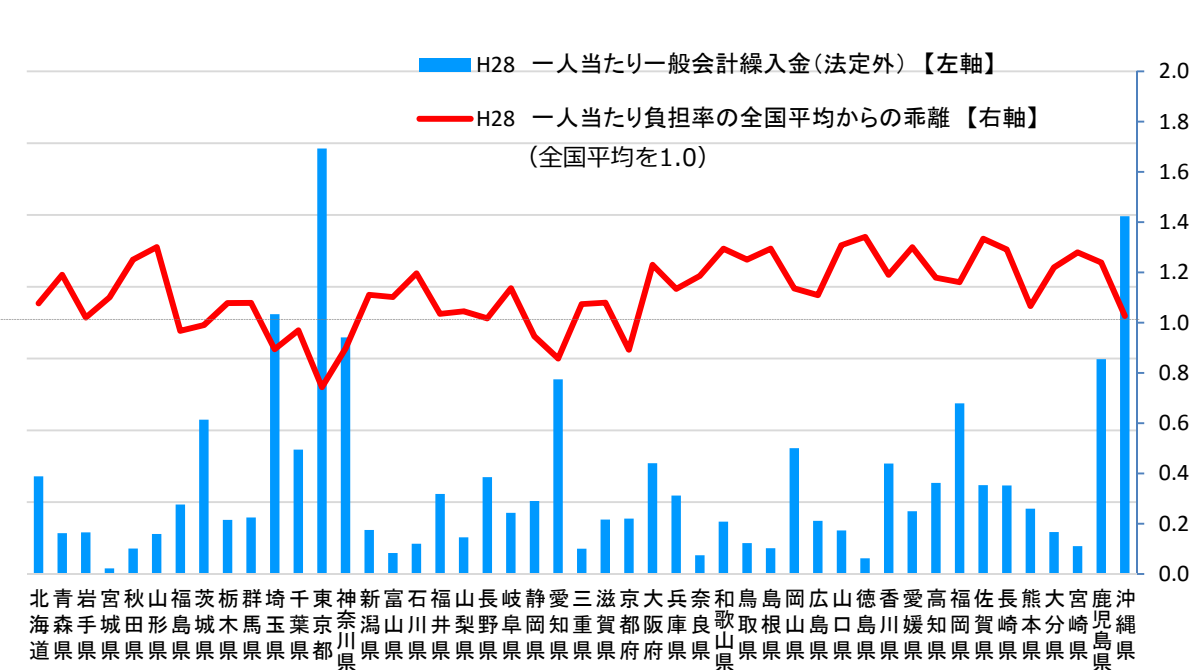
- 国民健康保険は、制度上、前期高齢者調整分を除く5割超を公費で賄い、残りを保険料収入等で賄う仕組みであるが、実際には、制度上の公費に加えて、保険料の負担軽減等の目的で、総額2,500億円超の一般財源を法定外繰入により追加している。
- 各自治体の保険料負担は、こうした法定外一般会計繰入によって左右されており、保険給付に応じた保険料負担を求めることで、規律ある保険財政の運営を行う本来の姿からかけ離れた状況。
- 国保改革に際して、社会保障と税の一体改革の中で、平成30年度から国保財政の健全性確保のため3,400億円の公費を制度上追加することとし、27年度からこのうち1,700億円を措置している。一方、28年度の法定外一般会計繰入の水準は未だに2,500億円を超えている。

◆ 法定外一般会計繰入額等の推移



(出典) 国民健康保険事業年報
 (注1) 法定外一般会計繰入は、決算填補等目的のもの。
 (注2) 保険料(税)は介護分を除く。

◆ 都道府県別の法定外一般会計繰入と保険料負担



(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険実態調査報告

【改革の方向性】 (案)

- 国保財政の運営の都道府県単位化を機に、速やかに法定外一般会計繰入を解消し、保険給付に応じた保険料負担を求める本来の仕組みとすることで、保険財政運営の健全性を確保すべき。

医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の設定

資料Ⅱ－１－１７

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する」

【論点】

- 高齢者医療確保法第14条においては、医療費適正化の観点から地域ごとの診療報酬の定めを行いうることが規定されているが、平成18年の法律改正で規定されて以来、これまで実施例はない。どのような内容の診療報酬の定めが可能かについて都道府県に具体的に示されてもいない。
- 平成30年度からの国保改革により、都道府県が、県内の医療費の水準や見通しを踏まえた保険料設定と住民への説明責任を負うこととなり、県内の医療提供体制の在り方と一体的な検討を行うこととなる。
- 国保の都道府県単位化を機に、地域別診療報酬の活用を検討するなど医療費適正化に向けて積極的に取り組もうという都道府県も現れている。

全国一律（注）			×	全国一律	＝ 医療費
診療報酬点数（厚生労働大臣告示）				1 点あたり 単価 1 0 円	
（例）	初診料	282点			
	急性期一般入院料 1	1,591点			
	調剤基本料 1	41点			
			（参考）		

（注）入院基本料への地域加算（都市部に加算）など、例外的に地域ごとに異なる取扱いもある。

（参考）

- ①介護報酬では地域によって1点単価で最大14%の差異が設けられている。
- ②かつて診療報酬も地域別に単価が設定されていた。

◆ 医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の活用（考えられる例）

- 医療費の伸びが高く住民の保険料負担が過重となる場合における診療報酬1点単価の調整
- 入院医療費の地域差是正等の観点からの、特定の病床が過剰な地域における当該入院基本料単価の引下げ
- 調剤業務の需要に見合わない供給増（薬剤師や薬局数の増加）が生じた場合の調剤技術料の引下げ

【改革の方向性】（案）

- 都道府県における医療費適正化の取組みに資する実効的な手段を付与し、都道府県のガバナンスを強化する観点も踏まえ、医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の具体的に活用可能なメニューを国として示すとともに、今年度から開始する第三期医療費適正化計画の達成に向けても柔軟に活用していくための枠組みを整備すべき。

普通調整交付金の配分方法の見直し

資料Ⅱ－1－18

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討する」

【論点】

- 国民健康保険の給付のうち前期高齢者調整分を除く5割超は公費で賄われており、このうち6,100億円は、自治体間の財政力の格差（医療費、所得等）を調整するため、普通調整交付金として国から自治体に配分されている。
- 地域間の医療費の差は、高齢化など年齢構成により生じるものと、いわゆる「地域差」（年齢構成では説明できないもの）があるが、現行制度では、理由にかかわらず、医療費に応じて普通調整交付金が増減額される仕組み。

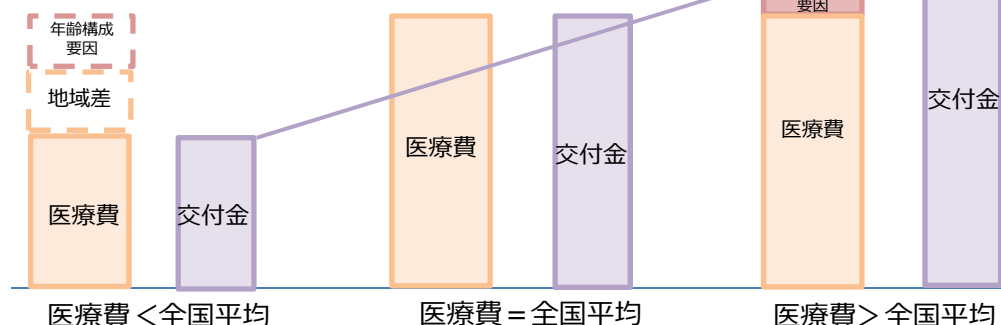
◆国民健康保険の財政（30予算）

保険料 (27,000億円) 法定外一般会計繰入 約2,500億円	調整交付金（国） (9%※) 8,200億円
	定率国庫負担 (32%※) 23,000億円
	都道府県調整交付金 (9%) 6,400億円

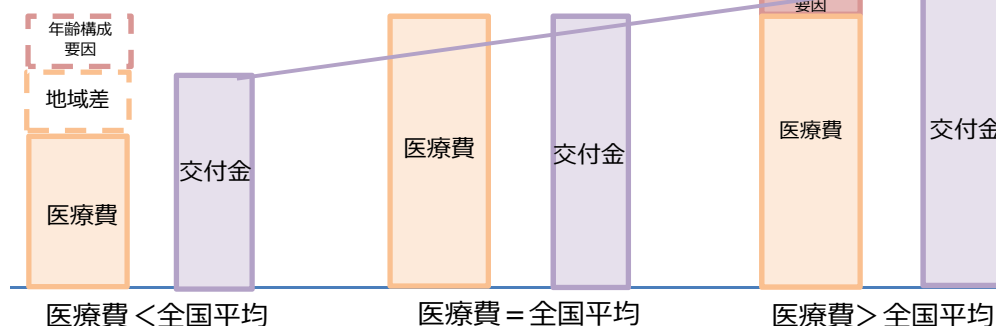
普通調整交付金
6,100億円
特別調整交付金
1,800億円
特例調整交付金
300億円

※定率国庫負担のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

現行では、年齢構成では説明できない地域差の部分にも、国庫負担が充てられている。



年齢構成では説明できない地域差には、普通調整交付金を充てない仕組みとすることで、地域差是正に向けたインセンティブを強化。



【改革の方向性】（案）

- 国保の普通調整交付金の配分にあたっては、実際の医療費ではなく、各自治体の年齢構成のみを勘案した標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する仕組みに改めるべき。

今後の医療提供体制のあり方

資料Ⅱ－１－１９

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する」

【論点】

- 地域医療構想や基準病床制度により、病床については一定の規制を行う仕組みが整備されつつある。一方、診療所や医師の配置、高額医療機器への設備投資、介護の在宅サービスについては、提供体制をコントロールする仕組みがない。

	病床		外来医療 ・診療所 ・医師配置	高額 医療機器	介護サービス 事業者 介護施設
	基準病床制度 年齢階級別人口等を基に 算定した基準病床を 地域の病床の上限とする	地域医療構想 高度急性期～慢性期までの 医療機能ごとに需要を推 計、これに沿って 病床の機能分化・連携			
医療法 医療機関の 開設・管理 (都道府県知事)	(公的医療機関等) 病床過剰地域での 病院開設・増床の不許可	(公的医療機関等) 将来の必要病床数を超えた増床等 過剰な病床機能への転換等 に関して、命令 など	なし 自由開業 自由標榜	なし	(介護施設) 総量規制 ※ 計画に定める定員数 を超える場合、指定 等をしないことができる。
	(民間医療機関) 病床過剰地域での 病院開設・増床に関して 要請／勧告	(民間医療機関) 将来の必要病床数を超えた増床等 過剰な病床機能への転換等 に関して、要請／勧告 など			(地域密着型 サービス) 公募制
健康保険法等 医療保険の 給付対象範囲 (厚生労働大臣)	(民間医療機関) 上記勧告を受けた場合、 厚生労働大臣は 保険医療機関の指定を しないことができる	(民間医療機関) 将来の必要病床数を超えた増床等 に係る勧告を受けた場合、 厚生労働大臣は 保険医療機関の指定を しないことができる			(在宅サービス) なし ※平成30年4月から 条件付与の仕組み

【改革の方向性】（案）

- 診療所や医師数、高額医療機器など病床以外の医療資源に関しても、医療費の増加を抑制しつつ、診療科や地域ごとの偏在を是正し、限られた医療資源の中で適切かつ効率的な医療提供体制を構築していく観点から、その配置に係る実効的なコントロールが必要であり、その在り方について早期に議論を進めるべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する」

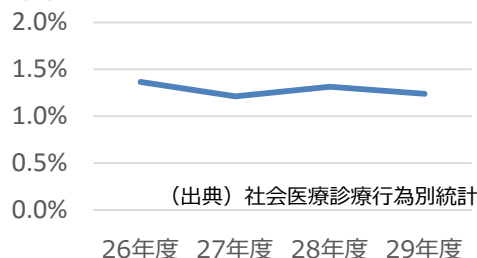
「診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する」

【論点】

- 地域医療構想は病床の機能分化・連携に着目したものであるが、病院と診療所の機能分化・連携やかかりつけ機能の在り方についても取り組を進めていく必要。
- かかりつけ機能を評価するための診療報酬上のインセンティブの付与や、紹介状なく大病院に受診する場合の定額負担の導入を進めてきたが、患者を適切に誘導するための施策として、必ずしも効果や施策の対象範囲が十分とは言えない状況。
- 特に、病院と診療所の機能分化は、病院勤務医の働き方改革の推進の観点からも早急に取り組むべき問題。

◆地域包括診療加算の算定回数の推移 (対再診料算定回数比)

- ・ かかりつけ機能を評価するため、一定の施設基準を満たし脂質異常症、高血圧症、糖尿病または認知症のうち2以上の疾病を有する患者に同意を得て診療等を行った場合に、1回ごとに再診料に加算するもの（地域包括診療料と重複不可）。
- ・ 平成26年度改定で創設され、平成28年度・平成30年度改定で相次いで要件を緩和（地域包括診療料も同様）。



◆地域包括診療料の届出医療機関数

- ・ 上記の「地域包括診療加算」と同様の場合に、月1回に限り算定するもの。その際、個々の再診料や処方料等は算定できない。

26年7月	27年7月	28年7月
122	93	197

(出典) 中央社会保険医療協議会総会提出資料 (29.11.15)

◆かかりつけ薬剤師指導料の算定回数

- ・ 患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定するもの（1回73点の出来高制）。
- ・ 平成28年度改定で創設、平成30年度改定で点数引上げ。

全処方箋枚数(A)	算定回数(B)	B/A
7,629万枚	97.6万回	1.28%

(出典) 厚生労働省資料 平成29年3月分

◆紹介状なしの患者数 (大病院・対初診患者数比)

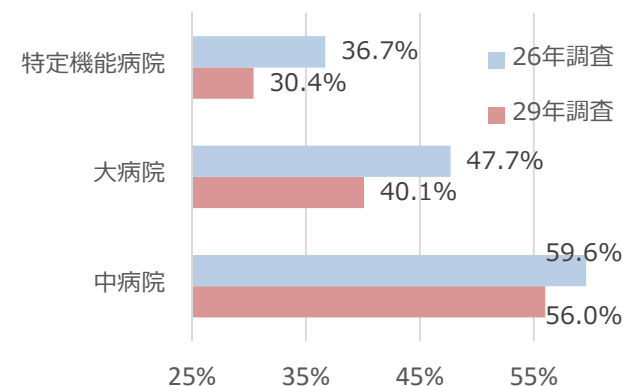
- ・ 保険医療機関相互の機能の分担等の推進のため、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院について、平成28年4月から、紹介状なしで受診する場合に定額を徴収（例：内科初診について5,000円等）。
- ・ 平成30年度改定で対象範囲を拡大。

	27年10月	28年10月
500床以上	42.6%	39.7%
200床～500床	60.3%	59.4%

(出典) 中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会提出資料 (29.5.31)

◆外来患者の最初の受診場所 (病院種別ごとの比較)

- ・ 医療施設において患者に調査票を配布し、受診した病気や症状についてその日に来院した病院に最初に受診したと回答した者の割合。
- ・ 大病院（中病院）とは、特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が500床以上（100～499床）の病院。



(出典) 平成29年度受療行動調査 (概数)

【論点】

- 諸外国では、機能分化の例として、登録した医師による診療を原則としている例のほか、フリーアクセスを維持したまま自己負担の差を設けることでかかりつけ医での受診に誘導している例も見られる。
- かかりつけ医等に対する診療報酬上のインセンティブの付与（加算）は、その財源を患者の自己負担と保険給付で賄うことを通じて保険料・国民医療費の増加に繋がるとともに、患者の自己負担が増加するため患者にとってディスインセンティブとなる可能性。

◆ 外来診療提供体制の比較

イギリス（NHS）	フランス	日本
○ 予め登録した診療所の一般家庭医（GP）による診療が必要 ○ 直接専門科の診療を受けることは原則不可	○ フリーアクセス ○ 予め登録した「かかりつけ医」への受診とそれ以外の医師への直接受診で自己負担（注）に差 【かかりつけ医】3割負担 【かかりつけ医以外】7割負担	○ フリーアクセス ○ 大病院受診時のみ、選定療養として定額負担（特定機能病院及び許可病床400床以上の地域医療支援病院を対象） ※ 医科初診：5,000円

※ 英NHS、仏CNAMウェブサイト等に基づき作成。救急の場合を除く医科の原則的な取扱いを示したもの。

（注）このほか、原則として定額1ユーロを別途負担。また、16歳未満の者、一定の条件下で婦人科医・眼科医・精神科医に受診した者は自己負担3割。

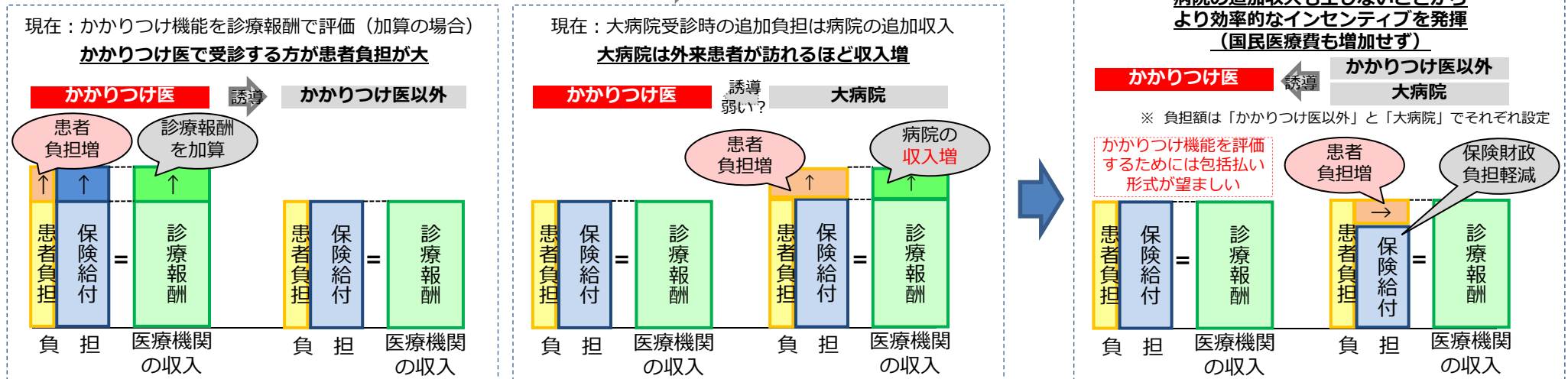
◆ 厚生労働省 専門医の在り方に関する検討会 報告書（平成25年4月22日）

- ・ 総合診療医には、日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷害等について、わが国の医療提供体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供することが求められる。

⇒ 平成30年4月から開始された新専門医制度の中で、総合診療医の専門医としての「総合診療専門医」を養成開始

◆ 紹介状なく受診する際の自己負担の在り方のイメージ

⇒ 患者が誘導される動き



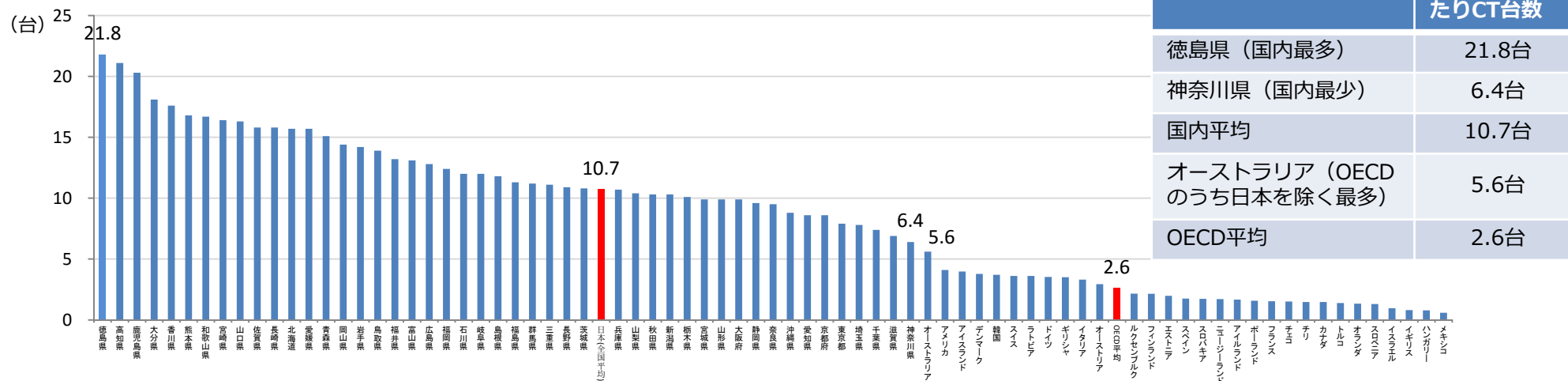
【改革の方向性】（案）

- 適切かつ効率的な外来診療体制の提供を早急に進める観点から、かかりつけ機能の評価の整理を行いつつ、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師以外に外来受診等をした際の定額負担を導入すべき。また、大病院受診時の選定療養による定額負担について、対象範囲を更に拡大しつつ、診療報酬への上乗せ収入とするのではなく保険財政の負担軽減につながるよう診療報酬の中で定額負担を求めるなど、仕組みの見直しを行うべき。
- 今年度から養成が開始された「総合診療専門医」について、必要な養成数を確保し、速やかな養成を進めるべき。

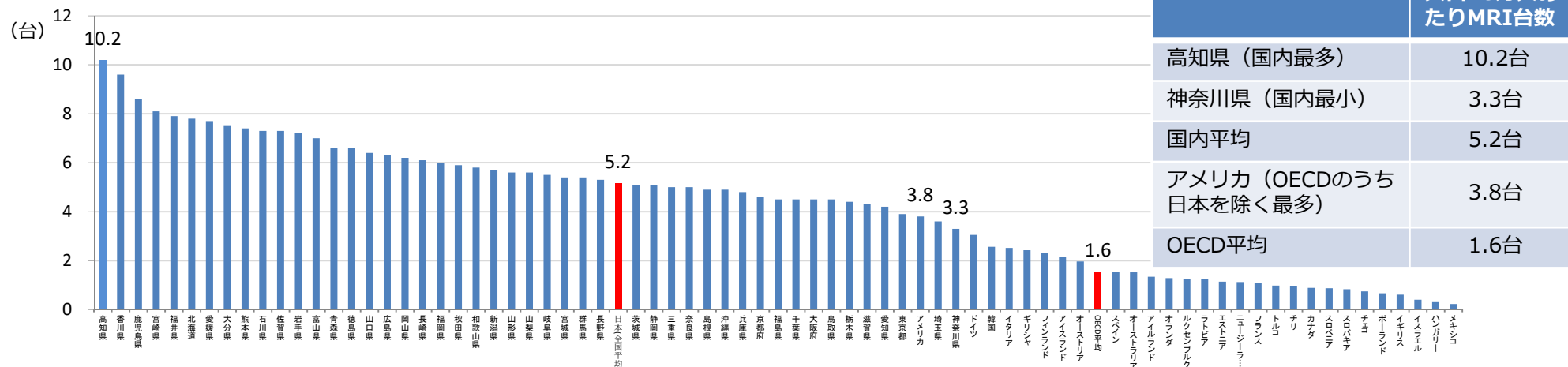
高額医療機器(CT、MRI)の配置状況①(平成30年度予算執行調査) 資料Ⅱ－1－22

- 都道府県別の人口10万人あたりのCT台数及びMRI台数は、最も多い都道府県でCTが21.8台（徳島県）、MRIが10.2台（高知県）となっており、全国平均の約2倍の配置状況、最も少ない都道府県との地域差はいずれも3倍超となっていた。
- 更に、CT及びMRIについて、OECD諸国の10万人あたりの台数とも比較したところ、CTについては全ての都道府県においてOECD諸国の台数を上回っており、MRIについてもアメリカを除くOECD諸国の台数を上回っている状況。

◆人口10万人あたりCT台数（都道府県、OECD）



◆人口10万人あたりMRI台数（都道府県、OECD）



(出所) 都道府県：厚生労働省「医療施設調査」、OECD：OECD Health Statistics 2017

高額医療機器(CT、MRI)の配置状況②(平成30年度予算執行調査)

資料Ⅱ－1－23

- 日本国内においては特に病院におけるCTの設置率が高い状況であるが、CT及びMRIそれぞれ10万人あたりの高額医療機器の台数は1台当たりの撮影回数とそれぞれ相関が見られ、人口あたりの設置台数が多い地域では、需要に比して過大な設備投資が行われている可能性や医療機関の収益を圧迫している可能性がある。
- CT及びMRIで共同利用を行っている機器※の割合は、CTで4.2%、MRIで15.8%と低い数値であった。

◆CT、MRI保有率

CT (保有施設数、率)	病院:6627施設(77%) 診療所:5001施設(5%)
MRI (保有施設数、率)	病院:3466施設(40%) 診療所:1669(2%)

(出所) 厚生労働省「医療施設調査」

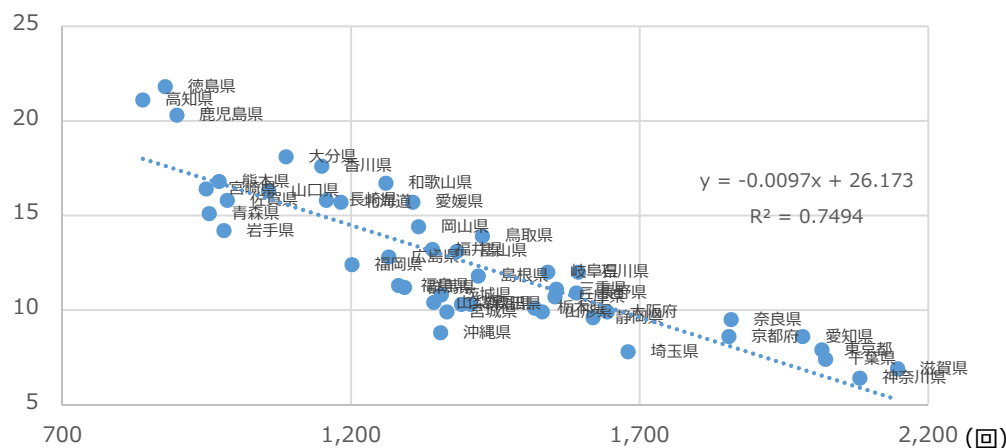
◆CT、MRIの共同利用の実態※

	全国対象機器数	共同利用実績	割合
64列以上のマルチスライスCT	1507台	63台	4.2%
3テスラ以上のMRI	512台	80台	15.8%

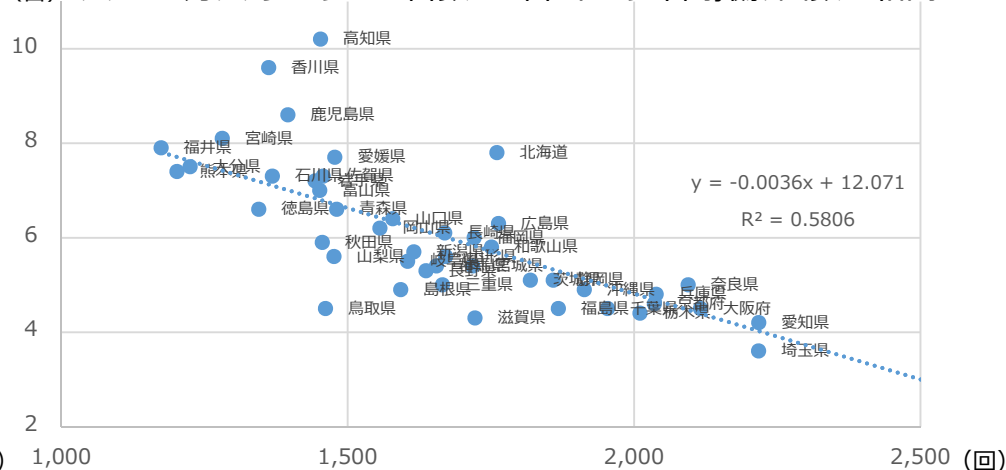
※ それぞれ保険診療を行った患者数による数値であり、共同利用実績とは施設の共同利用率が10%を超える場合を指す。

◆人口10万人あたりCT、MRI台数と1台当たり年間撮影回数の相関

(台) 人口10万人あたりCT台数と1台当たり年間撮影回数の相関



(台) 人口10万人あたりMRI台数と1台当たり年間撮影回数の相関



(出所) 厚生労働省「医療施設調査」、「NDBオープンデータ」

【改革の方向性】(案)

- 地域における高額医療機器の効率的な活用の観点から、地域の医療需要や、高額医療機器の設置が医療費・医療機関の経営に与える影響も勘案しつつ、機器の新規設置や更新の際に都道府県や医療関係者の協議を経る規制の導入など、高額医療機器の配置を適正化するための取組を行うべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する」

【論点】

- 国民負担の軽減に引き続き取り組むとともに、イノベーションを適切に評価していくためには、新薬であれば何でも評価するのではなく、患者にとっての個々の医薬品の画期性や有用性を見極めて評価をしていくことが重要。財政措置のみに頼るのではなく、研究開発環境の改善、創薬コスト低減や産業構造転換といった対応も併せて重要。

主な改革事項

新薬創出等加算の抜本的見直し

- ・対象品目：**革新性・有用性**に着目して絞り込み
(約920品目*→約540品目)* 現行制度が継続した場合
- ・企業指標：**企業指標**(革新的新薬の開発等)の**達成度に応じた加算**

効能追加等による市場拡大への速やかな対応

- ・対象：**350億円以上*** ・頻度：**年4回**(新薬収載の機会)
* 市場拡大再算定ルールに従い薬価引下げ

新薬のイノベーション評価の見直し

- ・加算対象範囲(類似薬のない新薬)
：営業利益への加算 → **薬価全体への加算**
(製造原価の内訳の開示度に応じた加算率の設定)

外国平均価格調整の見直し

- ・米国参照価格リスト：メーカー希望小売価格
→ **公的制度の価格リスト**

日本創薬力強化プラン(緊急対応パッケージ)

厚労省計上分529.4億円(30当初・29補正)

- **がんゲノム医療の実現など日本初のシーズが生まれる研究開発環境の改善**
- **薬事規制改革等を通じたコスト削減と効率性向上**
- **日本初医薬品の国際展開の推進**
- **医療分野の研究開発** **等**

今後の検討事項

費用対効果評価の導入：技術的課題を整理し**平成30年度中に結論**

毎年薬価調査・薬価改定

- ・対象範囲：全品目改定の状況も踏まえ、国主導で流通改善に取り組む、**H32年中に設定**

新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の取扱いの見直し
長期収載品の段階的な価格引き下げまでの期間の在り方等
⇒ **次期薬価改定**に向けて検討

【改革の方向性】(案)

- 薬価制度の抜本改革のうち、残された検討課題については、スケジュールに沿って着実に検討を進めていくべき。
- イノベーションの推進に向けて、様々な施策も活用しつつ、創薬コストの低減、製薬企業の費用構造の見直しや業界再編に取り組むべき。

薬価制度の抜本改革(毎年薬価調査・毎年薬価改定)

資料Ⅱ－1－25

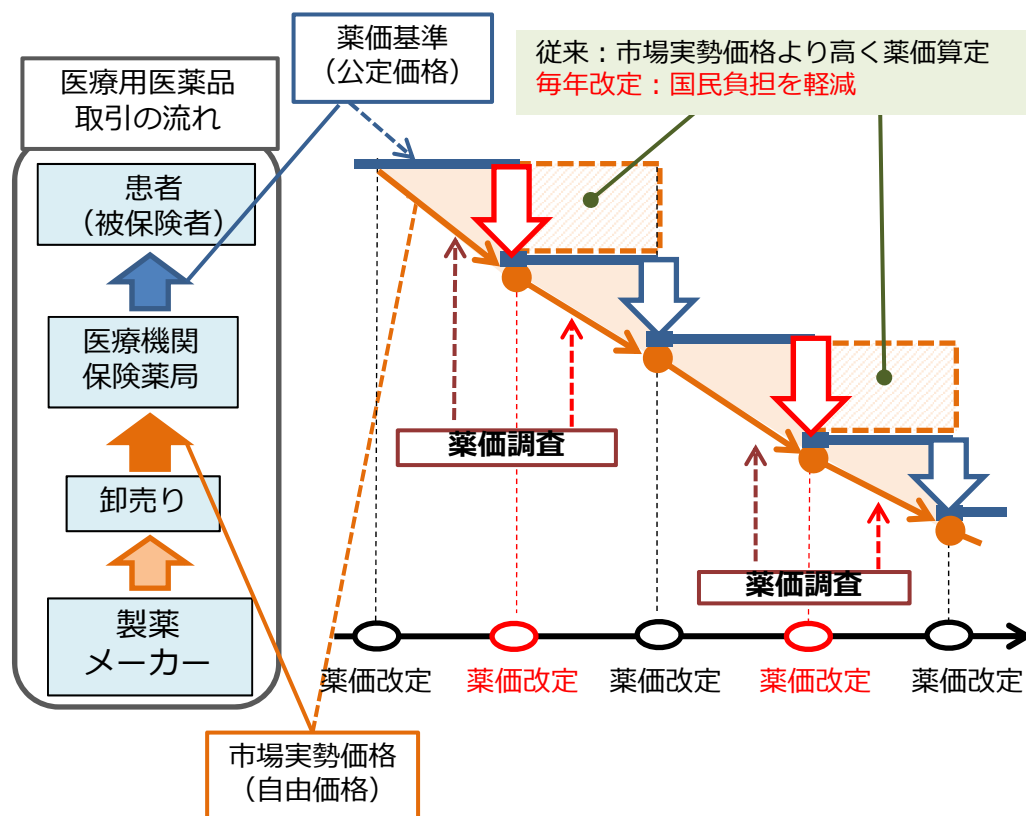
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度、2020年度においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する」

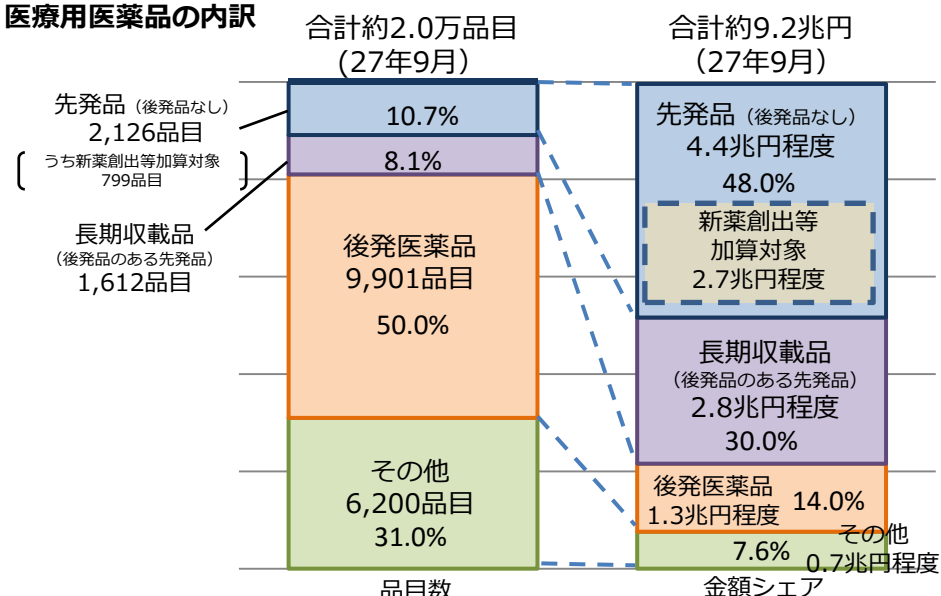
【論点】

- 医療用医薬品の内訳について、品目数や数量ベースでは後発医薬品が最大であるが、金額ベースでは半分程度を「後発品のない先発品」が占めるなど、数量ベースと金額ベースでは内訳が大きく異なる。
- また、先発品は薬価水準が高いため、薬価と市場価格の乖離額が大きくても、乖離率は相対的に小さくなる。

◆ 毎年改定のイメージ (赤字：今般新たに追加)



◆ 医療用医薬品の内訳



(出所) 平成28年12月7日経済財政諮問会議 厚生労働省提出資料を基に作成

◆ 新薬と後発品薬価の価格変化と乖離率

	価格例	▲1円	▲5円	▲10円	▲15円
新薬	885円	▲0.11%	▲0.56%	▲1.13%	▲1.69%
後発品	100円	▲1%	▲5%	▲10%	▲15%

(出所) 29年9月薬価調査結果における薬価基準収載品目の分類別の品目数及び市場シェアを基に作成

【改革の方向性】 (案)

- 2021年度における薬価改定の対象範囲については、金額ベースで見て国民負担の軽減に十分につながるようなものとすべき。

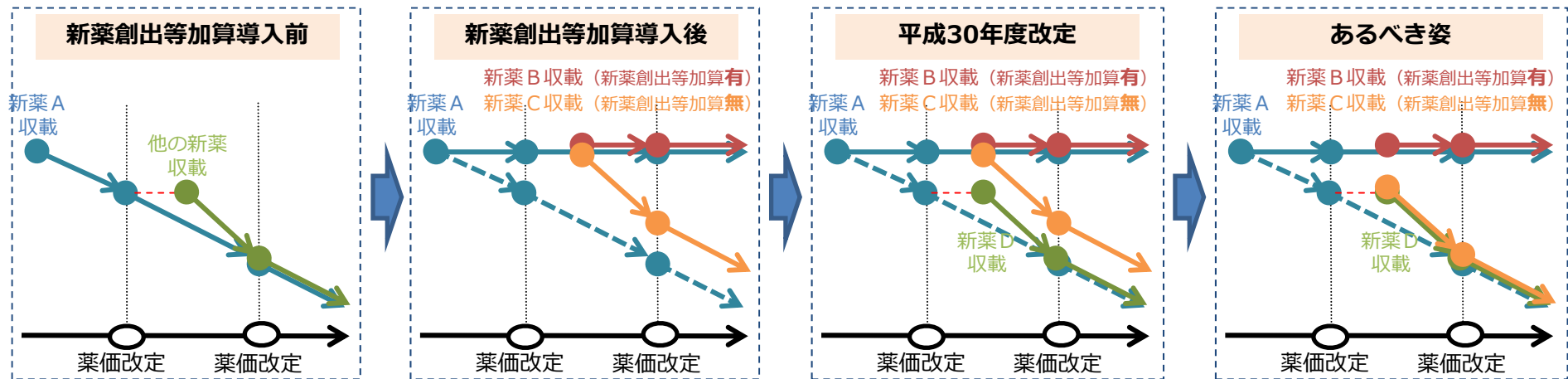
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する」

【論点】

- 新薬創出等加算対象品目（図のA）を比較薬として薬価算定する場合、類似薬効比較方式Ⅰ（新規性に乏しいものの以外のもの：約8割）で算定されれば、新薬創出等加算の対象外の新規収載品目（図のC）であっても、比較薬（図のA）に新薬創出等加算の額が上乗せされたまま薬価算定される。
- 長期収載品については、平成30年度改定において後発品の上市後10年間は後発品の置換え期間とし、その後、段階的に価格を引き下げることとされたが、長期収載品依存の構造からどの程度転換が進むかについては、依然不透明。

◆ 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価推移（イメージ）



※ 新薬Dは類似薬効比較方式Ⅱ（新規性に乏しいもの：約2割）を適用したもの
新薬B・新薬Cは類似薬効比較方式Ⅰ（それ以外のもの：約8割）を適用したもの

◆ 長期収載品の薬価引下げ（平成30年度改定）



【改革の方向性】（案）

- 2020年度の薬価改定において、①新薬創出等加算対象品目を比較薬として薬価算定を行う場合、新薬創出等加算の対象とならない新規収載品目については、比較薬の新薬創出等加算に係る額を控除して薬価算定を行う仕組みとするとともに、②長期収載品については、後発医薬品の置換え率の状況等を確認しつつ、必要に応じ、段階的な価格引下げ開始までの期間の短縮を実施すべき。

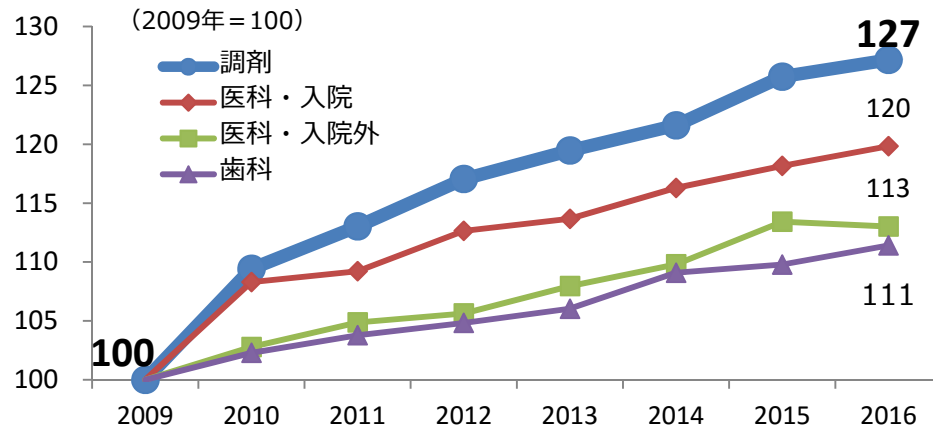
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する」

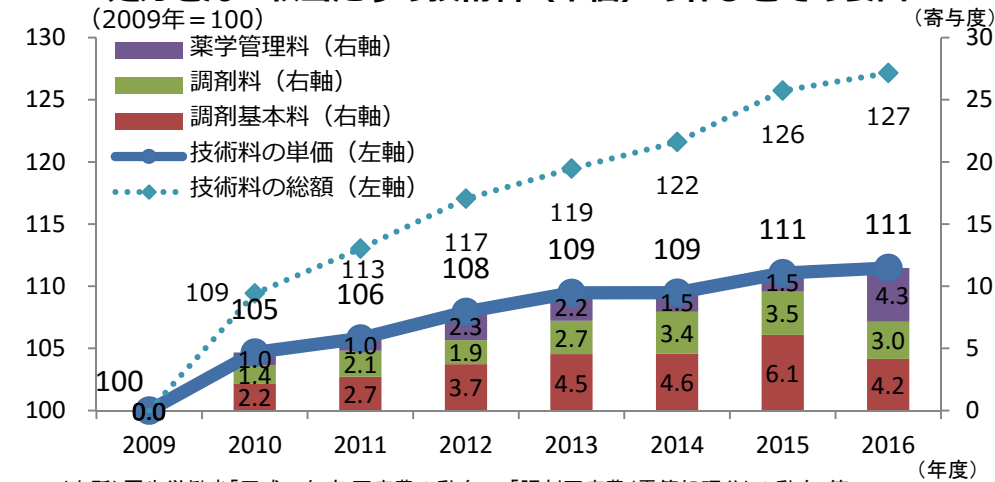
【論点】

- 医薬分業の進展による処方せん枚数の増加のみならず、処方せん1枚当たりの単価の増加により、調剤医療費のうち、薬剤料等を除いた技術料部分の伸びは、入院医療費や外来医療費と比較して大きいものとなっている。
- 平成30年度診療報酬改定において、大型門前薬局に係る調剤報酬の引き下げを実施。

診療種類別の技術料の伸び（医科・歯科は推計値）

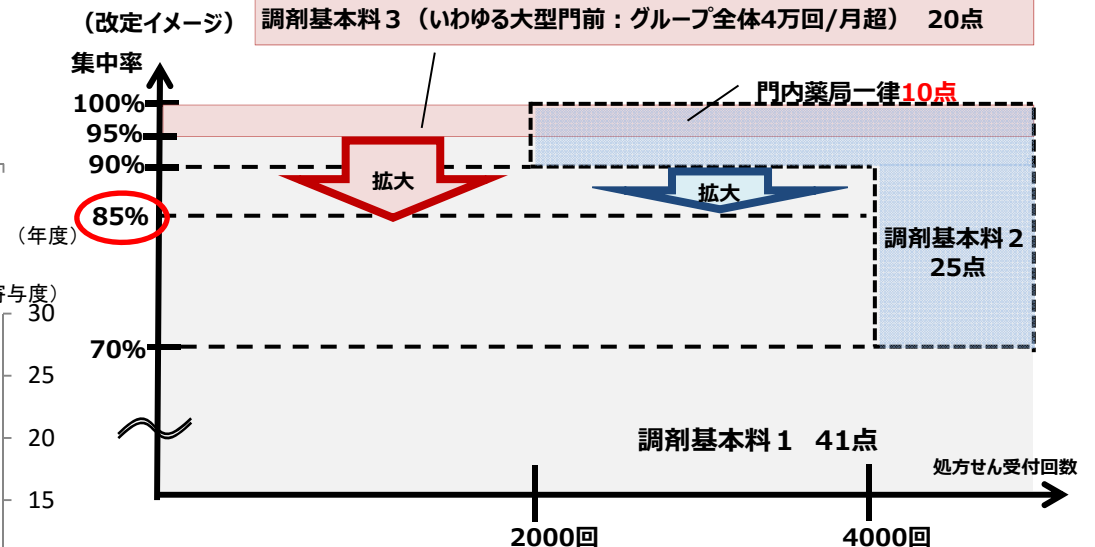


処方せん1枚当たりの技術料（単価）の伸びとその要因



平成30年度改定における調剤基本料の見直し

【新規追加】特に大型の門前：グループ全体40万回/月超※ 15点
※200店舗超に相当。上位15程度の薬局グループが該当。



【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する」

【論点】

- 調剤料（内服薬）については、院内処方では投与日数や剤数にかかわらず1回の処方につき定額（9点：90円）とされている一方で、院外処方では投与日数や剤数に応じて点数が高くなるように設定されている。
- 今日の業務の実態や技術進歩（P T P包装の一般化、全自動錠剤分包機の普及などの調剤業務の機械化等）を踏まえれば、調剤料の水準を全体として引き下げるとともに、投与日数や剤数に応じて業務コストが比例増することを前提にした調剤料の仕組みを見直すべき。累次の改定においても、こうした観点からの見直しはごく一部にとどまっており、更なる引下げを行うべき。
- かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて、薬中心の業務から患者中心の業務へシフトさせるとともに、かかりつけ機能が必要となる患者の範囲や、そのために通常の薬剤師以上に求められる能力・備えるべき要件などを整理すべきではないか。

◆ 投与日数や剤数に応じた調剤料の設定のあり方

◎ 調剤料（内服薬）〔0.8兆円〕

1 剤につき

（赤字は、30改定後←30改定前←28改定前）

イ. 14日分以下

- （1）7日目以下の部分（1日分につき） 50円
- （2）8日目以上の部分（1日分につき） 40円

ロ. 15日分以上21日分以下

670円←700円←710円

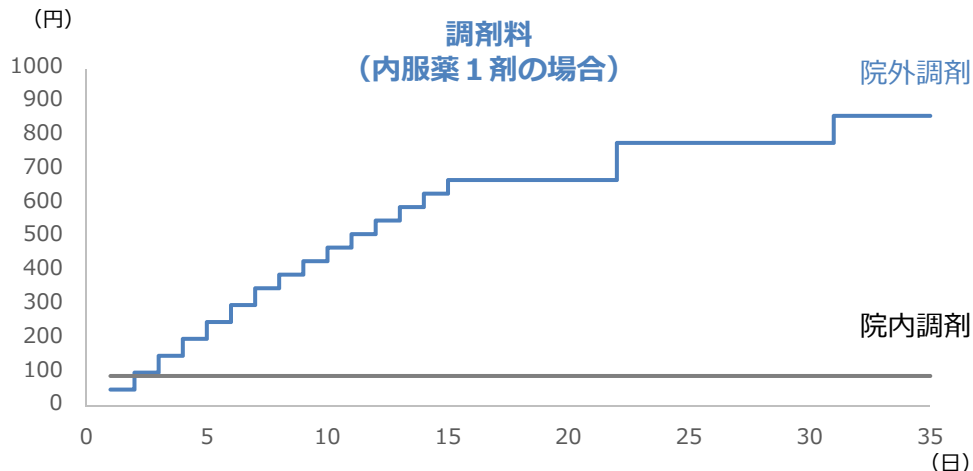
ハ. 22日分以上30日分以下

780円←800円←810円

ニ. 31日分以上

860円←870円←890円

※服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず1剤として算定する。なお、4剤分以上の部分については、算定しない。



◆ かかりつけ薬剤師指導料の算定要件の概要

＜施設基準＞

- ① 以下の経験等をすべて満たす保険薬剤師を配置
3年以上の薬局勤務経験、勤務先の薬局に週32時間以上勤務・1年以上在籍
- ② 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得
- ③ 医療に係る地域活動の取組に参画

＜算定要件の主なもの＞

- ① 患者の手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名・勤務先の薬局の名称及び連絡先を記載
- ② 患者ごとの薬剤服用歴に基づき、重複投薬や薬物アレルギー等を確認・情報提供
- ③ 対話により服薬状況や残薬の状況等の情報を収集し、必要な服薬指導・記録
- ④ 薬剤情報提供文書による、調剤した薬剤に対する後発医薬品の情報の提供
- ⑤ 患者が受診している全ての保険医療機関や服用薬等の情報を把握し、記録
- ⑥ 24時間相談に応じる体制を確保、開局時間外の連絡先・勤務表等を患者に交付
- ⑦ 調剤後も服薬状況、指導等の内容を処方医に情報提供し、必要に応じて処方提案
- ⑧ 必要に応じて患者宅を訪問して服用薬の整理等

【改革の方向性】（案）

- 今後とも、薬局の多様なあり方や経営環境を踏まえつつ、それに即した調剤報酬の評価を行っていく観点から、かかりつけ機能のあり方を改めて検討した上で、地域においてかかりつけ機能を担っている薬局を適切に評価する一方、こうした機能を果たしていない薬局の報酬水準は、適正化していくことが必要。
- 今般の報酬改定の効果も検証しつつ、近年の技術進歩等を踏まえた投与日数や剤数に比例した調剤料設定の妥当性、かかりつけ薬局の評価次第では受けるサービス以上に患者負担が増加するといった点への対応も含め、調剤報酬の在り方については、引き続き検討を行っていくべき。

医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方

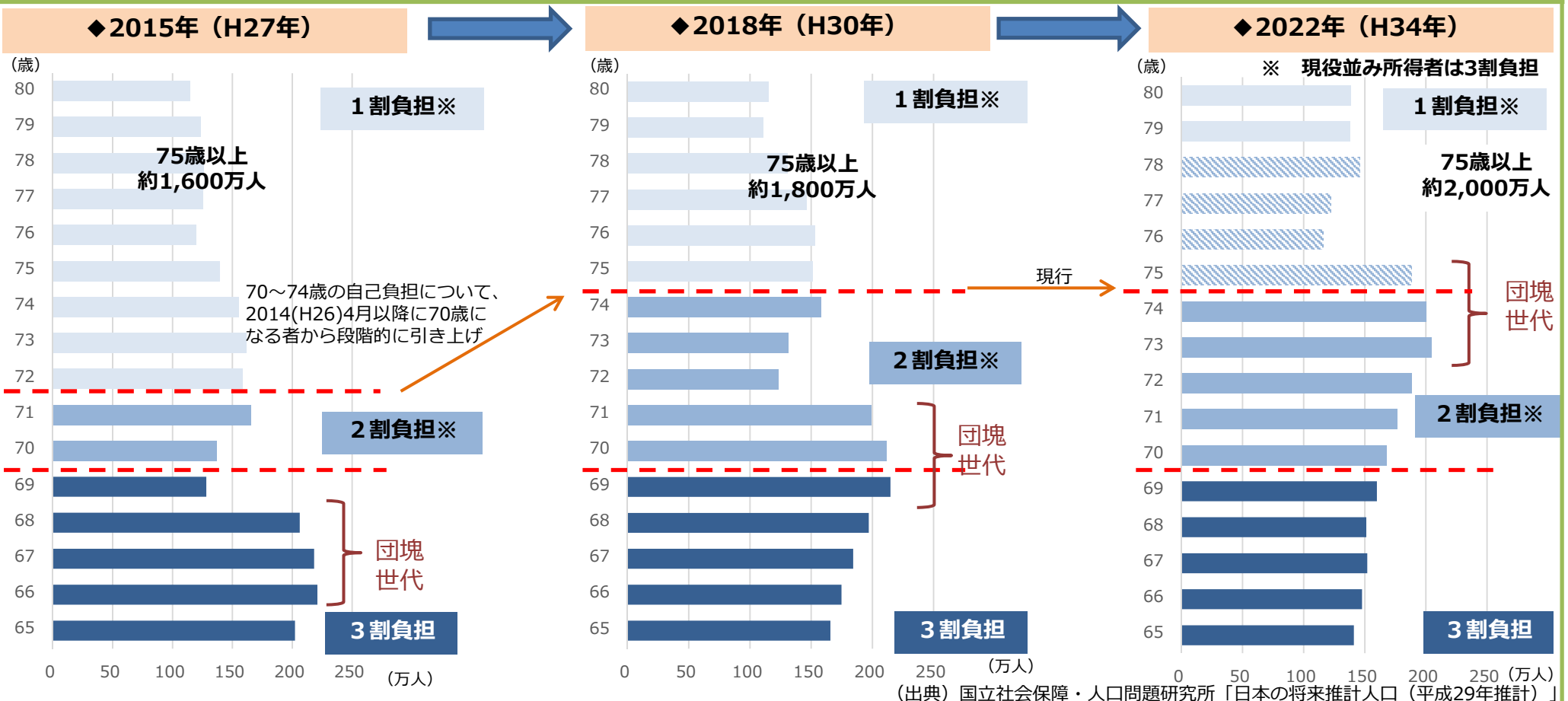
資料Ⅱ－１－２９

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」

【論点】

- 後期高齢者の定率の窓口負担は、現役世代よりも低い1割に軽減されている。他方、後期高齢者の人口は毎年増加。
- 2022年から団塊の世代が後期高齢者になり始めるが、現行制度の下では2割負担から1割負担に引き下がることになる。



【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者数や医療費が毎年増加し、これを支える現役世代の保険料や税の負担が重くなっていく中、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割負担とすべき。
- その際、現在70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割への引き上げと同様に、75歳到達後も自己負担割合を2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき。

金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの医療保険への適用拡大

資料Ⅱ－１－３０

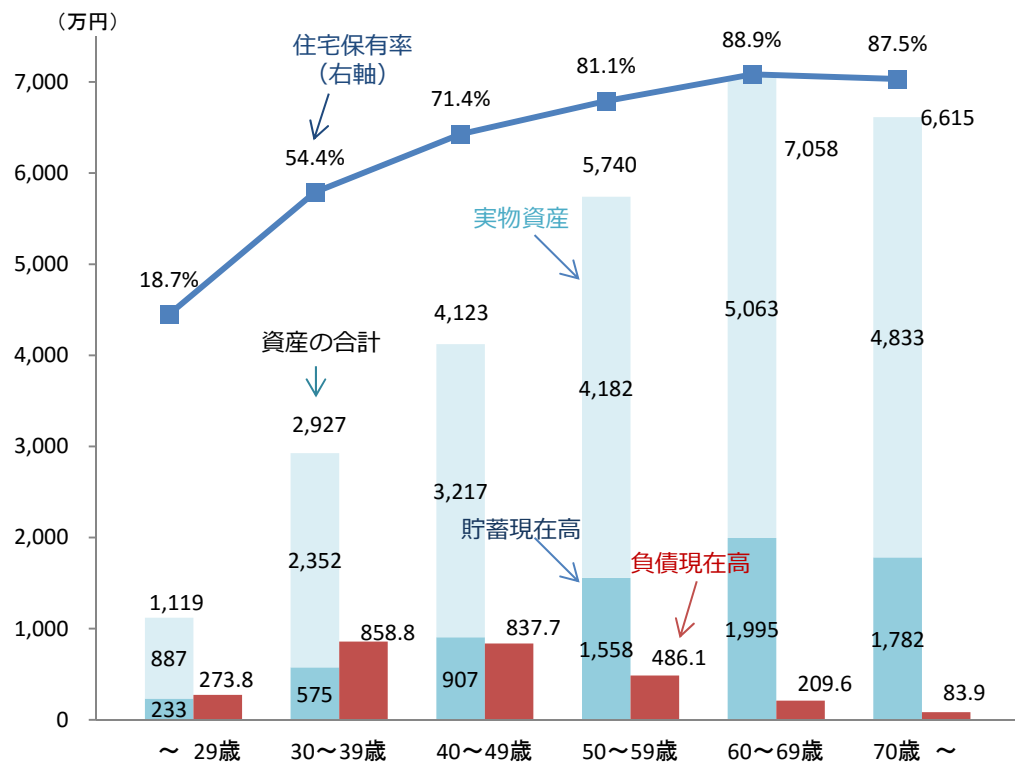
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する」

【論点】

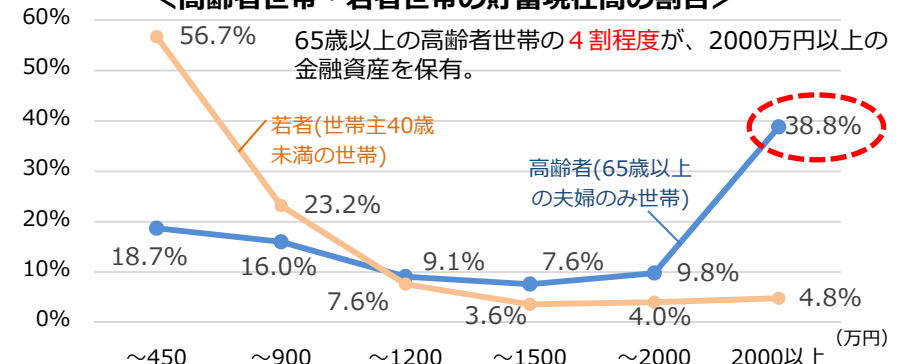
- 高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある。しかし、(介護保険における補足給付を除き)高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。
- 預金口座への任意付番・預金情報の照会を可能とする改正マイナンバー法が施行。

＜世帯主の年齢階級別資産残高＞

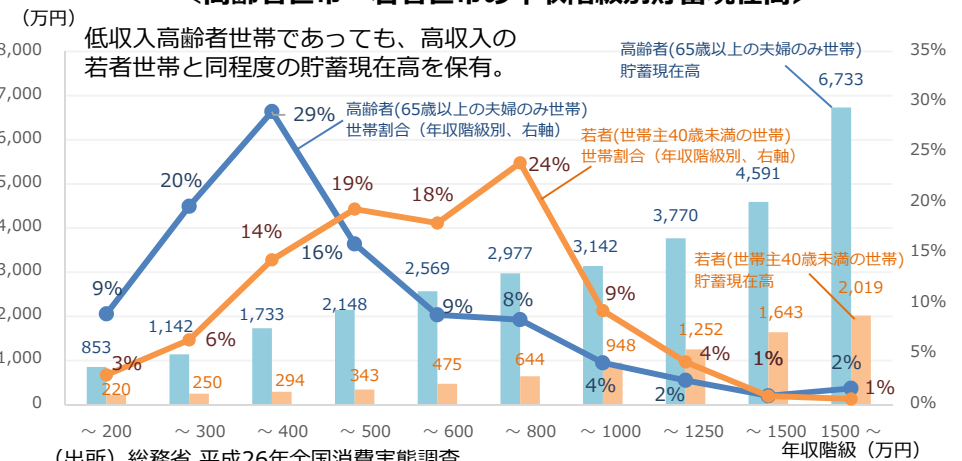


(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。
(注) 総世帯。資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

＜高齢者世帯・若者世帯の貯蓄現在高の割合＞



＜高齢者世帯・若者世帯の年収階級別貯蓄現在高＞



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。

【改革の方向性】 (案)

- まずは、現行制度の下での取組として、入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、補足給付と同様の仕組みを適用すべき。
- さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

現役並み所得の判定方法(後期高齢者医療制度)

資料Ⅱ－１－３１

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

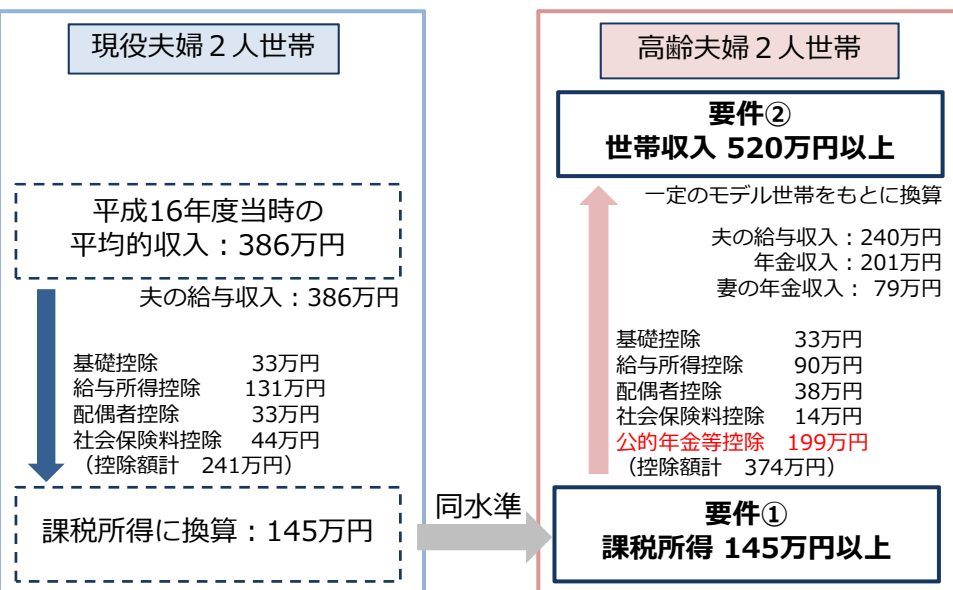
「年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討する」

【論点】

- 後期高齢者の自己負担は、「現役並み」（現役の平均）の所得水準を基準に、それ以上の所得があれば現役と同様3割負担、それ以下であれば1割負担とされ、高額療養費の負担限度額にも差が設けられている。
- しかしながら、実際の判定基準は、「現役並み」以上の所得があっても「現役並み」とは評価されない仕組みとなっており、相当の収入があっても後期高齢者であれば1割負担となる。
- 後期高齢者に占める「現役並み所得者」の割合は減少傾向であり、実効給付率の上昇の一因となっている。

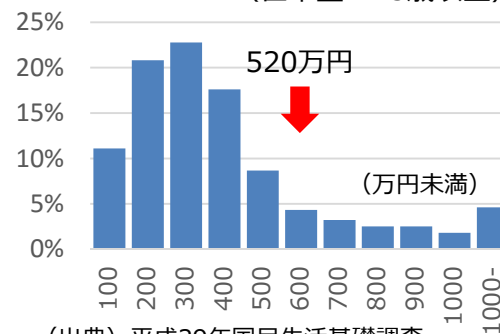
◆ 3割負担等の対象（現役並み所得以上）の判定方法

- 要件① 世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる
かつ
要件② 世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円以上である。
(世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上である。)

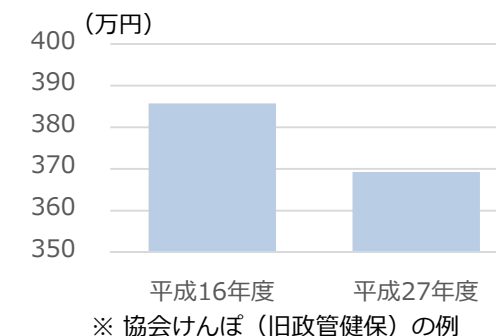


◆ 所得金額階級別の世帯数割合

(世帯主: 75歳以上)

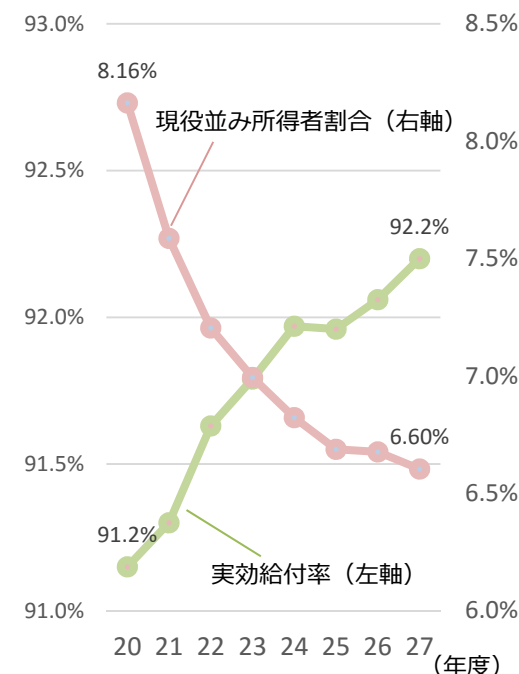


◆ 年間総報酬額の変化



◆ 「現役並み所得者」割合と実効給付率

(後期高齢者医療制度)



【改革の方向性】(案)

- 「現役並み所得」の判定基準について、能力に応じた負担としつつ現役世代との公平性を図る観点から、世帯収入要件について見直しを行うとともに、現役世代の所得水準の変化も反映すべき。

支え手減少下での医療費増加に対する総合的な対応

資料Ⅱ－１－３２

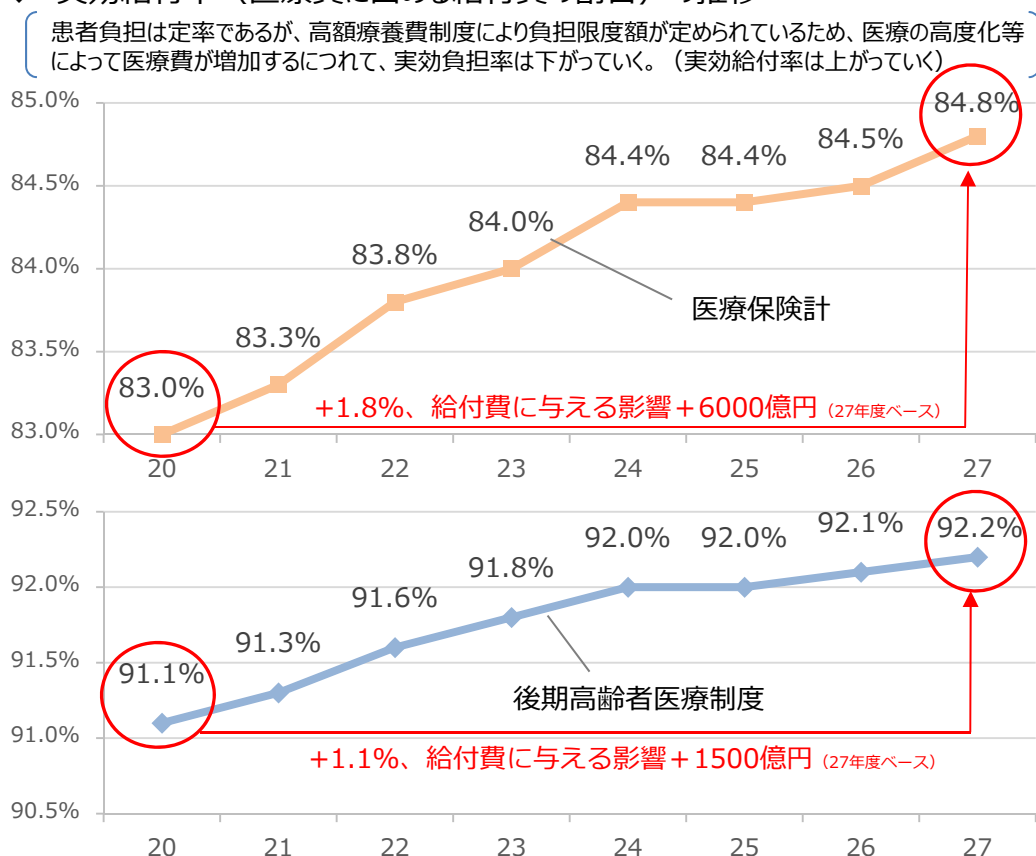
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する」

【論点】

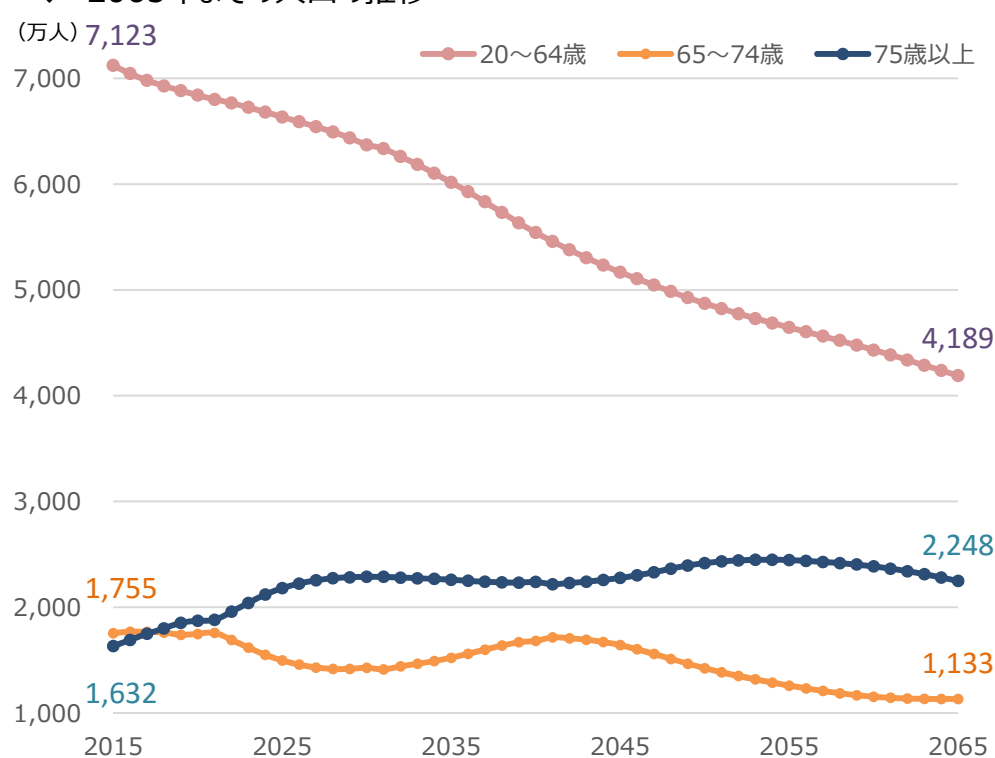
- 今後、現役世代の人口が急速に減少する一方で、医療費は増加し、実効給付率も上昇。医療費が支え手の負担能力を超えて増加し、制度の持続可能性が確保できなくなることのないよう、保険料・公費負担と患者負担の在り方を考えていく必要。
※ 後期高齢者医療制度において、人口減少による現役世代の負担増の一部を後期高齢者の保険料引上げで自動的に調整する仕組みがあるが、後期高齢者の保険料負担も近年増加してきており、若年・後期高齢者を含めた負担全体の水準についても検討する視点が不可欠。

◆ 実効給付率（医療費に占める給付費の割合）の推移



（出所）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

◆ 2065年までの人口の推移



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

【改革の方向性】（案）

- 支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討していくべき。

介護保険給付の範囲の在り方(軽度者へのサービスの地域支援事業への移行①)

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

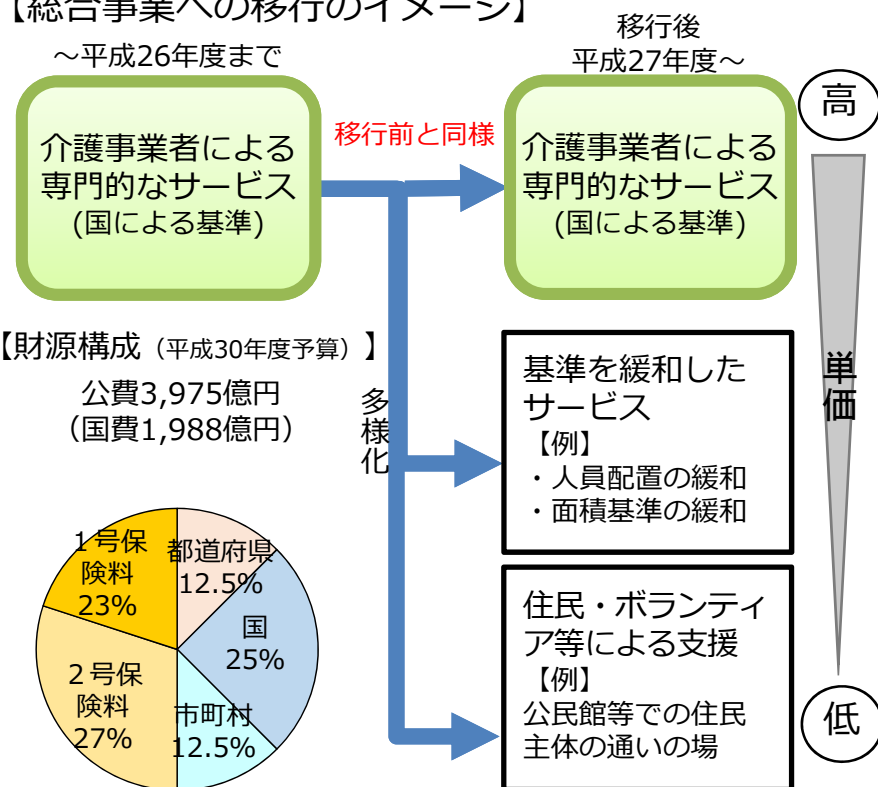
「介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。」

資料Ⅱ－1－33

【論点】

- 軽度者（要支援、要介護1・2）は生活援助サービスの利用割合が大きいですが、こうした生活支援に関わるサービス等は、国による一律の基準によるサービス提供よりも、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供が望ましい。
- 平成27年度から要支援者に対する訪問・通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始し、平成30年3月末までに全市町村が移行を完了。利用者の状態像や地域の実情に応じ、国による基準に基づく専門的なサービスだけでなく、基準を緩和したサービスや住民主体のサービスを実施することとなったが、まだ多くが移行前と同様の国による基準に基づくサービスの実施を中心としている。

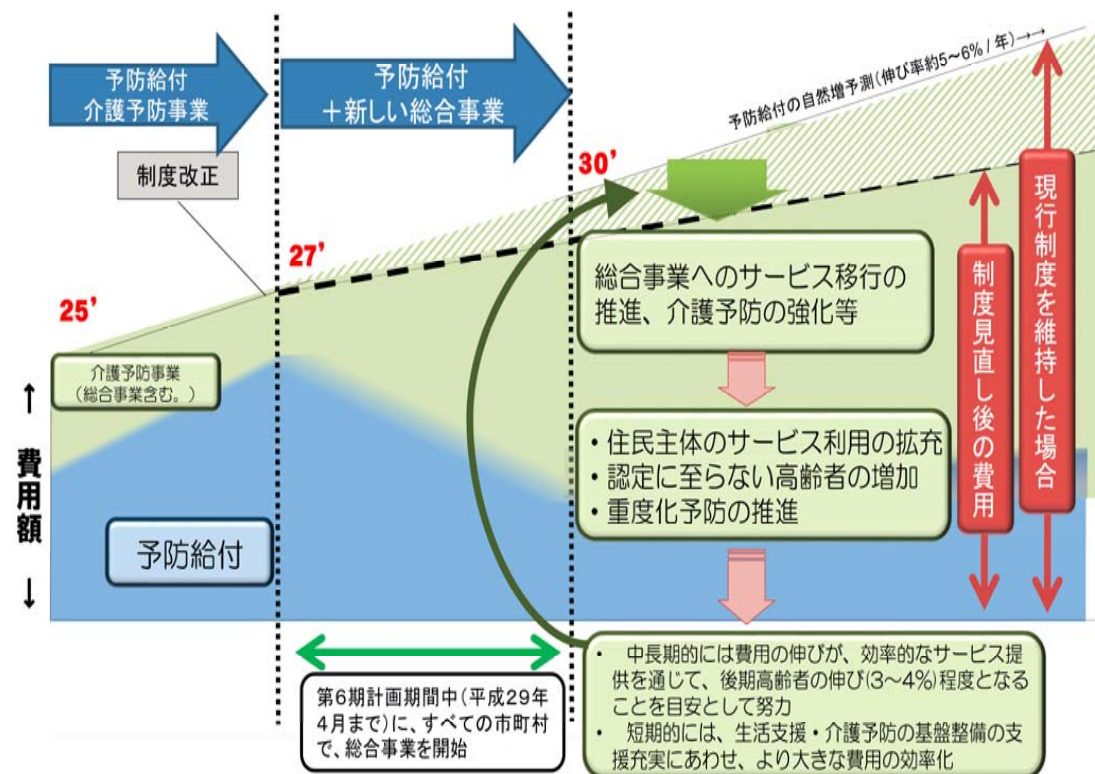
【総合事業への移行のイメージ】



(注)総合事業の財源については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額を措置。

【総合事業へのサービス移行の推進等による費用の効率化（イメージ）】

（厚生労働省作成資料）



介護保険給付の範囲の在り方(軽度者へのサービスの地域支援事業への移行②)

資料Ⅱ－1－34

【論点】

- 長期にわたり介護保険給付の増加が見込まれることを踏まえれば、給付の更なる重点化・効率化を図っていく必要があり、軽度者のうち残された要介護1・2の者の生活援助サービス等についても地域支援事業への移行を具体的に検討していく必要がある。

【総合事業の報酬の在り方】

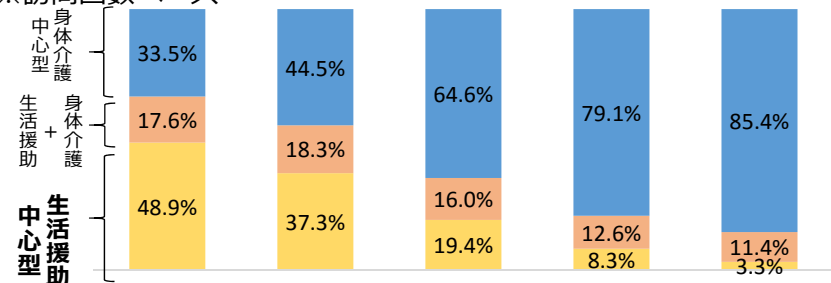
報酬については、地域における担い手の確保に関する見通しに配慮するとともに、利用者がそのニーズや状態、自己負担に応じて選択可能とする必要。

〔参考例：武蔵野市の訪問型サービス報酬〕

	訪問型サービス（基準緩和型）	介護予防訪問介護相当（総合事業移行前）
単 位	訪問介護（有資格者） 250単位/回 訪問介護（研修修了者※） 200単位/回 ※ 武蔵野市認定ヘルパー 包括報酬から1回毎にし、無駄を削減	介護予防訪問介護費(I) 1,168単位/月 介護予防訪問介護費(II) 2,335単位/月 介護予防訪問介護費(III) 3,704単位/月
人員基準	管理者、訪問介護員等、サービス提供責任者	管理者、訪問介護員等、サービス提供責任者
対象者	生活援助のみ必要な高齢者で右記以外	身体介護や特別な対応が必要な高齢者

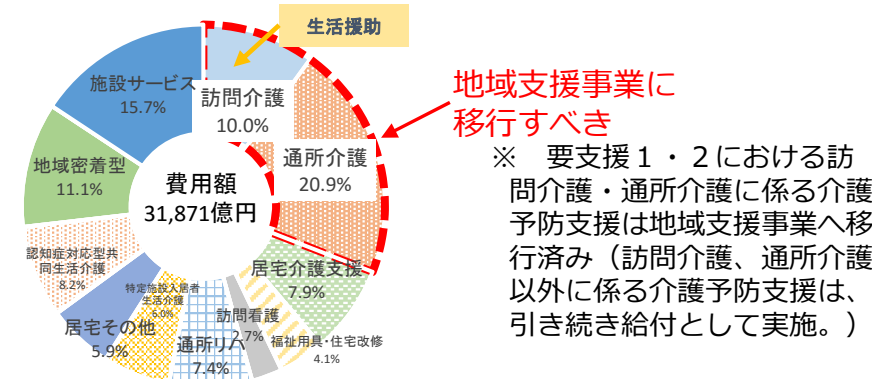
【軽度者への介護サービスの提供状況等】

※訪問回数ベース

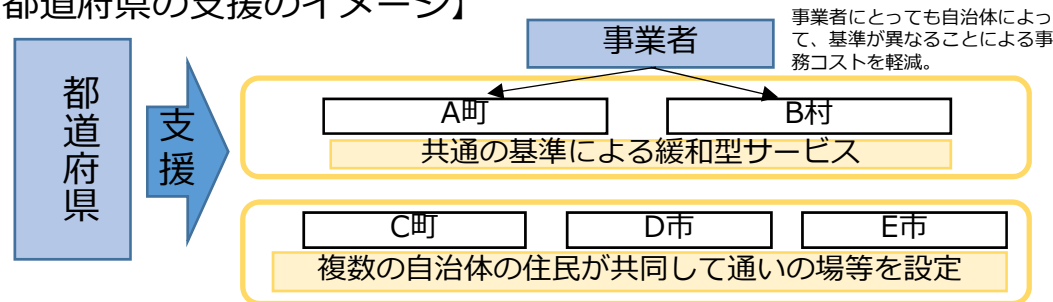


(出所)厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年5月～平成30年4月審査分)

【要介護1・2に対する介護給付】



【都道府県の支援のイメージ】



【改革の方向性】（案）

- 軽度者（要支援1・2）へのサービスの地域支援事業への移行については、サービスの質や予定している給付の効率化を確保しつつ、自治体の好事例も踏まえ、円滑な実施が図られるよう更なる制度改善につなげていくべき。具体的には、以下の取組が考えられる。
 - ① 緩和型や住民主体のサービスへの移行を基本としつつ、地域資源の活用などを通じた創意工夫が図られるよう、国が一定の方針等を示すこと
 - ② 総合事業に係るサービスの報酬水準をきめ細かく設定すること
 - ③ 都道府県が、単独では緩和型サービスの実施が困難な自治体への支援や複数自治体にまたがる事業の実施も検討すること
- 残された要介護1・2の者の生活援助サービス等について、サービスの質を確保しつつ、保険給付の厚みを引き下げていく観点から、第8期介護保険事業計画期間中の更なる地域支援事業への移行や利用者負担の在り方について具体的に検討していく必要。

介護費の地域差縮減に向けた取組の一層の強化

資料Ⅱ－１－３５

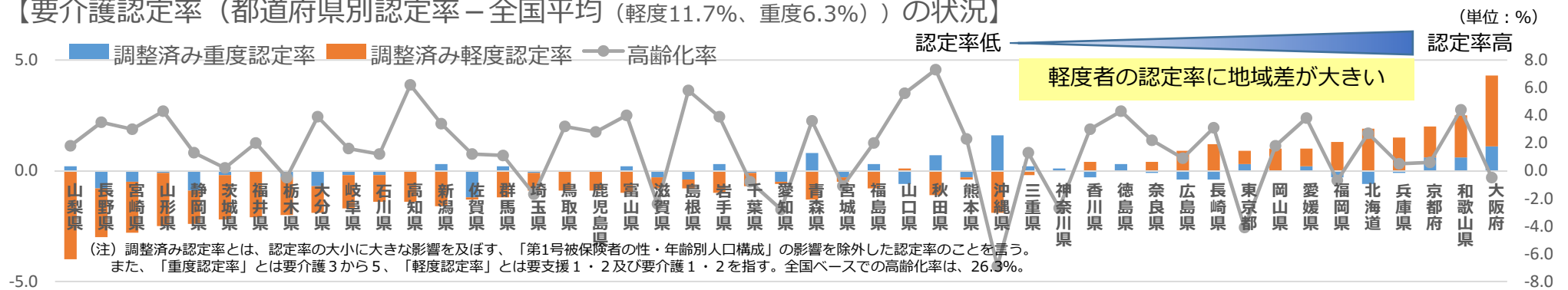
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。」

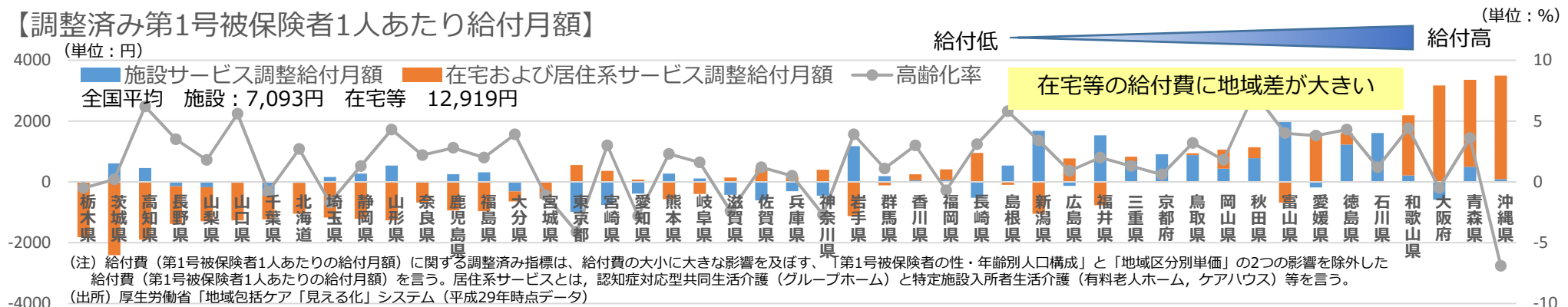
【論点】

- 要介護認定率や一人当たり介護給付費については、性・年齢階級（５歳刻み）・地域区分を調整してもなお大きな地域差が存在。その背景には高齢化の進展状況や介護供給体制など様々な要因が考えられるが、例えば、軽度者の認定率に地域差が大きく、その結果として在宅等のサービスに係る給付費の地域差につながっているようにうかがわれる。

【要介護認定率（都道府県別認定率－全国平均（軽度11.7%、重度6.3%））の状況】



【調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額】



【改革の方向性】（案）

- 介護の地域差に係る要因を検証の上、問題と考えられる介護費の地域差の縮減に向け、保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）への適切なアウトカム指標の設定やそのPDCAサイクルの確立、調整交付金の活用を通じて保険者機能の一層の強化を進めるべき。
- 軽度者の認定率等に地域差が大きいことを踏まえ、国が、介護保険給付と地域支援事業の予防・自立支援等との連携の在り方などに関する好事例や指針を示すことで適正化を進めるべき。

保険者機能強化のための調整交付金の活用

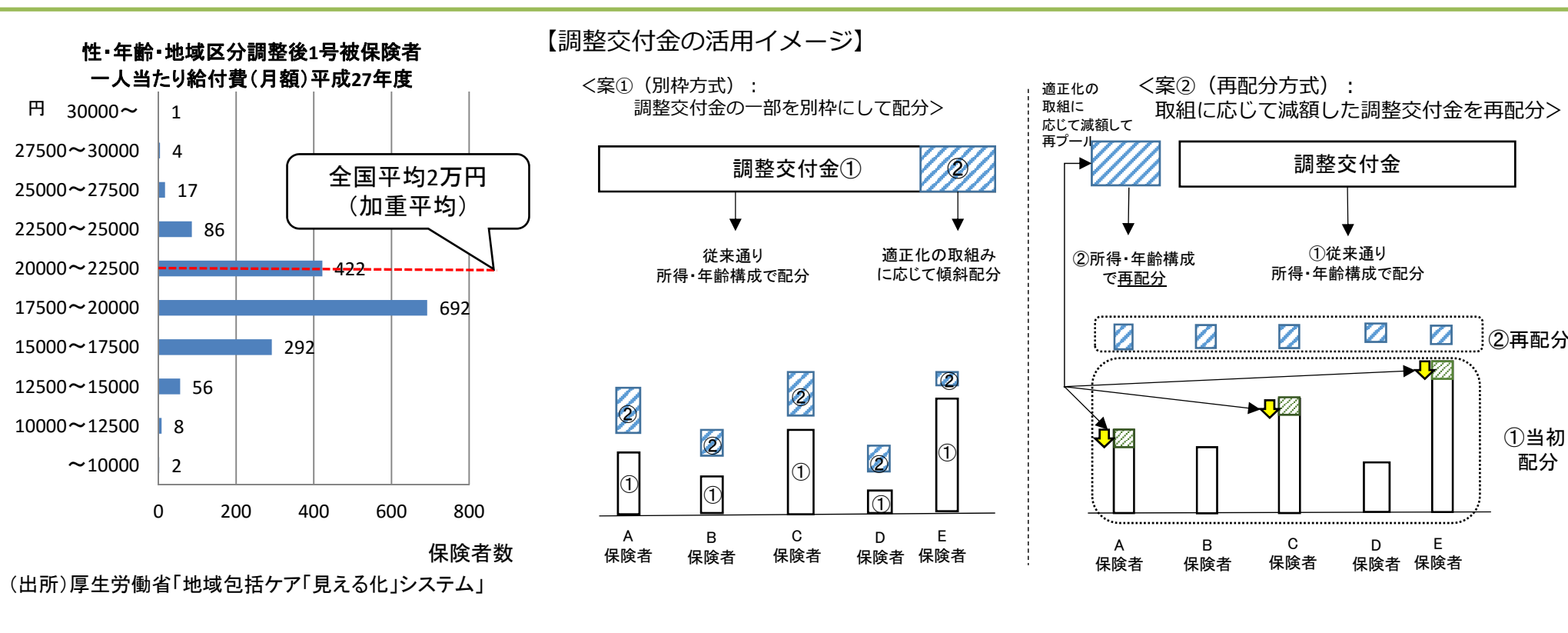
資料Ⅱ－１－３６

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、（中略）、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。」

【論点】

- 介護の地域差を縮減する観点から、都道府県・市町村の保険者機能強化のための新たな交付金を創設（保険者機能強化推進交付金 30年度予算額：200億円）し、これを実施に移しているところ。今後、調整交付金の活用も含めたインセンティブの付与の在り方を検討し、保険者による介護費の適正化に向けた取組をより一層促進する必要。



【改革の方向性】（案）

- 介護費の適正化などに向けた財政的なインセンティブとして、客観的な指標に基づき自治体に対して財政支援を行う新たな交付金を創設したが、全自治体の取組みのより一層の底上げを図るため、平成31年度中に結論を得て、第8期介護保険事業計画期間の始期である平成33年度から調整交付金のインセンティブとしての活用を図るべき。

在宅サービスについての保険者等の関与の在り方

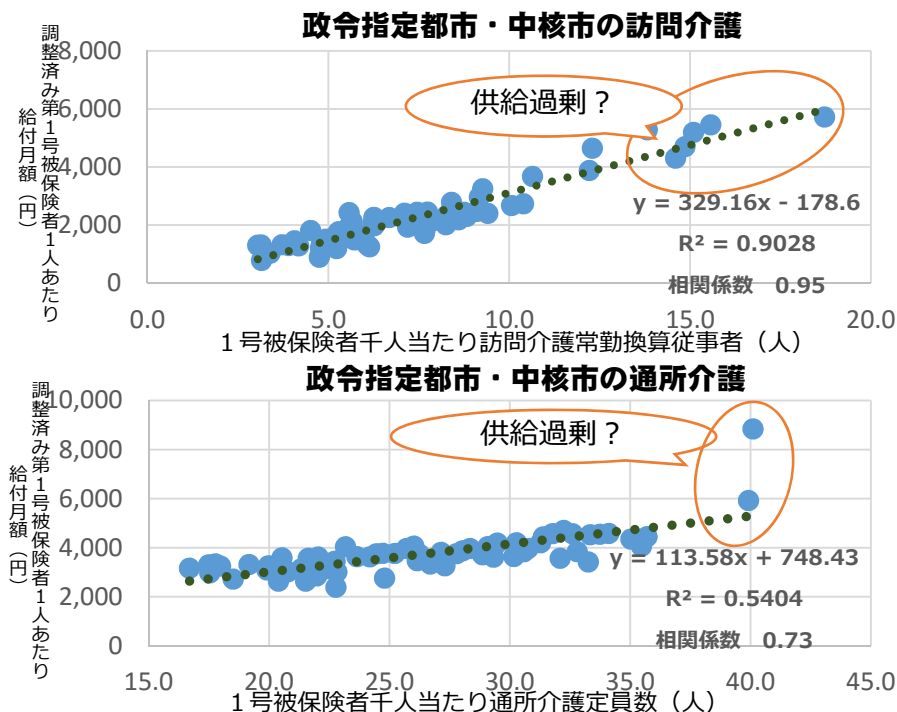
資料Ⅱ－１－３７

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。」

【論点】

- 訪問介護・通所介護の被保険者一人当たり給付費については、性・年齢階級（５歳刻み）・地域区分を調整してもなお、全国平均と最大値との間で３倍程度の差が存在（平成30年４月11日財政制度等審議会資料参照）。その背景として、認定された介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用ではあるものの、供給が需要を生んでいる面があるのではないかと伺われる。
- 訪問介護・通所介護をはじめとした在宅サービスについては、平成30年度から条件付与の仕組みが創設されたものの、総量規制や公募制などの自治体がサービス供給量をコントロールする仕組みが十分でない。



(注) 「地域包括ケア「見える化」システム」、「平成27年度介護サービス施設・事業所調査」、「平成27年度介護保険事業状況報告」のデータを用いて、平成27年度時点の20政令指定都市、45中核市のデータを用いて分析。要支援1・2が地域支援事業に平成29年度3月末をもって移行したことから、最新の状況は異なる可能性がある。

	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
等指定	都道府県 (指定都市・中核都市)	市町村	都道府県 (指定都市・中核都市)
総量規制	・ 特定施設入居者生活介護	・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	・ 介護老人福祉施設（特養） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院（※） ※H29年介護保険法等改正法の改正後（新設の場合のみ）
公募制		・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 複合型サービス	
・ 総量規制なし ・ 公募制なし	・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問リハ ・ 通所介護 ・ 通所リハ ・ 短期入所生活介護 等	(注1) 総量規制：都道府県知事又は市町村長は介護保険事業計画等の達成に支障が生じる場合などにおいては、事業者の指定等をしないことができる。 (注2) 公募制：市町村長は公募により、特定の地域での開設を特定の事業者のみに認めることができる。 (注3) 介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により平成24年以降新設は認められていない。 (注4) 定期巡回などの地域密着型サービスの普及のために必要があるときは、市町村長は訪問介護・通所介護の都道府県知事による指定について協議を求めることができる。	
	平成30年度に条件付与の仕組みを創設		

【改革の方向性】（案）

- 要介護認定率等の地域差縮減、介護保険給付と地域支援事業との連携の推進とあわせて、在宅サービスについても、総量規制や公募制などのサービスの供給量を自治体がコントロールできる仕組みを検討すべき。

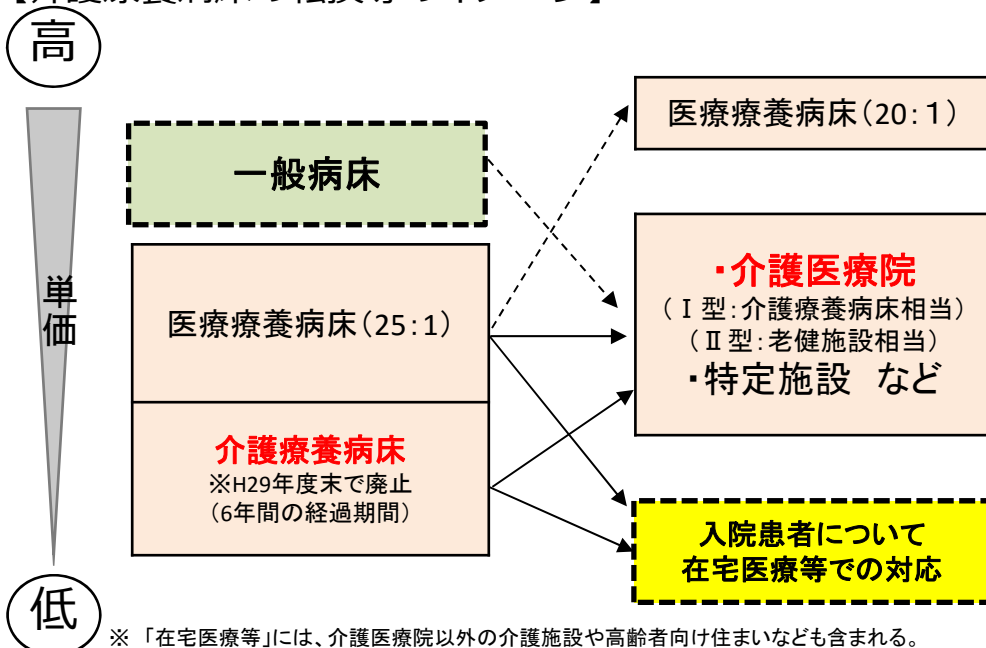
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。」

【論点】

- 25対1 医療療養病床や介護療養病床から介護医療院（平成30年度新設）への転換に際しては、地域医療構想の趣旨を踏まえ、提供体制全体として医療費・介護費が効率化されることが重要。

【介護療養病床の転換等のイメージ】



【介護療養病床の転換に必要な視点】

- 医療の病床への転換
 - ・患者の状態像によらない病床転換の防止
- 介護医療院等の報酬水準の適正化
 - ・多床室の室料負担や転換が進まない場合の介護療養病床等の報酬上の対応などを検討
- 療養病床自体の削減など
 - ・サービス付き高齢者住宅などへの転換を含めた介護療養病床のダウンサイジングに向けた取組方針を作成

【改革の方向性】（案）

- 今後の介護療養病床等の転換促進にあたっては、①患者の状態像にそぐわない単価の高い医療療養病床へ転換を防止すること、②工程表に基づき、多床室の室料負担の見直しを確実に実施すること、③サービス付き高齢者住宅など、高齢者住まいへの転換も含めた幅広いダウンサイジングに向けた方針を策定すること、などの取組を着実に進めていく必要。
- また、介護療養病床等の着実な転換を図るため、新たな工程表では転換状況等に関する適切なKPIを設定した上で、進捗を評価し、必要に応じて介護療養病床の報酬水準の適正化等の転換促進策を更に検討すべき。

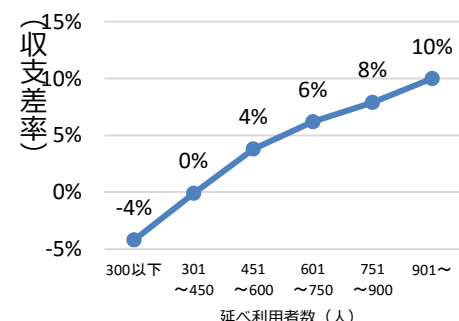
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。」

【論点】

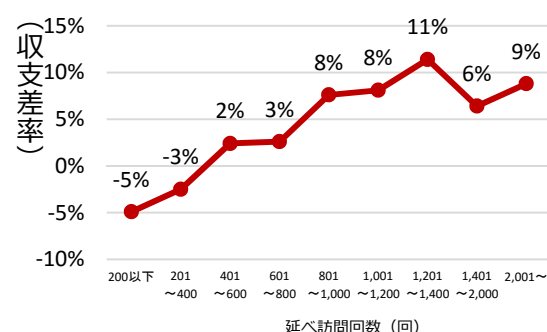
- 介護サービス事業者の事業所別の規模と経営状況との関係を見ると、規模が大きいほど経費の効率化余地などが高いことから経営状況も良好なことが伺える。一部の営利企業においては経営主体の合併等により規模拡大は図られている。営利企業とその他の経営主体では同列ではない部分もあるが、介護サービス事業全体で見た場合、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多いことが伺える。

〈介護サービス事業者の利用状況別の収支差率（事業所別）〉 〈通所介護〉



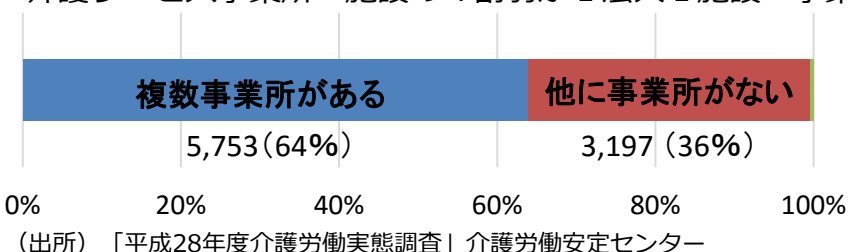
（出典）平成29年度介護事業経営実態調査

〈訪問介護〉

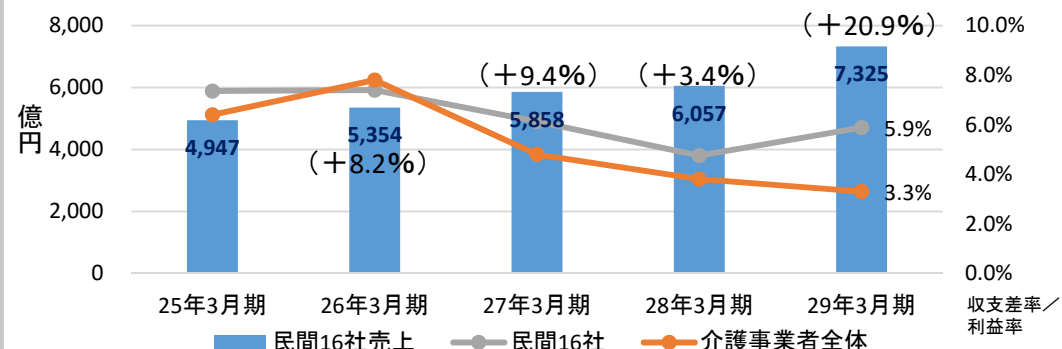


〈介護事業者の経営主体の規模〉

介護サービス事業所・施設の4割弱が1法人1施設・事業所

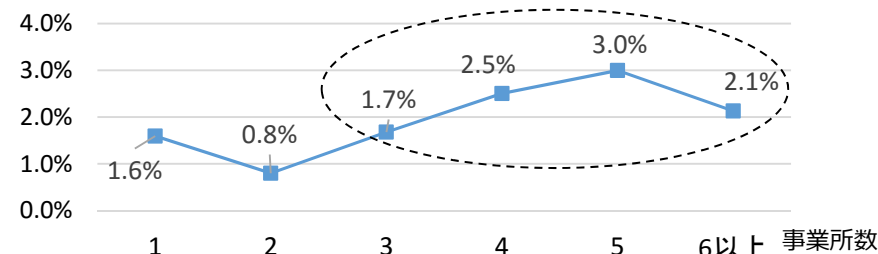


〈介護関係の民間16社の経営規模・状況〉



（注）平成29年3月期の民間16社の利益率には、合併に伴う損失等を計上したSOMPOを除く。

〈社会福祉法人1法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係〉



本部機能の統合、給食事業の共同化、物品等の共同購入等によりコストを削減し、経営を効率化。その他、法人の垣根を超え、近隣の他法人との共同購入を行うといった先進的な例も（財務局調べ）。

（注）介護事業経営実態調査等における事業所別の経営状況に関するデータについて、介護事業所2,922事業所分を集計した結果。

（出所）平成30年度財務省予算執行調査による調べ

【改革の方向性】（案）

- 介護サービス事業者の経営の効率化・安定化の観点に加え、今後も担い手が減少していく中、介護人材の確保や有効活用、更にはキャリアパスの形成によるサービスの質の向上といった観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべき。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

- 「給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を確実に図りつつ、（中略）、人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める。」

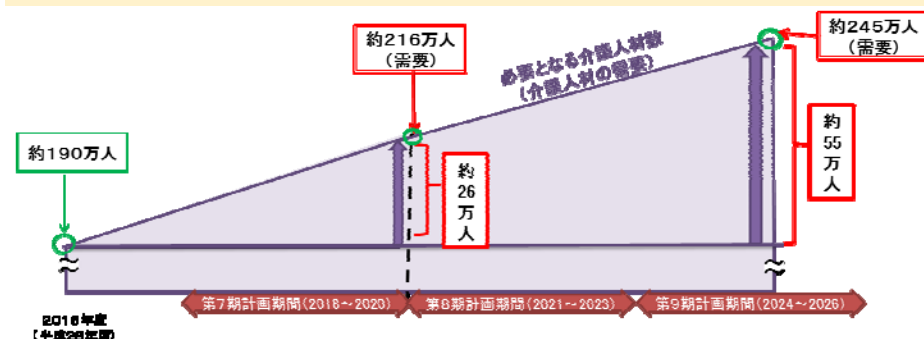
【論点】

- 介護を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれる一方、就業者数の大幅な減少が見込まれることから、今後とも介護サービスを安定的に供給していくためには、十分な介護人材の確保に加え、介護現場における生産性向上が課題になっている。

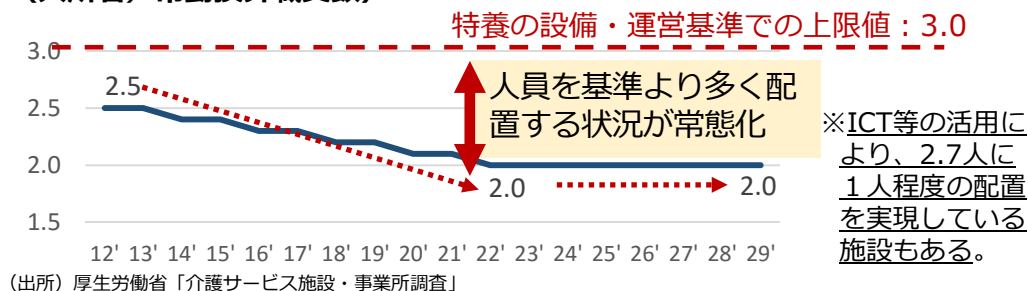
＜第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の推計＞

（厚生労働省（平成30年5月21日公表））

就業者数の減少下で、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材の確保が必要。



＜介護老人福祉施設（特養）の介護・看護職員配置比率の推移＞ （入所者／常勤換算職員数）



＜未来投資戦略2018（抜粋）（平成30年6月15日閣議決定）＞

＜医療・介護現場の生産性向上＞

- 介護現場の生産性を飛躍的に高めるため、ICT化を徹底推進し、2020年度までに介護分野での必要なデータ連携が可能となることを目指すとともに、現場ニーズを踏まえたロボット・センサー、AI等の開発・導入を推進し、事業者による効果検証から得られたエビデンスを活用して、次期以降の介護報酬改定等で評価する。

＜介護の生産性向上に向けた最近の主な予算事業（平成30年度）＞

介護事業所における生産性向上推進事業 3.2億円

職員配置、業務プロセス、作成文書の見直し等を通じた生産性向上に向けた指針を策定

地域医療介護総合確保基金 60億円の内数

介護ロボット導入経費を助成（30万円）

介護ロボット開発等加速化事業 3.7億円

介護ロボット開発・実用化の支援等

介護分野におけるICTを通じた情報連携推進事業 1.5億円

ケアマネと事業所間における情報連携の標準仕様の策定等

➡ 予算事業を有効に活用しつつ、導入効果を分析・検証し、制度改革・報酬改定等に活用

【改革の方向性】（案）

- 生産性向上に向けた各種取組を通じて、質の高いサービスを維持しつつ、介護職員の働きやすい職場環境を実現するとともに、そうした成果を人員・設備基準の緩和といった制度改革や介護報酬改定に反映していく必要。

介護事業経営実態調査等の精度向上(平成30年度予算執行調査) 資料Ⅱ－1－41

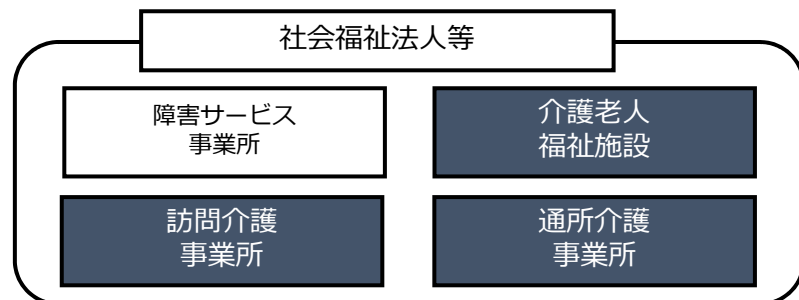
○ 介護事業経営実態調査等については、厚生労働省において、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に行われている統計調査の1つであり、その内容については高い信頼性が求められている。

【介護事業経営実態調査対象】

調査対象	全ての介護保険サービス（介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所）
調査の周期	3年周期（改定後3年目の5月）
調査の範囲	改定後2年目の1年分の収支状況
調査客体数	31,944事業所等、有効回答数15,062、有効回答率47.2%（平成29年度調査）

※ 介護事業経営概況調査は、調査の周期は改定後2年目の5月、対象の範囲は改定前後の2年分の収支状況で、調査客体数は介護事業経営実態調査の概ね半分。

（参考）介護事業経営実態調査等の対象先のイメージ



：介護事業経営実態調査等の対象事業所

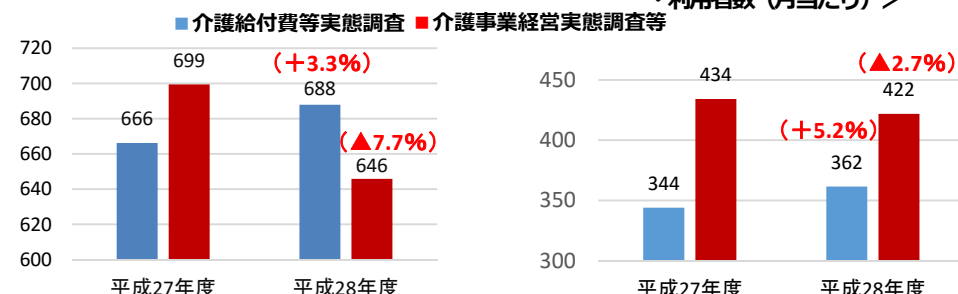
（注1）調査対象には、社会福祉法人のほか、営利法人や医療法人傘下の介護サービス事業所・施設が含まれる。

（注2）（独）福祉医療機構の調査レポート（2018年1月）によると、平成28年度社会福祉法人の主たる事業別構成では、介護保険事業は41%、保育事業が37%、障害福祉が12%となっている。

【介護給付費等実態調査との比較】

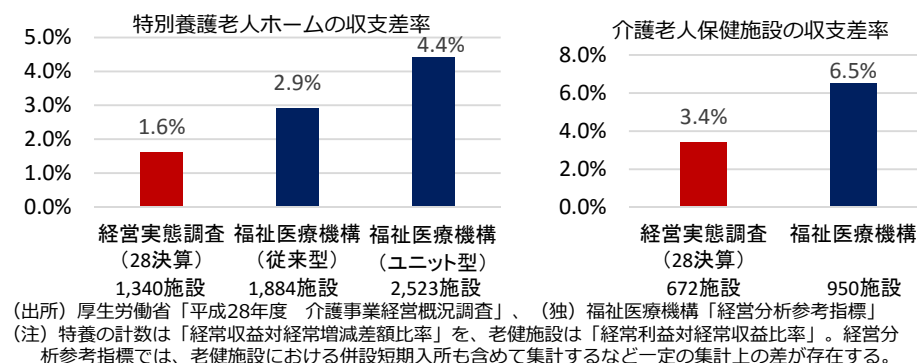
平成28年度訪問・通所介護の1事業所当たりの算定回数等は、介護給付費等実態調査（マクロ統計）では増加している一方、介護事業経営実態調査等では減少しており、逆の動きとなっている。

＜訪問介護 1事業所当たり訪問回数（月当たり）＞ ＜通所介護 1事業所当たり算定回数・利用者数（月当たり）＞



【経営分析参考指標との比較】

（独）福祉医療機構が公表している「経営分析参考指標」と比較すると、同統計において集計された法人の収支差率の方が、介護事業経営実態調査等におけるものと比べ、概ね収支差率が良く、統計間での差が大きい。



【改革の方向性】（案）

○ 次期介護報酬改定に向けては、改定をより適切なものとするべく、複数の事業所を有する多様な主体の経営状況等が適切に把握できるよう、調査手法・集計方法等を見直すとともに、例年、調査の有効回答率が低調であることを踏まえ、その向上を図ることにより、統計の精度を高めていく必要。

【論点】

- 介護報酬については、これまで地域包括ケアシステムの推進、質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上等といった様々な観点から改定が行われているが、報酬改定の効果に関する検証については十分ではない。

【介護報酬改定の動向等】

近年では、一律の報酬改定ではなく、サービスの質に着目した加算の設定や要介護の改善度合い等のアウトカムに応じたメリハリ付けなど、介護報酬上のインセンティブを付与してきている。

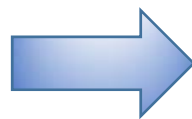
※ クリームスキミング（改善見込みのある利用者を選別して改善度を上げる）を回避するため、アウトカム評価のみならず、専門職による機能訓練の実施といったプロセス評価等を組み合わせ。

（平成30年度改定で設けられた加算の例）

- 通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
→ 一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、日常生活動作の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価

平成27年度改定

新設加算 115
廃止加算 7



平成30年度改定

新設加算 147
廃止加算 11

（注）サービス共通の加算については、集計上、重複がある。

【今後の介護報酬改定に向けて必要な取組】

- 加算の効果に係るエビデンスの整理・公表・検証
 - － 介護事業経営実態調査等の精度向上
 - － 介護保険DBの活用やサンプル調査による検証
- 各種加算がサービスの質を反映したものになっているか。
- 各種加算が狙いとするインセンティブとして機能しているか。
- 利用者自身が、支給限度額や自己負担の増加との関係で、自分にとって必要なサービスか否かを判断できる程度に簡素な制度となっているか。



- 介護報酬改定に反映
 - より効果的な加算の在り方の再検討
 - 政策目的達成又は一般化した加算の整理・統合等

【改革の方向性】（案）

- 公定価格の適正化等を通じた介護給付の効率化に向けて、これまでの介護報酬上の加算等の効果に関する客観的なエビデンスに基づき、介護サービスの質の反映や事業者の経営への効果・影響を検証するといったPDCAサイクルを確立した上で、介護報酬改定に着実に反映していく必要。

ケアマネジメントの質の向上と利用者負担について

資料Ⅱ－１－４３

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

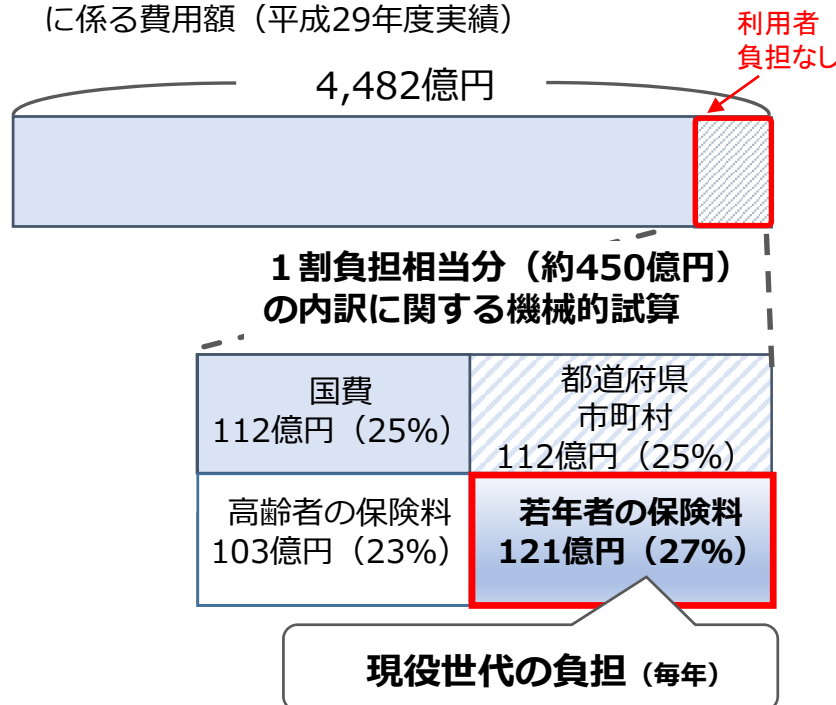
「介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。」

【論点】

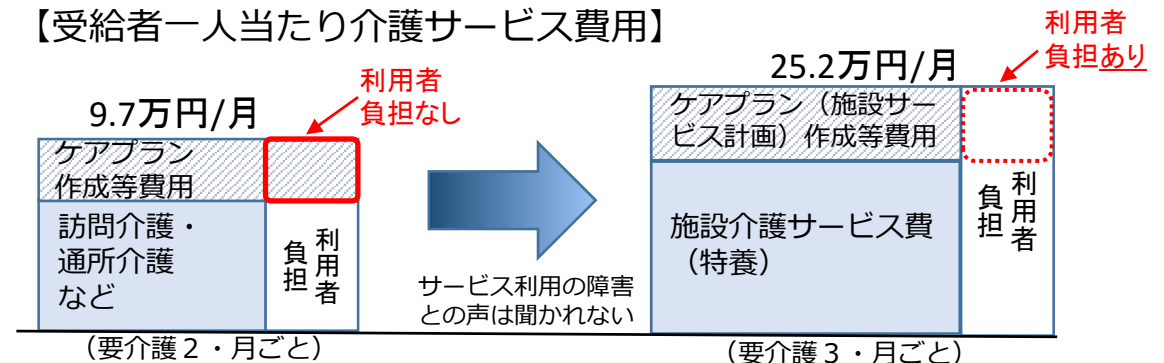
- 介護保険サービスの利用にあたっては、一定の利用者負担を求めているが、居宅介護支援については、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点等から利用者負担が設定されていない。このため、利用者側からケアマネジャーの業務の質へのチェックが働きにくい構造。
- 特養などの施設サービス計画の策定等に係る費用は基本サービスの一部として利用者負担が存在しており、居宅介護支援への利用者負担はサービスの利用の大きな障害とならないと考えられる一方、利用者自身が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとした方が、サービスの質の向上につながるだけでなく、現役世代の保険料負担が増大する中、世代間の公平にも資すると考えられる。

【ケアマネジメントに係る費用のイメージ】

- ケアマネジメント（居宅介護支援）に係る費用額（平成29年度実績）



【受給者一人当たり介護サービス費用】



（注）平成29年度介護給付費等実態調査の受給者1人当たり費用額から粗く計算できる自己負担額は1,400円程度。

【ケアマネジメントの質の向上に向けたイメージ】



※低所得者は、高額介護サービス費の支給によって自己負担額に上限あり。

【改革の方向性】（案）

- 頻回サービス利用に関する保険者によるケアプランチェックやサービスの標準化の推進と併せ、世代間の公平の観点等も踏まえ、居宅介護支援におけるケアマネジメントに利用者負担を設け、利用者・ケアマネジャー・保険者が一体となって質の高いケアマネジメントを実現する仕組みとする必要。

介護保険の利用者負担について

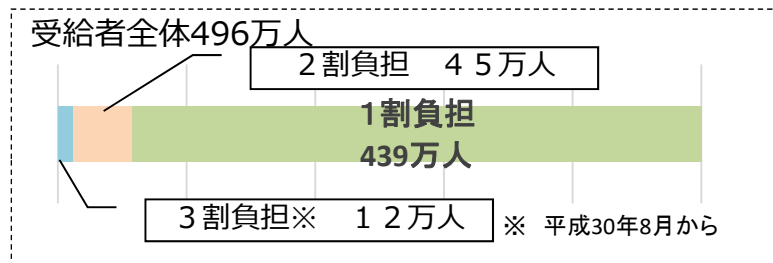
平成30年4月11日
財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料

資料Ⅱ－1－44

【論点】

- 介護保険の財源構造は、所得の高い者を除き基本的に1割の利用者負担を求めた上で、残りの給付費を公費と保険料で半分ずつ負担する構造であり、保険料は65歳以上の者（1号被保険者）と40～64歳の者（2号被保険者）により負担されている。
- また、65歳以上の者の要介護認定率は2割弱であり、介護サービスを実際に利用している者と保険料のみを負担している者が存在。
- 今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間でのサービス利用者と保険料負担との均衡を図ることが必要。

【介護保険の費用の内訳】



利用者負担 0.8兆円 (7.5%)

1号保険料
2.3兆円
(21.1%)

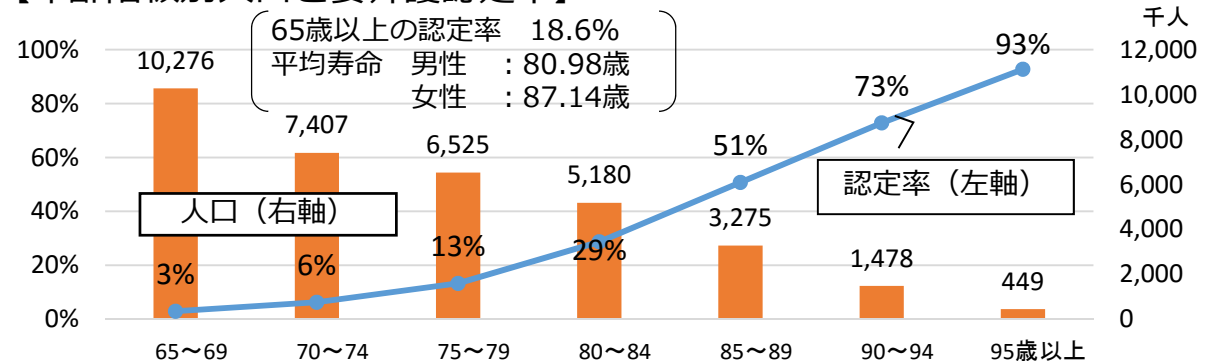
2号保険料
2.3兆円
(20.9%)

公費
5.6兆円
(50.5%)

介護費用 (11.1兆円)

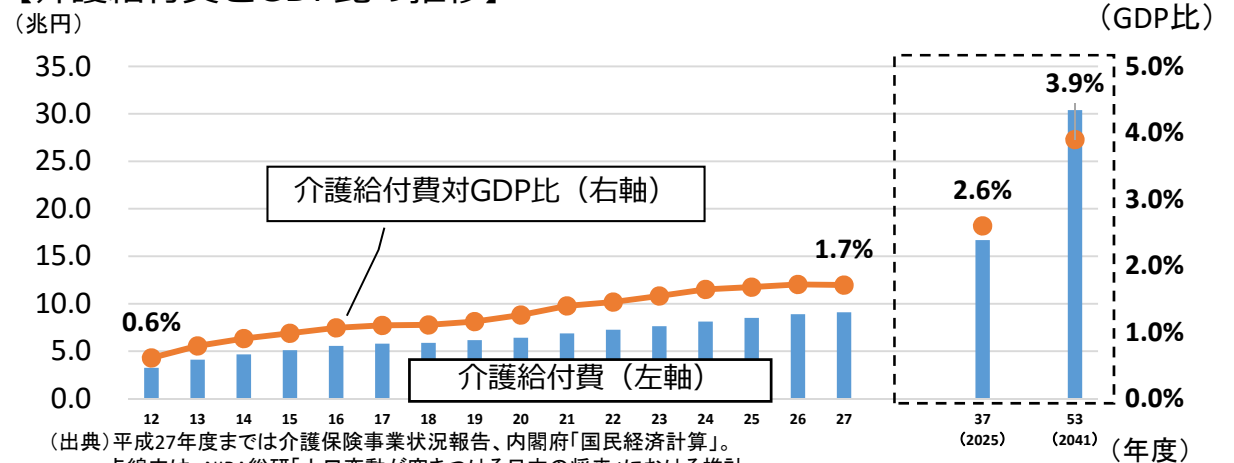
(注) 金額は平成30年度予算ベース。

【年齢階級別人口と要介護認定率】



(出典) 厚生労働省「介護給付費等実態調査(平成28年11月審査分)」、総務省「人口推計」(平成28年10月)

【介護給付費とGDP比の推移】



(出典) 平成27年度までは介護保険事業状況報告、内閣府「国民経済計算」。
点線内は、NIRA総研「人口変動が突きつける日本の将来」における推計

【改革の方向性】 (案)

- 制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保する観点から、介護保険サービスの利用者負担を原則2割とするなど、段階的に引き上げていく必要。

在宅と施設の公平性の確保(補足給付について①)

資料Ⅱ－1－45

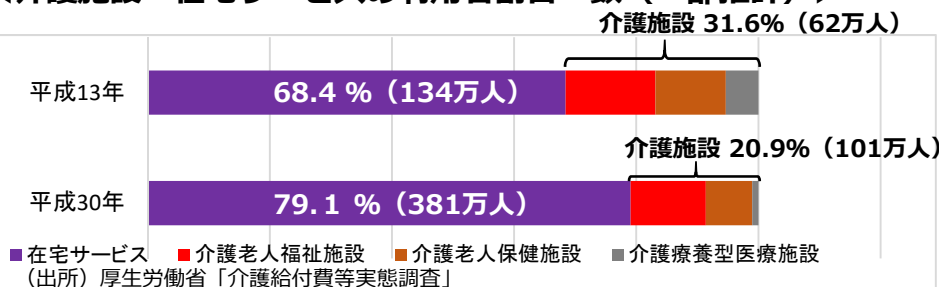
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。」

【論点】

- 高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある（医療⑤（P81）の図表を参照）。また、近年は介護施設の入所者の割合が減少し、高齢者向け住まいを含めた在宅でのサービス受給者の割合が増大。こうした中、介護施設等の利用者のうち低所得者には、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付が支給されているが、在宅でのサービス利用者は基本的に全額自己負担となっている。
- 補足給付は福祉的性格を有するため、宅地や預貯金等の資産等を有する経済力のある高齢者の利用者負担を軽減することは本来の姿ではなく、かかる状況の下、給付の拡大に併せて第2号被保険者を含む保険料負担を高めていくのは世代間格差も拡大する。

<介護施設・在宅サービスの利用者割合・数（一部推計）>



<補足給付の対象範囲>

認定者数：119万人、給付費：3,292億円〔平成28年度〕

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外

※ 補足給付の支給にあたっては①預貯金等、②配偶者の所得、③非課税年金を勘案することとなっている（①・②は平成27年8月、③は平成28年8月から適用）なお、介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

<社会保障審議会介護保険部会意見書（抜粋）（平成28年12月9日）>

- 補足給付の支給に関して不動産を勘案するか否かについても、検討を行ったところであるが、様々な課題があり、引き続き検討を続けていくこととされた。
- その後、厚生労働省において調査研究事業を行ったが、地域的な格差、民間金融機関の参入の困難性、認知症の方への対応等様々な実務上の課題が明らかになった。
- このような状況を踏まえ、補足給付の不動産勘案に関しては、一定額以上の宅地を保有している場合に資産として活用することについて、引き続き検討を深めることとするのが適当である。

<補足給付受給者の固定資産税の状況>

ある自治体における調査

7万円以上で5.6%

合計(人)	補足給付受給者の固定資産税額							
	なし	有・非課税	1.2万円未満	1.2万円以上 2.3万円未満	2.3万円以上 3.5万円未満	3.5万円以上 7万円未満	7万円以上 14万円未満	14万円以上
1,457	988	62	94	85	75	71	63	19
100%	67.8%	4.3%	6.5%	5.8%	5.1%	4.9%	4.3%	1.3%

※税額が7万円以下にすべて200㎡の住宅用地だとすると、**固定資産の評価額は1500万円**。

出典:「補足給付の実態と資産等を勘案した負担能力評価のあり方に関する調査研究(2012年)」

<世帯主が65歳以上の世帯の資産構成>

(出所) 総務省「平成26年全国消費実態調査」

補足給付の要件に勘案



【改革の方向性】（案）

- 在宅サービス受給者と施設サービス受給者との負担の権衡や世代間の公平性を確保するため、補足給付対象者の宅地等を含む資産の実態調査等を通じ、要件等について見直しを検討する必要。

在宅と施設の公平性の確保(補足給付について②)

資料Ⅱ－1－46

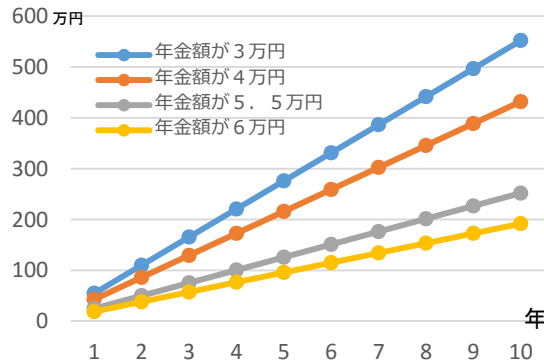
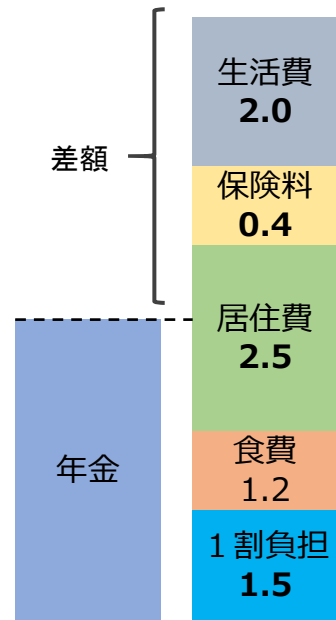
【論点】

- 介護施設等の利用者のうち低所得者には、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付がなされる一方、在宅でのサービス利用者は基本的に全額自己負担となっている。補足給付が福祉的性格を有することに加え、経済力のある者への補足給付を維持しながら、第2号被保険者の保険料負担を高めることは、世代間格差をも拡大するため、平成27年度改正において、一定以上の預貯金や有価証券等の金融資産を有する世帯には補足給付を行わない旨の要件の見直しを行ったが、この水準は経済力の有無を判断する基準として妥当か。

<施設での生活にかかる費用等の目安(国民年金受給者)>

補足給付を受けている者が、年金収入を得つつ、施設(特養・ユニット型)での生活に係る費用等(下記「差額」)を負担すると仮定し、入所期間に応じて費用負担の累計額を計算。この場合、仮に年金額が低くても、預貯金が500万円程度があれば10年居住が可能(特養の平均入所期間は約4年間。約8割は5年未満で退所。)

○ 特養ユニット型個室の月額利用料等 7.6万円

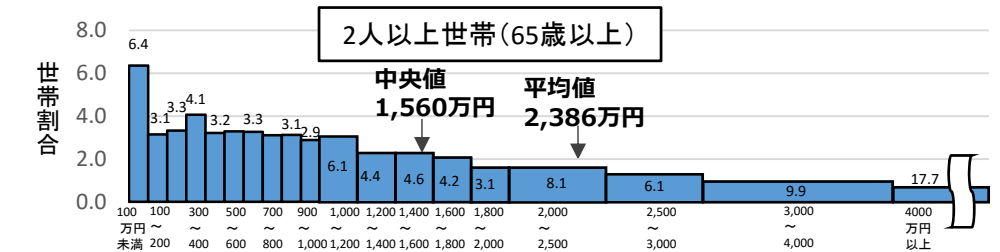
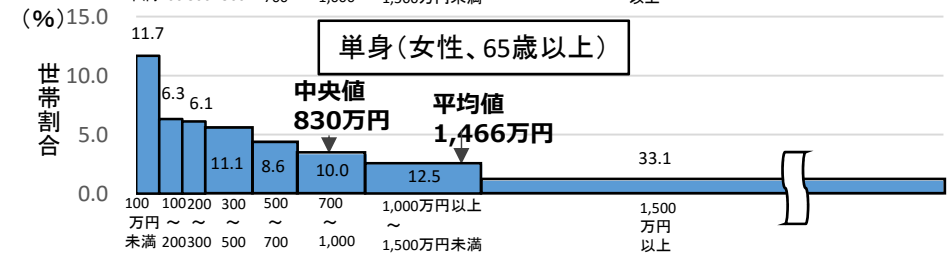
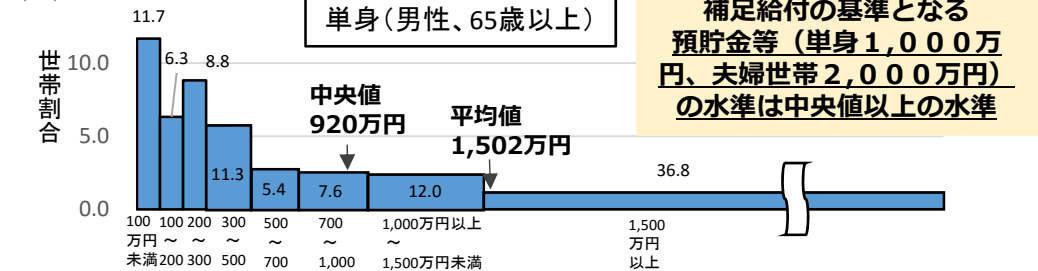


<国民年金受給月額> (平成28年度末)

	人数	割合	累積割合
合 計	31,656,772		
万円以上			
万円未満			
～ 1	88,440	0.3	0.3
1 ～ 2	320,098	1.0	1.3
2 ～ 3	1,038,662	3.3	4.6
3 ～ 4	3,283,070	10.4	14.9
4 ～ 5	4,601,417	14.5	29.5
5 ～ 6	7,034,486	22.2	51.7
6 ～ 7	13,606,925	43.0	94.7
7 ～	1,683,674	5.3	100.0
円			
平均年金月額	55,373	100.0	

<貯蓄現在高階級別世帯分布(高齢者世帯)>

(%) 15.0



(出所) 高齢者単身世帯のデータについては、「平成26年 全国消費実態調査」、2人以上世帯については、「平成29年 家計調査(貯蓄・負債編)」。

【改革の方向性】(案)

- 在宅サービス受給者と施設サービス受給者との負担の権衡や世代間の公平性を確保するため、補足給付対象者の資産の実態調査等を通じ、現行の補足給付の基準も含めて要件等の更なる見直しを検討する必要。

在宅と施設の公平性の確保（多床室の室料負担について）

資料Ⅱ－１－４７

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

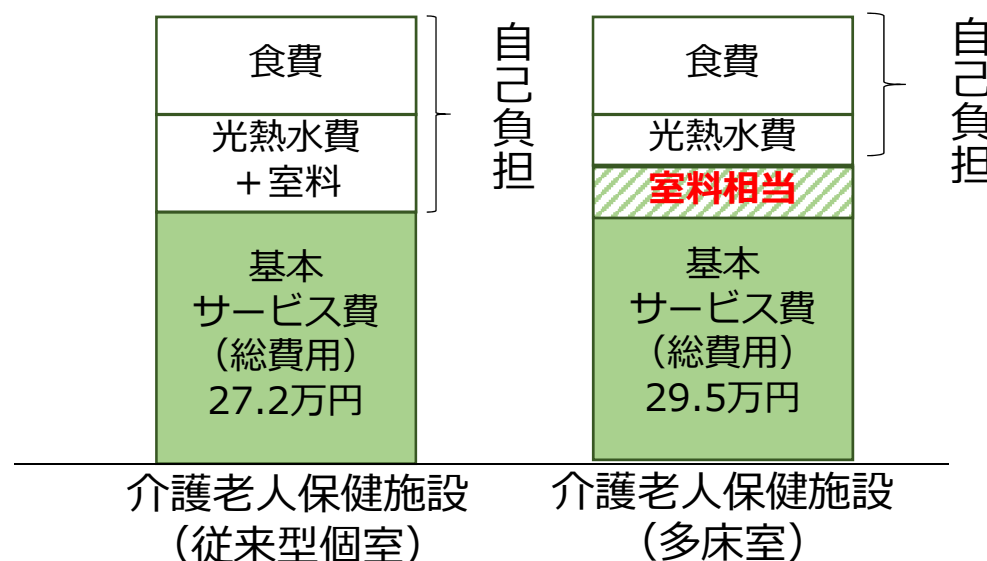
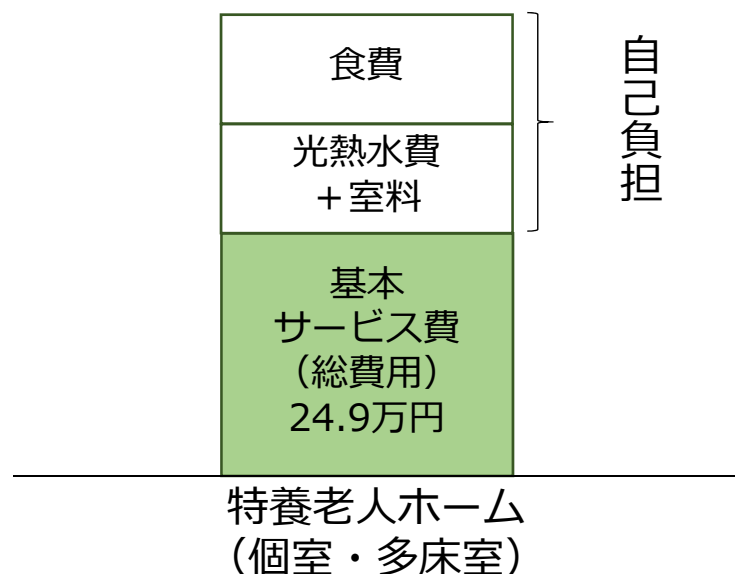
「介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。」

【論点】

- 平成17年制度改正において、施設サービスにおける食費や個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする制度見直しを実施（多床室については光熱水費のみ給付対象外とし、また低所得者には補足給付を創設）。
- 平成27年度介護報酬改定において、特養老人ホームの多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを行ったが、介護老人保健施設、介護療養病床、介護医療院については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。

特養は27改定で多床室の室料をサービス費から除外し、従来型個室と多床室の報酬水準は同額となっている。

老健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の多床室については、室料相当額は基本サービス費に包含されたままであり、多床室の方が従来型個室よりも基本サービス費が高くなっている。



※ 上記のサービス費はいずれも要介護5の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）。

（参考）「経済・財政再生計画 改革工程表（2017改定版）」（抜粋）

在宅と施設の公平性の確保や医療・介護を通じた効率的な提供体制の構築の観点等から、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等の**多床室の室料負担**等、施設サービスの報酬等の在り方について、**第8期計画期間に向けて検討し、結論**

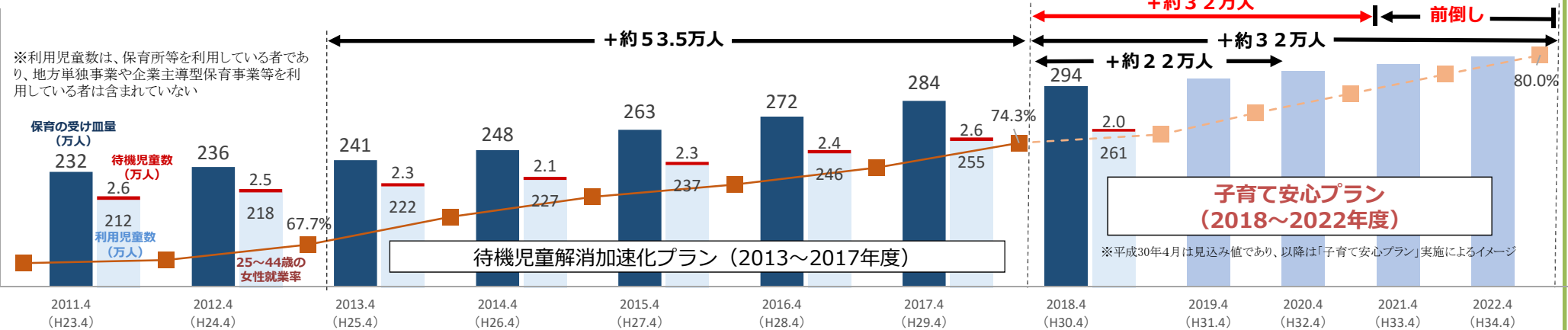
【改革の方向性】（案）

- 在宅と施設の公平性を確保する等の観点から、次期介護報酬改定において、これらの施設の多床室の室料相当額についても基本サービス費から除外する見直しを行うべき。

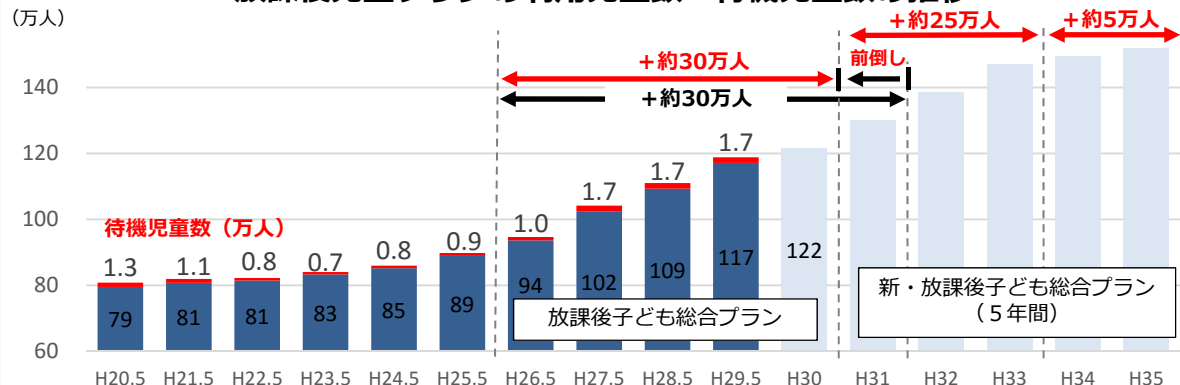
【現状】

- 保育の受け皿について、2013～2017年度末までの5年間で、待機児童解消加速化プランと合わせ、約53.5万人分拡大し、政府目標の50万人分を達成。また昨年6月に厚生労働大臣から「子育て安心プラン」を発表。さらにそれを前倒し、2018年度～2019年度末までの2年間で保育の受け皿を約22万人分拡大、女性就業率80%に対応できるよう2020年度末までの3年間で合計約32万人分の受け皿整備を進め、遅くとも2020年度末までの3年間で待機児童を解消することとされている。
- 保育の無償化について、これまで段階的に進めてきたところ、この6月に閣議決定された「骨太の方針2018」において、3歳から5歳までの全ての幼児及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされている。

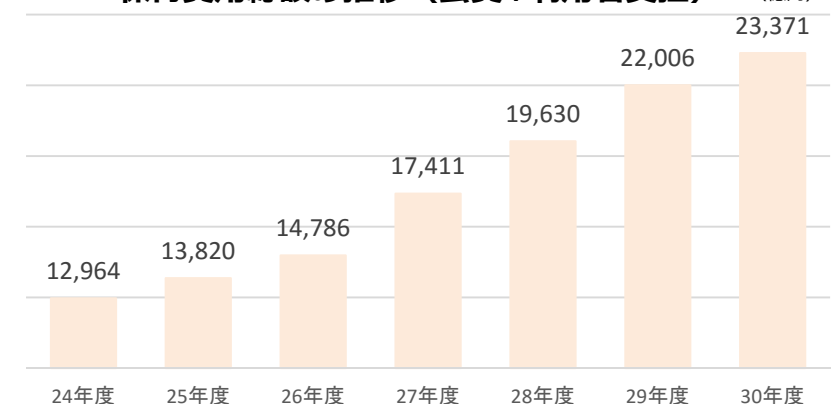
保育の受け皿量と利用児童数・待機児童数の推移



放課後児童クラブの利用児童数・待機児童数の推移



保育費用総額の推移 (公費+利用者負担)



(出所) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況」(毎年5月1日現在)

(注) H30以降については、「放課後子ども総合プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の実施による見込み値。

※私立保育所等の運営費(公定価格)の当初予算額に基づくものであり、施設整備費等は含まない。

児童手当の見直しについて（所得判定基準、特例給付）

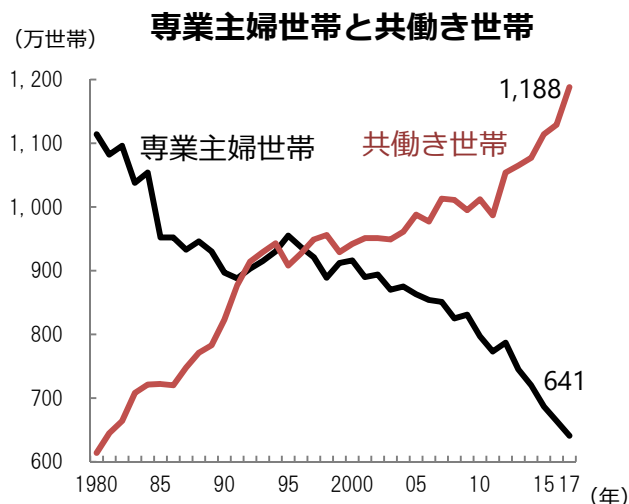
資料Ⅱ－１－４９

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

【論点】

- 児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲（夫婦2人の場合で年収960万円未満）については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされているが、平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になるなど、制度創設時から大きな変化が生じている。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断）
- また、児童手当の所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されているが、必ずしも足元の子育て費用に充てられていない状況にある。（平成30年度予算 国費520億円、公費780億円、そのほか公務員分で33億円）



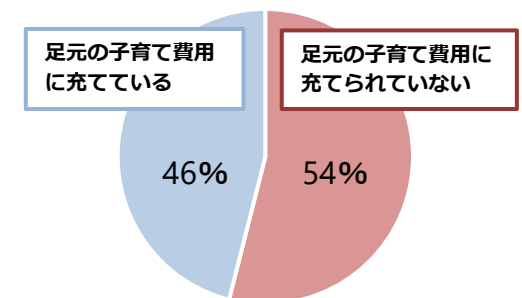
（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (30年度予算)
○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生 一律10,000円	1,515万人
○所得制限以上 一律5,000円 （当分の間の特例給付）	136万人

特例給付の使途別使用金額の構成比



（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円 夫 収入1,000万円 妻 収入200万円	特例給付10,000円 小学生 5,000円 3歳未満 5,000円
世帯収入1,200万円 夫 収入800万円 妻 収入400万円	児童手当25,000円 小学生 10,000円 3歳未満15,000円

（注）「足元の子育て費用に充てている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てている金額を合計したもの。

「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てている金額を合計したもの。

【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。
- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないか。

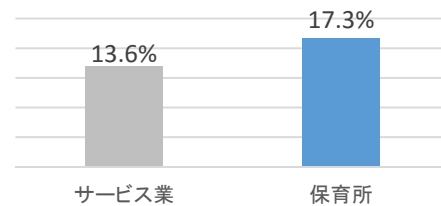
【論点】

- 子ども・子育て支援制度における施設型給付等は、公定価格から利用者負担額を控除した額（施設型給付等＝公定価格－利用者負担額）とされており、このうち、公定価格については、地域区分別、利用定員別に応じて積み上げて算定された「基本額」に、事業の実施体制等に応じた「各種加算等」を加えた金額（公定価格＝基本額＋各種加算等）で構成されている。
- 平成30年度予算執行調査（財務省）において、国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること（図１・２・３）、公定価格の基本額において、職員配置のための費用が含まれているにもかかわらず、実際にはその職員が配置されていないケースがあること（図４）、施設類型別や利用定員別の収支差率に開きがあること（図５・６）等が確認された。

平成30年度予算執行調査 （財務省）の概要

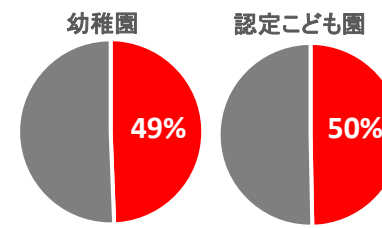
- ・調査年度：平成29年度
- ・調査対象：私立保育所等
- ・調査方法：書面調査（調査票を配布）
 - 配布先 8,382先
 - 回収数 7,617先（回収率90.9%）

【図１】積立金の保有状況（対収入比）



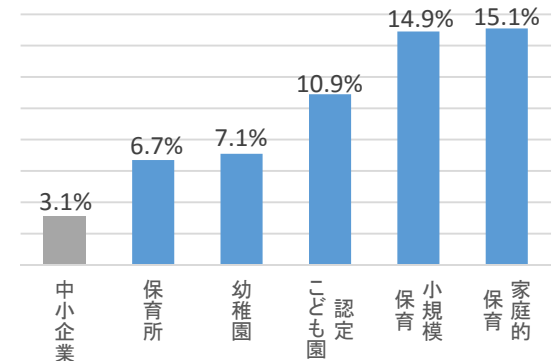
（出所）サービス業：「財務省 法人企業統計調査」
 ※保育所は、積立金（施設・設備積立資産を除く）÷収入で算出。
 ※サービス業は、積立金÷売上高で算出し、25～29年度の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

【図４】職員配置の実態
（基本額「非常勤講師」の例）



実際に職員を配置して対応していない割合
（「他の職員が兼任」や「配置していない」の集計）

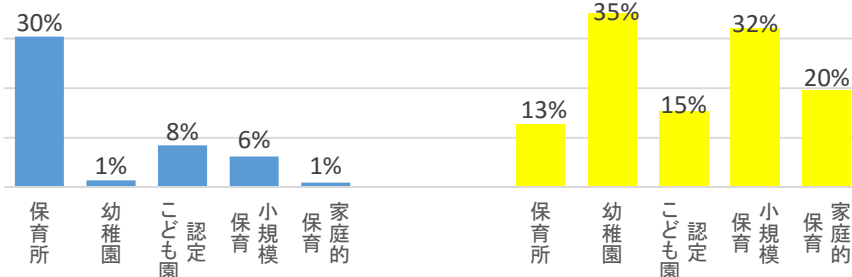
【図５】施設類型別の収支差率



※保育所等の収支差率は、
（収入－支出）÷収入で算出し、
いわゆる保育所等運営費以外の
収支も含まれる。

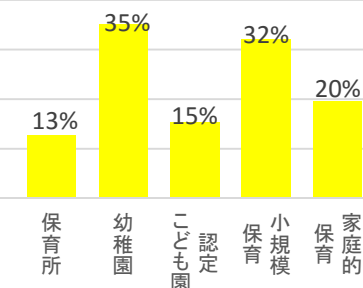
※中小企業の収支差率は、
経常利益÷売上高で算出し、
平成24～28年度の5年間の
うち最大・最小値を除いた
3年間の単純平均値。

【図２】自施設の運営以外へ
支出している施設の割合

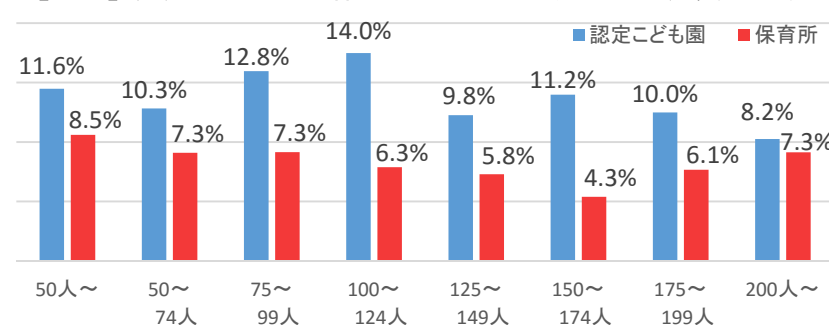


※保育所以外の類型は、自施設以外（他施設）へ支出している施設を対象に集計

【図３】自施設の運営以外への
支出額の対収入比



【図６】認定こども園と保育所における収支差率の定員別比較



【改革の方向性】（案）

- 施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っている実態を踏まえれば、公定価格の水準の見直しは不可欠ではないか。具体的には、実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）、各施設類型における単価設定の水準の見直しを行う必要があるのではないかな。
- さらに、公定価格の算定に不適切なケースがあることや収支差率に違いがあること等を踏まえ、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきではないかな。

- 生活保護制度における医療扶助は全額公費負担であるため、頻回受診が発生しやすいとの指摘。生活保護受給者には傷病者や障害者が比較的多いという要因はあるものの、国民健康保険等と比較しても通院回数が多い状況。
- 過去、「同一傷病について同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3か月以上継続している者」を把握や指導の対象としていたが、平成30年6月以降は当該対象者の範囲を拡大し、「同一傷病について同一月内に同一診療科を15日以上受診している者」を対象に、頻回受診の解消に向けた取組を実施。

＜医療扶助における頻回受診についての指摘＞

- 生活保護における医療費一部自己負担に係る指定都市市長会要請（平成27年12月25日）抄
医療保険加入者については保険料の支払いや医療機関受診時の窓口負担がある一方、生活保護受給者は自己負担がないことなど、過剰な受診等に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。
- 読売新聞 夕刊1面記事（平成27年11月25日）抄
政府は、生活保護受給者の過剰受診や医療費の不正請求を防ぐため、各自治体の福祉事務所のケースワーカーが地域の看護師や薬剤師らと共に受給者を訪れる仕組みを来年度から導入する。指導態勢を強化することで、膨張する生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化を図り、価格の安い後発医薬品（ジェネリック）の使用率向上などにつなげるのが狙いだ。
受給者は自己負担なしで診療や投薬を受けられ、費用は医療扶助として全額公費で支払われる。受給者は昨年12月時点で約217万人。2013年度は支給総額3・6兆円のうち、医療扶助費が1・7兆円に達した。不必要な通院を繰り返したり、薬剤を過剰に処方されたりして費用がかさんでいる面もある。

頻回受診に係るこれまでの取組

【平成28年度～】

- 改革工程表を受け、福祉事務所等において頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進

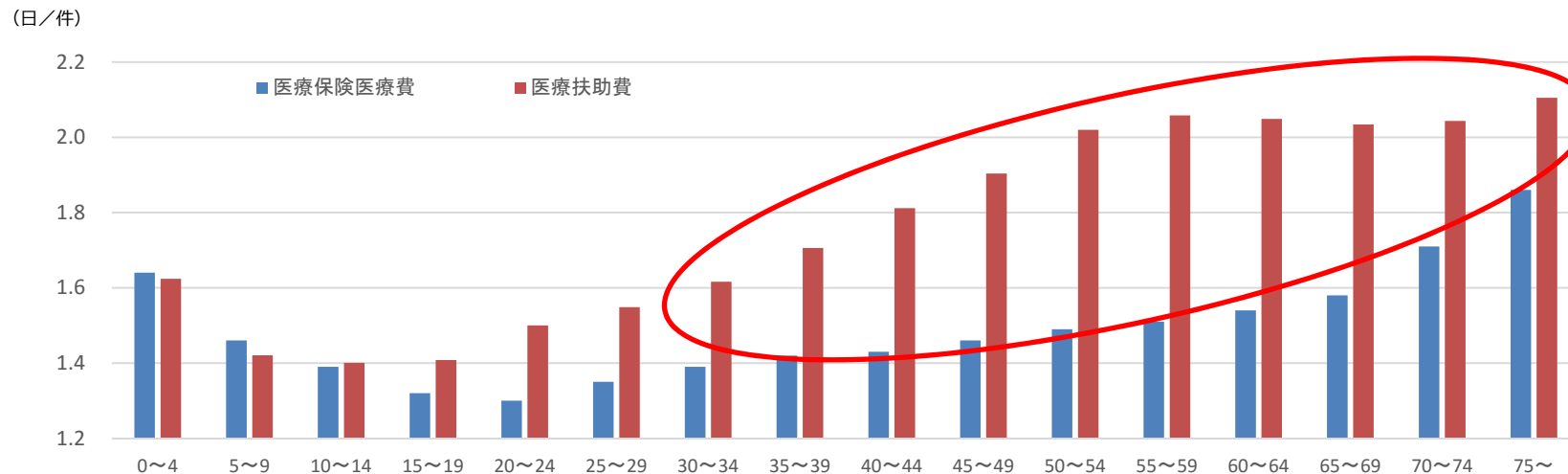
【平成29年度】

- 受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施する事業を実施
＜対象者の範囲＞
・ 同一傷病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する一定の者（初診月である場合や短期的・集中的に治療を行った者等を除く）にまで拡大
＜対象者拡大の段階的实施＞
・ まずは、補助事業上の対象者を拡大（将来的には全ての福祉事務所での対象者拡大を想定）

【平成30年度】

- 平成29年度における受診指導の対象者の範囲の拡大を完全実施
- 頻回受診者に対し、福祉事務所による同行指導の実施や受診指導を行う医師の委嘱促進を行うなど、適正受診指導の強化を実施。また、レセプトデータから頻回受診者等のリストを作成する医療扶助適正化事業を実施。

＜年齢階級別 1か月当たりの医療機関を受診した人に係る利用日数（入院外）＞



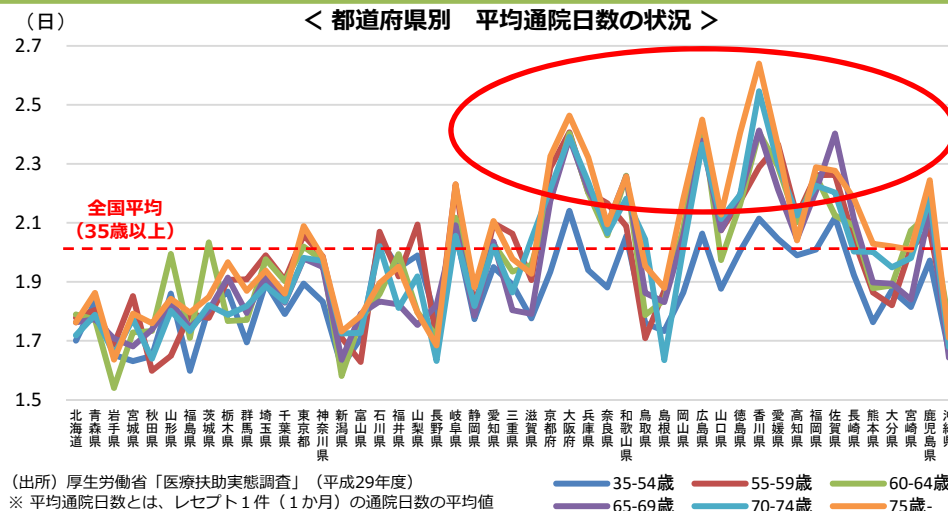
注：レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数。

(出所) 第63回医療扶助実態調査（平成28年6月審査分）特別集計、平成28年度被保護者調査（年次調査）、平成27年度医療保険に関する基礎資料

頻回受診対策②

資料Ⅱ－1－52

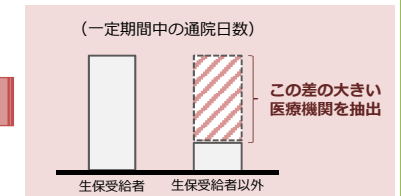
- 医療扶助における地域ごとの通院回数を見ると、
 - ・ レセプト1件（1か月）の平均通院日数は地域によってバラつきが見られ、ほとんどの年齢層について他の地域よりも明らかに日数が多い地域が存在するとともに、
 - ・ そうした地域においては、被保護人員に占める頻回受診の受診状況把握対象者の割合も概ね高い傾向が見られ、また、生活保護受給者の通院日数が生活保護受給者以外の通院日数に比べて多い医療機関が見受けられることから、頻回受診の発生状況には地域差があることがわかる。なお、生活保護受給者の通院日数が生活保護受給者以外の通院日数に比べて多い医療機関が標榜している診療科は、特定の診療科に偏る傾向が見られる。
- また、レセプト請求件数の全件または大多数が生活保護受給者のレセプトである医療機関も見受けられる。



＜生活保護受給者の通院日数が生活保護受給者以外の通院日数に比べて多い医療機関上位200先の所在する都道府県＞
(n=200)

順位	都道府県	医療機関数
1	大阪府	42
2	東京都	23
3	福岡県	15
4	広島県	13
5	京都府	11
5	兵庫県	11
7	香川県	8
7	鹿児島県	8
9	千葉県	6
9	愛媛県	6

○ 抽出イメージ

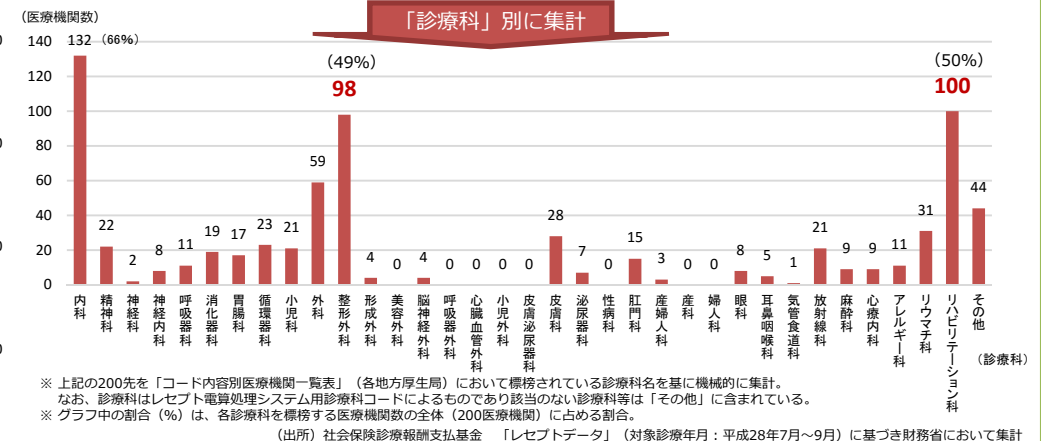
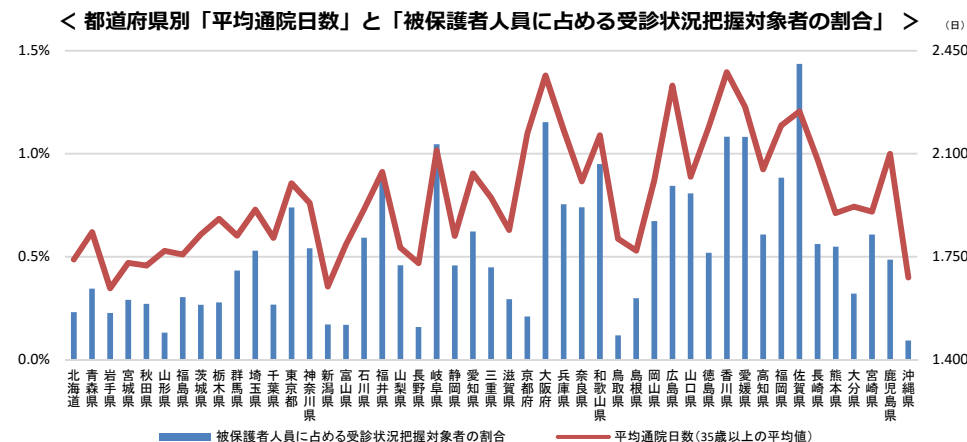


＜生活保護受給者の請求件数割合が高い医療機関＞

件数割合	医療機関数
100%	25
90～100%	127
80～90%	190

※ 約4万の医療機関について、「生活保護受給者の通院日数」と「生活保護受給者以外の通院日数」を比較し、前者の方が多い医療機関を差が大きい順に並べて上位200先を抽出したもの。
※ 入院外のレセプトデータ（病院及び診療所）より集計。

※ 入院外のレセプトデータ（病院及び診療所）より集計。



頻回受診対策③

資料Ⅱ－１－５３

- 頻回受診対策として、電子レセプトを活用した適正受診指導の取組などが進められてきたが、近年の改善者数割合はおおむね横ばいで推移しており、自治体からは現状の適正受診指導には一定の限界がある旨の指摘もある。頻回受診対策について、もう一段の取組が必要と考えられる。

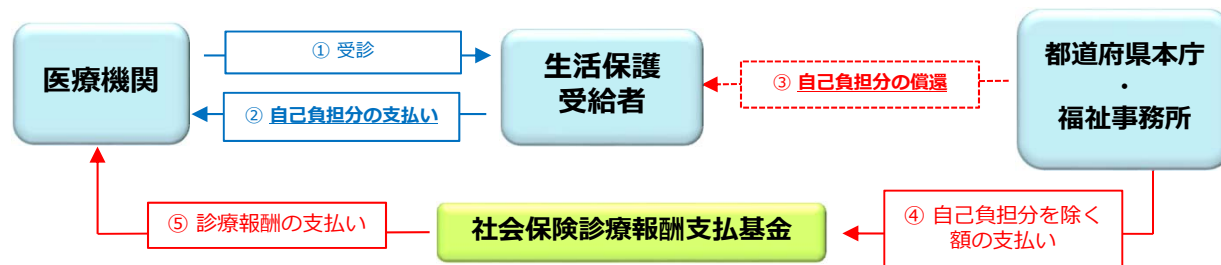
<頻回受診適正化の対応>

(平成27年度)

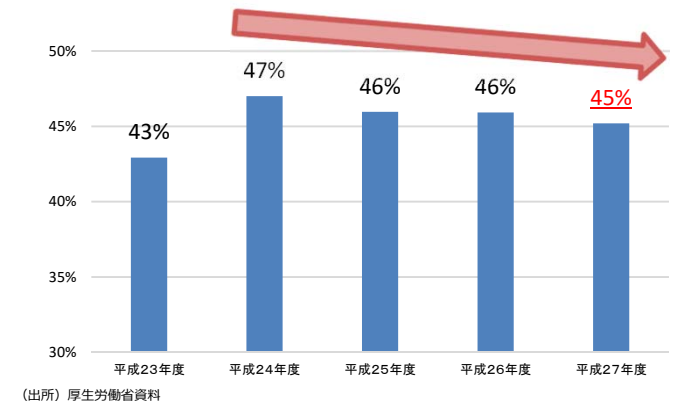
頻回受診が疑われる者の把握	毎月レセプトを確認し、頻回受診が疑われる者にかかる台帳を作成	受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上通院が3ヶ月以上継続している者数)	13,548人	うち 筋骨格系・結合組織 7,322人(54%)
主治医訪問・嘱託医協議	主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断	適正受診指導対象者数(A)※	3,020人	うち 筋骨格系・結合組織 1,927人(64%)
指導の実施	頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施	改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(B)	1,365人	うち 筋骨格系・結合組織 947人(69%)
改善状況の確認	指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認改善されていない場合には、引き続き指導を実施	改善者数割合(B/A)	45%	うち 筋骨格系・結合組織 49%

(出所) 厚生労働省資料

<頻回受診に係る自己負担(償還払い)スキーム>



<改善者数割合の推移>



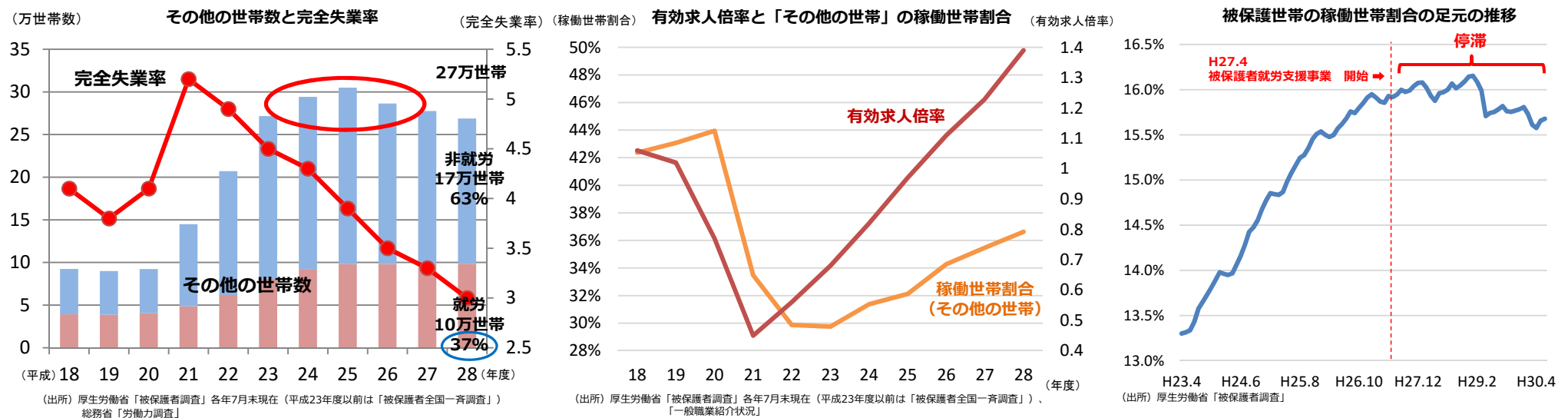
【改革の方向性】(案)

- 更なる頻回受診対策として、頻回受診であるとして適正受診指導を受けてもなお改善の見られない者については、例えば、一定の自己負担(償還払い)を求めるなど、実効性ある対策が必要ではないか。

就労の促進に向けた取組

資料Ⅱ－1－54

- 「その他の世帯」の世帯数は近年では減少傾向にあるが、最近の雇用環境の大幅な改善にもかかわらず、リーマンショック以前の状況と比べ依然として多い。障害・疾病などの事情がない就労可能な生活保護受給者は生活保護法の趣旨に基づき稼働能力を活用することが原則であるが、「その他の世帯」における稼働世帯割合（就労割合）は、雇用環境の改善と比較すると緩やかな上昇にとどまる状況。



< その他の世帯 >

生活保護世帯のうち、「高齢者世帯」、「母子世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯。稼働年齢層が含まれると考えられる。

保護の停廃止処分 (全世帯)

口頭指導

文書による指導指示

弁明機会の付与

保護の停止又は廃止

就労指導
4,607件 (注1)

是正等
1,908件 (注2)

停止 / 廃止
189件 / 726件 (注2)

注1：平成27年度に行った件数。世帯に対し複数回指導指示をする場合が含まれている。
注2：平成27年度中の結果。当該年度以前に指導指示を行った結果が含まれている。
出所：厚生労働省資料

【改革の方向性】 (案)

- 稼働年齢層が含まれるとされる「その他の世帯」を中心に、稼働能力を有すると考えられるにもかかわらず就労していない者の状況や就労阻害要因等を統計面から分析するとともに、就労可能な者については引き続き就労指導を着実に実施していくべきではないか。
- その上で、現実には稼働能力があり本人に適切と判断される職場が紹介されているにもかかわらず就労しないなど、正当な理由がない者に対しては、保護の廃止に至る前の措置として、保護の停止の積極的な活用や、保護費の減額といった柔軟な対応を設けることによって、取組の実効性を高めていくべきではないか。

級地の見直し

○ 現在の級地区分は、全国消費実態調査（昭和59年）などを基礎として算出した各市町村の消費水準の額をもとに昭和62年度に区分したものであり、30年が経過。その後、消費者の購買行動の変化、「平成の大合併」による市町村の広域化、地域ごとの消費水準の変動など、経済社会の状況は大きく変化しており、生活水準の実態と乖離が生じているおそれ。

＜ 級地区別の最低生活保障水準 ＞

(単位:万円/月)

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯 (夫:20～40歳、妻:20～40歳、子:3～5歳)		15.9	15.3	14.7	14.4	13.8	13.4
高齢者単身世帯 (65歳～74歳)		8.0	7.6	7.2	7.1	6.8	6.6
市町村数 (平成29年4月1日現在)	1,719	58	49	121	79	557	855
	(100.0%)	(3.4%)	(2.9%)	(7.0%)	(4.6%)	(32.4%)	(49.7%)
被保護者世帯数 (平成28年7月31日現在)	1,609,004	647,194	270,673	316,486	66,489	205,603	102,559
	(100.0%)	(40.2%)	(16.8%)	(19.7%)	(4.1%)	(12.8%)	(6.4%)
市町村の例		東京23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	秋田市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市

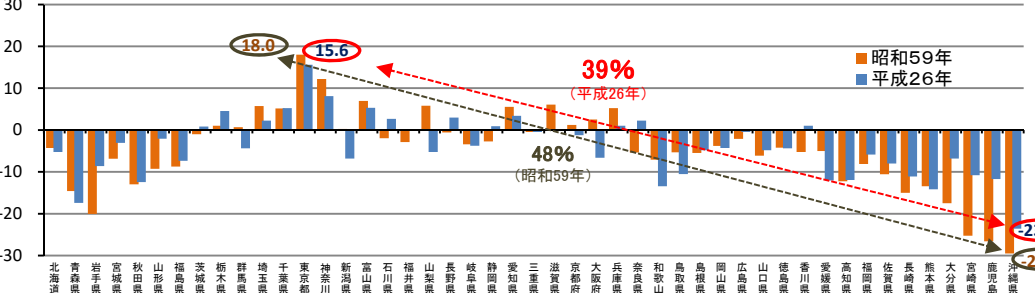
※ 平成30年10月時点の生活扶助額の例

＜ 市町村合併による級地指定区分変更の状況 ＞

	昭和62年度時点の市町村総数	昭和62年度以降、級地指定区分の変更が無かった市町村数 (市町村合併が行われなかった市町村を含む)	昭和62年度以降の市町村合併で級地指定区分が合併前より上位に変更となった市町村数		
			計	1区分	2区分以上
市町村数	3,253	2,432	821	559	262
構成割合	100%	75%	25%	17%	8%

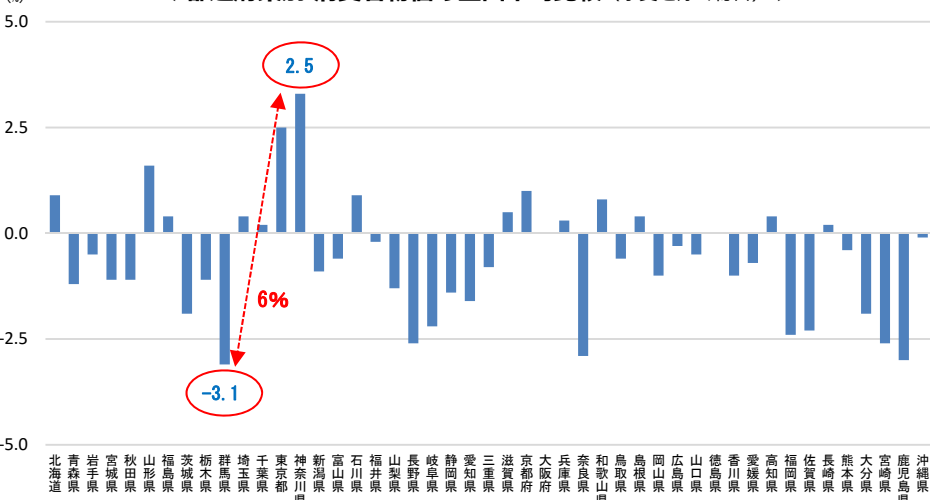
(出所) 厚生労働省「第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料」

＜ 都道府県別 1人当たり消費支出額の全国平均との差の年次比較 ＞



(出所) 厚生労働省「第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料」

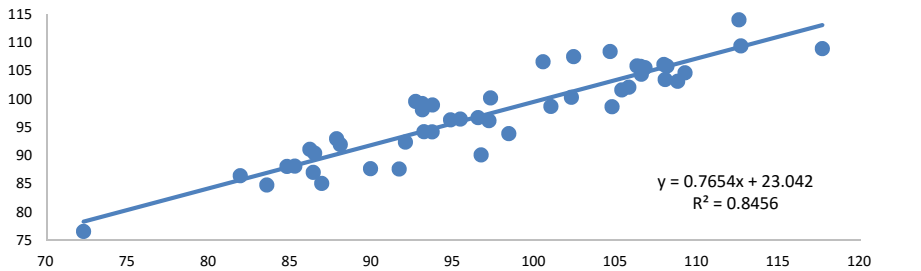
＜ 都道府県別 消費者物価の全国平均比較 (家賃を除く総合) ＞



(出所) 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成29年)

＜ 都道府県別 年収水準と消費支出額の水準との相関関係 (全国平均=100) ＞

(消費支出額の水準)



(出所) 総務省「全国消費実態調査」(平成26年)

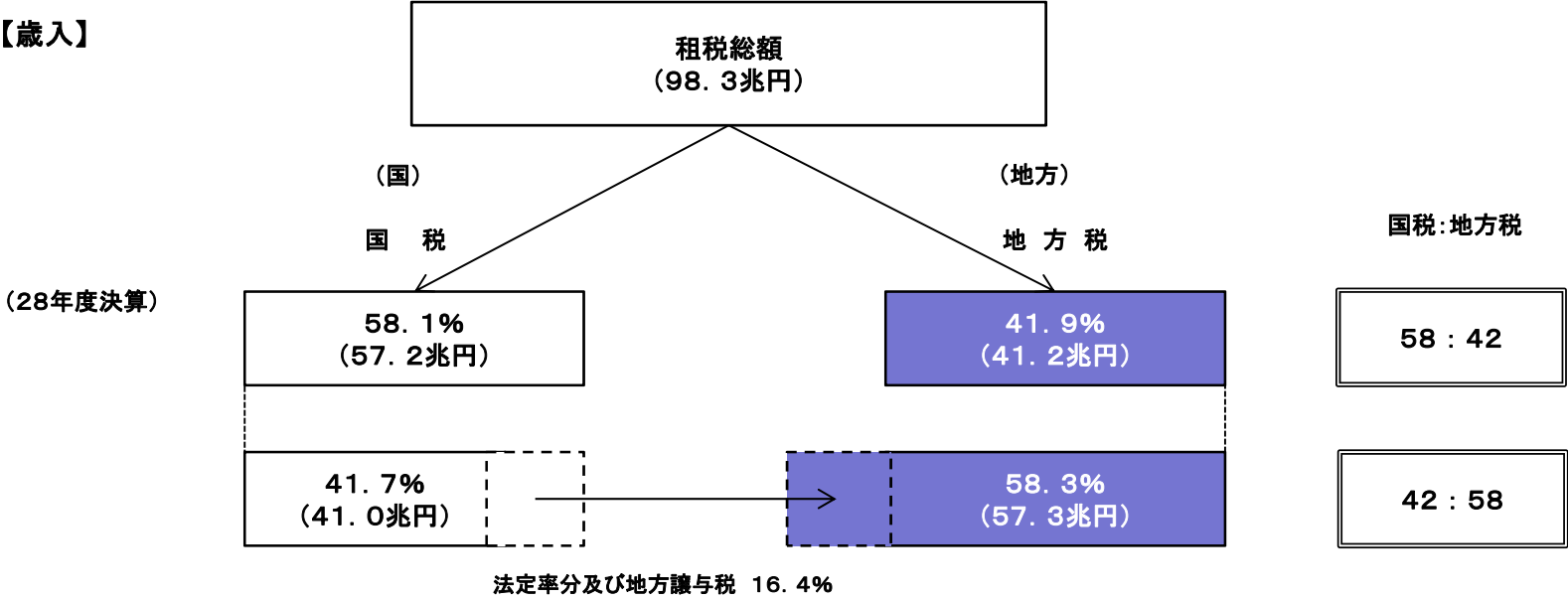
【改革の方向性】(案)

○ 級地制度について抜本的な見直しを行うとともに、定期的な見直しの対象としていくべきではないか。その際、現在、級地別の生活扶助額は、級地ごとの消費支出額を基に算出しているが、消費支出額は収入の増加に応じて増加していく傾向が強く、あくまでも最低限度の生活の需要を満たす制度であるという趣旨を踏まえれば、例えば、物価の差による調整にとどめることを基本とすべきではないか。

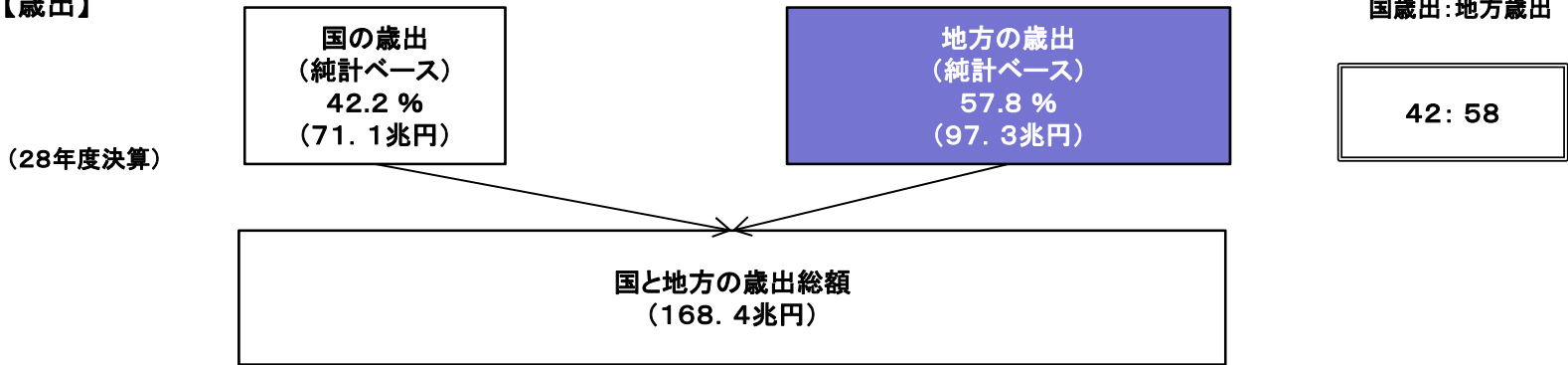
国と地方の税財源配分と歳出割合

○ 国と地方の歳出比は概ね4：6となっているが、地方交付税等の財政移転により、国と地方の税財源比も概ね4：6となっている。

【歳入】



【歳出】



(出典)「地方財政の状況(平成30年3月)」等より。

地方交付税総額(マクロ)の算定、「地方一般財源総額実質同水準」ルールについて

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。法定率分等で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、…一般財源の総額(※)について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
※ 一般財源総額とは、地方交付税、地方特例交付金、地方税、地方譲与税及び臨時財政対策債の総額。
- 平成23年度に導入され、平成30年6月に策定された「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを平成33(2021)年度まで維持する旨が規定されている。

平成30年度地方財政計画(単位:兆円)

【歳出:86.9】	【歳入:86.9】	歳出歳入ギャップ分
給与関係経費:20.3	地方交付税:16.0	
	臨時財債:0.17 (折半対象財源不足分)	
一般行政経費:37.1 うち、補助分:20.2 うち、単独分:14.1 うち、まち・ひと・しごと 創生事業費:1.0 うち、重点課題 対応分:0.25	地方特例交付金:0.2	
	地方税・ 地方譲与税:42.0	
投資的経費:11.6	臨時財債:3.8 (折半対象臨時財債を除く)	
公債費:12.2	その他地方債:5.2	
水準超経費:1.8	国庫支出金:13.7	
その他:3.9	その他:5.9	
	地方交付税法定率分等 :15.2	
	特会財源 :0.6	
	折半対象 財源不足 :0.3	
	地方交付税交付金 (入口) :15.4兆円	
	地方交付税交付金 (出口) :16.0兆円	

※ 法定率:
所得税 33.1%
法人税 33.1%
酒 税 50%
消費税 22.3%

【国負担】
特例国債の追加発行
により財源確保

国・
地方
折半

特例加算:0.17
臨時財債:0.17

【地方負担】
臨時財政対策債(折半
対象)の発行により確保

新経済・財政再生計画における「地方一般財源総額実質同水準ルール」の記述

(「骨太2018」(平成30年6月15日閣議決定))

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※ 特定財源

- ・ 「国庫支出金」は、一般行政経費(補助)及び投資的経費(補助)の財源。
- ・ 「その他地方債」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- ・ 「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

一般
財源
(62.1)

特定
財源
(24.8)

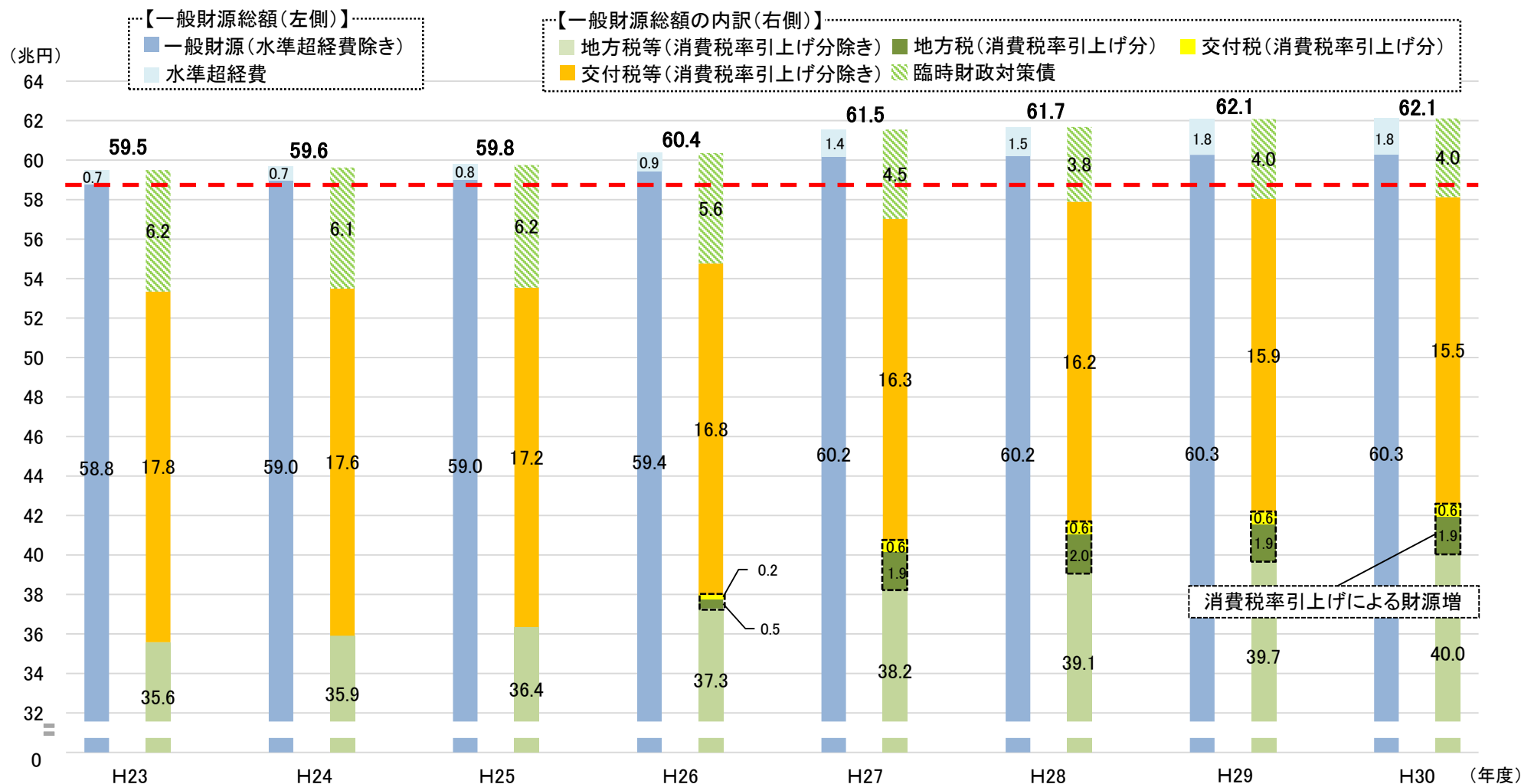
地方一般財源総額の推移

資料Ⅱ－２－３

- 一般財源総額実質同水準ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、不交付団体の水準超経費(※)や消費税率の引上げに伴う社会保障の充実等に相当する分を上乗せした水準で維持されている。

※ 水準超経費(＝不交付団体の基準財政収入が基準財政需要を超過する額)を含めて一般財源総額を同額とした場合、不交付団体における税収増に伴って交付団体の財源(地方交付税)が減少することとなる。

- この結果、地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保しつつ、地方税収等の増加(消費税率の引上げを含む)に伴って、地方交付税及び臨時財政対策債が減少。

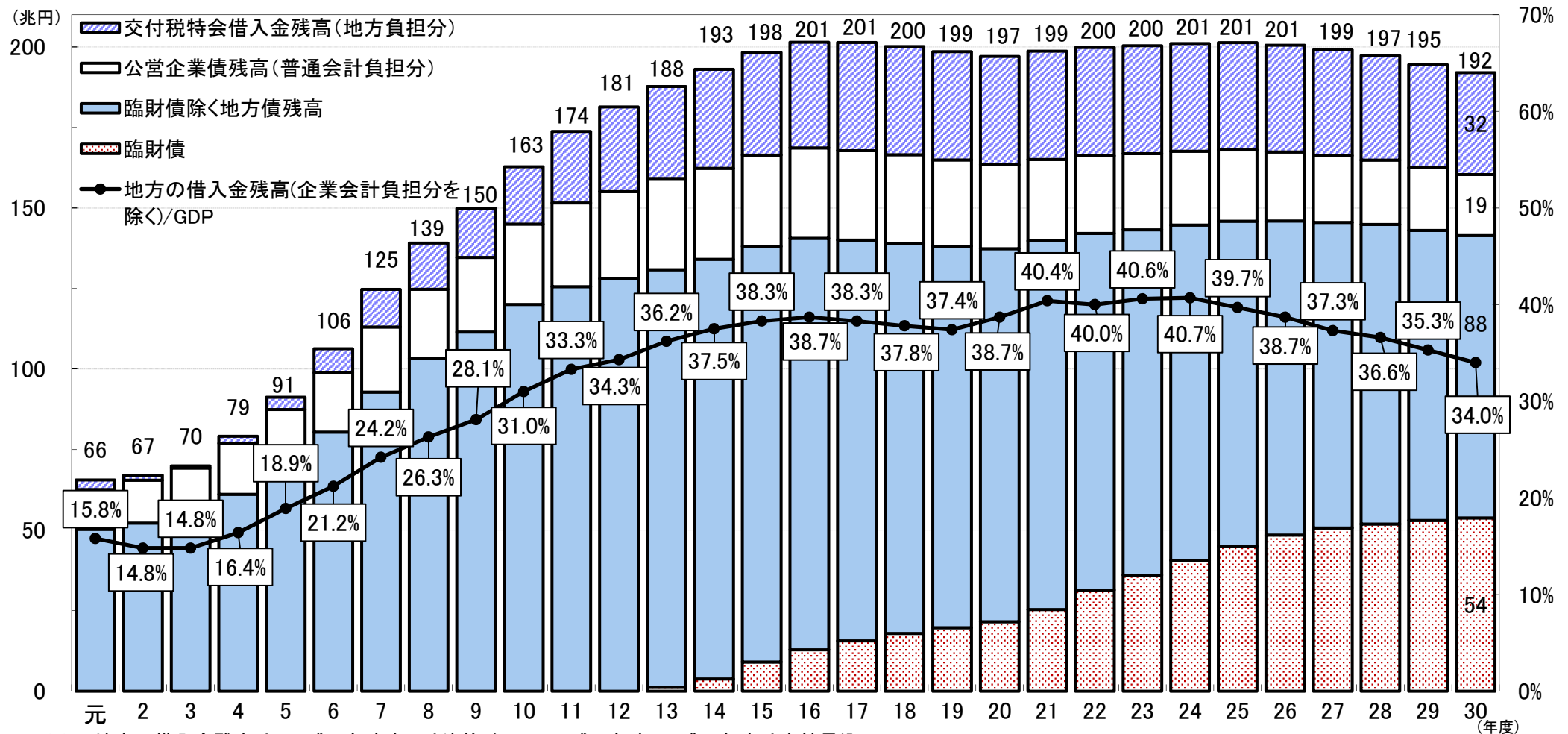


地方財政の借入金残高の推移

資料Ⅱ－２－４

総務省資料を加工

○ 地方の債務残高は近年、名目値では平成26年度以降5年連続、対GDP比では平成25年度以降と6年連続減少。



※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位: 兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

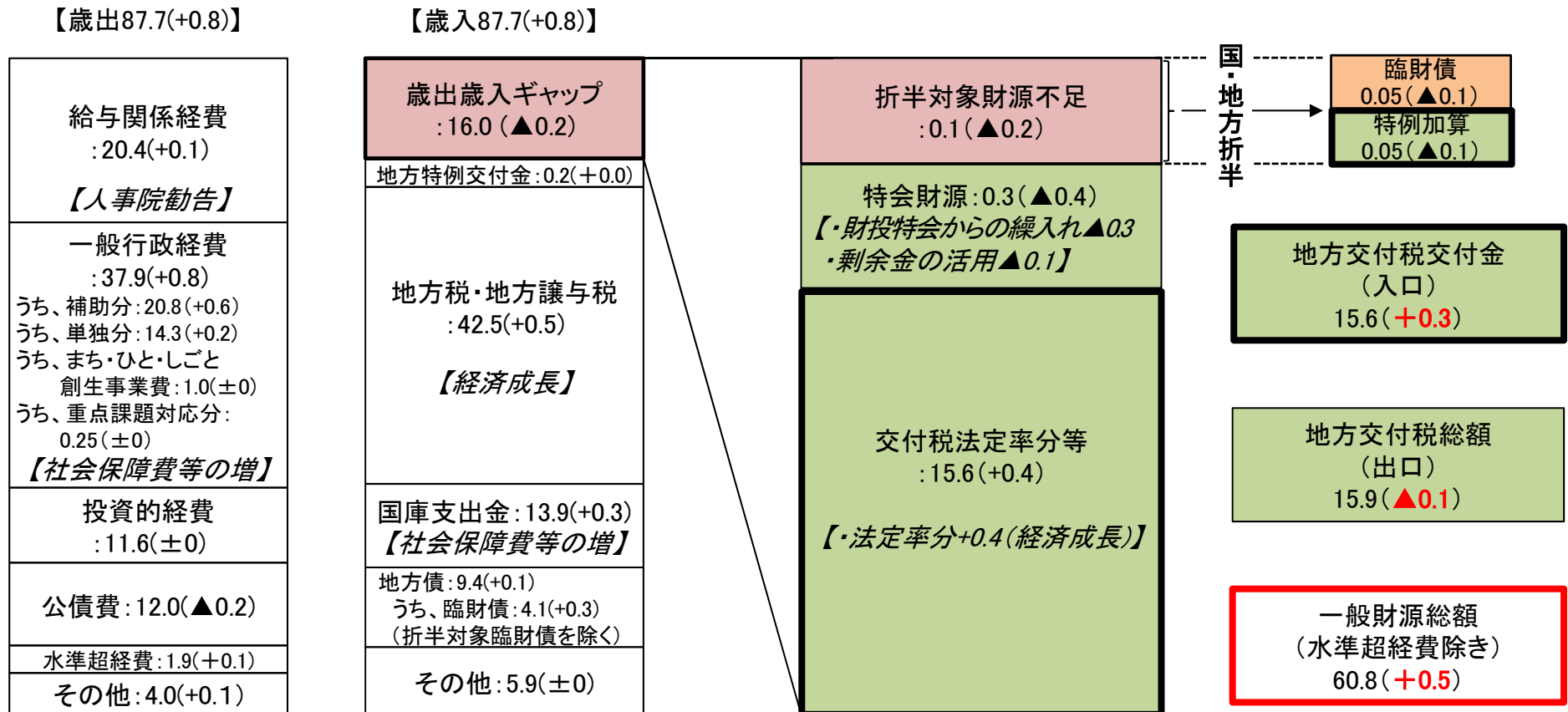
平成31年度総務省要求(仮試算)の概要

資料Ⅱ－2－5

- 平成31年度の地方財政計画に向けた総務省の要求(仮試算)では、一般財源総額が対前年度比+0.5兆円増額する姿となっている。
これは、社会保障費の増等を理由として、一般行政経費、特に補助事業が増額する試算となっていることによるもの(補助事業+0.6兆円、単独事業+0.2兆円)。
- 「新経済・財政再生計画」の初年度として、一般財源総額実質同水準ルールを確実に継続していくことが重要。

平成31年度総務省要求(仮試算)の姿(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)

※ 消費税率引上げの影響は反映されていない



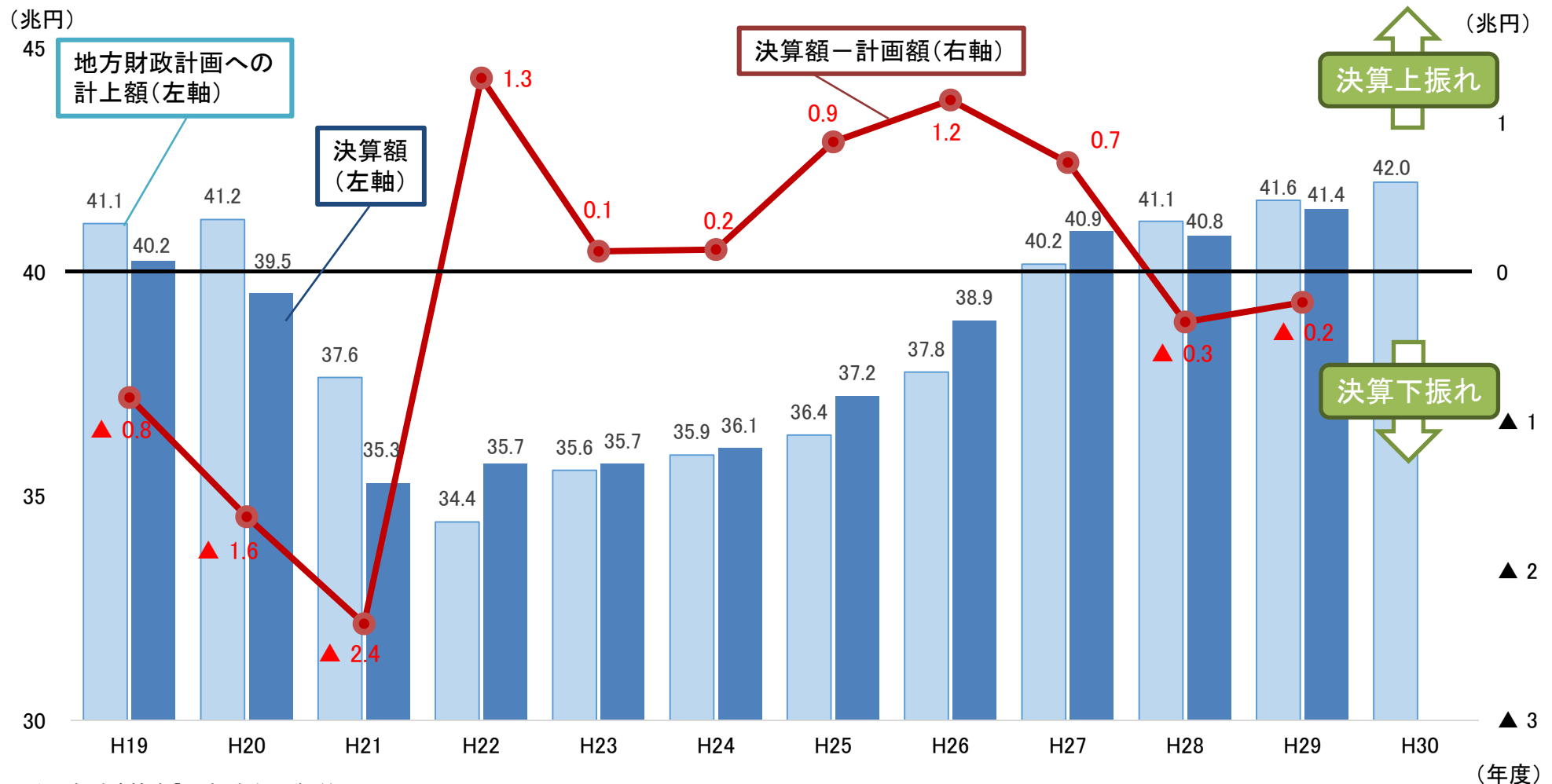
(出所) 総務省「平成31年度地方財政の課題」より作成。

地方税収等の推移(地方財政計画及び決算)

資料Ⅱ－２－６

○ 地方税収等は、一般財源総額実質同水準ルールを導入(平成23年度)以降、平成27年度まで決算での上振れが続いており、平成29年度までの累計で見ると+2.6兆円の決算増収。

地方税収等の計画と決算の乖離については、上振れ・下振れとも精算は行われておらず、結果として、こうした決算上振れは地方の追加歳入となっている状況。



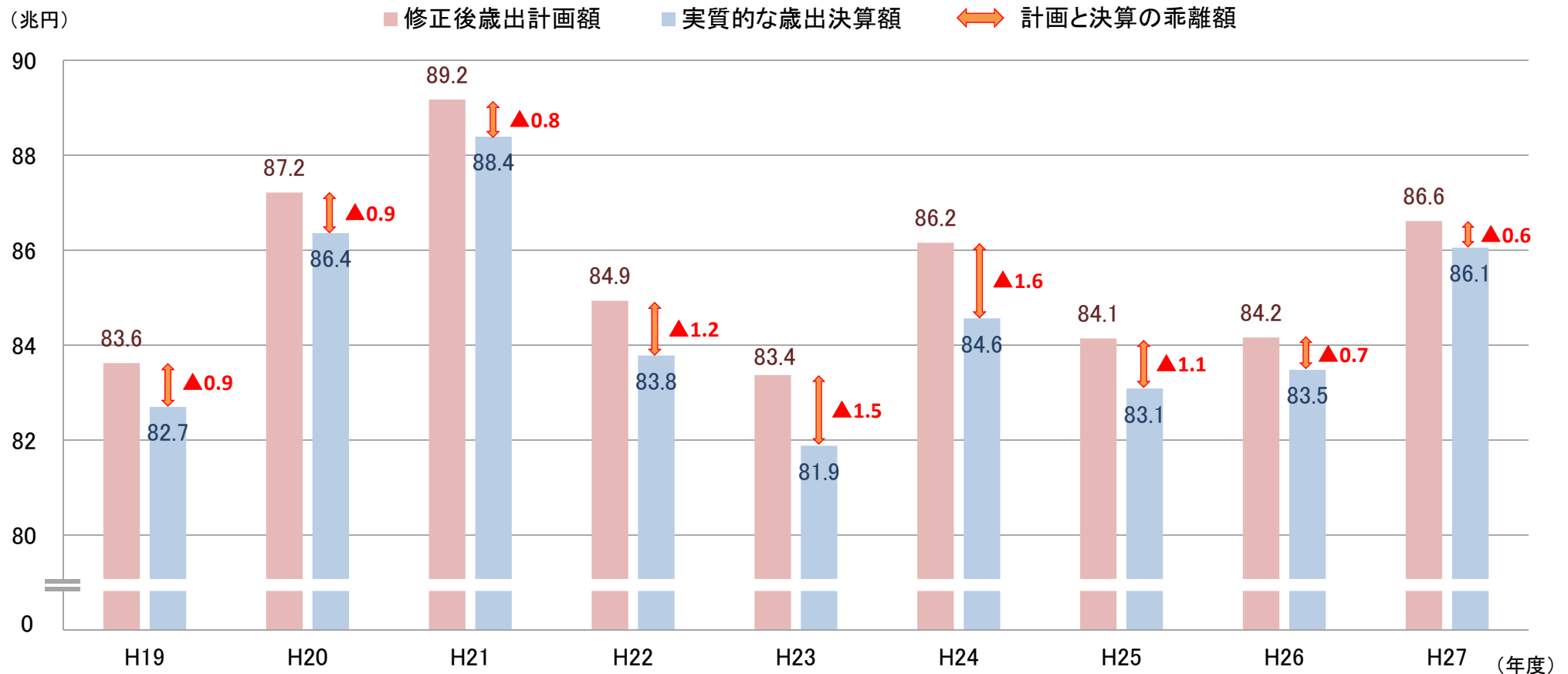
(出所)地方財務協会「地方財政要覧」等

(※) 地方税収等には、地方譲与税を含む。決算額は、超過課税・法定外税分といった計画外税収等を除いたもの。

- 近年の歳出について計画と決算を比較すると、決算歳出が継続的に1兆円前後、計画歳出を下回るとの試算結果となる。
- 地方財政計画への計上が適正か精査するためにも、まずは計画と決算を分かりやすく比較できるようにすることが重要。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)

「地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。」



(※)試算上、計画に計上されていると考えられる非常勤職員の給与について、データの制約により、平成22年度以前は平成23年度から平成27年度の平均値としている。
(出所)「地方財政要覧」等

国庫補助事業の地方負担分、追加財政需要に係る計上の適正化

資料Ⅱ－２－８

- 国庫補助事業には毎年度不用が生じており、その地方負担分についても不用が生じていることとなる。また、地方財政計画には災害等に係る歳出増に備えてあらかじめ追加財政需要分が計上されているが、全額は使用されていない。
- 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく地方交付税が措置されていることを踏まえれば、これらの計上額については、より一層の精査が必要。

○ 国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

（単位：億円）

（年度）	H24	H25	H26	H27	H28	5ヶ年平均
給与関係経費（義務教育費国庫負担金）	325億円	322億円	323億円	92億円	96億円	232億円
一般行政経費（補助事業分）	670億円	1,016億円	2,696億円	816億円	1,534億円	1,346億円
投資的経費（直轄事業・補助事業分）	245億円	373億円	181億円	124億円	91億円	203億円
合計	1,240億円	1,711億円	3,200億円	1,032億円	1,721億円	1,781億円

（※1）国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

（※2）投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

○ 過去10年間の追加財政需要の計上額（一般行政経費（単独））と主な使用額

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地財計画計上額	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
主な使用額	765	1,883	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	3,040	3,118	－

平均使用額2,018億円程度

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。

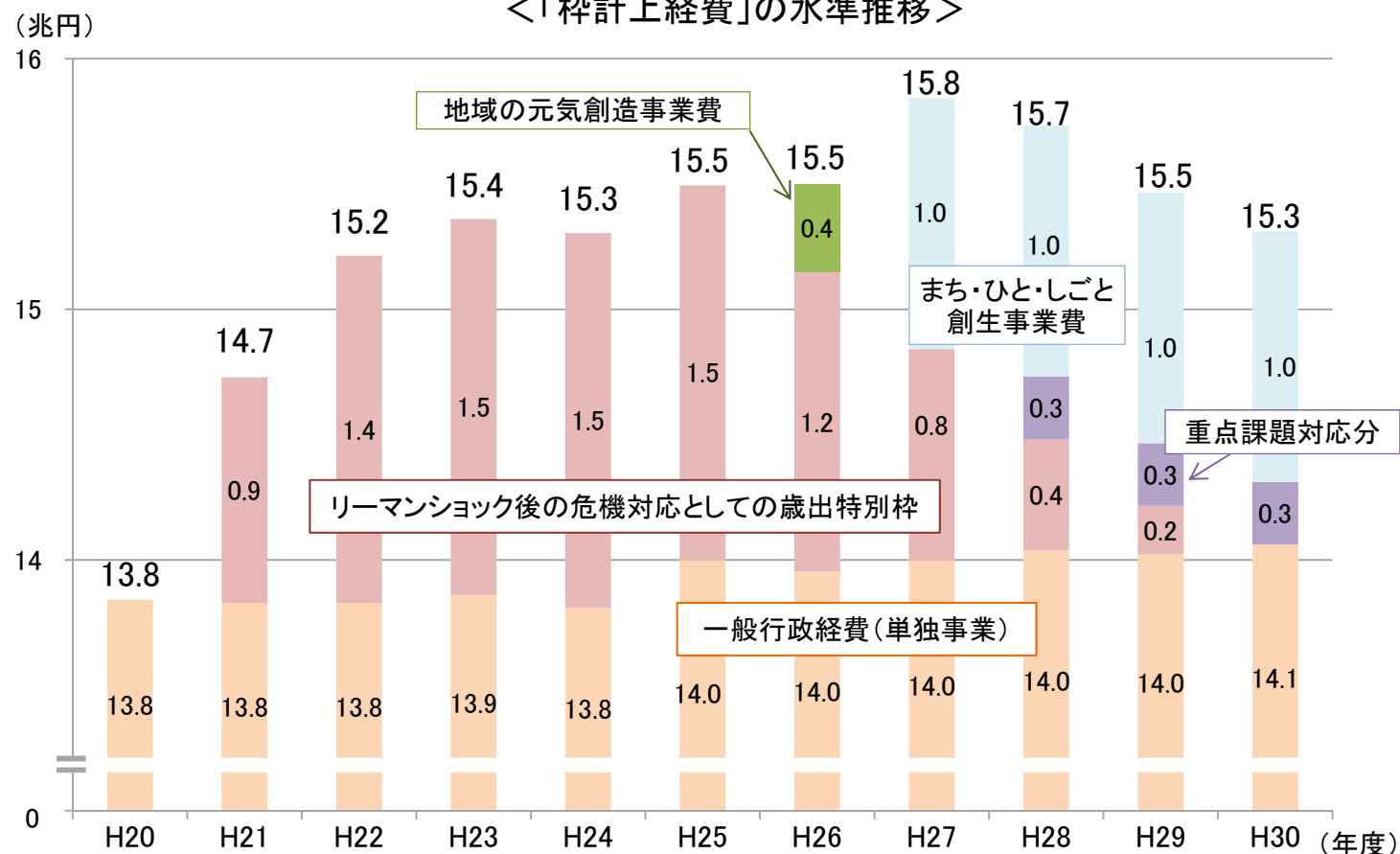
※ 例えば、まち・ひと・しごと創生事業費は、各自治体における具体的使途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。

地方財政計画(30年度)

歳出 86.9兆円	
給与関係費	20.3兆円
一般行政経費(補助等)	21.7兆円
一般行政経費(単独)	14.1兆円
重点課題対応分	0.3兆円
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0兆円
投資的経費(補助等)	5.8兆円
投資的経費(単独)	5.8兆円
公債費	12.2兆円
歳出特別枠	－兆円
その他	5.7兆円

枠
計
上

<「枠計上経費」の水準推移>

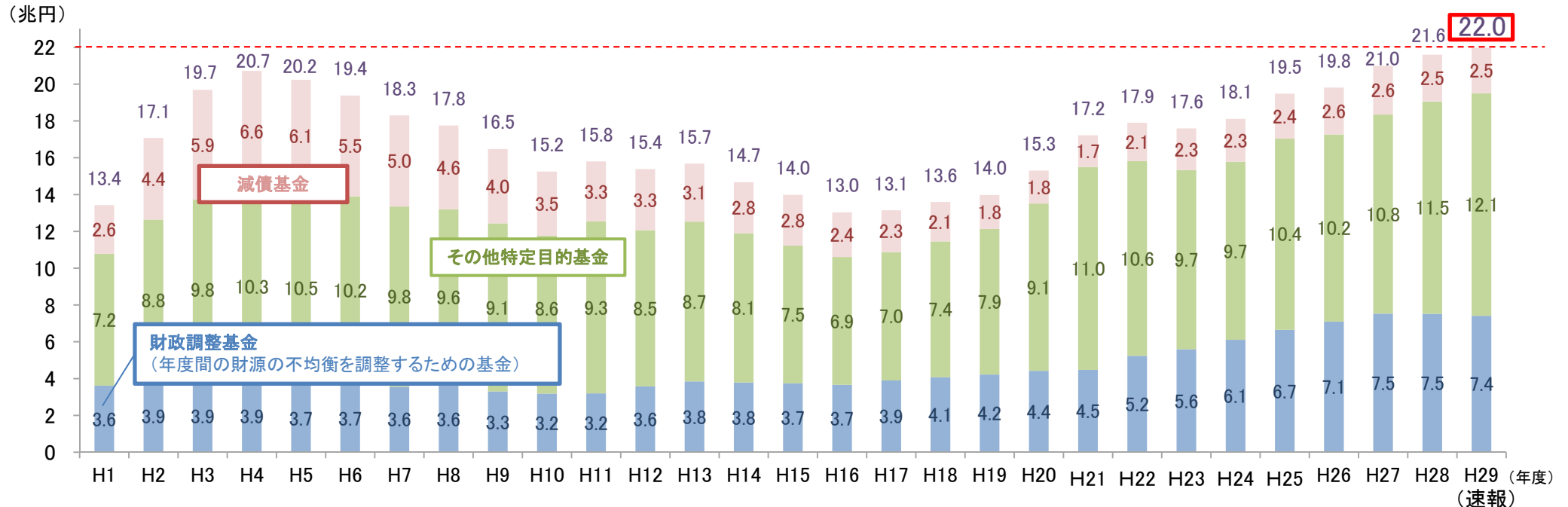


(※)「歳出特別枠」については、経済状況が回復し、地方税収が過去最高となっていること等を踏まえ、平成30年度地方財政計画において廃止。

- 平成29年度の地方の基金残高は、22.0兆円(対前年度比+0.4兆円)と過去最高。
- 年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加してきたが、平成29年度は微減となった。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、12.1兆円と過去最高。ただしこの中には、「地域医療介護総合確保基金」(参考1)や「国民健康保険財政安定化基金」(参考2)など、国の社会保障関連の施策に伴う増加が含まれることに留意。
- 平成29年度の基金残高について、国民健康保険財政安定化基金への積立て分を除くと、東京都・特別区以外では微減(対前年度比▲0.04兆円)となっている。

(参考1) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税率の8%への引上げを財源として平成26年度に設置。平成28年度までで+2,958億円の増加。

(参考2) 国保財政の安定化を図るため平成27年度に設置。平成30年度まで国費により計2,000億円の積立てが行われている(平成29年度は保険料の激変緩和等のため別途800億円を積立て)。平成29年度に都道府県が国費を財源として積み立てた増加分は+1,911億円。



(※1)基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。

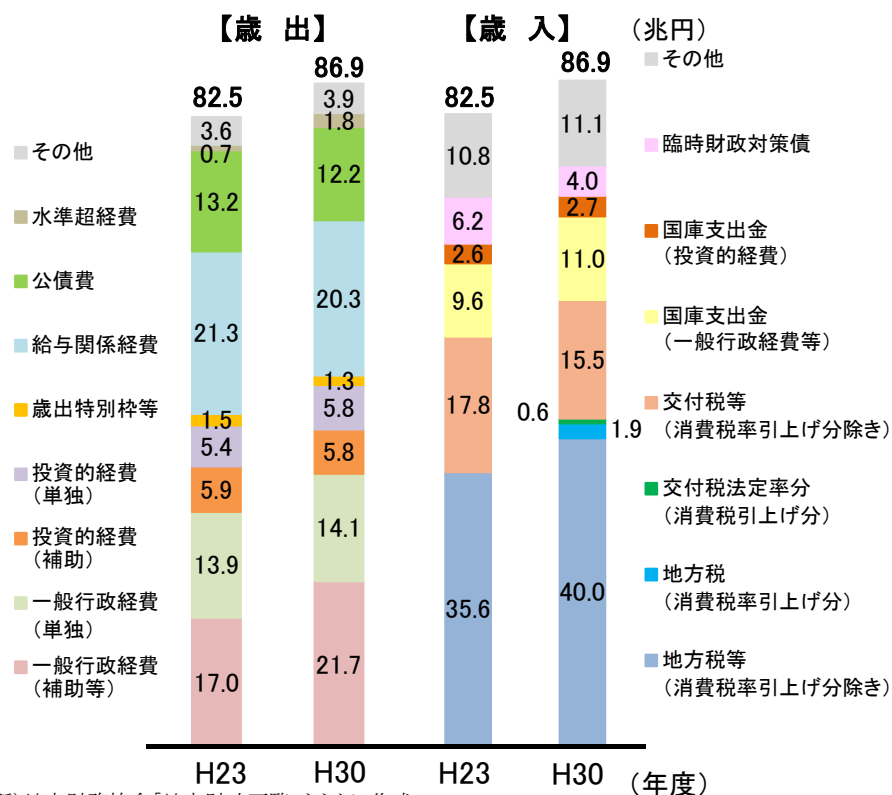
(※2)各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。

(出所)総務省「地方財政状況調査」等

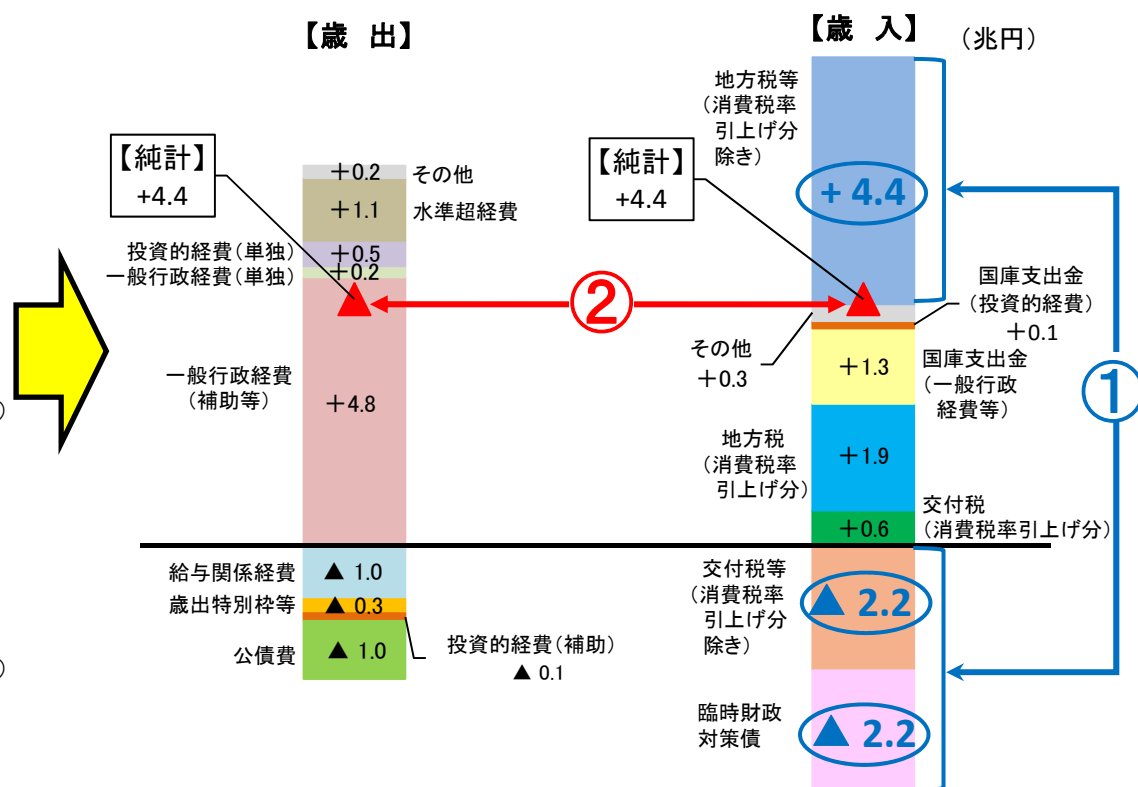
地方財政計画上の歳出・歳入の増減の内訳

- 一般財源総額実質同水準ルール導入（平成23年度）後の歳出・歳入の増減の内訳を見ると、歳出・歳入の各項目は（補助事業と国庫支出金以外は）紐づいているわけではないものの、概括的にとらえれば、
- ① 一般財源総額実質同水準ルールの下、景気に伴う地方税收等の伸び（＋4.4兆円）が、地方交付税と臨時財政対策債の減（それぞれ▲2.2兆円）に繋がっている、
 - ② 歳出増の大宗は一般行政経費、特に補助事業の増（＋4.8兆円）。ここから公債費の減等を除いた歳出の純増は＋4.4兆円であり、これを（１）消費税率の引上げによる増収（＋2.5兆円）、（２）国庫支出金の増（＋1.3兆円）などの歳入増で賄っている、
- ともとえられる状況。
- 今後も地方財政を健全化させていくためには、一般行政経費・補助事業の伸びを抑制していくことが重要。

＜地方財政計画における歳出・歳入の推移＞



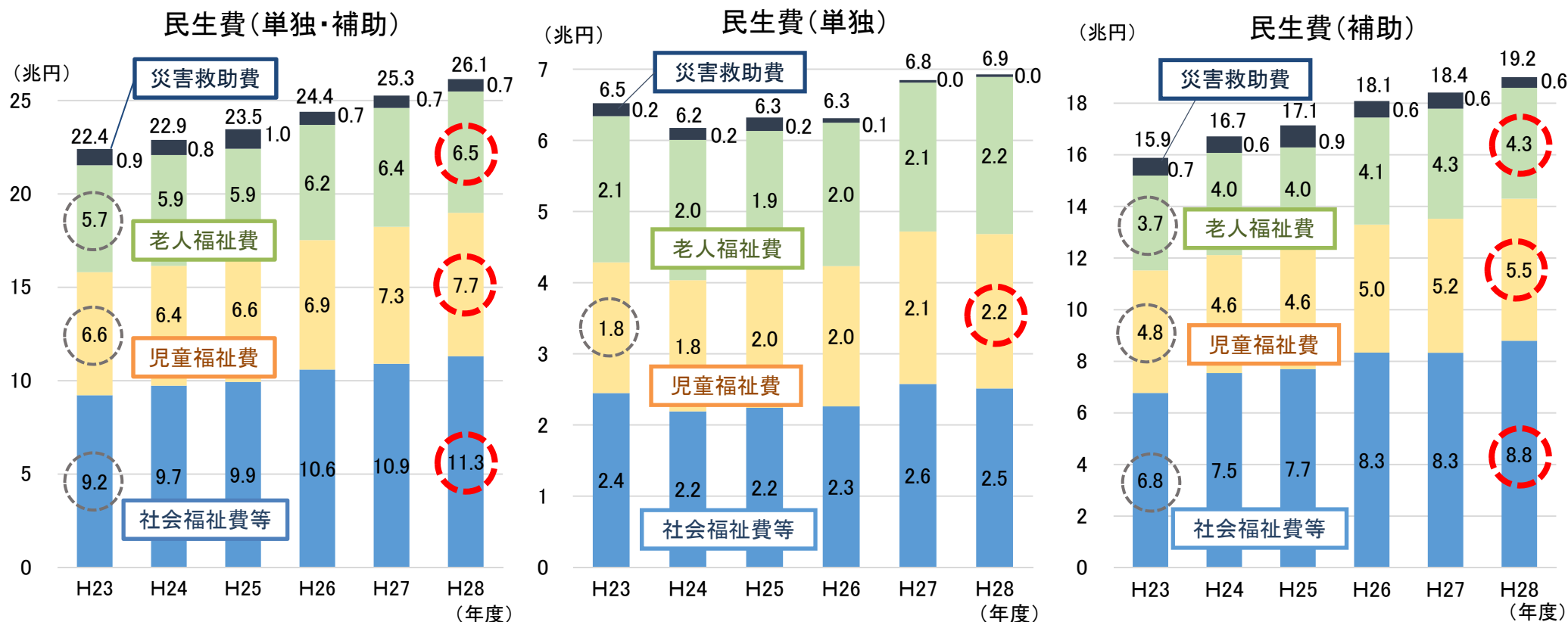
＜平成23年度から30年度の歳出・歳入の増減内訳＞



（出所）地方財務協会「地方財政要覧」をもとに作成。

（※）「歳出特別枠等」には、地方経済基盤強化・雇用等対策費、地域の元気創造事業費、まち・ひと・しごと創生事業費及び重点課題対応分が含まれる。

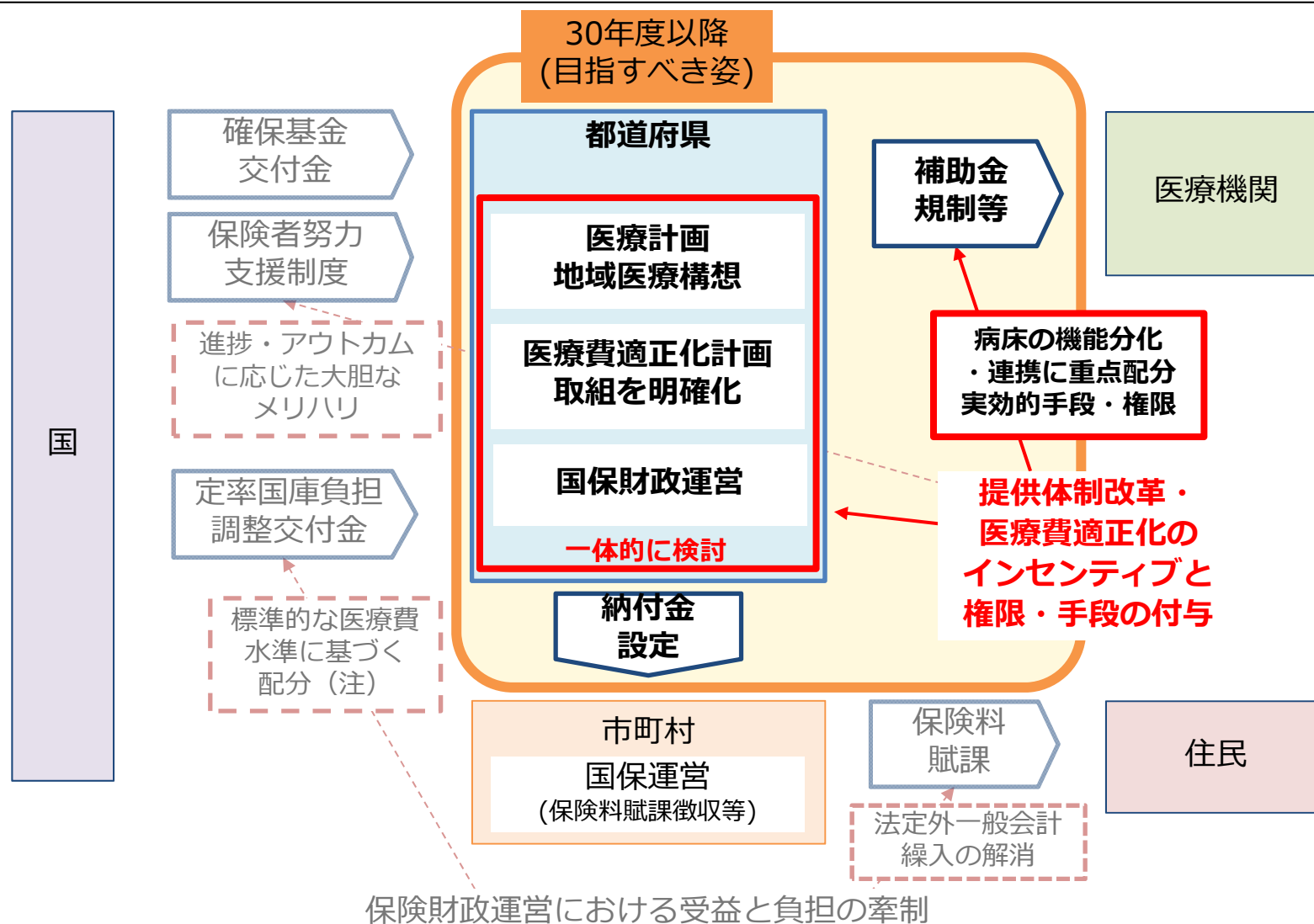
- 地方における社会保障等に係る経費(民生費)の推移を見ると、老人福祉費、児童福祉費、その他の社会福祉費等(生活保護費を含む)とも増加してきている(決算ベース)。
- 地方単独事業については、増加の大宗は児童福祉費。地方単独事業の増要因として高齢化による社会保障経費の「自然増」を挙げる向きがあるが、必ずしも当たらない。
他方、補助事業については、高齢化による後期高齢者医療や介護、生活保護、障害者自立支援等に係る地方負担分経費の増を反映した増加が認められる。
- 社会保障関係の補助事業に係る経費は今後も高齢化に伴って増加することが想定され、地方においても歳出効率化に取り組むことが不可欠。



(出所)総務省「財政状況調査」

(※) 都道府県および市町村の決算額の合計。一部重複を含む。

- 地域医療構想や国民健康保険の「都道府県単位化」によって、都道府県は住民のために持続可能な医療提供体制の構築に向けて主体的な役割を果たすことが求められている。



(注) 全国平均の性・年齢構成別一人当たり医療費をもとに、性・年齢構成を当該自治体と等しくした場合の医療費水準。

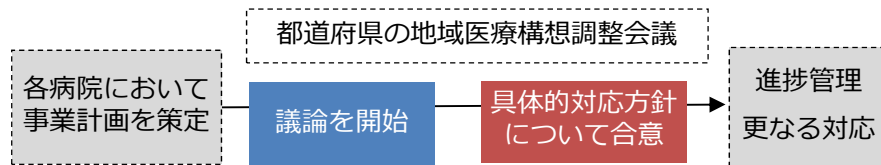
- 地域医療構想の進捗は遅い状況にあり、公立病院・公的医療機関等を見ても、進捗状況に大きな地域差がある。
- 民間医療機関も含めて具体的対応方針の策定を一層促進するとともに、病床の機能分化・連携を進めるため、都道府県の権限の強化について検討すべきではないか。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)

「公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。」

<地域医療構想の進捗状況>

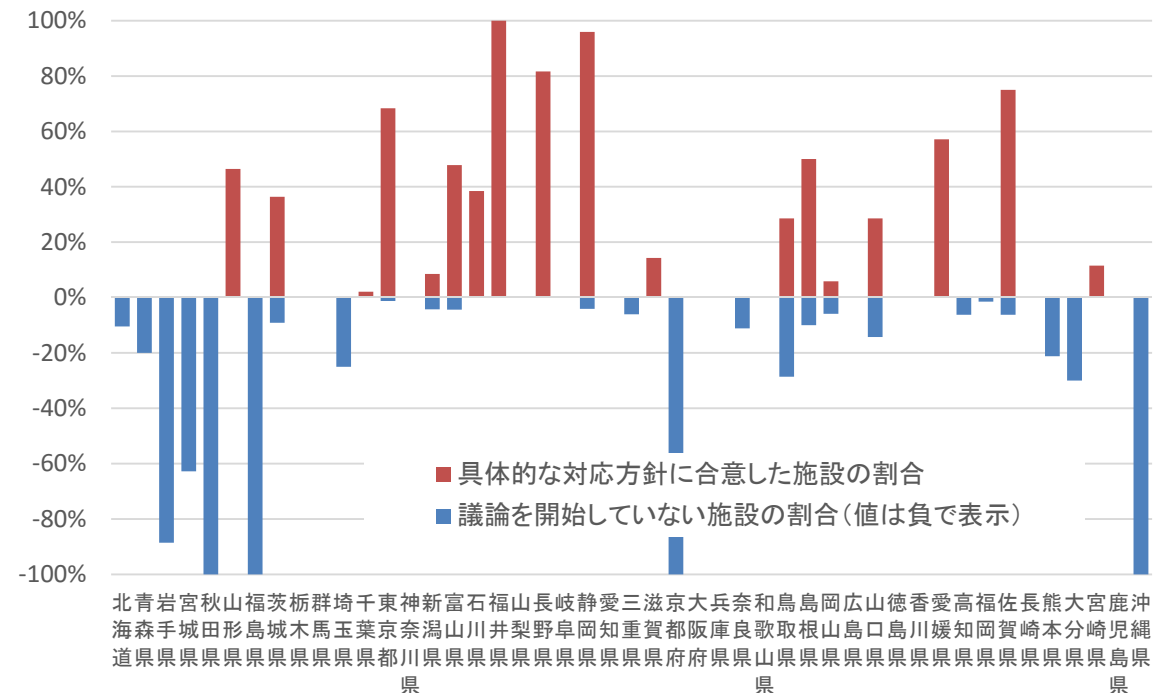
(30年6月末)



	(施設数)	高度急性期 急性期	回復期	慢性期	非稼働 病床
2025年 までに 増減すべき 病床数	(約1.4万)	▲21万	+22万	▲7万	▲7万
具体的 対応方針 合意済	(280)	▲1,989	+2,882	▲457	▲1,849

<公立病院・公的医療機関等(約1,650病院)における進捗状況>

(30年6月末)



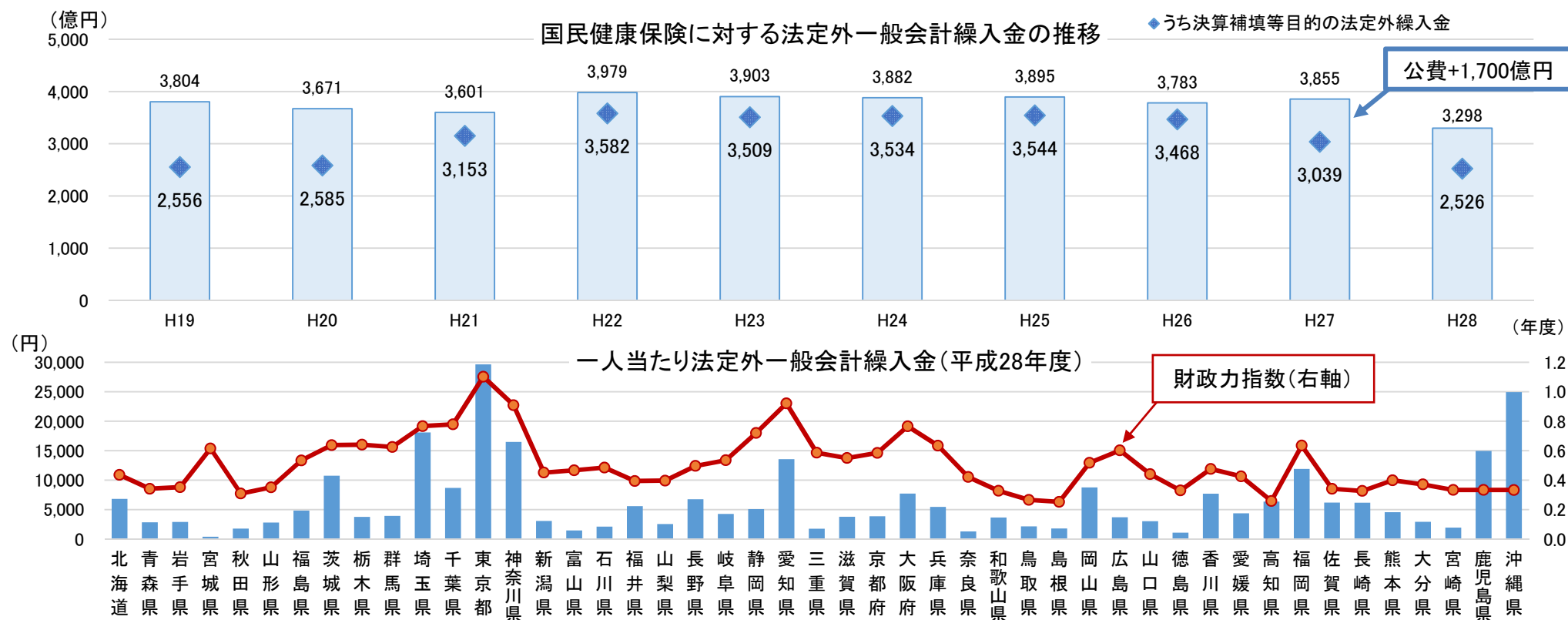
(出所) 財政制度等審議会財政制度分科会資料(平成30年10月9日)

- 国民健康保険については、制度上の公費に加えて、決算補填等の名目で市町村から毎年度3,000億円を超える法定外一般会計繰入が行われている。これにより給付と負担の対応関係が不明確となり、相互の牽制が働いていない状況。
- こうした法定外一般会計繰入は、一部を除いて地方財政計画には計上されていないものの、各自治体の収支圧迫要因となっており、国保の都道府県単位化を機に速やかに解消すべき。

※ 国保の都道府県単位化とあわせて、国保財政の健全性確保のため3,400億円の公費を制度上追加することとし、平成27年度からこのうち1,700億円を措置している。また、国保が給付増や保険料収納不足により財政不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置しており、平成27年度から平成30年度にかけて国費により計2,000億円の積立てが行われている。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)

「国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。」



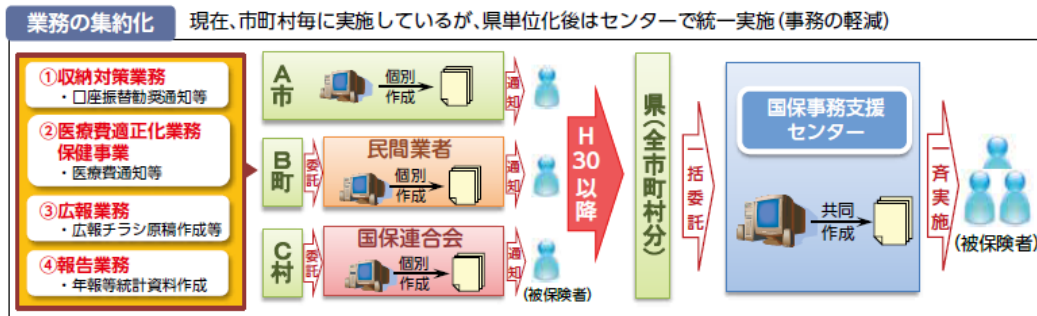
(出所)厚生労働省「国民健康保険事業年報」、総務省「主要財政指標一覧」

(※)「決算補填等目的の法定外繰入金」については、平成21年度及び平成27年度において定義を整理しているため、それ以前の年度との単純な比較は難しいことに留意。

財政力指数は便宜のため各都道府県のものを示している(法定外一般会計繰入金は市町村から支出)。

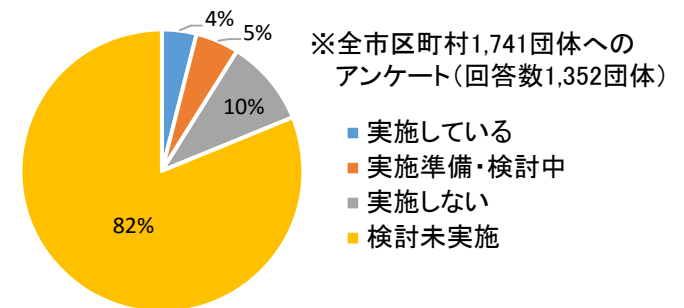
- 平成30年度から、国民健康保険制度の運営が都道府県単位に変更。期待される効果の1つとして、事務の効率化、広域化等による保険者機能の強化が挙げられている。
- 国保については、総務省の研究会による報告書(平成21年)においても、広域連携の進展が期待できる領域として挙げられているが、地方全体では、必ずしも広域連携が広がっているとは言えない。
- また、国保に係るものを含め、窓口業務の民間委託も必ずしも進んでいない状況。
※ 窓口業務の委託については、平成31年度におけるトップランナー方式の導入を視野に入れて検討することとなっている。
- こうした状況となっている要因を分析し、更なる効率化・広域化を促す仕組みを検討していくべきではないか。

＜奈良県による広域連携の取組例＞



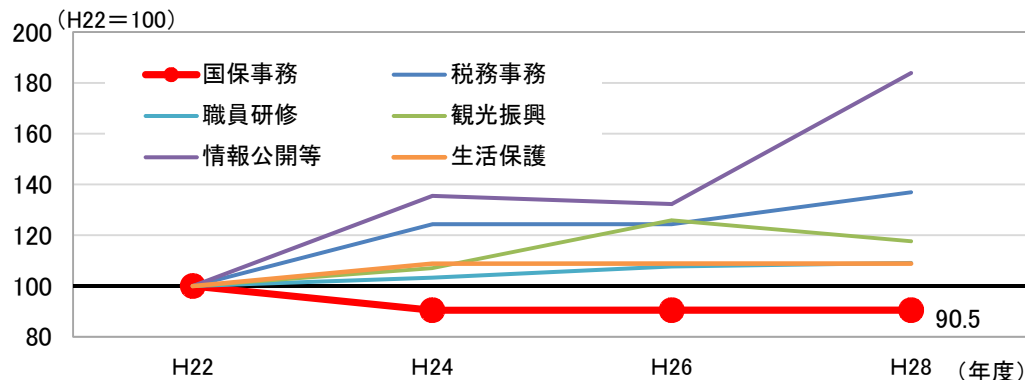
(出所) 奈良県記者会見資料(平成30年3月28日)

＜国民健康保険に係る窓口業務の民間委託の現状＞



(出所) 情報通信審議会 郵政政策部会 郵便局活性化委員会
2018年2月14日(水) みずほ総合研究所社会・公共アドバイザー部資料より作成。

＜行政事務を共同処理している団体数の推移(H22=100)＞



(出所) 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」より作成。

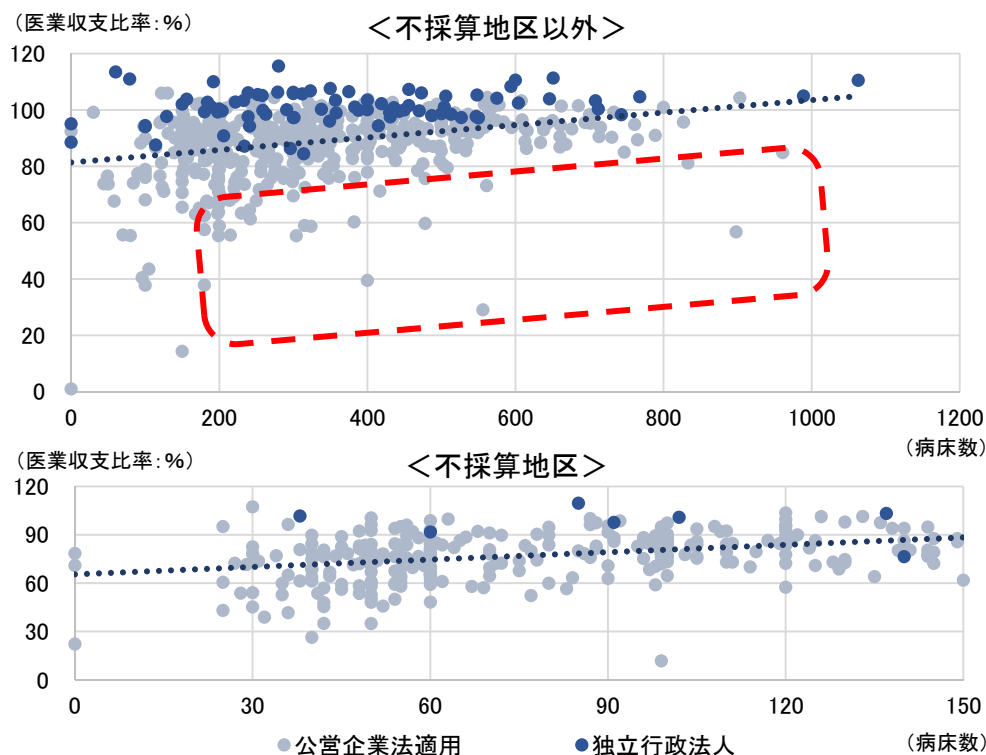
＜窓口業務の民間委託に向けた総務省の取組＞

- ① 「業務改革モデルプロジェクト」の実施
ー 選定した自治体において窓口業務のICT化・アウトソーシング等を実施し、横展開を図る
- ② 地方独立行政法人法改正(30年度4月施行)
ー 地方独立行政法人に対して、申請等の審査・決定も含め原則一連の窓口事務を委託可能に
- ③ 標準委託仕様書の作成

(出所) 経済財政諮問会議(平成29年第16回)野田議員提出資料より作成。

- 公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている。
- 各公立病院の収益状況を見ると、病床数が増えるほど収益が良くなる傾向がある中、相応の病床数を有し、離島やへき地などの不採算地区にあるわけでもないにも関わらず、著しく収益状況の悪い病院が存在。
- 公立病院には自治体の一般会計等が経費の一部を負担している以上、持続可能な医療提供体制の確保のみならず、地方財政健全化の観点からも、各病院が一層の経営改革・コスト削減に取り組むよう促すことが不可欠。

公立病院の医業収支比率(平成28年度決算)



(出所)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

(※1)医業収支比率:医業収益÷医業費用×100。病院の本業である医業活動における経営状況を判断するもの。

(※2)不採算地区病院:病床150床未満の一般病院うち、①直近の一般病院までの移動距離が15km以上、②当該公立病院の半径5km以内の人口が3万人未満、等の条件を満たすもの。

(※3)上記グラフからは、建設中の病院や、料金が指定管理者により収受され、公営企業会計に計上されない指定管理者制度利用料金制導入病院等を除いている。

公立病院改革プランの下で病院経営が改善した例

三浦市立病院(横須賀・三浦)

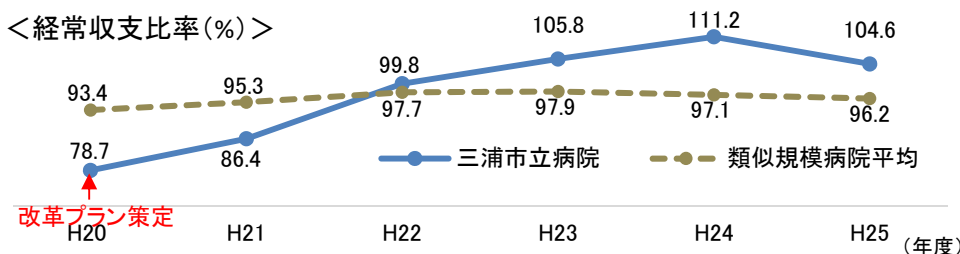
平成16年度の設立から赤字経営が継続。平成19年度決算では地方財政法上の資金不足が52億円となり、資金運営上大きな支障をきたしていた。

平成20年度の改革プラン策定以降、

- ・平成22年度より地方公営企業法全部適用に転換。人事・予算等の権限が病院長に付与され、自立的な経営が可能となる。民間病院の経営経験等を有する民間人を事務長としたほか、病院独自採用の職員を確保。
- ・地域包括ケアの中核としての役割を明確化。2次救急等の急性期医療を堅持しつつリハビリや在宅医療に注力する一方、超急性期治療は近隣の中核病院とのネットワークでカバー。
- ・病床の改変や専門外来開設で収入を確保すると同時に、医療職給与を国家公務員給与に準拠させ適正化。

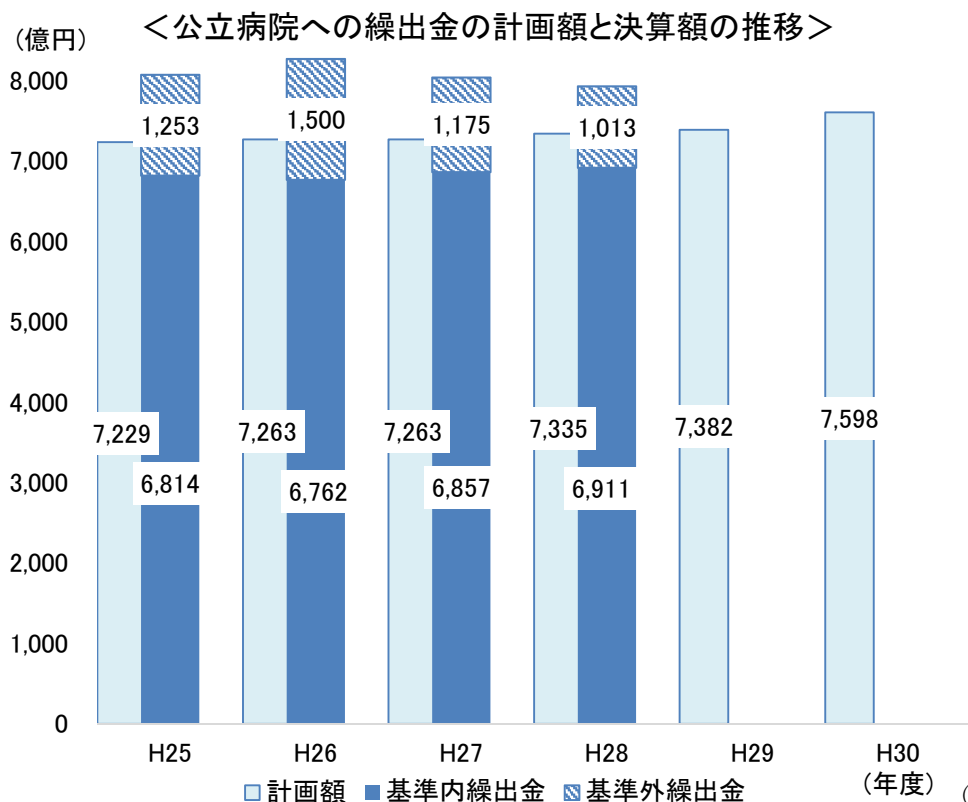
平成23年度より経常黒字化、平成27年度決算まで維持。

<経常収支比率(%)>



(出所)総務省「公立病院経営改革事例集」(平成28年3月)

- 地方公営企業は、経営に伴う収入(料金)で経費を賄う独立採算制が原則。ただし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画に「公営企業繰出金」として計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入等の財政措置が行われている。
- 公立病院に対しても、へき地医療の確保等の一定の経費について、基準に基づく繰出しが行われている(平成28年度6,911億円)。他方、基準外の繰出しも1,013億円行われており、その理由を見ると、各病院の経営効率化に向けたインセンティブを阻害しかねないようなものも含まれている。
各公立病院の経営改革を促すとともに、地方財政の健全化につなげる観点からも、各基準外繰出の必要性を精査していく必要。

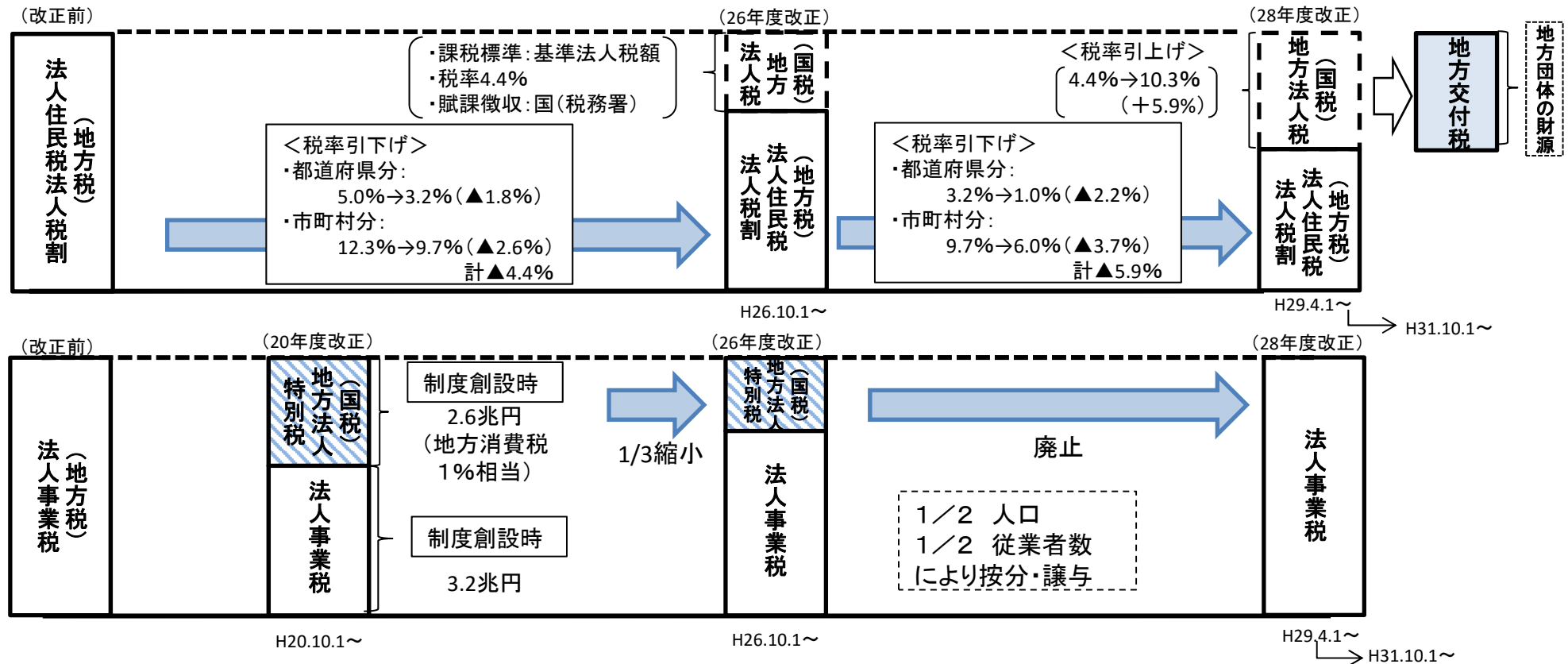


＜公立病院に対する基準外繰出しの例＞

病院の類型	基準外繰出しの理由
関西の町立病院	用地取得費、医師住宅建設改良費に係る企業債元利償還金等の全額
東北の町立病院	病院経営維持に要する経費
中越の市立病院	不採算地区病院の経常収支差額全額
東北の一部事務組合病院	収支不足額の全額
東海の市立病院	当該年度に発生した欠損金
東北の市立病院	資本収支における収支全額

(※)一部事務組合:地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

- 地方法人課税の偏在是正として、消費税率の10%への引上げ時に、地方交付税の財源となる地方法人税の税率が引き上げられ、地方法人特別税・譲与税が法人事業税に復元されることとなっている。
- 今後、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、平成31年度税制改正において結論を得ることが与党税制改正大綱に定められている。



平成30年度税制改正大綱抜粋 (平成29年12月14日 自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

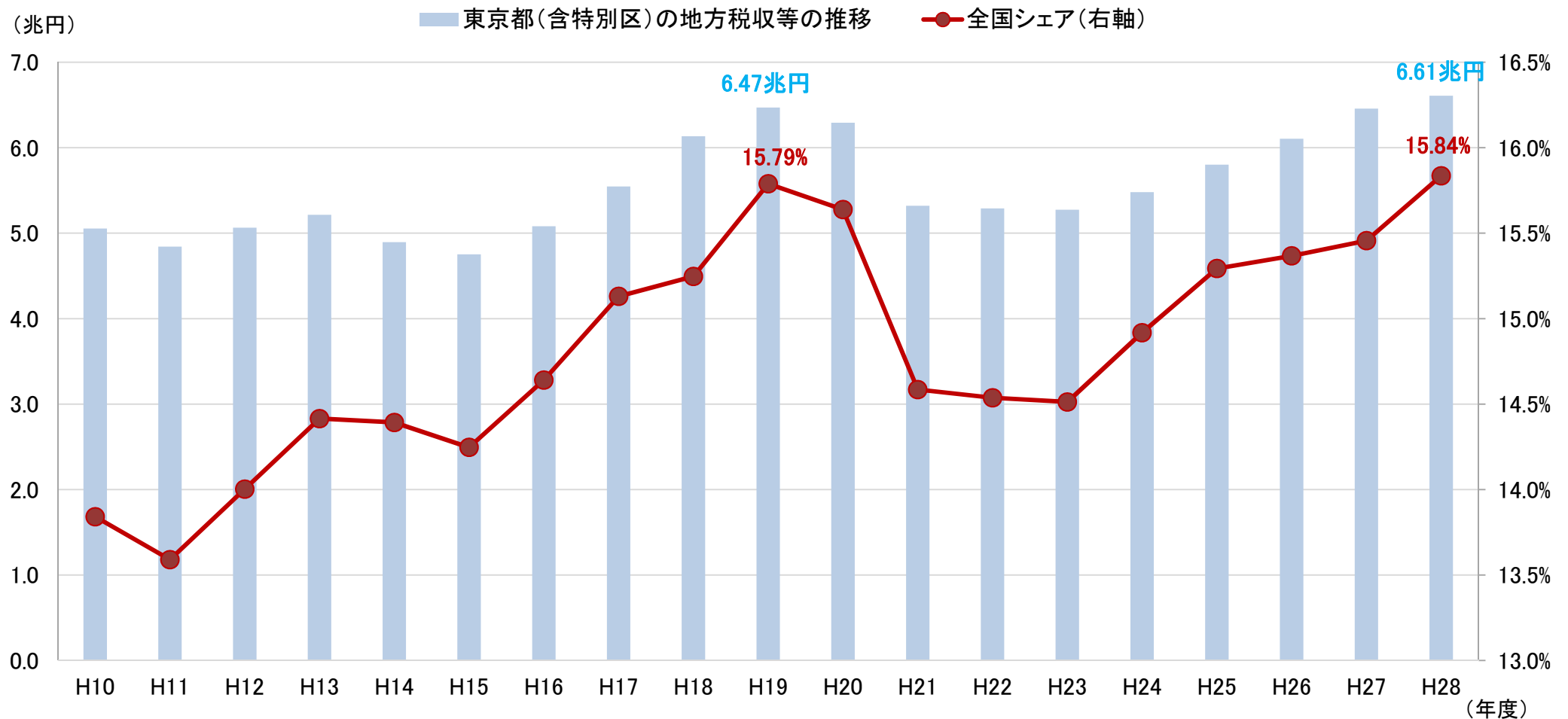
(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

東京都(含特別区)の地方税収等の推移と全国シェア

資料Ⅱ－２－２１

○ 地方税収等が過去最高水準に達する中で、東京都及び特別区の地方税収等も増加しており、全国の地方税収等に占める東京都のシェアは近年で最高水準となっている。

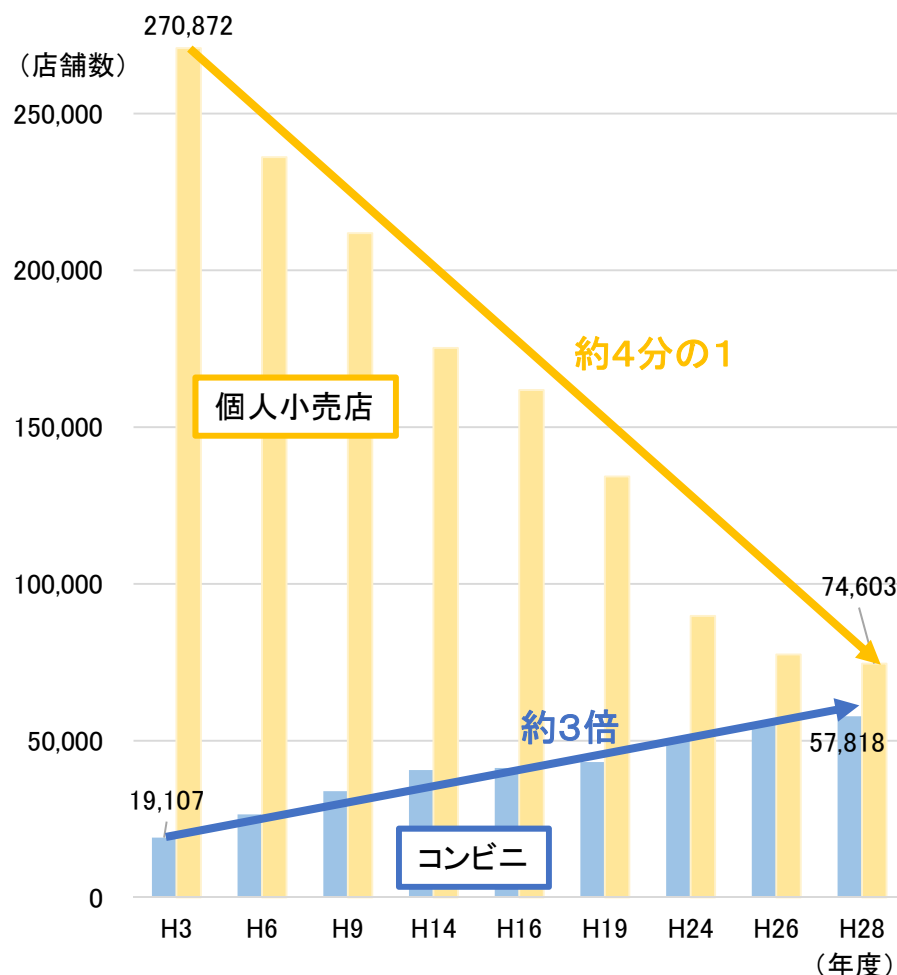


(※)地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税分、法定外税等を含む)。

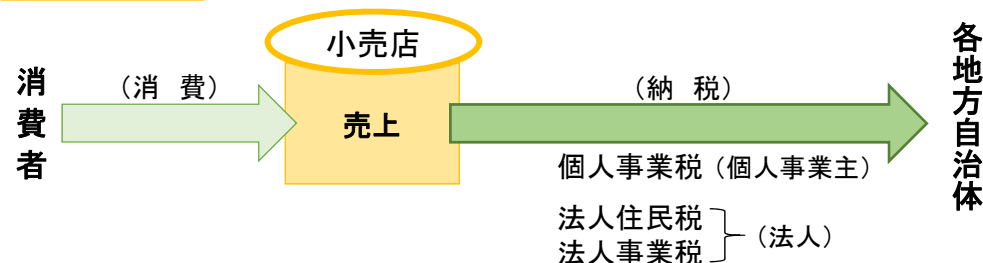
(出所)総務省「地方財政状況調査」

- 個人小売店の店舗数が大きく減少する一方で、コンビニエンスストアは着実に増加。
- コンビニエンスストアにおいては、売上の一部がフランチャイズ料として東京の本社に移転し、東京の課税対象となる。これにより、東京以外の自治体の税収減・東京の税収増につながっている可能性。

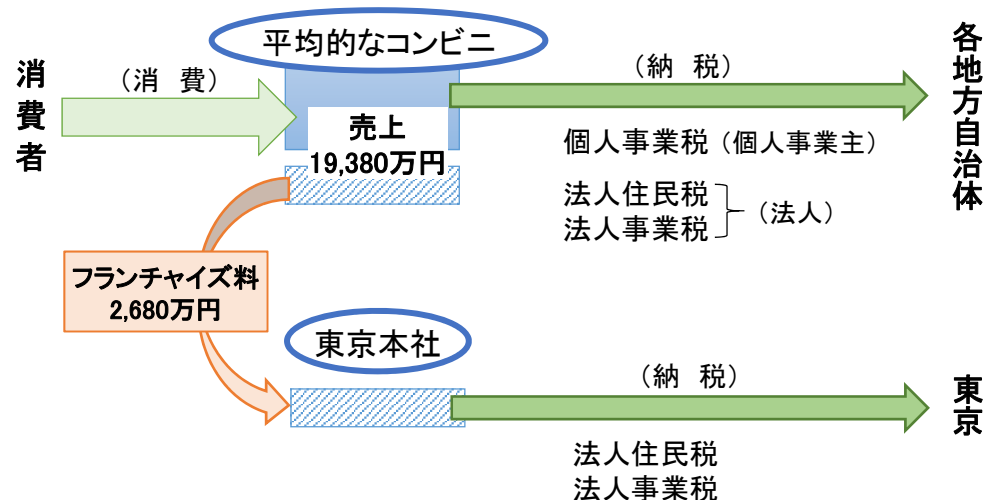
＜個人小売店とコンビニの店舗数の推移＞



個人小売店 すべての売上に応じて地元の自治体に納税



コンビニ 売上の一部がフランチャイズ料として東京本社に支払われ、東京の課税対象に



(出所) 経済産業省「商業統計」、日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査」。

(※) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、米穀類、酒、たばこ、食料品に係るものを合計。

(※) コンビニの売上やフランチャイズ料については、大手3社の決算資料から平均的な額を算定。

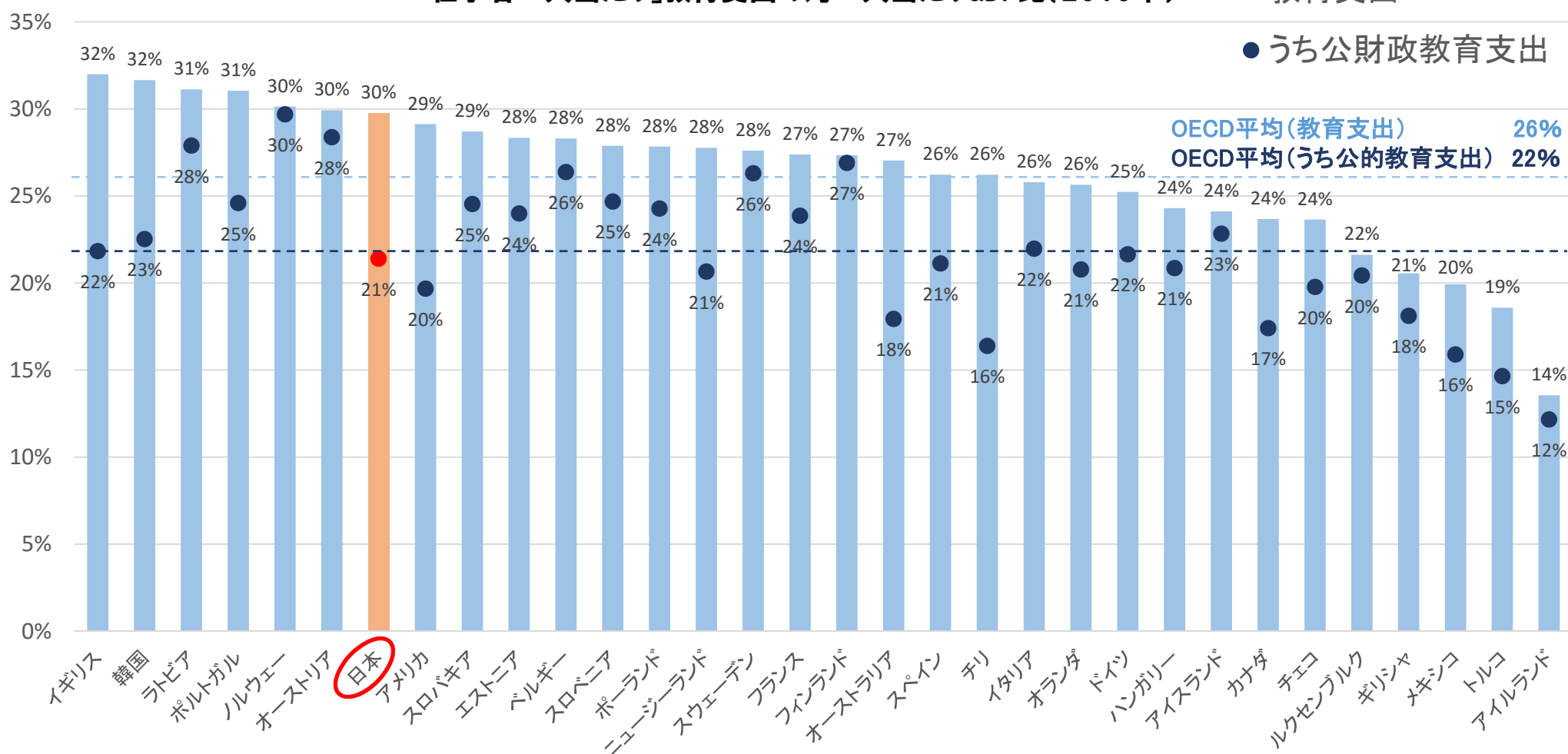
「一人当たり」の教育支出は国際的に見て遜色ない水準

公財政教育支出

資料Ⅱ－３－１

- 教育は子供一人ひとりに施すものであるという観点から、一人当たりで見れば、OECD諸国と比べて、**教育支出全体は高い水準にあり、公財政支出に限っても遜色ない水準。**

「在学者一人当たり」教育支出の対一人当たりGDP比(2015年)



(注1) 教育支出は全サービスに対する支出を指し、公的支出は教育支出に「教育機関に対する最終支出の公費負担割合」を乗じて算出。

(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2018」

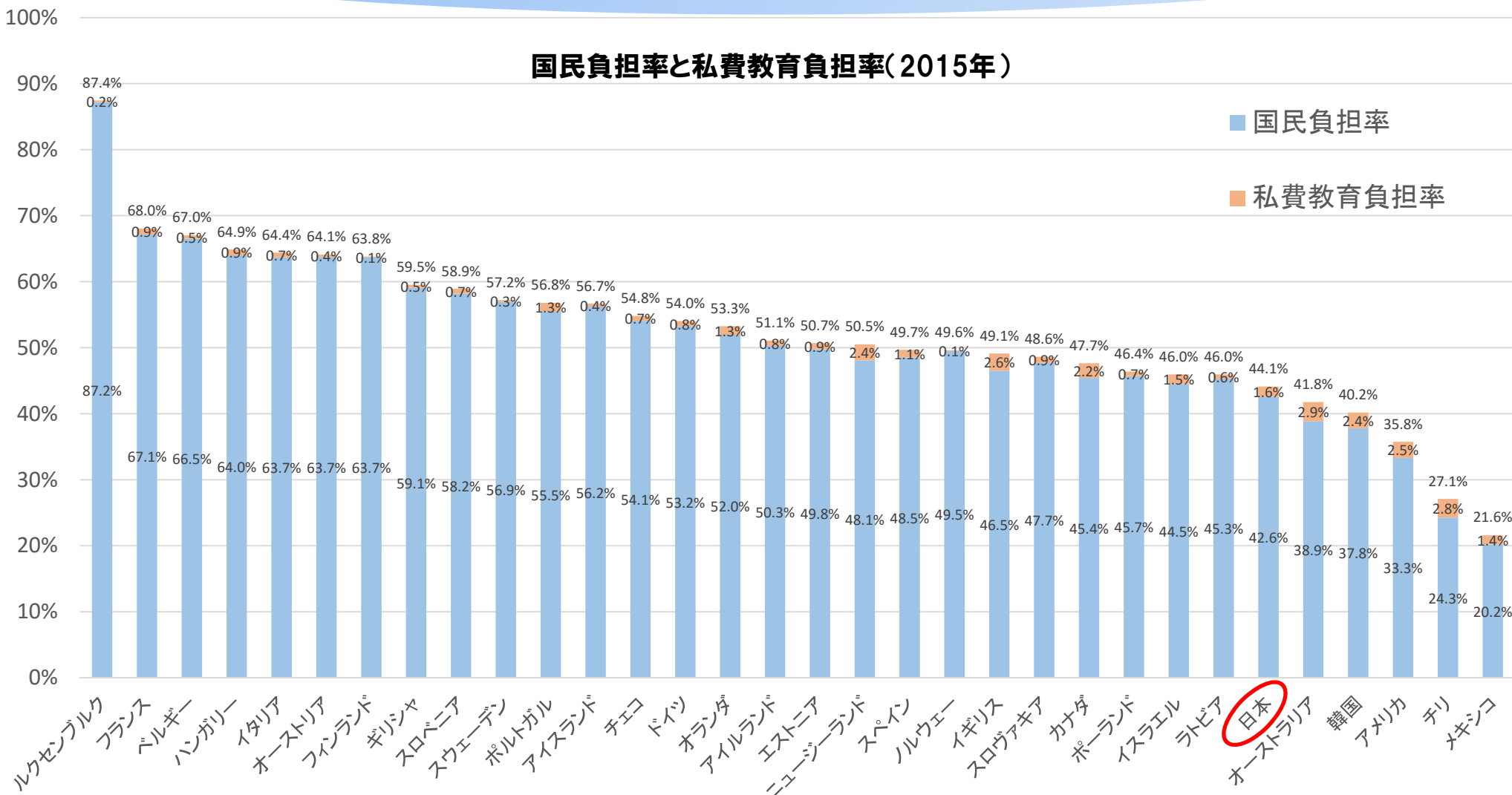
公的支出の原資となる国民負担率は先進国最低レベル

国民負担率

資料Ⅱ－３－２

- 教育に係る私費負担の多寡を議論するのであれば、国民負担率の多寡も併せて議論する必要があるが、**国民負担率の水準は、OECD諸国の中で最低レベル**である。

国民負担率と私費教育負担率(2015年)



(注) 私費教育負担は、教育機関への年間支出のうちの私費負担分であり、私費教育負担率は「私費教育負担額÷国民所得」により算出。
 (出典) 内閣府「国民経済計算」、OECD「Education at a Glance 2018」、OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」等

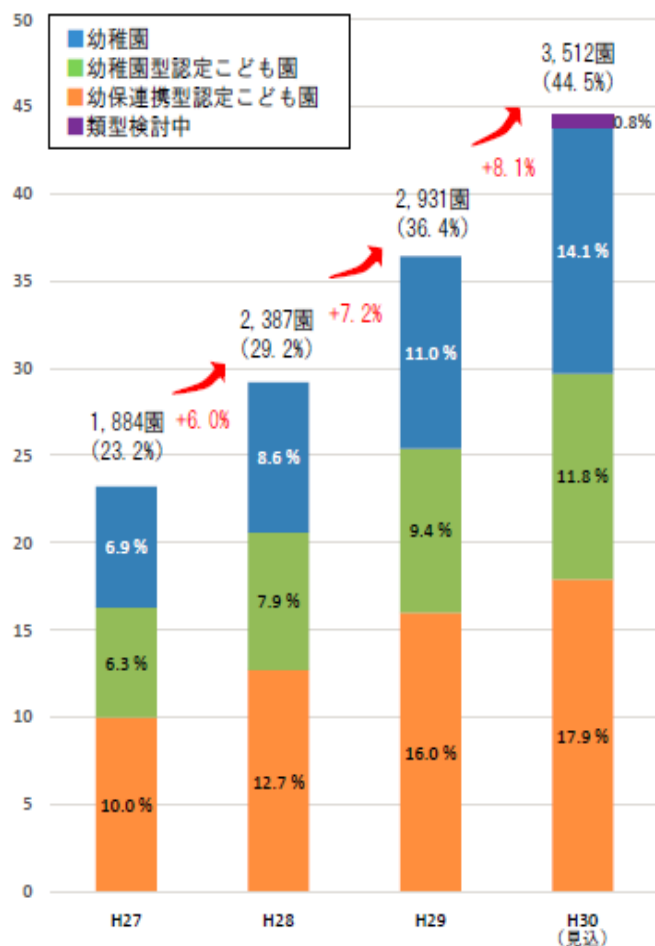
旧制度幼稚園の多くは、子供・子育て支援新制度へ移行する予定はない

新制度への移行

資料Ⅱ－3－3

- 旧制度の幼稚園のうち、子ども・子育て支援新制度へ移行する予定がない、又は、将来に移行が明確でない幼稚園が半数を占める。

新制度への移行状況の推移



平成30年度における新制度への移行状況(累積)

(対象園数7,892 園)

1. 平成30年度までに新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)	3,512園 (前年度+581園)	44.5% (前年度+8.1%)
① 幼稚園のまま移行	1,116園	14.1%
② 認定こども園となって移行	2,351園	29.8%
幼稚園型認定こども園	928園	11.8%
幼保連携型認定こども園	1,411園	17.9%
施設の種類については検討中	12園	0.2%
③ 幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	45園	0.6%
2. 平成31年度以降に移行を検討・判断	3,301園	41.8%
① 平成31年度以降、新制度へ移行 (移行する方向で検討中を含む)	486園	6.1%
② 状況により判断	2,815園	35.7%
3. 将来的にも移行する予定はない	1,067園	13.5%
4. 無回答	12園	0.2%

(注1) 上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園となった園及び廃園に準ずる形での休園となっている園等を除く。

(注2) 平成30年度に移行を予定している園は586園だが、既に移行済の園のうち5園が休園となっているため、前年度比は+581園となっている。

文科省からは教職員定数の改善を求める要求

教職員定数要求

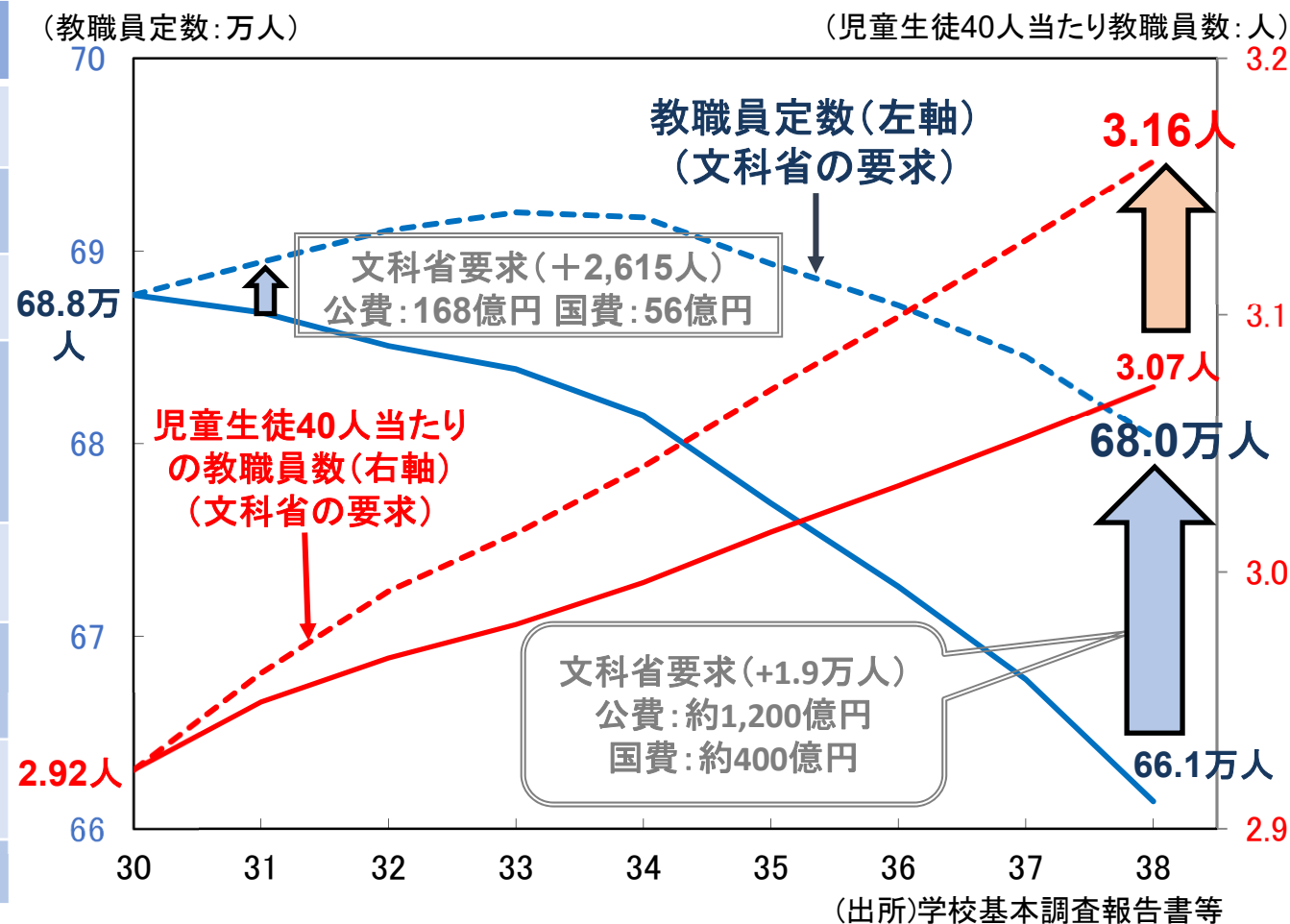
資料Ⅱ－3－4

- 文部科学省は、教職員定数の改善として2,615人の増（国費：56億円増）を要求。

平成31年度概算要求における文科省要求

事項	H31 要求	H31～38 計画
小学校専科指導の充実	+1,000人	+3,000人
共同学校事務体制強化	+400人	+8,325人
貧困等に起因する学力課題の解消	+500人	+750人
中学校における生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化）	+500人	+4,050人
統合校・小規模校への支援	+75人	+875人
学校指導体制の基盤整備（養護教諭・栄養教諭等）	+40人	+1,310人
主幹教諭の配置充実	+100人	+600人
合計	+2,615人	+18,910人

教職員定数の見通し(文科省要求)



教員は地域対応、事務、クラブ活動などに負担感を有している

教員の負担軽減

資料Ⅱ－3－5

- ① 教員は、事務負担や地域対応、クラブ活動などに負担感を有している。
- ② 地方交付税では、市町村費負担事務職員が措置されているが、学校の設置・管理者である市町村の判断により、地方交付税交付金の算定上の人数を下回った配置となっている。
- ③ 多くの中学校では、教員の希望とは無関係に、教員全員が部活動にあたることを原則としている。また、平日で平均2時間、土・日に6.3時間もの活動を行っている。

① 負担感のある業務

	小学校		中学校	
1位	保護者・地域からの要望等への対応	84.0	保護者・地域からの要望等への対応	81.8
2位	国や教育委員会からの調査対応	82.8	国や教育委員会からの調査対応	80.3
3位	成績一覧表・通知表の作成	79.1	児童・生徒の問題行動への対応	79.3
4位	児童・生徒の問題行動への対応	77.9	クラブ活動・部活動指導	74.5
5位	学期末の成績・統計・評定処理	75.8	成績一覧表・通知表の作成	71.3

(出典) とりもどせ！教職員の「生活時間」－日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究報告書－（公財）連合総合生活開発研究所

② 市町村費負担事務職員

地方交付税交付金の算定上
見込まれている人数(推計)

区分	人数
小学校	1.7万人程度
中学校	0.9万人程度

(注) 基準財政需要額の単価費用等から推計

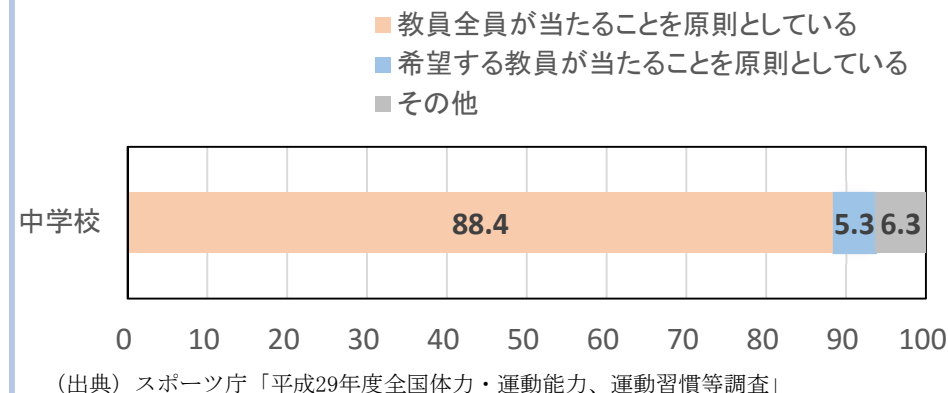
実際の配置人数

区分	人数
小学校	4,650人 (うち常勤:2,198人)
中学校	2,597人 (うち常勤:1,262人)

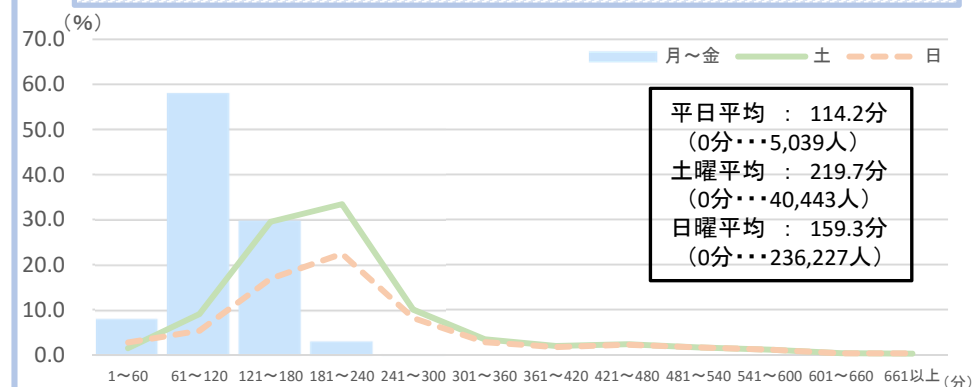
(注1) 常勤は、「平成29年度学校基本調査」

(注2) 非常勤は、予算執行調査によるフルタイム換算

③－1 中学校部活動顧問の配置状況



③－2 中学校運動部所属における部活動時間の分布



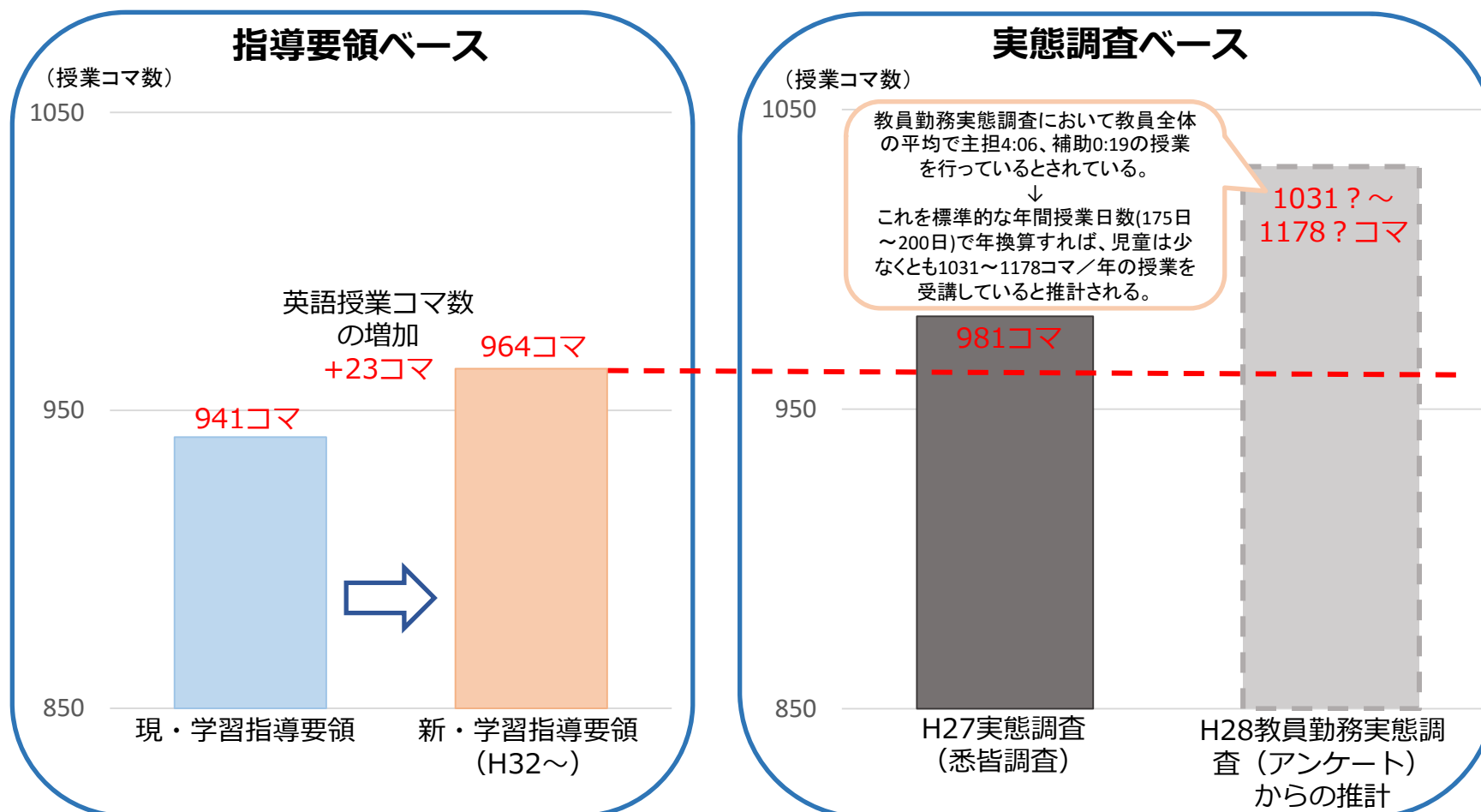
現行学習指導要領においても、すでに新指導要領以上の授業が行われている

授業コマ数の実態

資料Ⅱ－３－６

- 新学習指導要領（平成32年度以降）に基づく授業時間は、英語の授業コマ数の増加により、小学校において現行の学習指導要領の941コマから964コマに増加する。
- 一方で、文部科学省の「実施状況調査（平成27年度）」や「教員勤務実態調査（平成28年度）」によれば、既に新指導要領のコマ数（964コマ）を上回る授業が行われている。

小学校1～6学年平均の授業受講コマ数



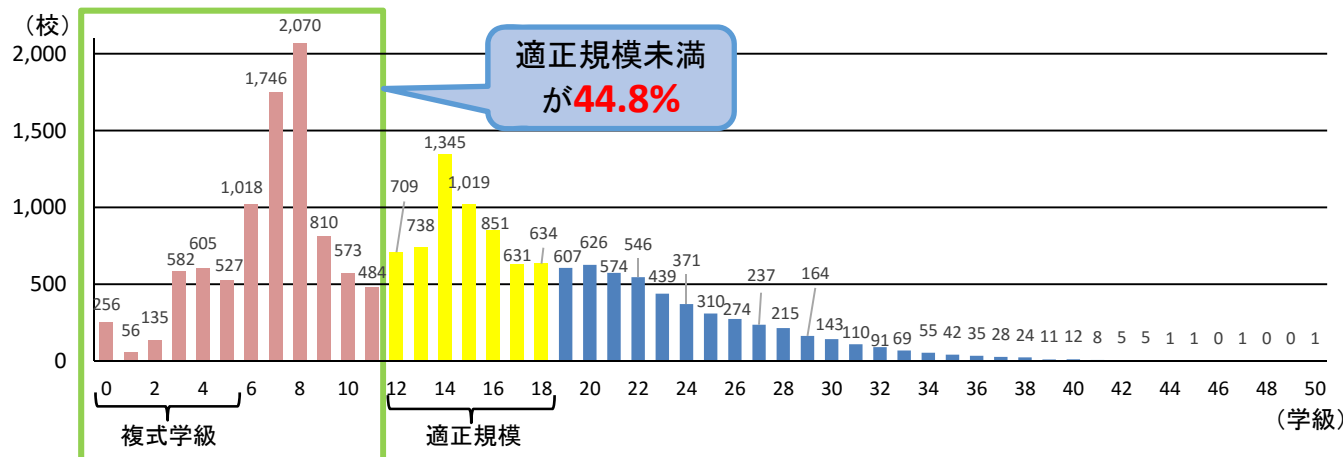
適正規模未満の小・中学校は約5割を占める

学級数別学校数

資料Ⅱ－3－7

- 学校規模については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）によれば、小・中学校ともに12～18学級が適正規模であるとされているにもかかわらず、それ未満の学校が約5割も存在。

学級数別学校数(小学校)(公立19,794校の内訳)



小規模校の問題点

①教育上の問題点

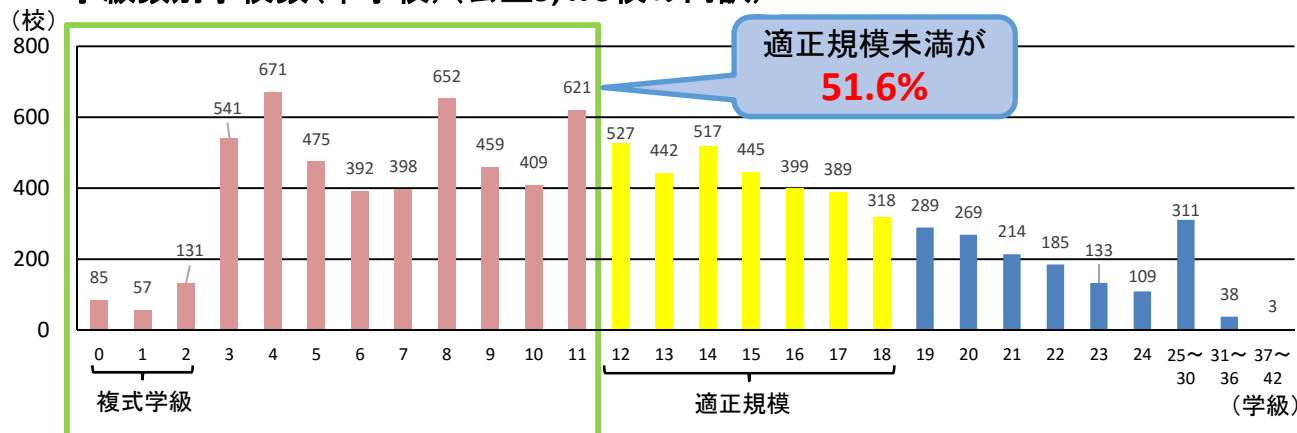
- ・ クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 集団学習や協働的な学習に制約が生じる。

②学校運営上の問題

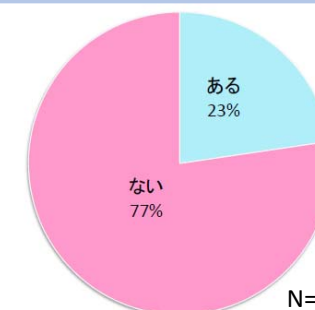
- ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- ・ 経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置が困難となる。
- ・ 課題に組織的に対応することが困難となる。

(出典) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月27日)

学級数別学校数(中学校)(公立9,479校の内訳)



地理的な理由等により統合の検討対象とすることが困難な小規模校の存在



N=1755(全市区町村)

(注1) 表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校1校当たりの標準学級数をいう。

(注2) 特別支援学級は含まない。また、0学級は休校中の学校。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

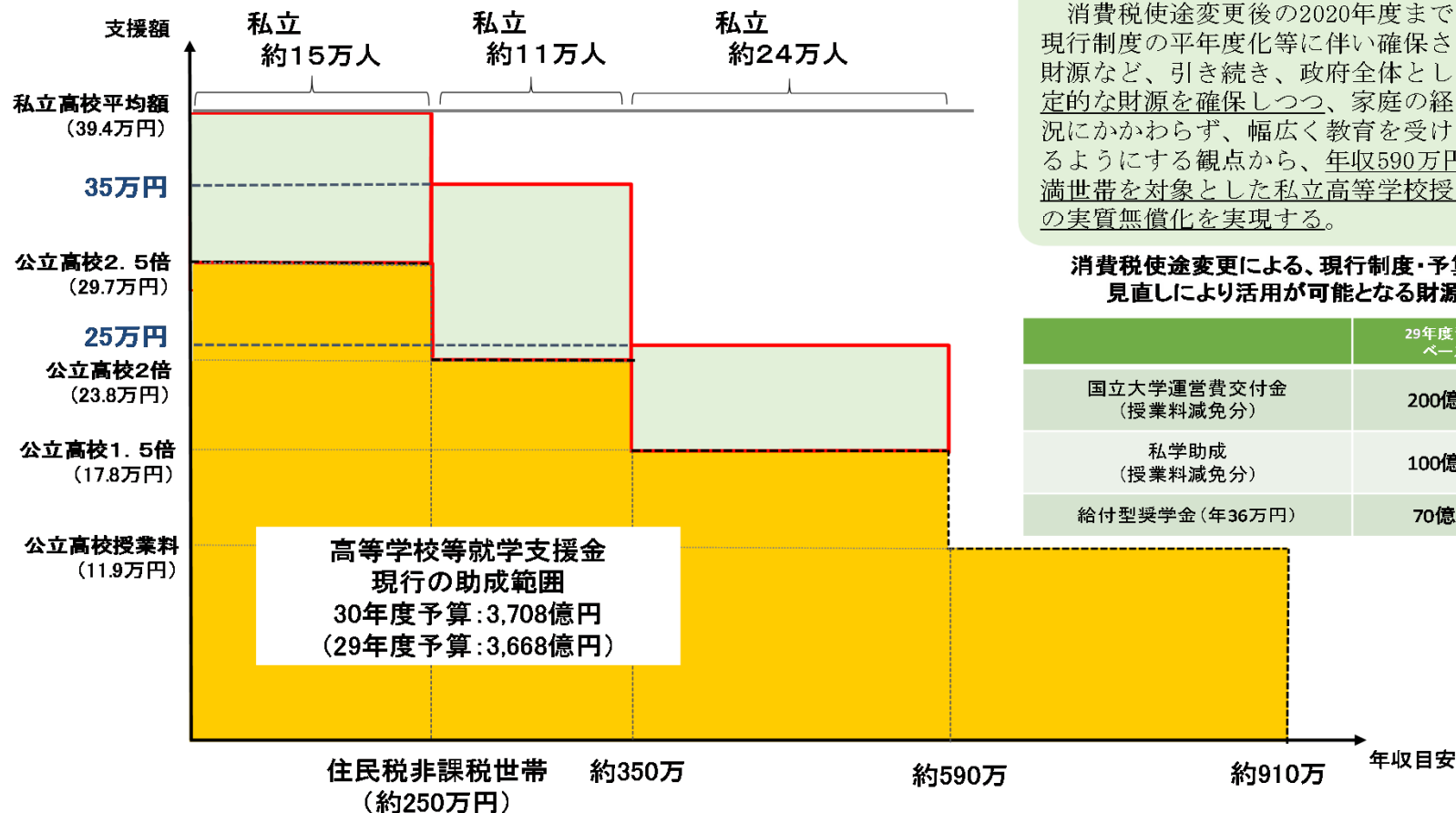
(出典) 文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」(平成29年3月31日)

年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化の状況

私立高校授業料の実質無償化①

資料Ⅱ－3－8

- 現在、国は、公立高校については無償化を実現すると共に、私立高校については所得に応じた上乗せ措置による負担軽減を実施している。
- 加えて、地方自治体が、地域における私立高校の役割等に応じて、国の支援に上乗せして私立高校の授業料を手厚く軽減している。
- 「新しい経済政策パッケージ」において、今後、安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満の世帯を対象に私立高校の授業料を実質無償化することとされている。



「新しい経済政策パッケージ」

(29年12月8日閣議決定)

消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源

	29年度予算ベース
国立大学運営費交付金 (授業料減免分)	200億円
私学助成 (授業料減免分)	100億円
給付型奨学金(年36万円)	70億円

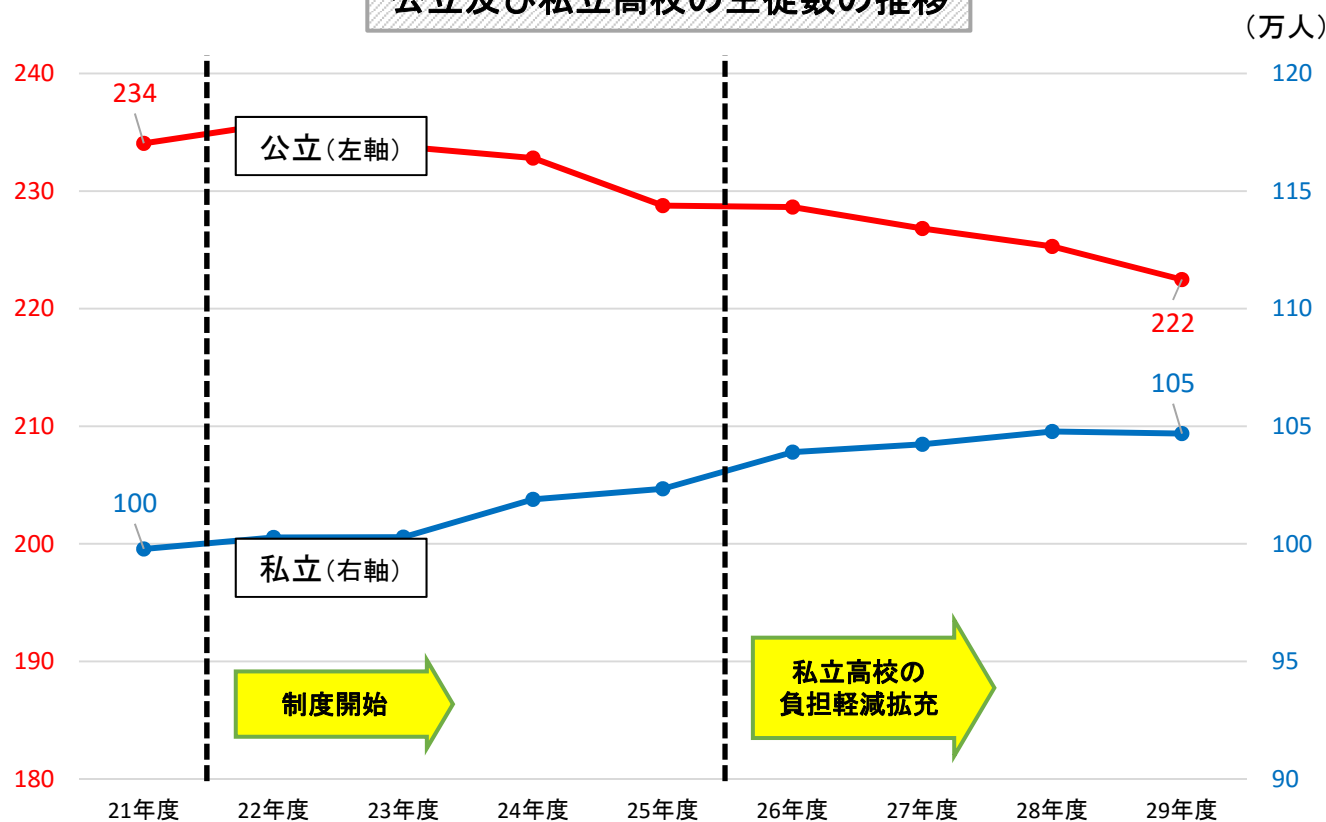
私立高校の授業料の負担軽減により、公立高校の生徒数がより一層減少

私立高校授業料の実質無償化②

資料Ⅱ－３－９

- 私立高校の授業料の負担軽減（平成22年度進学者から適用）は、15歳以上人口が減少する中、私立高校の生徒数を増加させる一方、公立高校の生徒数を一層減少させる要因となっている。
- 特に、東京都は、全国平均と比較して、公立高校の生徒数が少ない。今後、さらに、公立高校の生徒数の減少が見込まれる。その結果、東京都の財政負担が一層軽減されることにもなる。

公立及び私立高校の生徒数の推移



(参考) 21年度から29年度の増減率 合計：▲2.0% (公立：▲5.0%、私立：+4.9%)
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」

全国及び東京都の公立高校における生徒数の状況

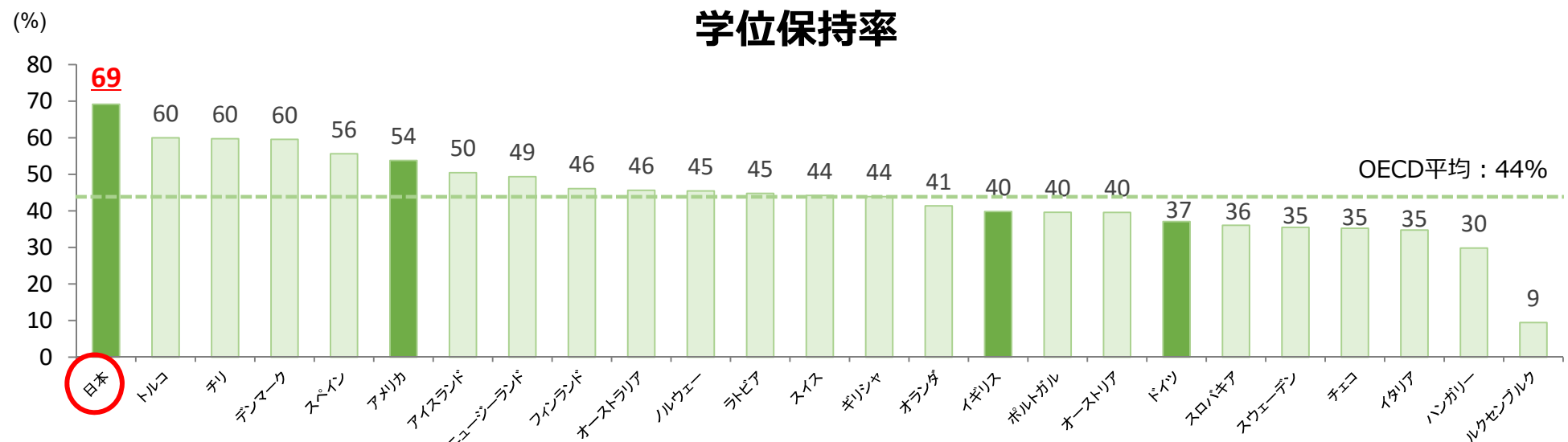
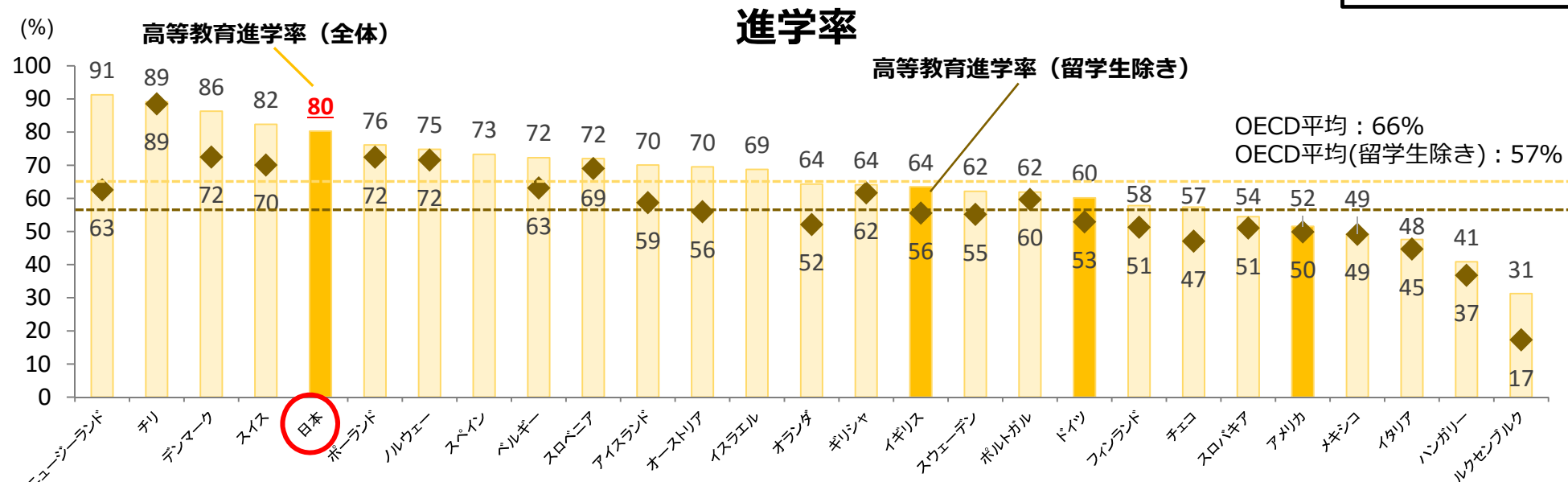
	全国	東京都
公立	222万人 (68.0%)	13.7万人 (43.8%)
私立	105万人 (32.0%)	17.6万人 (56.2%)
公私計	327万人	31.4万人

(出典) 文部科学省「平成29年度学校基本調査」、
 東京都「平成29年度学校基本統計」

高等教育進学率・学位保持率はOECD諸国の中でトップクラスの水準

進学率、学位保持率

資料Ⅱ－3－10



(注) 高等教育進学率：高等教育課程（2年制大学等も含む全高等教育課程）に進学したある年齢の進学者数を当該年齢人口で除した年齢別進学率の合計。

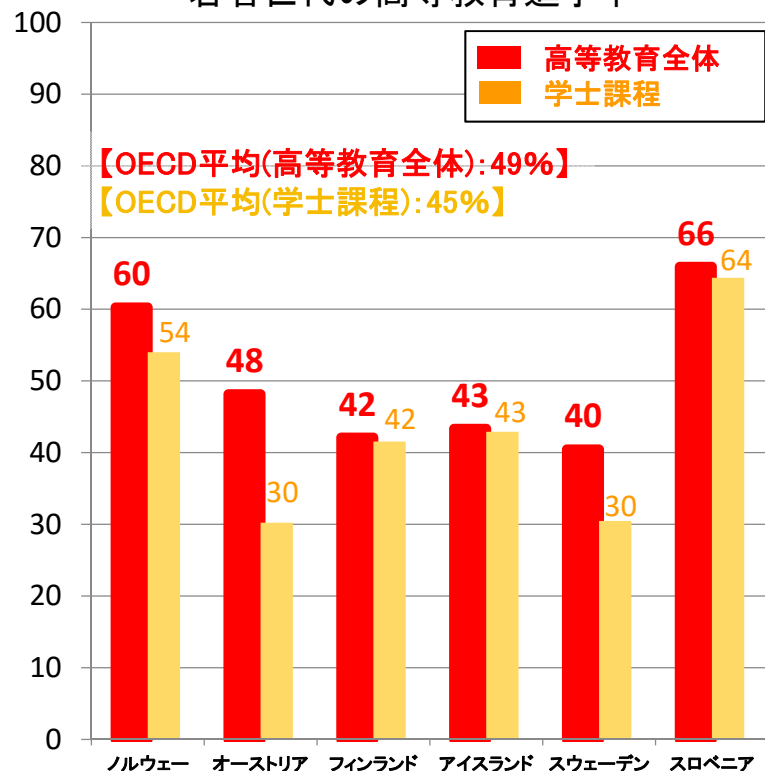
なお、高等教育進学率（留学生除き）については、データのある国のみ掲載している（日本はデータなし）。

学位保持率（初回卒業率）：高等教育課程（2年制大学等も含む全高等教育課程）の初回卒業率。

(出典) OECD「Education at a Glance 2018」

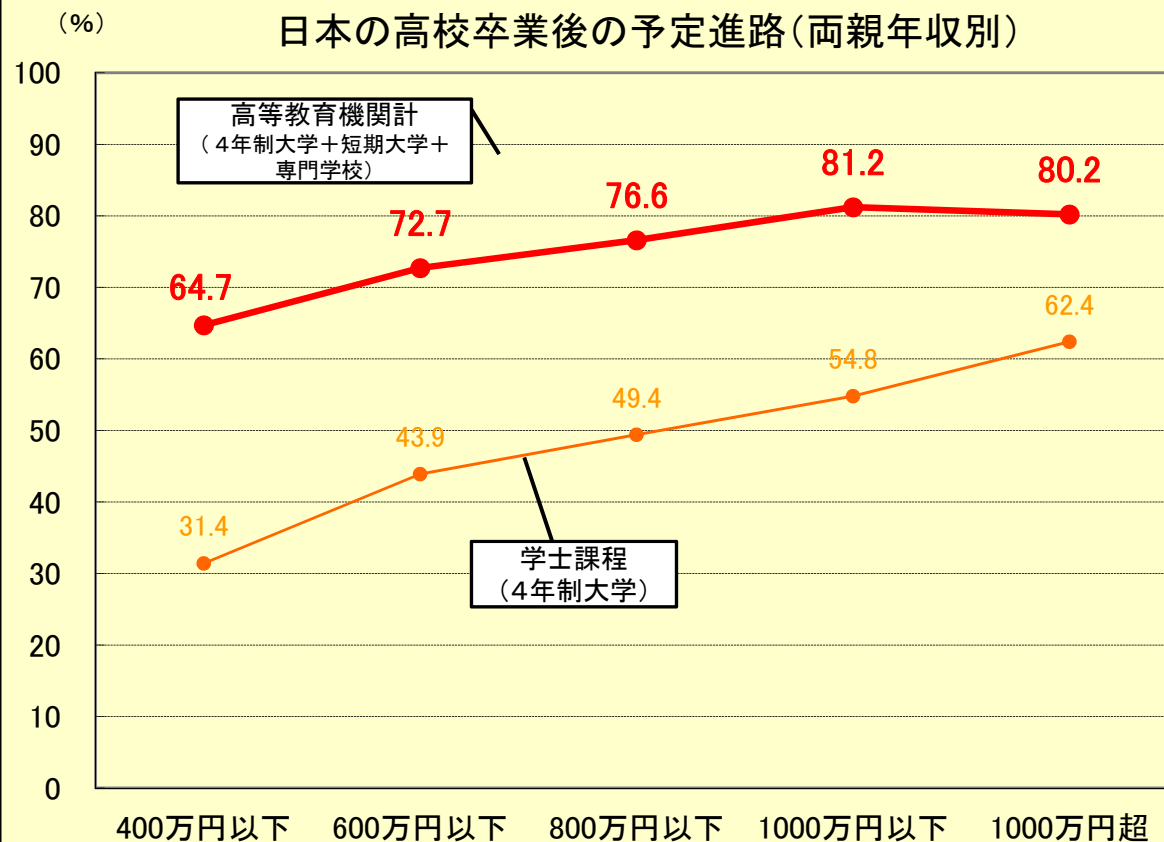
- 中所得層は平均並のアクセス機会が確保されている。
- 低所得層のアクセス機会がやや低い。

公費負担割合の高い先進国における
若者世代の高等教育進学率



(注1) 公費負担割合(高等教育段階)については、
①ノルウェー96.0%、②オーストリア93.8%、③フィンランド93.1%、
④アイスランド89.3%、⑤スウェーデン84.7%、⑥スロベニア83.3%
(注2) 25歳未満かつ留学生除きの数値。
(出典) OECD「Education at a Glance 2018」

日本の高校卒業後の予定進路(両親年収別)



(注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
(注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500～700万円未満」なら600万円)、合計したもの。
(注3) 無回答を除く。専門学校には各種学校を含む。
(出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

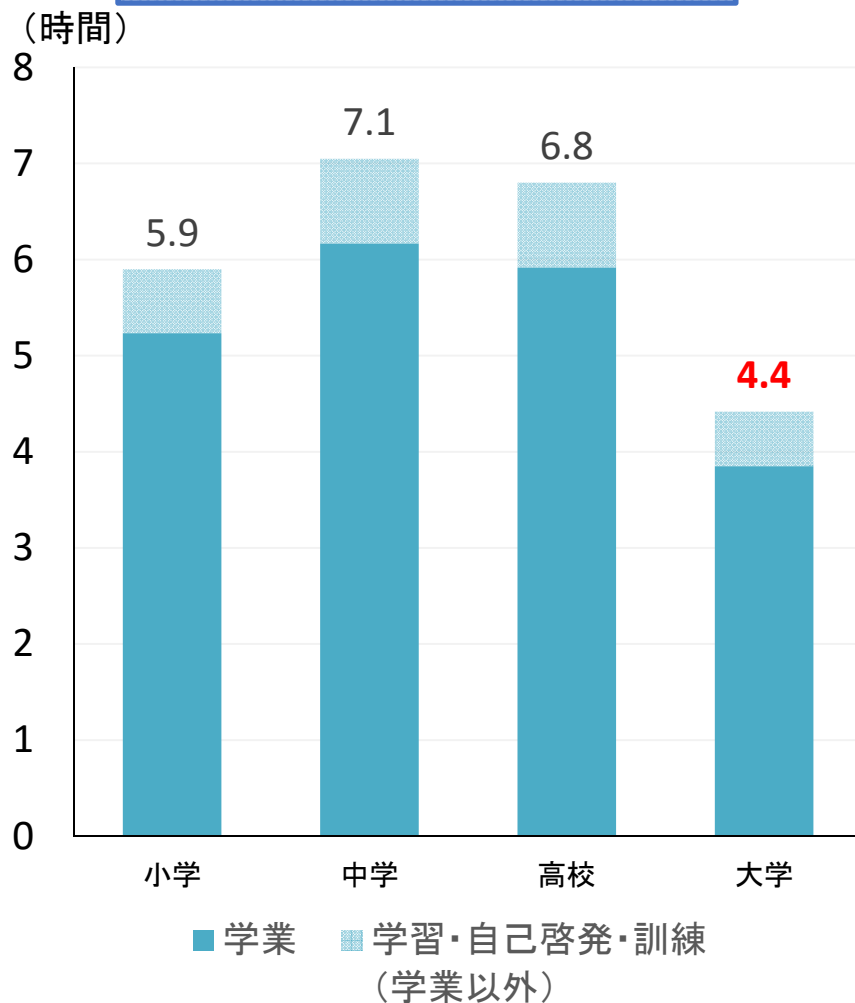
大学生の学修時間は、小学生よりも短い

大学生の実態

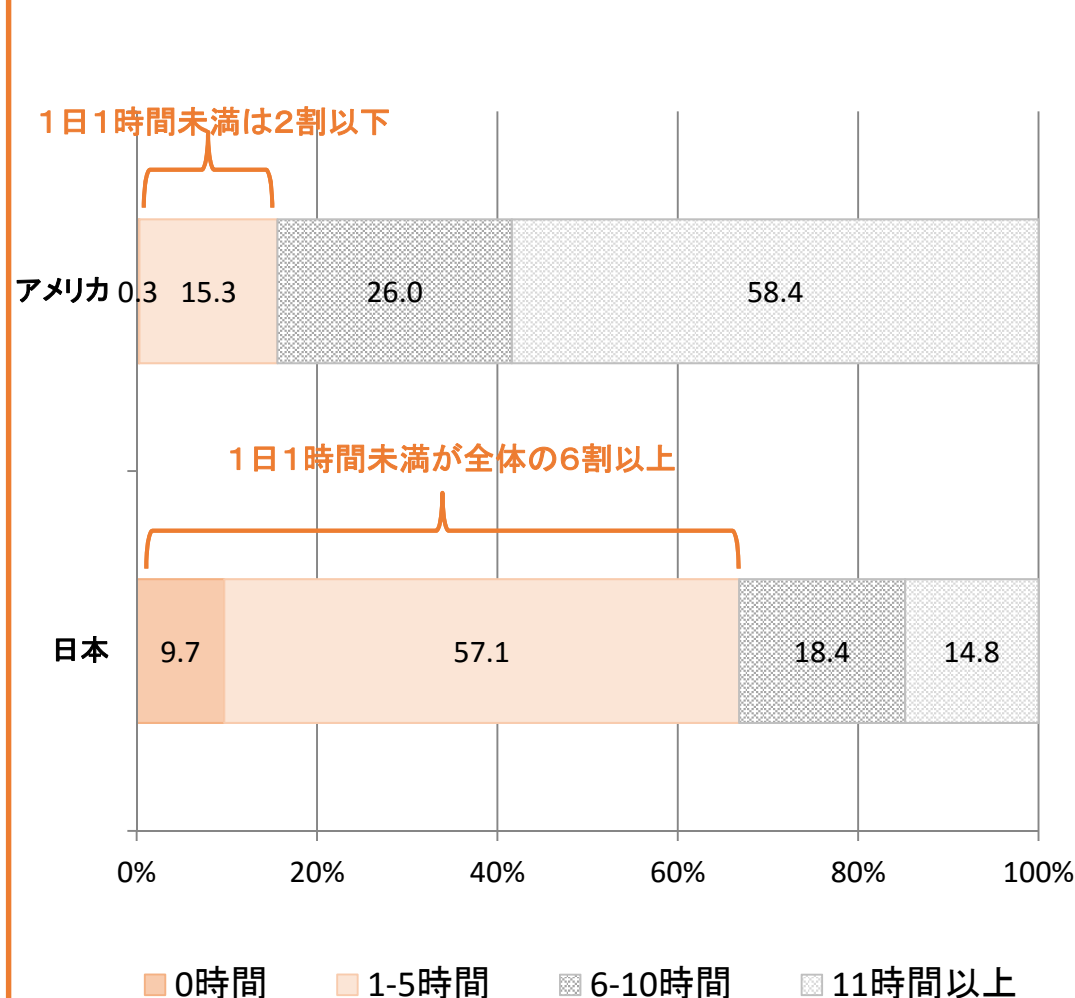
資料Ⅱ－3－12

- 大学生の学修時間は、小学生よりも短い。また、授業外の学修時間が1日1時間未満の学生は全体の6割以上。

学校段階別の学修時間(1日当たり)



大学生の授業外の学修時間の日米比較(1週間当たり)



(出典) 総務省「平成28年社会生活基本調査」、東京大学 大学経営政策研究センター「全国大学生調査2007年」等

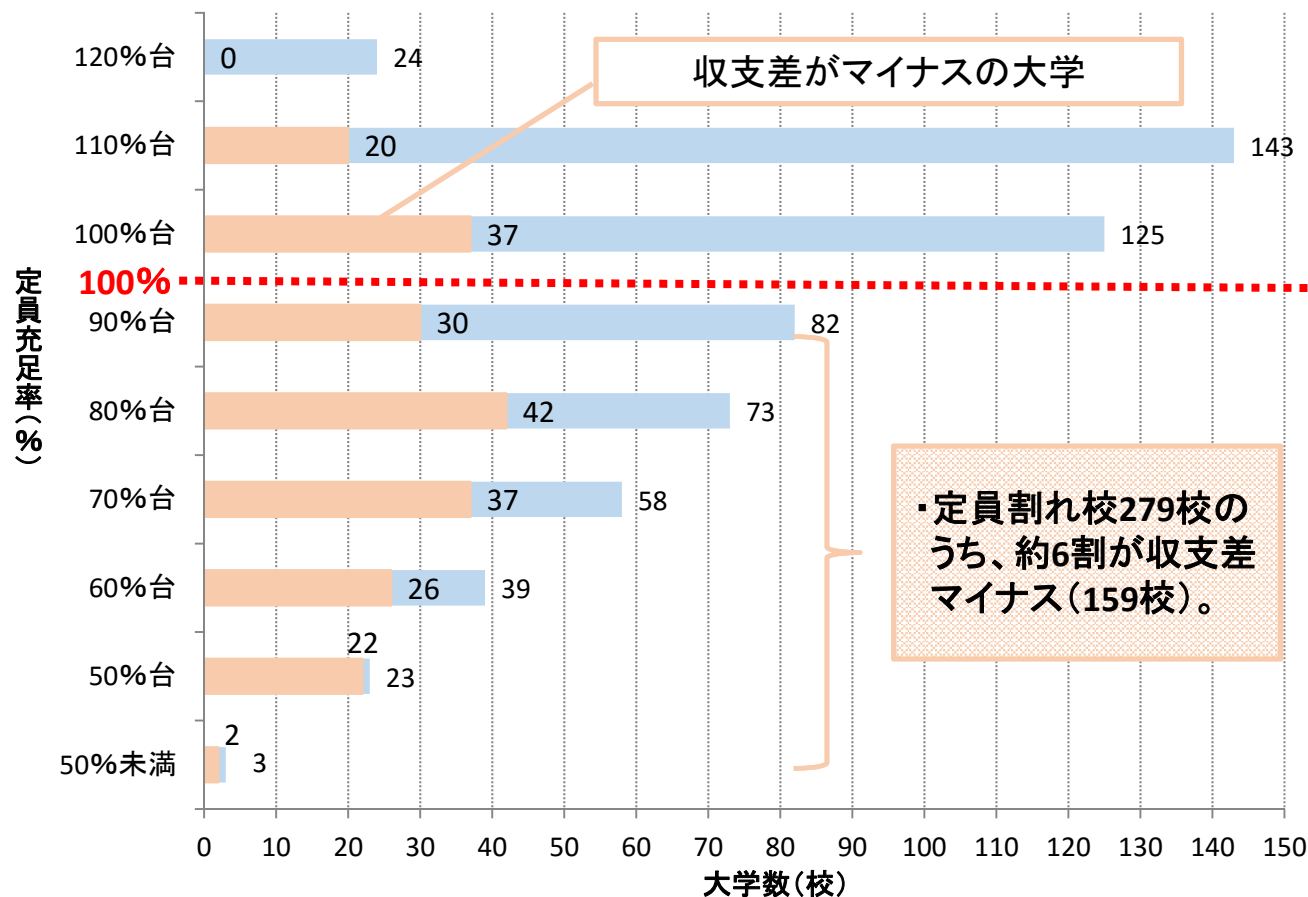
私立大学の4割以上が収容定員割れ。その6割が赤字。

私立大学の定員充足率

資料Ⅱ－3－13

- 私立大学のうち、4割以上が収容定員割れ。
- 私立大学のうち、財務状況（事業活動収支差額比率）がマイナスの大学は約6割を占める。

私立大学の定員充足率(収容定員)と収支差マイナス



区分	学校数	基本金組入前 当年度収支差額
定員充足	291校	1,254億円
定員割れ	279校	▲120億円
合計	570校	1,134億円

(注1) 「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率（学生数／収容定員数）が100%未満の大学

(注2) 「事業活動収支差額比率」（旧：帰属収支差額比率）は、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額）が収入全体の何%に当たるかを見る指標。

(出典) 文部科学省作成資料

私立大学のうち97%が何らかの「特別補助」メニューで支援されている。

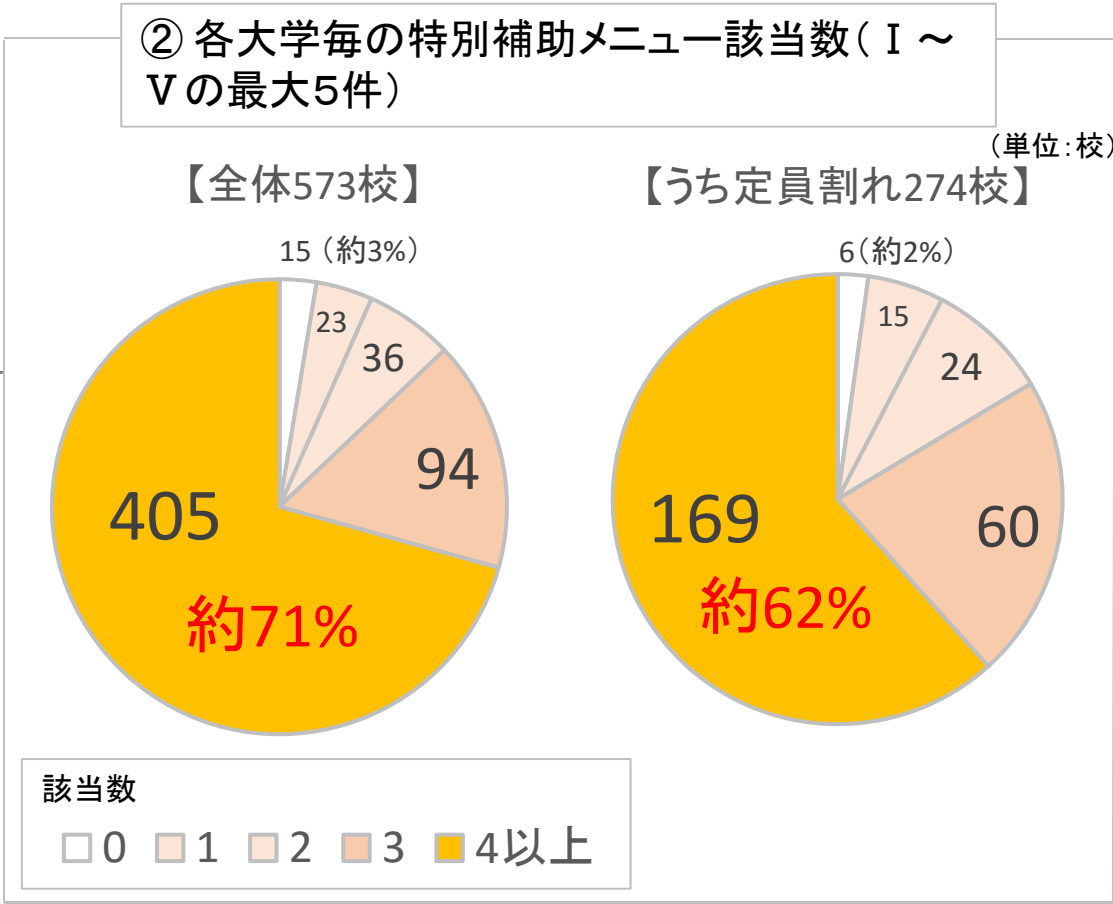
特別補助の配分実績

資料Ⅱ－3－14

- ① 私立大学向けの補助金（私学助成）のうち、改革に取り組む大学を重点的に支援する「特別補助」には、多岐にわたるメニューが用意されている。
- ② 全大学の97%、定員割れ大学でも98%が特別補助の支援対象になっている。
- （注）平成31年度においては、私立大学研究ブランディング事業（45億円）を継続要求し、一般補助と特別補助を含めて対前年度35億円増の要求。

① 平成29年度私立大学等経常費補助金 特別補助メニュー一覧	
特別補助	I 成長力強化に貢献する質の高い教育
	地方に貢献する大学等への支援
	医学部入学定員の増員
	被災地の復興支援
	教育の質的転換 (私立大学等改革総合支援事業 タイプ1)
	産業界・他大学等との連携 (私立大学等改革総合支援事業 タイプ3)
	プラットフォーム形成 (私立大学等改革総合支援事業 タイプ5)
	II 社会人の組織的な受入れ
	正規学生としての受入れ
	多様な形態による受入れ
特別補助	III 大学等の国際交流の基盤整備
	社会人の受入れ環境整備
	地域発展 (私立大学等改革総合支援事業 タイプ2)
	海外からの学生の受入れ
	海外からの教員の招へい
	学生の海外派遣
	教員の海外派遣
	大学等の教育研究環境の国際化
	グローバル化 (私立大学等改革総合支援事業 タイプ4)
	IV 大学院等の機能の高度化
特別補助	大学院における研究の充実
	研究施設運営支援
	大型設備等運営支援
	私立大学研究ブランディング事業
	戦略的研究基盤形成支援(継続分)
	大学間連携等による共同研究
	専門職大学院等支援
	法科大学院支援
	短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
	V 経営強化等支援
特別補助	私立大学等経営強化集中支援事業
	未来経営戦略推進経費(継続分)
	VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実
	授業料減免事業等支援(熊本地震含む)
	卓越した学生に対する授業料減免等
	特色ある経済的支援方策
	VII 東日本大震災からの復興支援 〔復興特別会計〕
	授業料減免事業等支援(震災分)
	被災私立大学等復興特別補助
	VIII 平成28年熊本地震からの復興支援
	教育研究活動復旧費

② 各大学毎の特別補助メニュー該当数(Ⅰ～Ⅴの最大5件)



(注1) 平成29年度特別補助配分実績より、短期大学、高等専門学校を除いた大学573校（うち定員割れ校274校）を財務省において分析したもの。

(注2) 「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率（学生数／収容定員数）が100%未満の大学。

(出典) 文部科学省作成資料

- 私立大学への公費負担が国立大学より少なく、不公平との指摘がある。
- しかしながら、国立大学と私立大学は、ガバンス・予算・情報公開等の制度が全く異なる。**私立大学は、国による予算統制等もされておらず、原則として独立採算を前提に、経費の増加は大学の判断でなされる。**

	国立大学法人	私立大学
授業料等	国が標準額を設定(各大学は標準額の120%以内で設定可能)	各大学の判断により設定
目標・計画	中期目標(6年間)を文部科学大臣が策定 中期計画(6年間)を文部科学大臣が認可	各大学の判断により、学則・寄附行為に規定
予算	各大学は、中期計画の中で予算を作成し、 <u>文科大臣が認可</u> 各年度の予算は、国の予算案とともに、各目明細書として国会に提出 文科大臣に届け出る年度計画にも掲載	各大学の判断により、各大学が作成 私学助成を受ける学校法人は、収支予算書を文部科学大臣に届出
決算の承認	財務諸表は文部科学大臣が承認	私学助成を受ける学校法人は、財務諸表を文部科学大臣に届出 (承認を受ける必要はない)
評価	国立大学法人評価委員会による評価＋認証評価 総務省の独立行政法人評価制度委員会も意見・勧告	認証評価のみ
人事	学長、監事は、文部科学大臣が任命	国は関与しない
情報公開	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、以下の公開を法定 1. 組織に関する情報 2. 業務に関する情報 3. 財務に関する情報 4. 評価・監査に関する情報 5. 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準 6. 大学の教員等の任期 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を備付し閲覧に供することを法定 <u>役員報酬等及び職員の給与の水準の公開義務はない</u> 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象ではない
重要財産の処分	文部科学大臣の認可	各大学の評議員会の意見聴取
残余財産の帰属	国に帰属	寄附行為で定める者に帰属

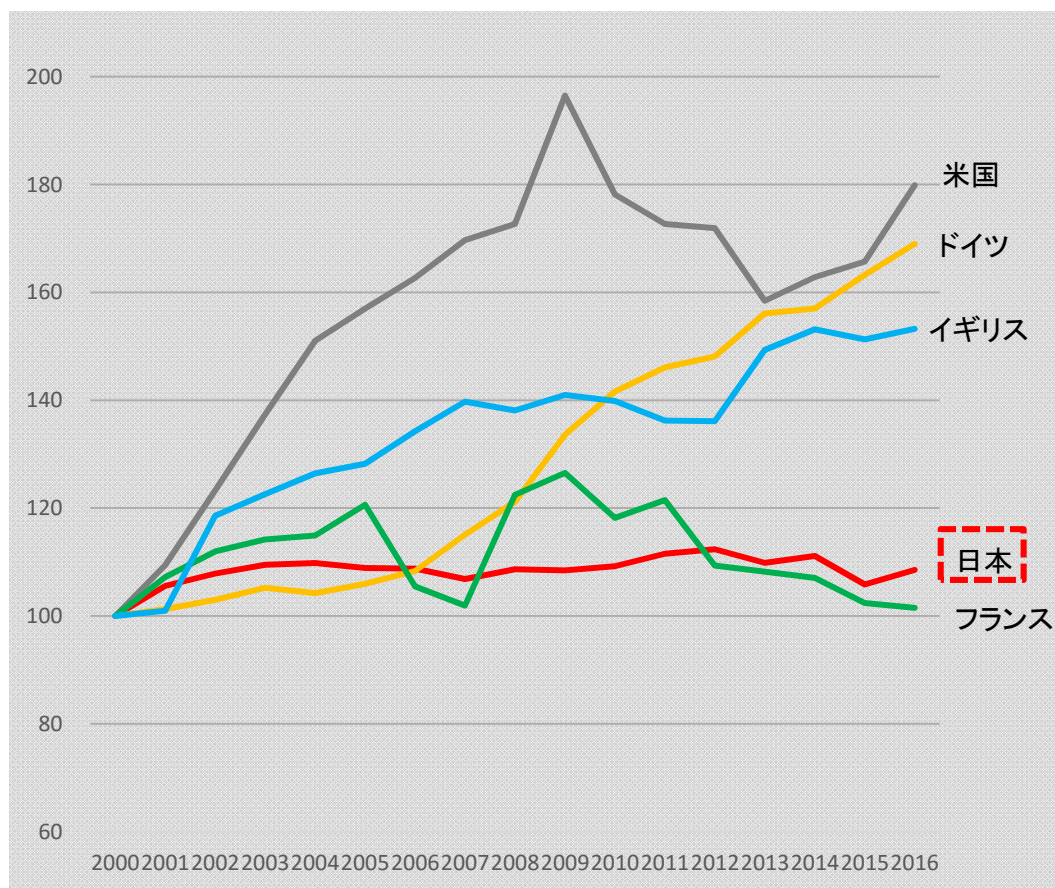
科学技術関係予算の対GDP比の伸びは主要先進国と遜色ない水準

科学技術関係予算の推移

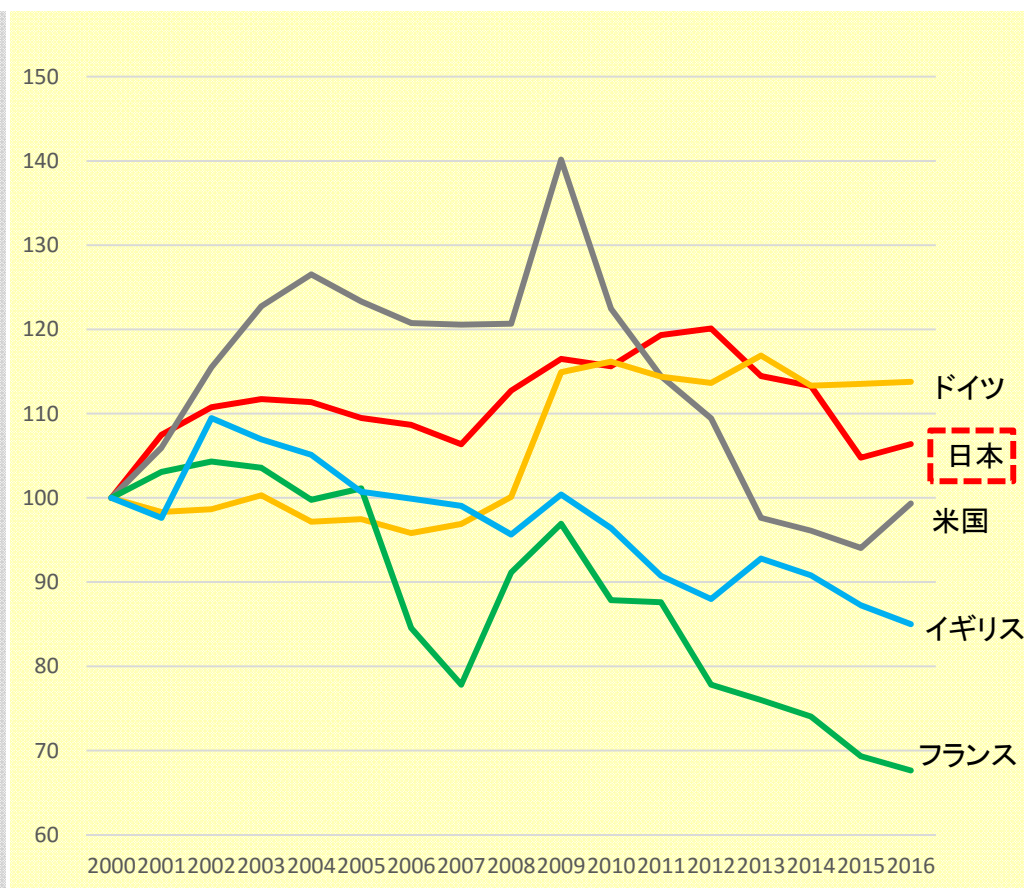
資料Ⅱ－3－16

- ① 日本の科学技術関係予算は主要先進国に比べて、伸びていないと指摘されることがある。
- ② しかしながら、**対GDP比で見れば、主要先進国と比べて遜色ない水準で推移。**

① 各国の科学技術関係予算の推移(名目値、2000年を100)



② 各国の科学技術関係予算の推移(対GDP比、2000年を100)



(注1) 左のグラフにおいては、各国の科学技術予算の各国通貨ベースのデータを比較。

(注2) 上記の数値は、中央政府の科学技術関係予算であるが、ドイツは連邦及び州政府の科学技術関係予算の合計を計上。

(出典) 科学技術指標2018(科学技術・学術政策研究所)より財務省作成

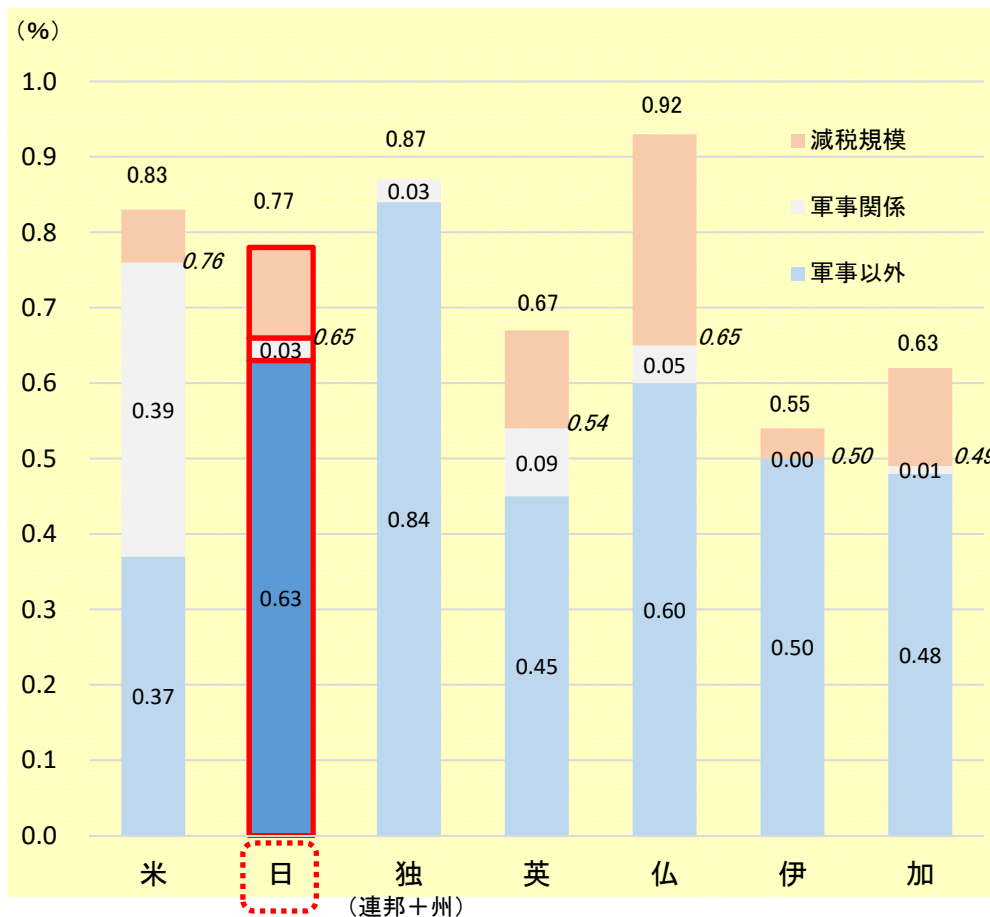
科学技術関係予算の絶対水準は主要先進国と遜色ない水準

科学技術関係予算の水準

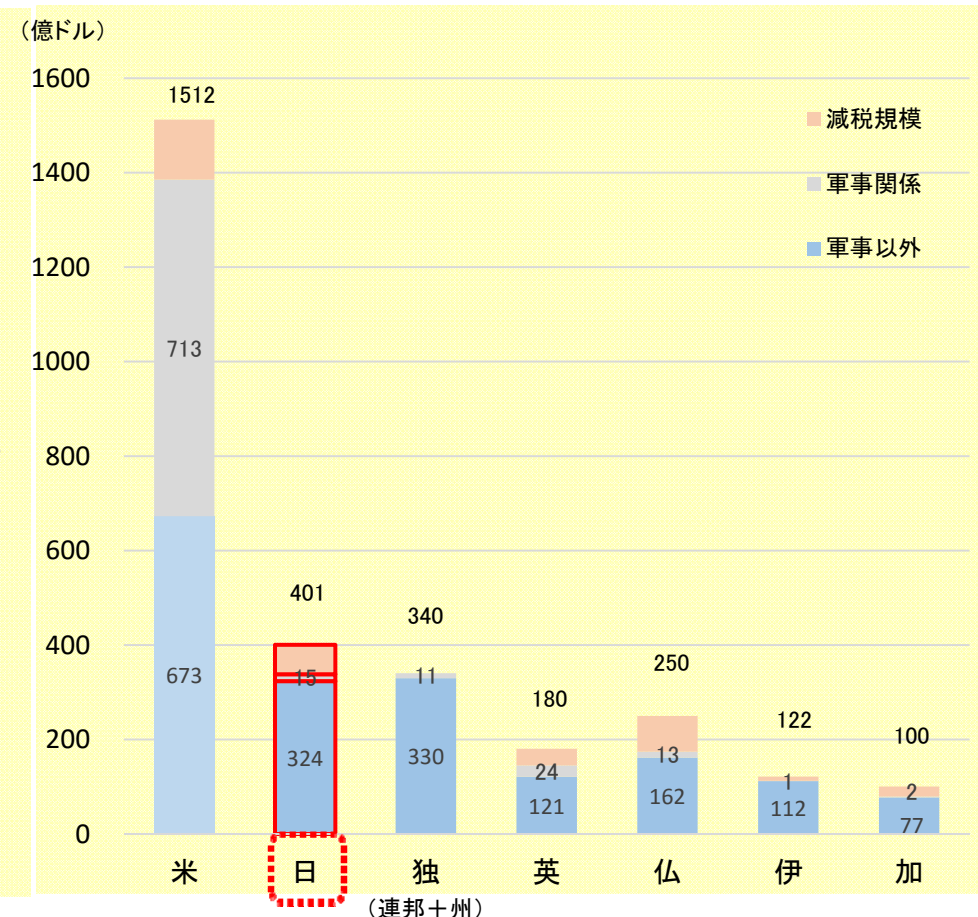
資料Ⅱ－3－17

- 日本の科学技術関係予算は、対GDP比でも実額でも、主要先進国と比べて遜色のない水準。

中央政府の科学技術関係予算と研究開発減税規模（2015、対GDP比）



中央政府の科学技術関係予算(2015、実額)



(注) 上記の数値は、中央政府の科学技術関係予算であるが、ドイツは連邦及び州政府の科学技術関係予算の合計を計上。

(出典) OECD Main Science and Technology Indicator 2018/7

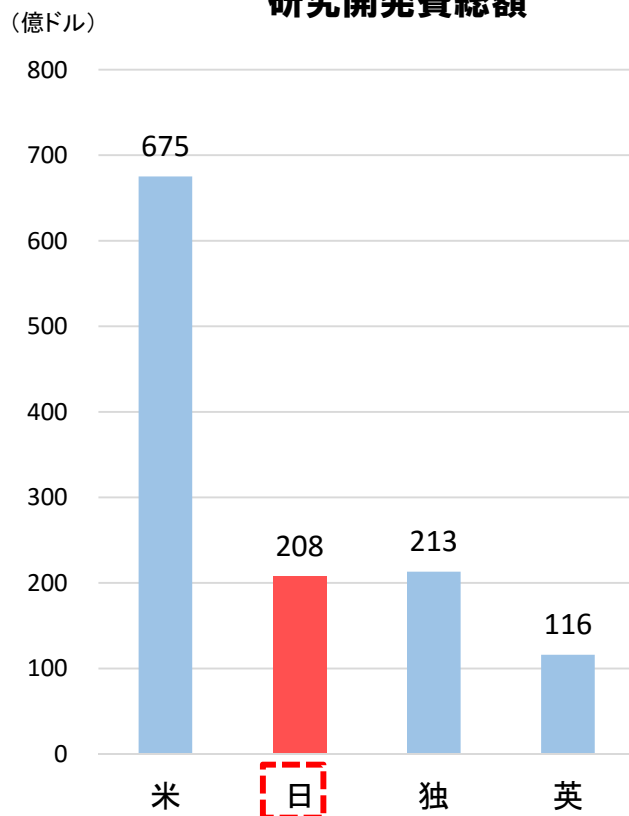
日本の論文生産性は低い（ドイツの1.8倍のコストがかかる）

研究開発の生産性

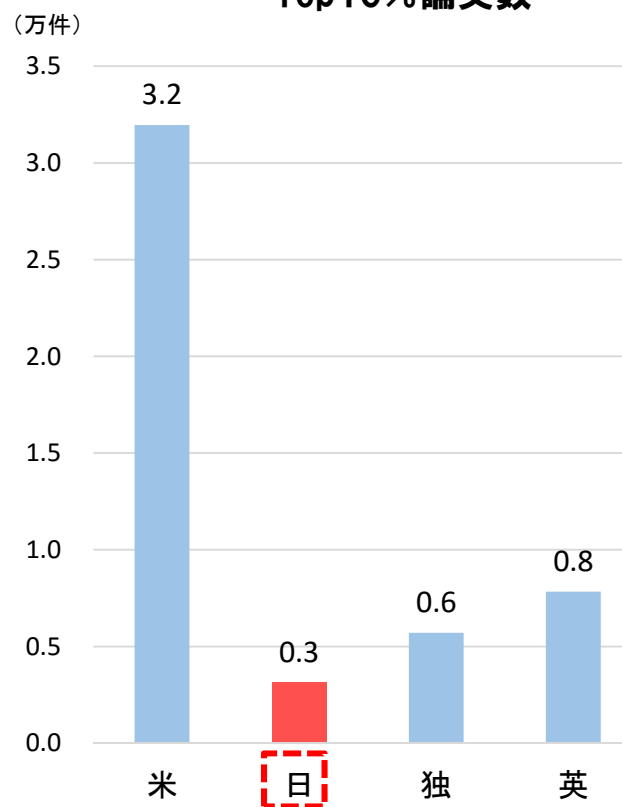
資料Ⅱ－3－18

- ① 日本の高等教育部門における、「研究開発費総額」はドイツと遜色ない水準である。
- ② しかしながら、「Top10%論文数」がドイツと比べて少ない。
- ③ したがって、Top10%論文1件を生み出すために必要な研究コストが高い＝論文生産性が低い。

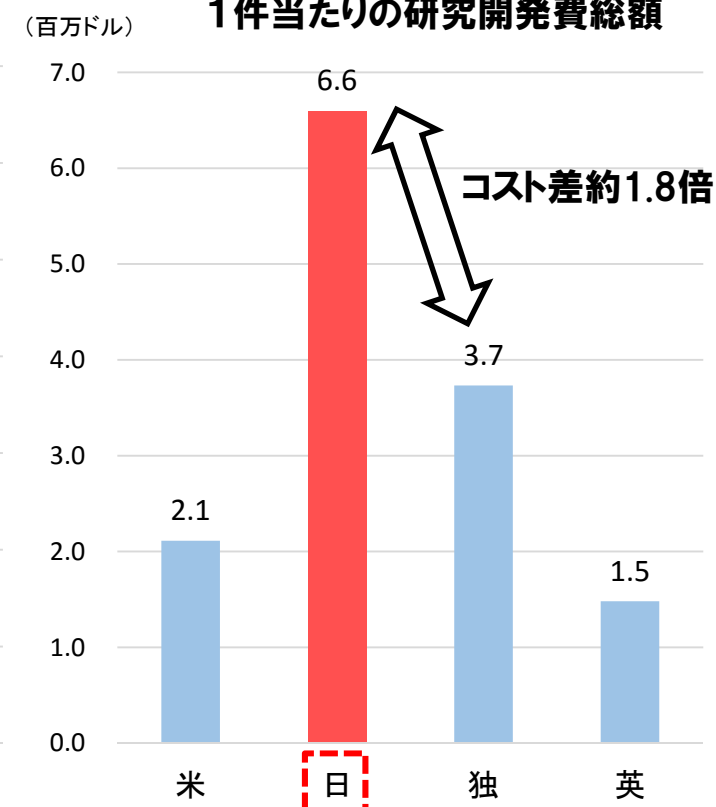
① 高等教育部門における
研究開発費総額



② 高等教育部門における
Top10%論文数



③ 高等教育部門におけるTop10%論文
1件当たりの研究開発費総額



(注1) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。

(注2) 高等教育部門の論文数は、文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2018」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」に基づき、総論文数(2015年)に高等教育部門にシェア(2006年)を乗じて算出。

(注3) 高等教育部門における研究開発費総額はOECD「Main Science and Technology Indicator」より作成。

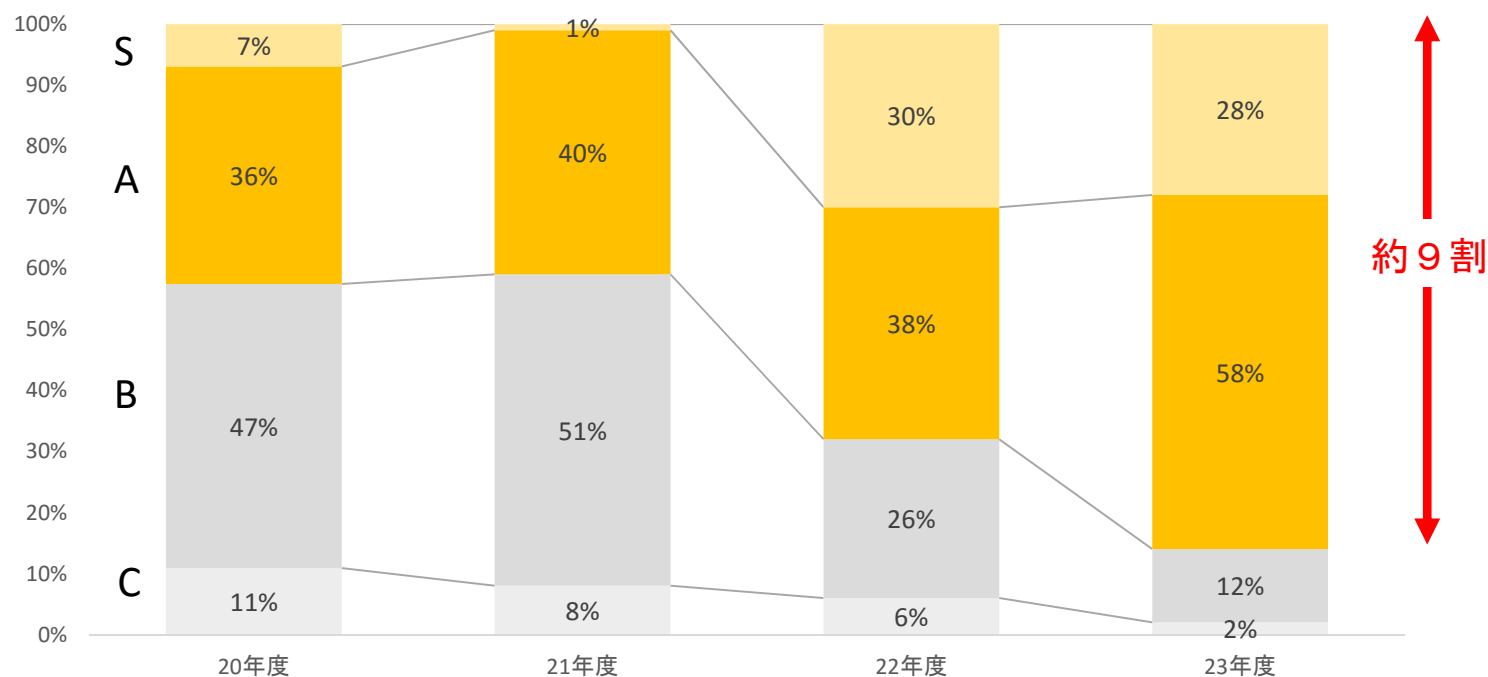
硬直性にメスを入れる優先順位付けがなされていない

優先順位付け

資料Ⅱ－３－１９

- ① 総合科学技術会議による科学技術予算の「メリハリ」付け（いわゆるS A B C）は、23年度予算においては「S」「A」評価で約9割を占めるなど形骸化。**24年度予算以降は、S A B C評価が行われていない。**
- ② 現状は、科学技術重要施策アクションプラン、科学技術イノベーション総合戦略などにより、**重点化すべき施策を特定する、いわば「ハリ」だけを強調した仕組み**となっている。
- 研究領域の硬直性にメスを入れるためには、**司令塔機能による上から下までの優先順位付けが有効**と考えられる。

① 総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



② 統合イノベーション戦略（H30.6.15）における「特に取組を強化すべき主要分野」

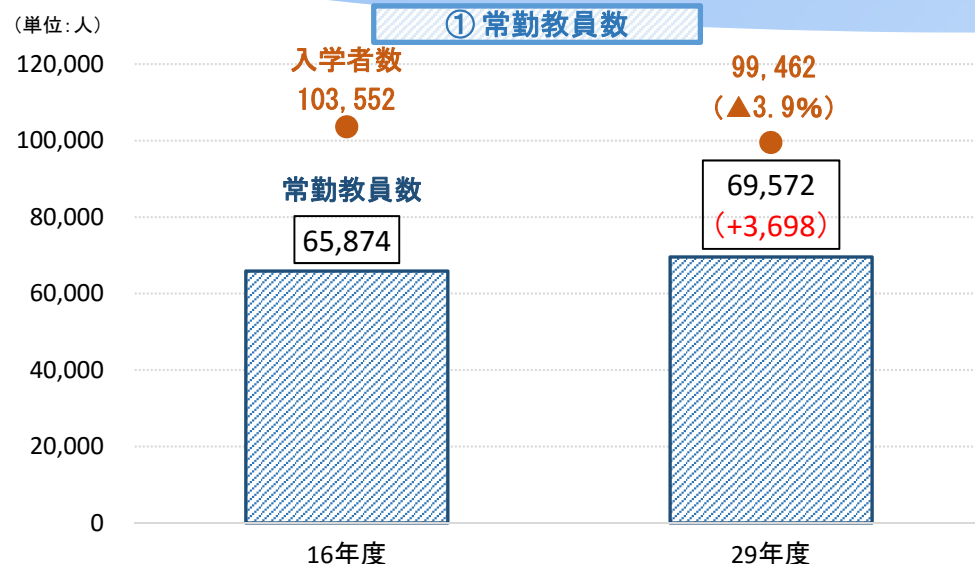
AI技術、バイオテクノロジー、環境エネルギー、安全・安心、農業 等

教員数を増加させる中で定年延長やシニア採用などにより、65歳以上教員は増加

国立大学の研究環境

資料Ⅱ－3－20

- 国立大学の40歳未満の教員のポストが減少しているとの指摘があるが、
- ① 入学者が減少している中で、**常勤教員数を増加**させていること、
 - ② 教員の雇用や任期の判断が効果的になされてこなかったこと、
 - ③ **定年延長**をしてきたこと、
 - ④ **65歳以上の教員を増加**させてきたこと、シニアの採用を増やしてきたこと、
- などを鑑みれば、国立大学自身において、40歳未満の教員の処遇を改善させる余地があったのではないか。



③ 定年延長 (単位:大学)

定年年齢	16年度	28年度
67歳	1	1
66歳		
65歳	58	76(+18)
64歳		
63歳	25	9
62歳	2	
61歳		

④ 65歳以上教員及びシニアの採用 (単位:人)

教員区分	16年度	28年度	増減
本務教員 (65歳以上)	343	1,048	+705
兼務教員 (65歳以上)	2,843	5,616	+2,773
合計	3,186	6,664	+3,478

採用年齢	16年度	28年度	増減
40歳以上 (本務)	860	1,290	+430
40歳未満 (本務)	3,048	3,148	+100

② 教員の業績評価の活用状況

【26年度】

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 教員の基盤的研究費	18%
④ 昇任	17%
⑤ 雇用継続・任期延長の判断	4%

【29年度】

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 年俸制の給与	88%
② 賞与	67%
③ 月給制の昇降給	64%
④ 任期・雇用更新等	31%
⑤ 研究費等予算配分	16%

(注) 「教員の業績評価の活用状況」について、26年度は国立大学の約95%が教員の業績評価を実施、29年度は全ての国立大学(86大学)において教員の業績評価を実施。
 (出典) 学校基本調査、国立大学法人事業報告書、文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書(三菱総合研究所)」、文部科学省調査、学校教員統計調査

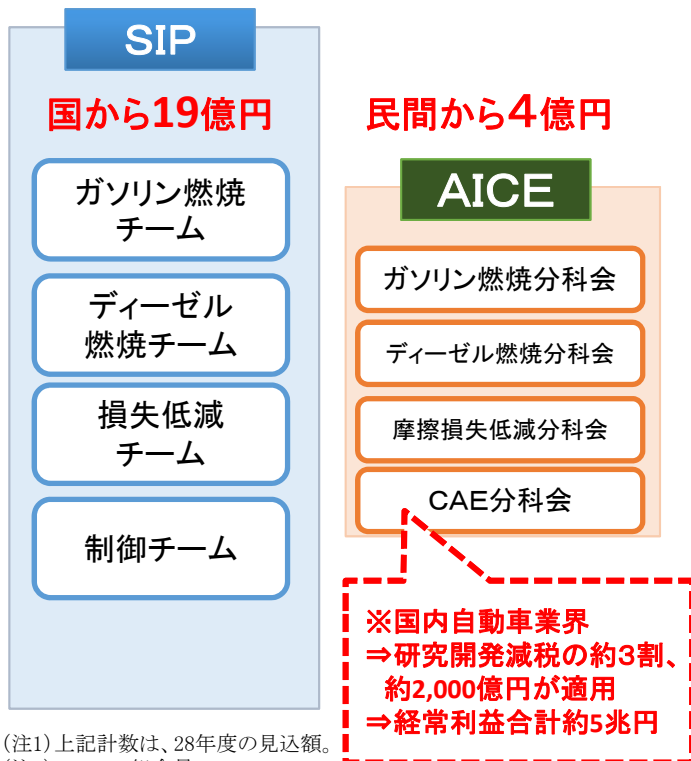
本来民間が負担すべき範囲まで国が肩代わりしていないか

官民の役割分担

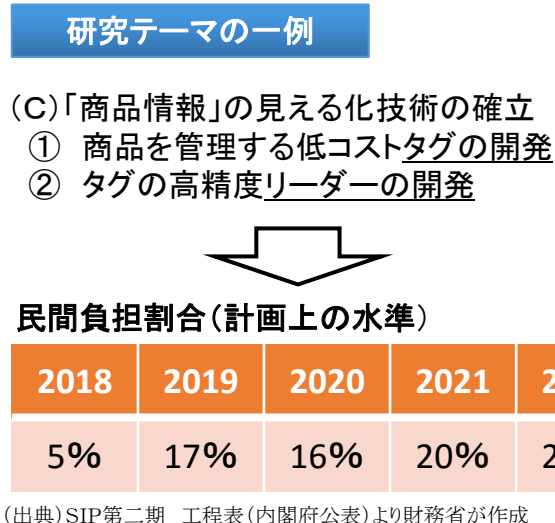
資料Ⅱ－3－21

- ① 「戦略イノベーション創造プログラム」(SIP)のプロジェクトの一つとして行われている、乗用車用内燃機関(エンジン)の効率を向上させる研究開発は、30年度の期間終了後に、国内の大手自動車メーカー等で構成される自動車用内燃機関技術研究組合(AICE)を中心に研究開発が引き継がれる予定。極めて商品化に近いものであるにもかかわらず、**民間負担はわずか**。
- ② 現在実施中の、**第二期SIP**においても、計画ベースではあるが、大手企業で専ら活用されると考えられる技術開発に対して、**民間負担が十分でない**と考えられるものがある。
- ③ **ImPACT**でも、大手企業と共同研究を行うプロジェクトが存在するが、**民間負担を求めているものがある**。

① 第1期SIP「革新的燃焼技術」の研究体制図



② 第2期SIP「スマート物流サービス」



③ 『超薄膜化・強靱化「しなやかタフポリマー」の実現』の研究開発体制

国から48.5億円 ↔ 民間負担を求めている

	企業				
	燃料電池 電解質膜を 薄膜化	リチウム電池 のセパレータ を薄膜化	車体構造用 樹脂を30% 強靱化	タイヤゴム の重量 40%減	透明樹脂の 強靱化
	A企業 (窯業・土石 製品)	B企業 (化学・化 成品)	C企業 (紡績・織 維)	D企業 (自動車部 品)	E企業 (化学・化 成品)
九大	○	○	○	○	○
理研①	○	○	○	○	○
北大	○			○	○
名大	○		○		○
お茶ノ水大				○	
阪大			○		○
理研②	○				
山形大	○	○	○		○
東大			○	○	○

(注1) 上記計数は、28年度の見込額。

(注2) AICEの組合員

いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、(株)SUBARU、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、(株)本田技術研究所、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、国立研究開発法人産業技術総合研究所、(一財)日本自動車研究所

企業部門の研究開発投資の規模は主要先進国でトップクラスの水準

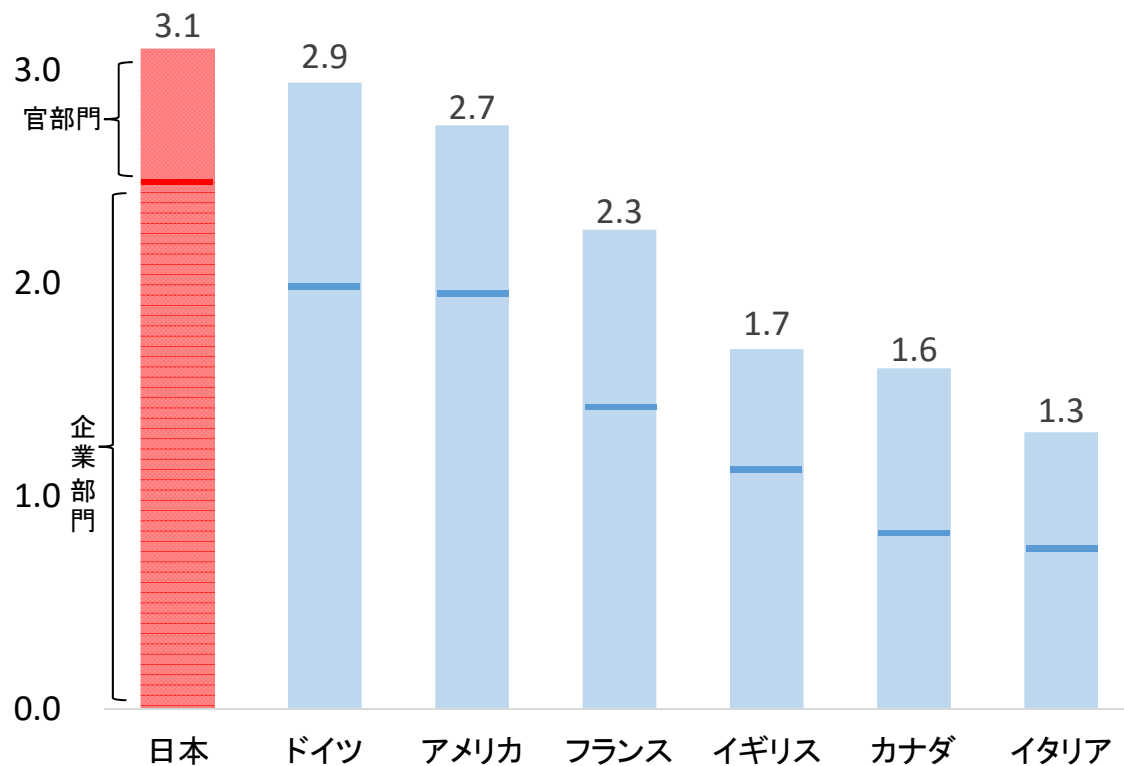
研究開発投資

資料Ⅱ－3－22

- 我が国の企業部門の研究開発投資の規模は、主要先進国の中でトップクラスの水準にある。

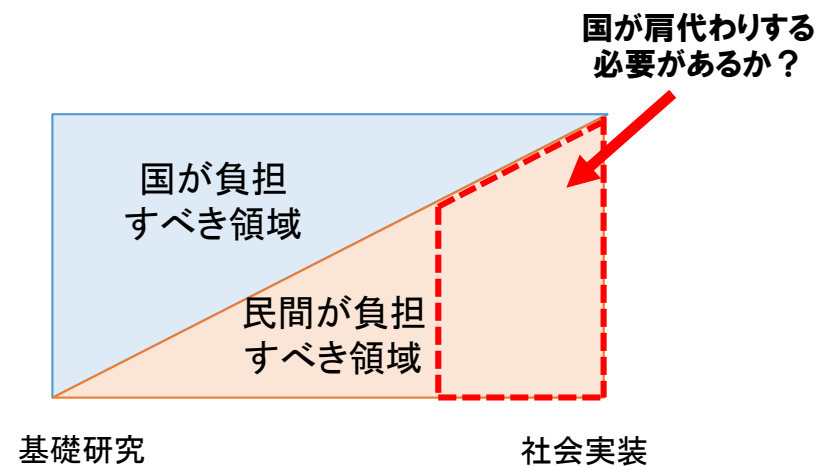
(%)
4.0

官民の研究開発投資総額(対GDP比、2016年)



(出典)OECD, Main Science and Technology Indicators

国と民間の支援のイメージ



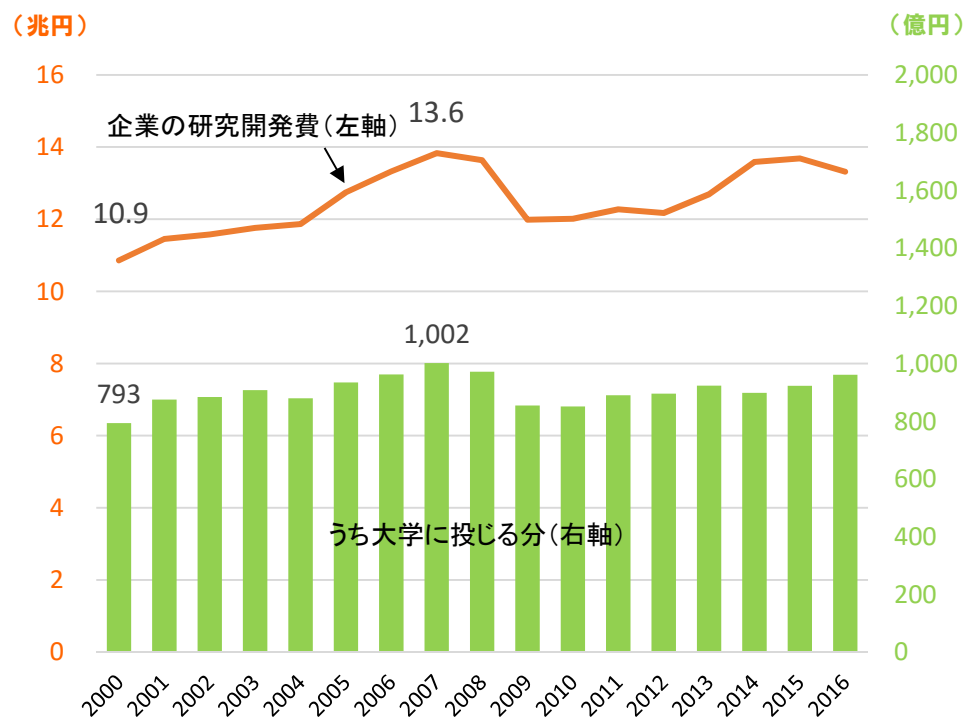
むしろ民間から大学への投資をさらに呼び込む必要

民間資金の獲得①

資料Ⅱ－3－23

- 企業が好業績にあり、企業の現金保有は過去最高水準にある中でも、日本企業の研究開発投資への意欲は高いとは言えない。
 - ① 企業が大学に投じる研究開発費は伸びず、
 - ② その割合も諸外国と比べて低水準。
 - ③ さらに、1件当たりの規模も小さい。

① 企業の研究開発費のうち大学に投じる研究開発費の推移



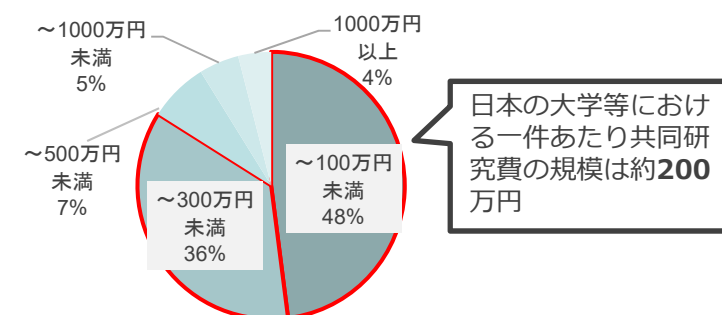
(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、総務省統計局「科学技術調査報告」より作成。

② 企業の研究開発費のうち大学に投じる研究開発費の割合 (2016年)

日	米	独	仏	英
0.7%	1.0%	3.5%	1.0%	1.7%

(注) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2018」に基づき作成。独、仏、英は2015年の数値

③ 大学等の産学共同研究の1件当たりの規模



(出典) 文部科学省「平成28年度 大学等における産学連携等実施状況について」

「フラウンホーファーモデル」は運営費交付金を増額させない仕組み

民間資金の獲得②

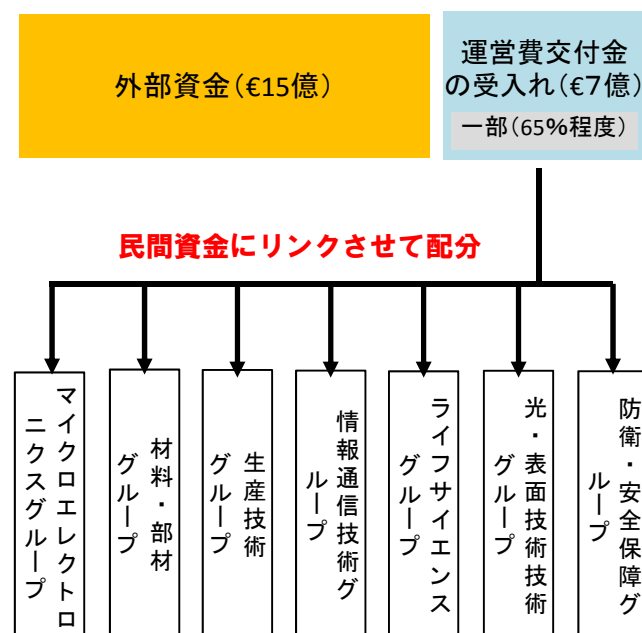
資料Ⅱ－3－24

- 研究所が民間資金を獲得するインセンティブを与えるため、獲得した民間資金に応じて運営費交付金を配分するフラウンホーファーモデルを導入すべきとの指摘がある。

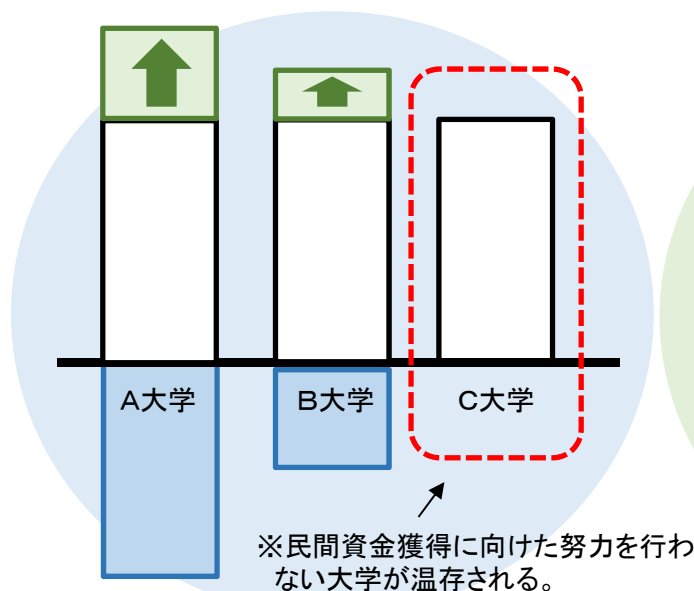
(注) フラウンホーファー研究所は、7つのグループの下に72のセンターを擁するドイツの応用研究組織。

- ① しかしながら、フラウンホーファーモデルは、あらかじめ決められた運営費交付金の総額を各センターが獲得した民間資金に応じて配分する仕組みであって、**民間資金に応じて運営費交付金の総額が増加する仕組みではない。**
- ② **民間資金に応じて単に上乗せを行う場合、民間資金獲得の努力を行わない大学が温存されるため、政策効果が低い。**
- ③ 従って、研究開発費のマッチングファンド化をさらに推し進めるとともに、**運営費交付金の中で評価に基づき配分される額を抜本的に増額しつつ、評価指標に民間資金の獲得状況を追加することで、インセンティブを抜本的に強化するべき。**

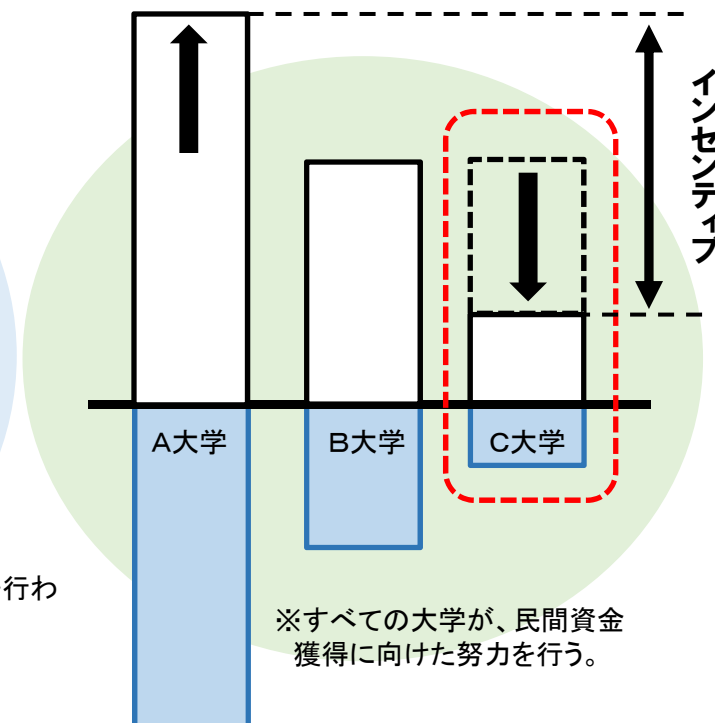
① フラウンホーファー研究所



② 民間資金に応じた単なる「上乗せ」



③ 民間資金に応じた運営費交付金の配分のメリハリ付けを通じたインセンティブ



(出典) “The Fraunhofer Model in Germany –closing the gap between science and industry”
Raoul Klingner, Director of International Business Development, Fraunhofer-Gesellschaft
フラウンホーファー研究所のannual report 2017 より財務省作成。

基金事業は非効率かつ執行管理が不十分

基金の問題点

資料Ⅱ－3－25

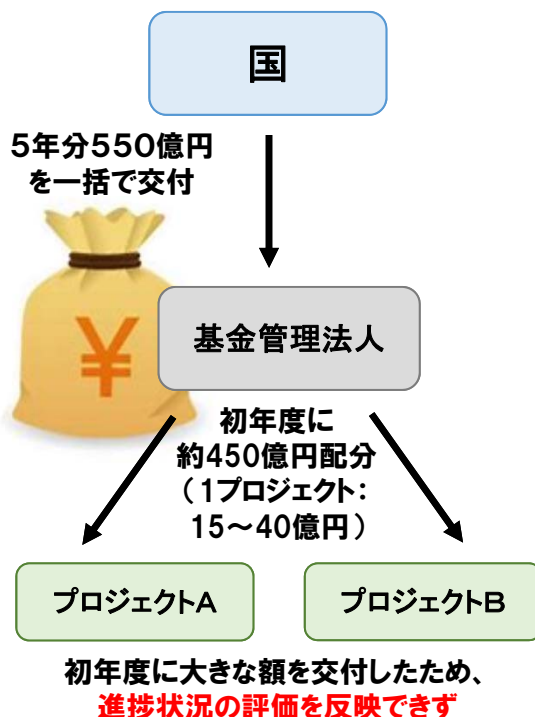
- ImPACT（革新的研究開発推進プログラム）は、基金方式であるが故に、**執行管理が十分とは言えず、効率的に執行ができていないのではないのか。**

- ① 外部専門家による**進捗状況評価（S～D）を4年経過するまで未実施**であり、評価結果も非公表。
- ② BHQ問題（Brain Healthcare Quotient）^{（注）}についても、外部専門家より、内閣府及びJSTにおける進捗管理が不十分であった、との指摘がなされている。

（注）ImPACTの研究開発プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」において、十分なエビデンスがない段階で、29年1月に高力カオチョコレートに関し「脳の若返り効果」がある可能性を示唆する記者会見を開催した問題。

- 「基金」方式は、
 - ・ 国債で賄った財源が長期滞留し非効率（不要な国債金利負担、国民貯蓄を有効活用せず機会費用発生）
 - ・ 適切な執行管理・評価がおろそかになるといった弊害がある点に留意する必要。

基金事業(ImPACT)のイメージ



進捗状況評価結果(4年後の30年2月)

S	A	B	C
1課題	5課題	9課題	1課題

① C評価を受けたあるプログラム

26年度当初:30億円 29年度時点:30億円
⇒C評価にも関わらず、26年度当初と同額措置。
「このままでは、産業や社会の在り方の変革に十分なインパクトを与えないことが懸念される。」
（出典）非公表の評価書より抜粋

② 「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」
⇒「国の研究プロジェクトでは当たり前の中間評価がImPACTには存在しないため、批判を受けるような機会がなかったことが原因ではないか」
（出典）（BHQチャレンジ等に関する外部専門家ヒアリングのとりまとめ報告書）（平成30年2月）

国会での議論

（24、25年度補正において基金を多数計上したことを受けて）

- ・ 余剰な資金が無駄に積みあがっているのではないのか。
 - ・ 基金造成後の執行管理が十分になされていないのではないのか。
 - ・ 当初予算を小さく見せるために、粉飾気味の補正予算となっているのではないのか。
- （ImPACTも名指しで批判）
- ⇒ 「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制する」（骨太2014）

研究不正に対する対応は十分なのか

研究不正

資料Ⅱ－3－26

- ① 日本における研究不正の発生率は、主要先進国の中で相対的に高い水準となっている。
- ② 研究費の獲得競争が激しいために研究不正が増加するとの意見もあるが、競争があるから不正が正当化されるわけではなく、また、そもそも、諸外国と比べて競争が激しいのか、慎重な議論が必要。
- ③ 競争的資金で不正行為と認定された例はあるが、その場合でも、
 - ・ 不正行為に「直接」関係のある経費として、論文の投稿料等のみ返還を求めている
 - ・ 研究機関に体制整備に係る「管理条件」を付し、履行されない場合に間接経費を削減するとされているが、現在のところ間接経費の削減まで措置された例はない。

① 主要国の研究不正の発生率(2000～2009)

	国	取り下げ 総数 (件)	不正による 取り下げ (件)	論文総数 (万件)	10万件当 たりの不正論文数
1	米国	260	84	182.0	4.6
2	中国	89	20	18.6	10.8
3	日本	60	18	37.8	4.8
4	インド	50	17	9.6	17.8
5	英国	45	7	35.1	2.0
6	韓国	38	8	9.0	8.9
7	ドイツ	25	3	29.4	1.0
8	オーストラリア	17	3	13.2	2.3
9	カナダ	17	2	19.5	1.0
10	イタリア	17	6	20.2	3.0
	世界平均	788	197	611.1	3.2

(出典) 松澤孝明(JST)「諸外国における国家研究公正システム」(25年10月)

② 諸外国における学術研究を支援する競争的資金

	日本	アメリカ		ドイツ	イギリス	
機関名	JSPS (科研費)	NSF	NIH	DFG	EPSRC	ESRC
分野	全分野	科学・工学	医学	全分野	科学・工学	社会科学
採択率	26.6% (2014)	19.5% (2013)	17.5% (2013)	31.3% (2013)	35.6% (2010~13)	24.6% (2013~14)

(出典) 日本学術振興会「米独英のファンディングエージェンシーの審査システム」(27年2月)

③ 文部科学省に報告のあった競争的資金等の不正使用・受給状況

件数		不正支出・受給額		関与研究者数	
	うち科研費		うち科研費		うち科研費
25件	21件	5.3億円	1.2億円	59人	51人

(出典) 文部科学省HP掲載情報より作成。

(平成27～29年度報告書提出分(平成30年3月末時点))

「世界で最も引用されている撤回論文トップ10 (Top 10 most highly cited retracted papers)」では、日本の研究機関の論文が1位になるなど、2本が掲載。<http://retractionwatch.com>

- 「質」の面では、生産性向上と安全・安心を確実に向上させていくため、エビデンスに基づく事業評価の厳格化によって新規事業を厳選し、公共事業の投資効率を向上させるとともに、既存ストックの最大限の活用、ソフト対策との連携、民間活用や新技術活用に取り組むことが重要。
- 「量」の面では総需要追加のための公共事業の必要性は乏しい。予防保全による計画的・効率的なインフラ長寿命化と統廃合、PPP/PFI等による民間活用や新技術の活用を通じて、コストを抑制していくべき。

＜社会資本の整備水準の向上＞

今後の社会インフラの整備に当たっては、各社会資本を総合的にとらえ、以下の観点を踏まえて取り組むことが必要。

新規採択の厳選

既存ストックの最大限の活用

成長力を高める事業や防災・減災・老朽化対策への重点化

インフラの長寿命化

◆今後の課題

1)エビデンスに基づく事業評価の厳格化

- ・事業評価の検証（事業採択時の客観的な見通しの策定）

2)ソフト対策の最大限の活用

- ・既存インフラの最大限の活用（ダブル連結トラック、利水ダム の運用）
- ・TEC－FORCE

3)民間活用による効率化の推進

- ・空港コンセッションの活用
- ・下水道事業の効率化（広域化・共同化、PFI導入、ICTの活用）

4)新技術活用によるコスト縮減

- ・最先端技術の実装促進（IoTを活用した危機管理型水位計の活用）
- ・インフラメンテナンス（点検・補修・長寿命化への活用）

5)計画的・効率的なインフラ長寿命化

- ・インフラ維持補修・更新費の中長期的展望（インフラデータの的確な管理、長期的視点での社会インフラの統廃合）
- ・インフラ長寿命化の「見える化」（予防保全によるコスト縮減）

- 今般の豪雨災害等を踏まえた効率的・効果的な防災・減災対策を実施するためには、大きな被害が生じた要因を精緻に分析したうえで、ハード・ソフト一体的に今後の対応策について検討を進めるべき。

対応すべき主な課題（国土交通省 社会資本整備審議会河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会資料より抜粋）

(1) 災害に対する危機感が共感されていない

- 7 月豪雨では、高強度の降雨がなく長雨によって水災害が発生した場所もあったため、住民は、市町村が出す避難情報等を自分に迫る危機と認識できず、適切なタイミングでの避難を行っていない場合も存在
- ハザードマップ等の整備が進み、浸水や土砂災害の状況は事前に周知されているものの、発災時に十分に活用されていない等

(2) 水災害のリスク情報が公表されていない

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報の公表は進捗しているが、中小河川や山間部等のエリア（ダム下流部や水と土砂が一体的に氾濫する区域を含む）などでは、リスクがあるものの、リスク情報が提供されない場所も存在
- 想定最大クラスの浸水想定区域は指定されているが、ハザードマップが改定されていない

(3) 避難情報や洪水情報と実際の危険度のずれ

- ダムの異常洪水時防災操作に当たって、ダム管理者から発出する放流通知などの情報が、市町村の避難情報に直接的に結びつかない場合があった等

(4) 水災害の発生時の避難行動を理解しておらず、避難行動を判断できない

- 洪水や土砂災害、避難に関する情報を聞いても、自分がどのタイミングでどのような行動をすべきかを理解していない住民が多数存在し、逃げ遅れが発生
- 実際の避難場所の状況が具体的にイメージできないため、避難行動を起こすハードルが高く、避難情報が発表された段階ではなかなか避難を決断できない等

(5) 避難路の被災により、円滑な避難に支障

(6) 長時間の豪雨により複合的な災害形態による甚大な被害

- 長時間の豪雨によって、本川と支川の水位ピークの時間帯が重なり、支川から排水が円滑に進まないことにより、氾濫被害が発生等

(7) 現行施設の能力を上回る規模の災害の発生

(8) 重要インフラの被災により地域社会に大きな影響

(9) 激甚な被害により復旧・復興が難航

(10) 気候変動に伴う豪雨の激甚化が懸念

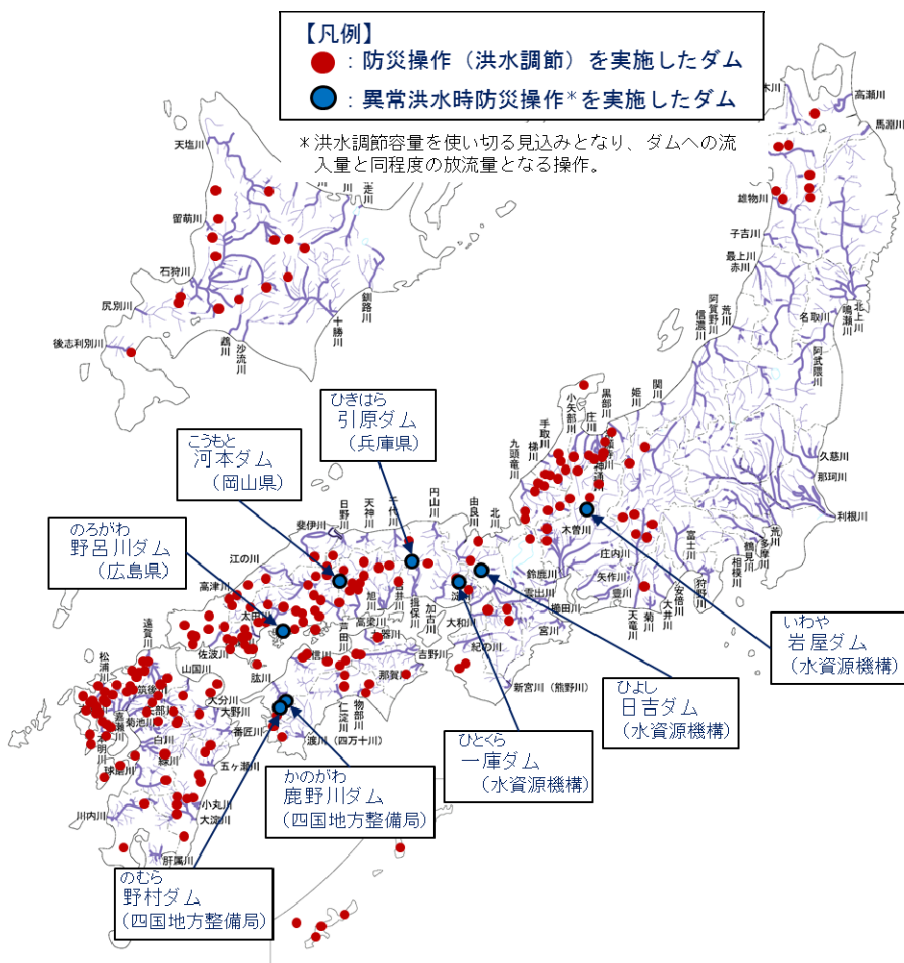
(11) 広域的かつ長期的に発生した大規模豪雨による被害

(12) リスクの高い地域に立地する住宅の存在

- 過去の被災履歴や浸水想定区域等のリスク情報が住民に十分に周知されていないため、近年、浸水被害が発生した地域や浸水した場合の浸水深が深い地域など、リスクの高い地域にも住宅が立地

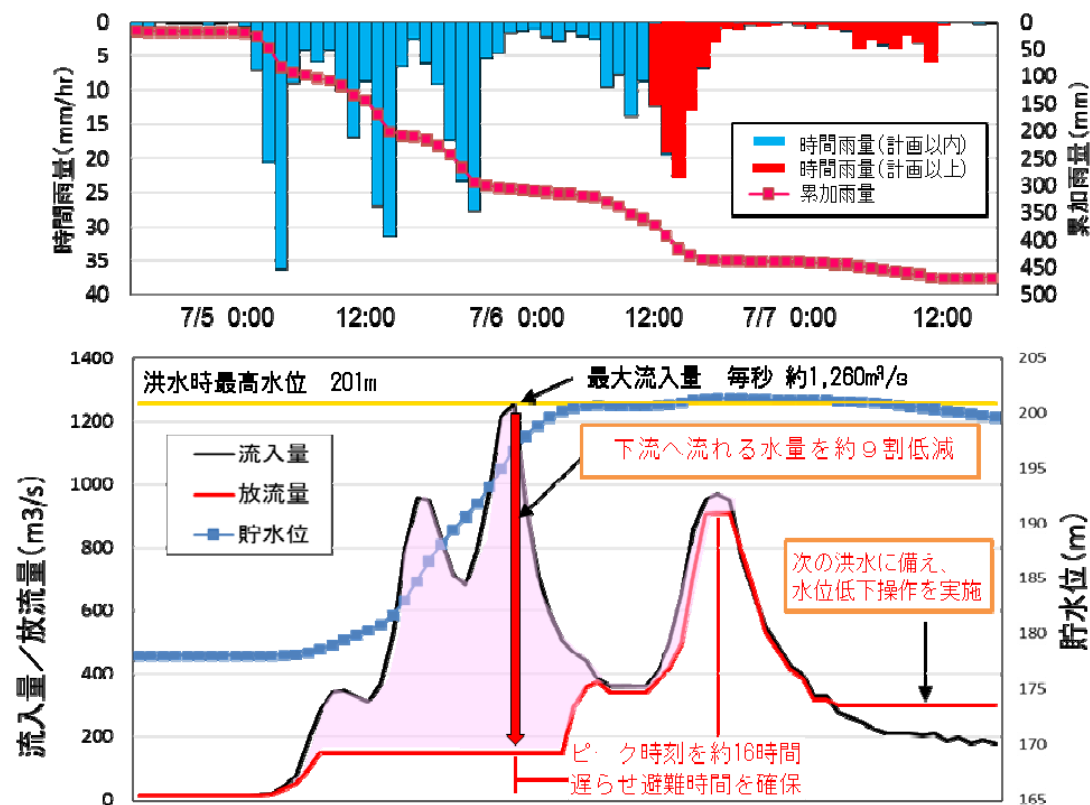
7月豪雨における洪水調節状況

- 国土交通省が所管する558ダムのうち、213ダムにおいて防災操作（洪水調節）を実施。なお、8ダムで異常洪水時防災操作を実施。



淀川水系桂川（京都府）における日吉ダムの洪水調節の例

- 河川流量が最大となった3回目の豪雨時には、日吉ダムの洪水調節によって約9割の流量低減。
- 4回目の豪雨前に日吉ダムは満杯に近づいたが、それまで河川水位を大幅に低下させていたことや、その後も洪水調節を継続したことから、被害を大幅に軽減。



- 交付金については、地方にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる制度として評価がある一方、計画的・集中的な支援が困難であるとともに、国が意図する計画的な事業進捗が図られないなどの課題も存在。
- 今般の災害を踏まえた防災・減災対策など、優先的に取り組むべき事業については、個別補助による計画的・集中的な支援についても検討すべき。
- また、防災・安全交付金についても、その配分に当たり、各種法律の規制の適用などの自治体のソフト対策の実施状況を重点配分の要件とするなど、インセンティブを高める方策を検討すべき。

◆これまで実施した個別補助化の具体例

社会資本整備総合交付金の創設(H22)より、補助事業の大宗を交付金化。



計画的・集中的に支援する必要のある事業については、順次個別補助化。

年度	事業内容
H25	除雪事業
H27	大規模修繕・更新
H28	地域高規格ICアクセス道路
H29	スマートICアクセス道路 連続立体交差事業着工準備
H30	高規格ICアクセス道路

個別補助の例(橋梁の大規模修繕・更新)

➤事業内容

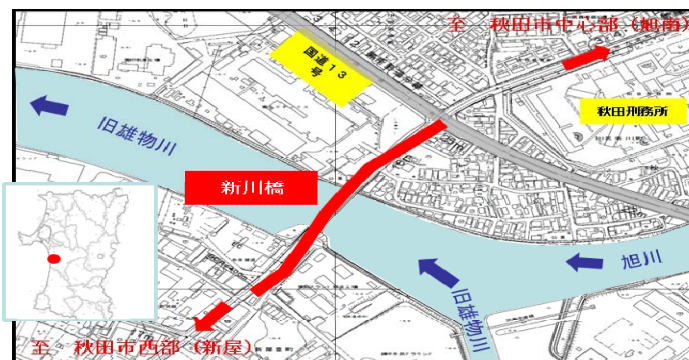
・橋梁の大規模修繕・更新については、複数年度にわたり多額の費用を要するため、個別補助により計画的・集中的に支援

➤個別補助化の効果

- ・個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実な予算充当が可能
大規模修繕・更新に対して複数年にわたり計画的・集中的に支援が可能であり、地方公共団体による着実な老朽化対策が可能
- ・国庫債務負担行為の設定が可能
事業規模が大きい事業に対して、複数年での予算措置が可能

➤補助金の活用事例

- ・秋田市道 川尻新屋線 新川橋
完成後56年以上経過し、老朽化により早期に措置を講ずべき状態となった橋梁の架替。



- 社会インフラの長寿命化や施設の縮減について、内閣府の試算では、一部の地方公共団体で目標としている取組を全国で徹底した場合には、費用の増加が相当程度抑制される姿が示されている。
- 抑制率が高い団体並の効率化を目指して費用抑制を徹底するとともに、PPP/PFIや新技術の導入により対策を強化すれば、現在の予算の水準でもインフラ老朽化への対応が可能な姿が見通せる。
- さらに、本格的な人口減少社会の到来を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方も踏まえ、社会インフラの統廃合についても、長寿命化計画の中にしっかり反映すべき。

「インフラ維持補修・更新費の中長期展望」(内閣府) (平成30年3月29日 経済財政諮問会議提出資料)より

図3 公共施設等総合管理計画における削減効果

(単位: 百万円/年)

	将来の費用 (対策なし)	将来の費用 (対策あり)	削減額	削減率 (削減額/対策なし)
分析の対象とした189団体【※1】	1,653,470	1,264,567	388,903	24%
長寿命化による効果 (95団体)【※2】	1,028,576	797,044	231,532	23%
施設の縮減による効果 (60団体)【※2】	258,976	217,231	41,745	16%

※1. 平成29年3月31日時点の公共施設等総合管理計画において、「将来(30年以上)」を記載している団体のうち、「将来(対策あり)」「将来(対策なし)」の両方を記載している189団体の費用を合計、189団体の費用算出期間の加重平均は約40年。
 ※2. 189団体の中で、公共施設等総合管理計画から「長寿命化による効果」、「施設の縮減による効果」が読み取れる団体の費用を合計、読み取れない一部の団体の費用のため、合計は189団体の削減額と一致しない。また、読み取れない団体の中には、取組の検討を行っていたり、効果が盛り込まれている団体も存在することに留意が必要。
 ※3. 189団体の削減率を長寿命化による削減額(231,532百万円)と施設の縮減による削減額(41,745百万円)で按分した。

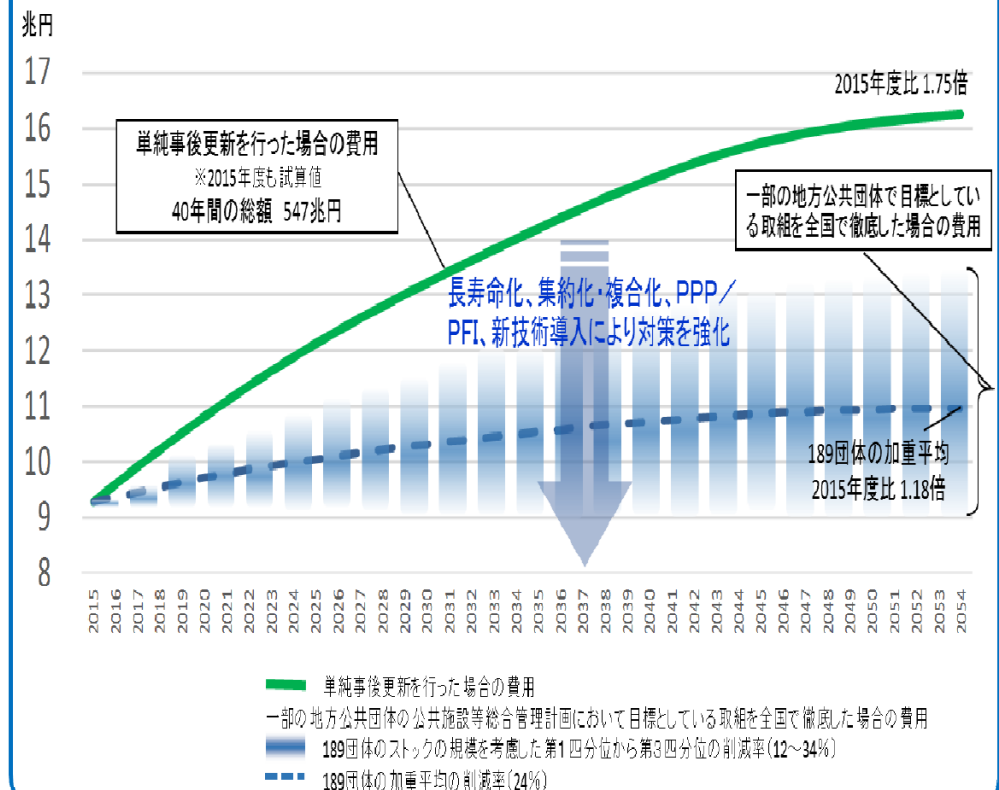
(2) 公共施設等総合管理計画における取組

対策前後の費用を明示している189団体の地方公共団体の公共施設等総合管理計画を分析した。

- 長寿命化は多くの団体が検討され、公共建築物・土木インフラ双方を対象とするため、大きな削減額が期待できる。
- 統廃合等による施設の縮減は、効果額を記載している団体が比較的小なく、対象も公共建築物に限定されるため、全体に対する削減率は一定程度にとどまる。

➡ 長寿命化とそれを補完する施設の縮減によって、相当程度、費用の増加抑制が期待される

図4 長寿命化等による維持補修・更新費の増加抑制のイメージ



- 一般道における実勢速度との乖離が大きい路線について規制速度の引上げが進んでいるほか、新東名の一部区間では、規制速度の110km/hへの引上げも試行中。また、暫定2車線区間について、ワイヤロープによる安全対策を推進。
- 先進安全自動車(ASV)技術の進展を踏まえ、安全確保を前提に、規制速度の引上げを更に進めることを検討し、物流効率化を通じた生産性の向上を図るべき。
- 新東名において、ダブル連結トラックやトラック隊列走行の本格運用を目指し、実証実験が進んでいる。自動運転社会を見据え、こうした最先端技術の本格運用の場として、既存ストックを活かした機能強化を引き続き検討すべき。

規制速度引上げ

○交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言（H25.12）

- 一般道路については、40km/h規制、50km/h規制を中心に交通事故の発生状況等を勘案しつつ、実勢速度との乖離が大きい路線を優先的に見直しを行っているべき。

○見直し対象路線の点検・見直し結果の概要（H28年度末）

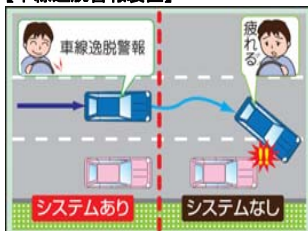
	規制速度の点検・見直し結果			全体
	40km/h→50km/h	40km/h→60km/h	50km/h→60km/h	
見直し対象路線（H26.10末迄に選定）	11,108km (5,366区間)	8,229km (2,640区間)	19,337km (8,006区間)	
引上げ決定路線（H29.3末迄）	1,730km (914区間)	1,176km (839区間)	2,094km (857区間)	5,000km (2,610区間)
引上げ決定率	26.2%	25.4%	25.9%	
引上げ済み路線	1,465km (794区間)	1,063km (774区間)	1,866km (768区間)	4,394km (2,336区間)
引上げ済み率	22.8%	22.7%	22.7%	
現状維持路線	8,202km (3,613区間)	6,134km (1,783区間)	14,337km (5,396区間)	

ASV技術

【衝突被害軽減ブレーキ】



【車線逸脱警報装置】



暫定2車線区間

- 高規格幹線道路の供用延長の約4割（4,399km）が暫定2車線区間。
- 4車線以上の区間と比較して、規制速度が低い。
※一般的に、4車線区間は100km/h、完成2車線区間（分離構造）は80km/h、暫定2車線区間（非分離構造）は70km/h。

【安全対策の例（ワイヤロープ）】



新東名

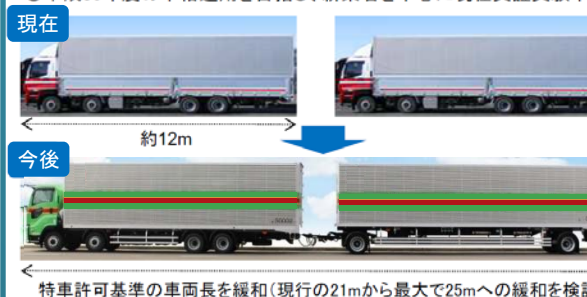
【新東名の整備の進捗状況】



新静岡IC～森掛川IC間 約50km
⇒平成29年11月から、規制速度を110km/hに引上げ試行中

<ダブル連結トラックの導入・普及>

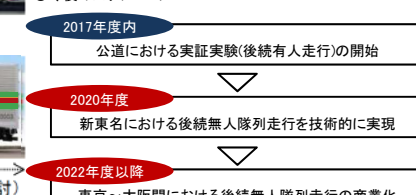
○平成30年度の本格運用を目指し、新東名を中心に現在実証実験中



<トラック隊列走行の概要>

- ①先頭車両にはドライバーが乗車し、有人でトラックを運転
- ②先頭車両と後続車両を電子的に連結することで隊列を形成
- ③後続車両は自動走行システムを使って無人走行
- ④3台目以降の後続車両も電子的な連結と自動走行システムを使って無人走行

○今後のスケジュール



既存ストックの有効活用② ～将来の高速道路等の料金負担のあり方～

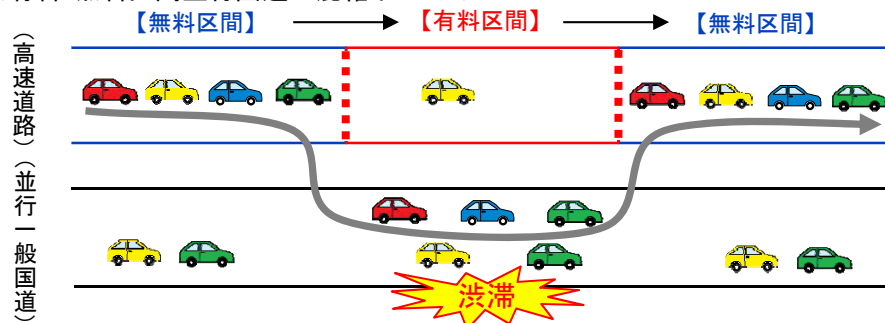
資料Ⅱ－４－７

- 現在、高速道路においては、整備の経緯により有料・無料の区間が混在している路線が存在している。
- 将来にわたり、高速道路の適切な維持管理を継続していくため、渋滞を発生させる一因ともなっている有料・無料区間の混在を解消しつつ、例えば同一路線については有料化するなど、海外での有料化事例も参考に、中長期的な維持管理費に対する料金負担のあり方を検討すべき。

有料・無料区間の現状

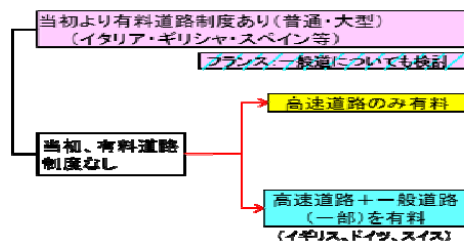


<有料・無料区間並行国道の混雑イメージ>



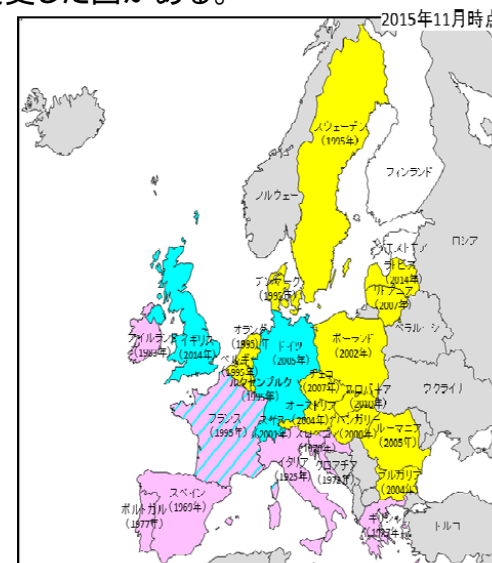
欧州における高速道路の有料無料区間の状況

・欧州では、税負担により高速道路を整備し無料としていたものの、維持管理費の捻出などの観点から有料に変更した国がある。



有料・無料	国名	年制	道路整備（新設・拡充等）	維持管理費（通行料負担）	道路整備費	コスト-適正負担
当初より有料道路制度あり	フランス	全車	○	○	-	-
	イタリア	全車	○	○	-	-
	スペイン	全車	○	○	-	-
	オーストリア	全車	○	○	-	-
当初有料道路制度なし	ドイツ	大型	○	○	-	○
	スイス	大型	○	○	-	-

※注：○は有料、○は無料、○は有料・無料の両方あり、○は有料・無料の両方なし



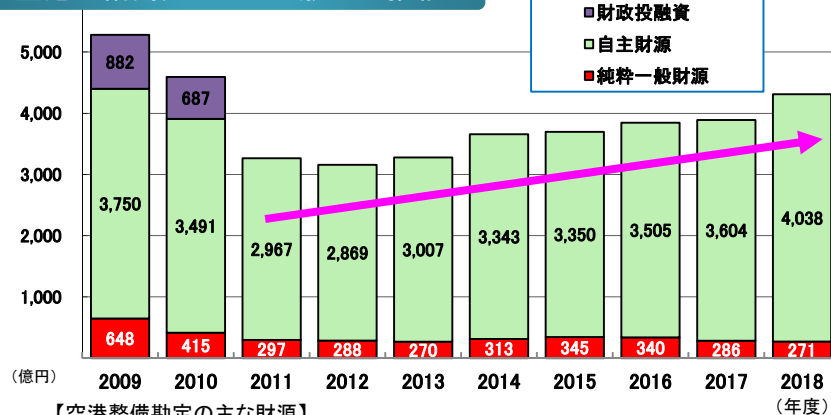
<当初有料道路制度がなかった国が有料化した事例>

国	有料化の内容
オーストリア	1997年、道路の拡張、維持管理費等を得るため、全車を対象に有料化。
ドイツ	1995年、道路の拡張、維持管理費等を得るため、アウトバーンを走行する大型車を対象に課金。その後順次、対象道路や対象車を拡大。
スイス	1985年、道路投資費用等を得るため、全車を対象に有料化。

出典：国土交通省資料（社会資本整備審議会道路分科会第22回国土幹線道路部会資料）を基に作成

- 空港整備勘定の歳入として、自主財源に加えて純粋一般財源からも繰入れを行い、主に空港建設に充ててきた（平成30年度予算271億円）。
- 今後、那覇空港滑走路増設や東京オリパラ大会に備えた首都圏空港の機能強化が終了し、空港整備の重点は新施設建設から維持管理・老朽化対策などにシフトしていく見込み。
- こうした中、インバウンド増加や空港コンセッションの進展により、空整勘定の歳入における自主財源が充実傾向。発着枠オークション制の導入による新たな財源創出など更なる自主財源充実にも取り組み、財政状況の厳しい純粋一般財源からの繰入れを引き続き削減し、空港整備勘定の独立採算化を進めるべき。

空港整備勘定における歳入の推移



【空港整備勘定の主な財源】

自主財源：空港使用料収入（着陸料・停留料・航行援助施設利用料等）

航空機燃料税（一般会計から繰入れ）※H31年度末まで軽減措置（約3割）

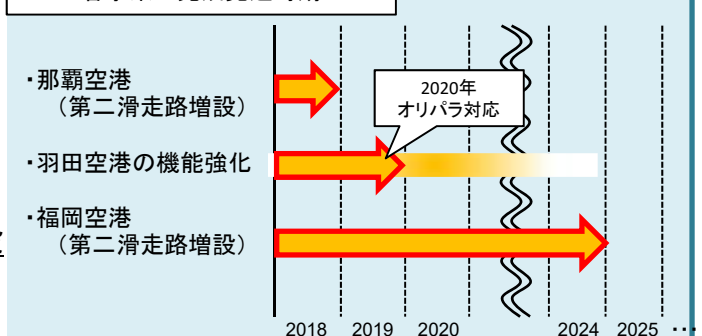
純粋一般財源（一般会計から繰入れ）：自主財源の不足分を措置

※ほか、2012年に24億円を復興特会から繰入れ

歳出の見通し：新規建設から維持管理へ

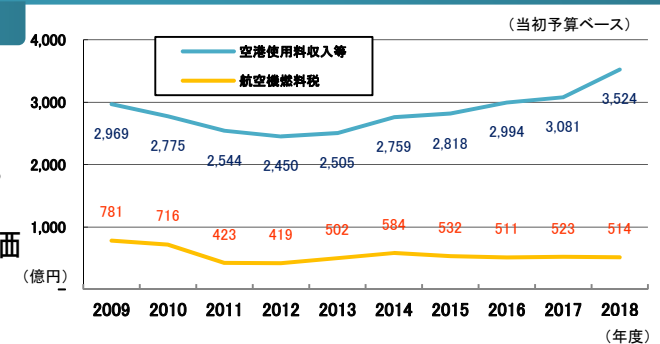
- 空港建設には多額の費用を要するため、自主財源だけでは不足する分について純粋一般財源から所要額を繰入れ。
- 空港整備は配置面からは概成。今後、新規建設事業が一段落し、維持管理・老朽化対策が重点課題となっていく見通し。

各事業の完成見込時期



歳入の状況：自主財源の増加傾向

- ① 空港使用料収入の増加
✓ インバウンドの増加等を背景に、2012年以降一貫して増加。
- ② コンセッション収入の増加
✓ 案件の増加に伴い、運営権対価収入が増加（雑収入）。
- ③ 航空機燃料税収入は横ばい
✓ H23(2011)年度から約3割の軽減措置（3年間）が講じられ、2回延長。
✓ H31(2019)年度末が期限。



【国管理空港のコンセッション収入】

- ・仙台空港：22億円（H28）、高松空港：50億円（H29）
- ・福岡空港：一時金200億円（H30）、年払142億円×30年間（H31以降）〈最低提案価格は年間47億円〉

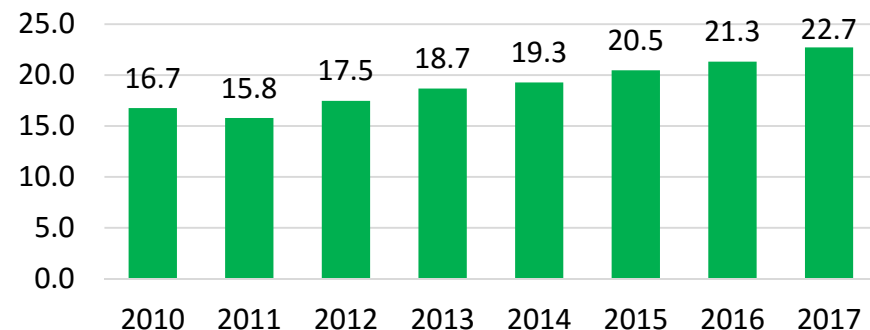
発着枠オークション制度とは

- 主に混雑空港における発着枠の配分に市場メカニズムを導入し、オークションにより発着枠を割り振る制度。
※チリとペルーにおいて導入例あり（国際線増枠分）。
- 我が国における具体的導入については様々な課題も指摘され、引き続き検討を行うこととされている（国交省「羽田発着枠配分基準検討小委員会」（2012年）など）。
- 発着枠配分の透明性向上に加え、収入が新たな自主財源として期待されるため、導入に向け、諸外国における議論の動向や我が国航空市場の変化等も踏まえた課題解決方策を検討すべき。

- 北海道の空の玄関口である新千歳空港では、毎年過去最多の利用者数を更新しており、2020年からのコンセッション開始による活性化効果も見込まれ、今後一層の利用者数の増加が期待される。
- これに対し、同空港においてはこれまでも発着枠増加や施設整備などに取り組んできたが、更なる空港容量の拡大を実現するためには、同空港に隣接する既存ストックである防衛省千歳飛行場の滑走路を活用することが効率的。同滑走路の民航機との共用について、国防との調和も十分に図りつつ、今後積極的に検討していくべき。

新千歳空港の利用者数推移

- インバウンドの増加などにより新千歳空港の利用者数は年々増加。



(単位:百万人、年)

出典:国土交通省「空港管理状況調査」

利用者数増に対するこれまでの取組

- 利用者数の増加に対応し、混雑する空港の機能を向上させるため、発着枠増加やターミナル地域の再編、空港ビル整備などに取り組んでいる。

発着枠の拡大(防衛省)

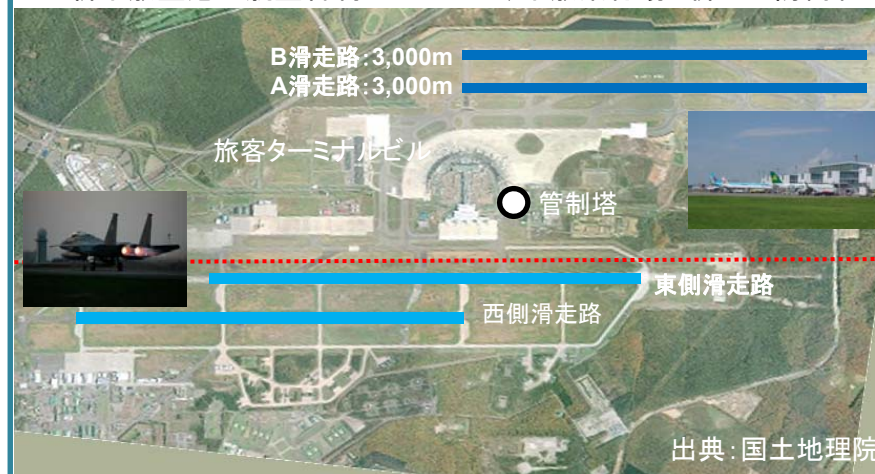
- ✓ 外国航空機乗り入れ制限の緩和(平成28年10月～)
- ✓ 発着回数の拡大(平成29年3月～)
1時間当たりの発着枠を32回から42回に増加。

空港整備(国土交通省・空港ビル会社)

- ✓ 誘導路の複線化
- ✓ 新誘導路整備(国際線動線の変更)
- ✓ エプロン拡張、スポット容量増加、旅客ターミナルビル等の整備
※いずれも事業中

新千歳空港・千歳飛行場の現況

- ✓ 新千歳空港の航空管制については、千歳飛行場と併せて防衛省が実施。



新千歳
空港
千歳
飛行
場

出典:国土地理院

共用化のメリット

- 新千歳空港の利用者数は今後も増加が予想され、空港容量の拡大は課題。
- 既存ストックである千歳飛行場の(東側)滑走路を実質的に新千歳空港の新滑走路として活用できれば、滑走路増設に比して少ないコストで空港機能を大きく向上できる。
- 3本の滑走路の柔軟な運用により、特に混雑時の空港容量増大に資するほか、大雪時や非常時の代替性も向上。

※滑走路増設費用の例(平成30年9月現在)

那覇空港(総事業費:約1,993億円)、福岡空港(総事業費:約1,643億円)

共用化に向けた課題

- 自衛隊のスクランブル対応を始めとした部隊運用に支障をきたすことのないよう、国防の観点も踏まえた活用のあり方について要検討。

既存ストックの有効活用⑤ ～北海道全体での効率的な物流の実現～

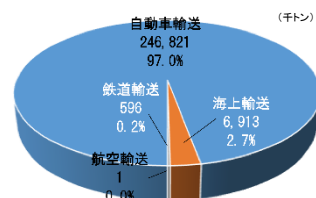
資料Ⅱ－4－10

- 北海道は、道内の貨物輸送のほとんどを自動車が行っているにもかかわらず、定期便により道外輸送が行われる港湾は5港(函館・室蘭・苫小牧・釧路・小樽)にとどまっている。
- 青函トンネルは、北海道新幹線と貨物列車が共用走行しているため、安全性の観点から新幹線速度が140km/時に制限されており、また、青函トンネルを含めた修繕費はJR北海道の収支を圧迫している。
- 青函トンネルのボトルネックを解消し、新幹線の速達性を確保するとともに、既存港湾においてフェリーやRORO航路を新設するなど、北海道全体での効率的な物流を実現する方策を検討すべき。

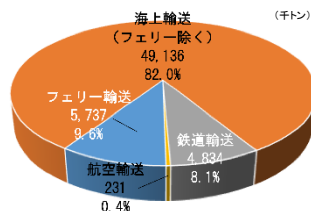
輸送モード別貨物輸送量

(出典:北海道庁資料)

■ 道内の輸送モード別貨物輸送量

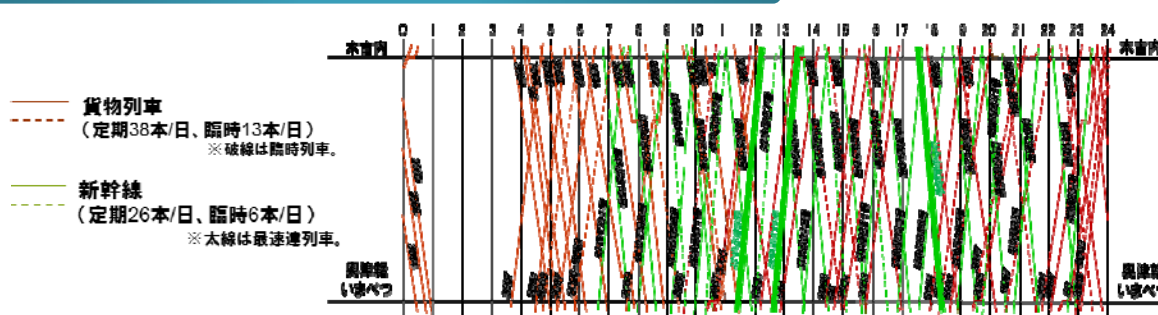


■ 道内一道外間の輸送モード別貨物輸送量



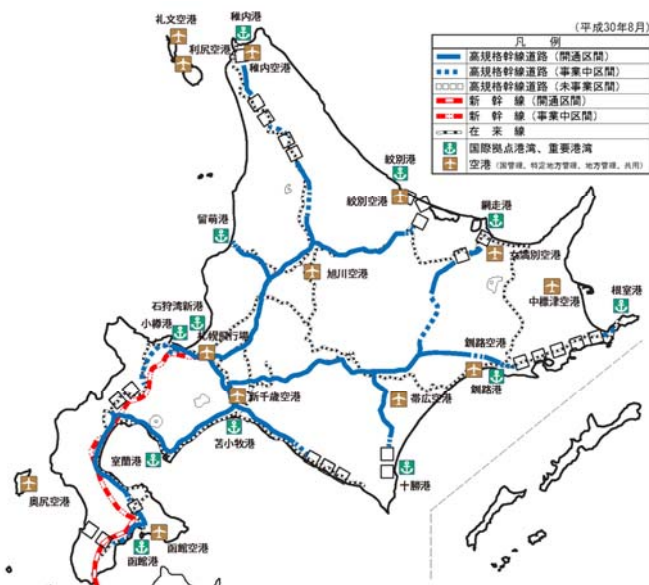
青函共用走行区間におけるダイヤ (平成30年3月17日時点)

(出典:国土交通省鉄道局資料)



北海道の物流に係る交通基盤

(出典:国土交通省北海道局資料)



青函共用走行区間の高速化と高速走行試験

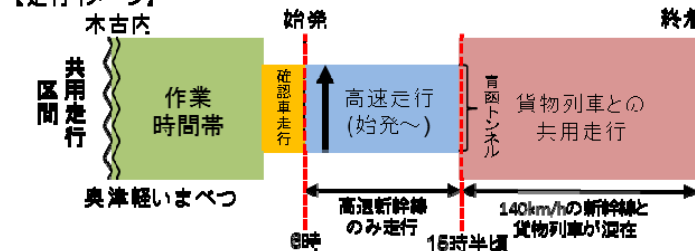
(出典:国土交通省鉄道局資料)

2018年度末
140km/h → 160km/h【上下線△3分 全線】

遅くとも2020年度末 時間帯区分方式の開始
160km/h → 210km/h【トンネル内下り線△3分 特定日】

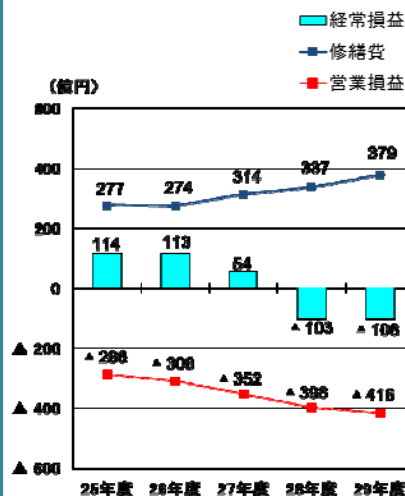
※ 特定日は、GW・盆・年末年始

【走行イメージ】



JR北海道の財務状況

(出典:国土交通省鉄道局資料)



- PPP／PFI推進アクションプランにおいて、民間ビジネス拡大効果が特に高い分野や、今後ストックの維持更新について大きな課題を抱えることが予想される分野を重点分野として指定し、事業案件を数値目標として設定。
- PPP／PFIの事業規模目標として平成34年度までに21兆円を掲げており、その達成に向け、引き続き、取組を推進すべき。(平成25年～28年度における事業規模の実績は、11.5兆円)

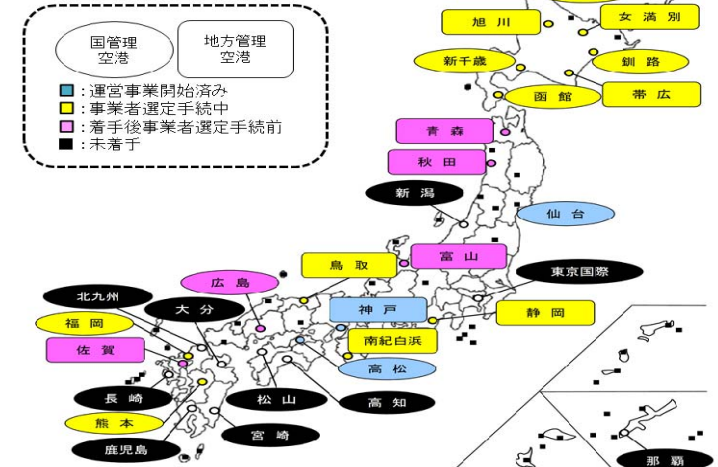
分野 (目標)	進 捗 状 況 (平成30年4月) ※赤字は平成29年4月から進捗があったもの							事業中
	導入可能性 調査	デューディリ ジェンス	マーケット サウンディング	条例案の 提出・公表	実施方針策定	事業者公募	運営権設定 実施契約締結	事業開始
空港 (6件)	4件 秋田空港 青森空港 富山空港 佐賀空港	—	1件 広島空港	1件 南紀白浜空港	—	4件 静岡空港 福岡空港 熊本空港 北海道内複数空港	1件 鳥取空港	5件 但馬空港 関西・伊丹空港 仙台空港 神戸空港 高松空港
道路 (1件)	—	—	—	—	—	—	—	1件 愛知県
水道 (6件)	4件 ニセコ町 近江八幡町 木古内町 大牟田市	3件 伊豆の国市 宮城県 村田町	1件 浜松市	2件 大阪市 奈良市	—	—	—	—
下水道 (6件)	5件 大阪市 宮城県 小松市 大分市 大牟田市	1件 村田町	1件 宇部市	2件 奈良市 三浦市	1件 須崎市	—	—	1件 浜松市
※ 公営住宅 (6件)	4件 川崎市 泉大津市 京都府 福知山市	—	—	—	—	2件 埼玉県 京都市	6件 神戸市 池田市 岡山市 東京都 愛知県 大阪府	—

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

出典：内閣府(民間資金等活用事業推進室)取りまとめ資料を基に作成

【空港コンセッションの進捗状況

(自衛隊との共用空港等19空港を除く)】



【北海道内7空港コンセッション事業】

- 対象空港：上記の北海道内7空港(国管理空港と地方管理空港を一括してコンセッションに付す事例)
- 第二次審査実施中(～平成31年7月)
- 平成32年6月以降、新千歳空港から順次空港運営開始
- 運営権者には、効率的な運営による公的負担(補助金)の削減や、民間ノウハウの活用による一体的かつ機動的な空港運営を期待。
- 運営権対価(提案中)等：総額720億円以上(分割金24億円×30年、一時金(提案額))、収益連動負担金も導入

【浜松市下水道コンセッション事業】

- 平成30年4月から事業開始。
- 事業範囲：経営・改築・維持管理を一体化。
- 使用者は、市に使用料を、運営権者に利用料金を支払うこととし、利用料金は、総額に一定の割合を乗じて算出。料金改定の提案権限を付与。
- 事業効果 VFM:14.4% 86.6億円
- 運営権対価 総額25億円

- 道路整備特別措置法では、料金の徴収主体は高速道路会社、地方道路公社等に限定されている。一方、構造改革特区制度により、地方道路公社によるコンセッション方式が可能となっており、既に愛知県が本制度を活用。
- 同事例では、コンセッションの対象となる運営権対価が道路公社予定最低価格(1,220億円)を上回る価格で入札決定され(1,377億円)、確実な償還に貢献。他の道路公社においてもこうした取組の実施について検討すべき。

愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

<主な経緯>

- ・平成24年2月 愛知県から有料道路分野に民間企業が参入できる措置を求める構造改革特区提案
- ・平成27年2月 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- ・平成28年2月 優先交渉権者の決定
- ・平成28年10月 事業者による運営開始

発注者	愛知県道路公社
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)
事業内容	① 対象路線の維持管理・運営業務 ② 改築業務(知多4路線) ③ 附帯事業及び任意事業
運営権者	愛知道路コンセッション株式会社 (参考)優先交渉権者「前田グループ」 代表企業:前田建設工業株式会社 構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社 連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited
運営権対価 (8路線合計)	1,377.0億円(税抜) (参考)公社予定最低価 うち一時金 150.0億円(税抜) 1,219.77億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜)
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで(最大約30年)
特徴	愛知県道路公社の公社管理道路運営事業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。
実施スキーム	<コンセッション方式(公共施設等運営権方式)> <pre> graph TD A[国土交通大臣] -- 許可 --> B[地方道路公社] B -- 運営権の設定 --> C[民間事業者] C -- 利用料金の徴収 --> D[利用者] D -- 対価の支払 --> B </pre>

<対象路線図>



- 下水道事業については、平成30年度より、国の財政支援について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化に着実につながるよう、実効性のある取組を進めるべき。
- 特に、経営の効率化が急務な小規模地方公共団体の広域化等の取組が進むよう、下水道についても、人口3万人未満の地方公共団体も含め、公営企業会計の適用を一層促進すべき。

<経営効率化の促進(広域化・共同化に関する計画策定等の要件化)>

- 平成30年度予算より、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付要件として追加。
 - 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画（施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等）を策定すること。
このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手すること。
 - 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は、平成30年度に適用の検討に着手すること。
また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

【公営企業会計の適用について(上下水道)】

上水道 (計画給水人口5,001人以上)	下水道 (主として市街地[公共下水道])
当然適用 [地方公営企業法第2条第1項第1号]	任意適用 [地方公営企業法第2条第3項] (人口3万人以上) 適用済:39.3%、取組中:58.0% 検討中:1.3% 検討未着手:1.3% (人口3万人未満) 適用済:8.1%、取組中:16.7% 検討中:31.6%、 検討未着手:43.6%

出典:総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成29年8月22日)」
 (注)下水道事業について、総務省は、人口3万人以上の団体については平成32年度までに公営企業会計に移行すること、人口3万人未満の団体についてはできる限り移行することを要請している(平成27年1月27日「公営企業会計の適用の推進について」)。

【下水道事業*1におけるコンセッションの進捗状況】

	事業中	進 行 中						未実施
時点	事業開始	事業者公募	実施方針策定	条例案の提出・公表	マーケットサウンディング	デューディリジェンス	導入可能性調査	未着手
平成29年4月	—	1件 (浜松市)	—	2件 (奈良市、三浦市*2)	2件 (須崎市、宇部市)	—	6件 (宮城県、村田町ほか)	41都道府県 1,418市町村
平成30年4月	1件 (浜松市)	—	1件 (須崎市)	2件 (奈良市、三浦市*2)	1件 (宇部市)	1件 (村田町)	5件 (宮城県ほか)	41都道府県 1,418市町村

- *1 下水道事業を実施している都道府県及び市町村数(H26.3.31時点)を記載。
- *2 コンセッション事業の導入検討のための審議会設置に関する条例は策定済。

- 汚水処理にかかる下水道事業については、「受益者負担の原則」と整合的である必要。費用構造は固定費が大半であるが、収入については、基本使用料として賦課する割合が小さく、従量使用料が多くなっている。今後、世帯人口の減少や節水技術の進歩による使用水量減少が見込まれる中、収入が不安定となる要因となりかねない。
- 国が各自治体に対し、費用構造を踏まえた望ましい使用料体系のあり方を積極的に示していくべき。

新下水道ビジョン加速戦略(抄)

重点項目Ⅳマネジメントサイクルの確立

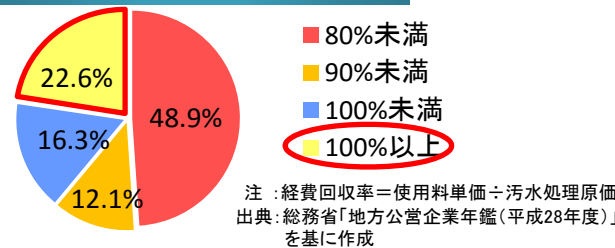
2. 基本的な施策

(4) 健全な下水道経営の確保

(c) 受益者負担の原則に基づく適切な使用料の設定

平成29年8月国土交通省

経費回収率(団体数の割合)



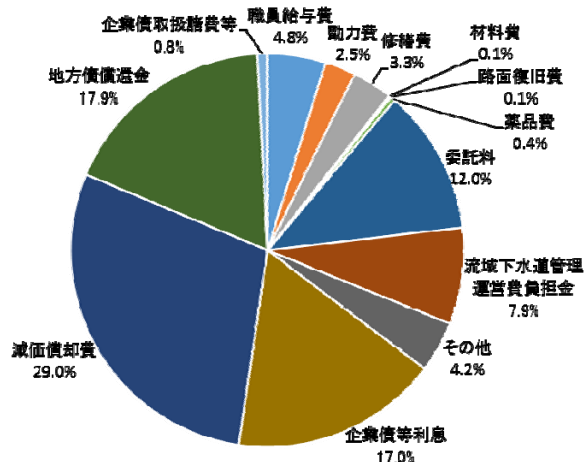
下水道使用料算定の基本的考え方[2016年度版](抄)

使用料対象経費のうち基本使用料として賦課するものは、基本的には需要家費及び固定費とするのが適当であるが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当である。

基本使用料として賦課する固定費の範囲については、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実態等を勘案して定めるものとするが、人口減少が見込まれる地域等においては、事業の安定した収支の均衡を図る観点から十分に検討する必要がある。 ((公社) 日本下水道協会)

管理運営費の費用構成

費用の大半は設備投資関連費用などの固定費であり、変動費は動力費、薬品費など限定的である。

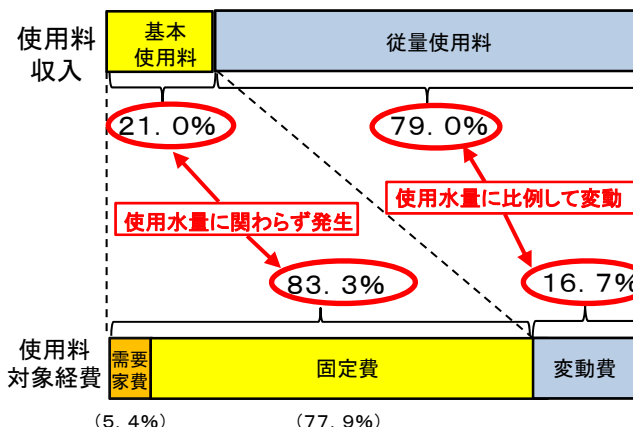


出典：総務省「地方公営企業年鑑(平成28年度)」から作成

※公共下水道事業(特環、特公を含む。)を対象としているが、管理運営費の中には流域下水道管理運営費負担金を含めている。

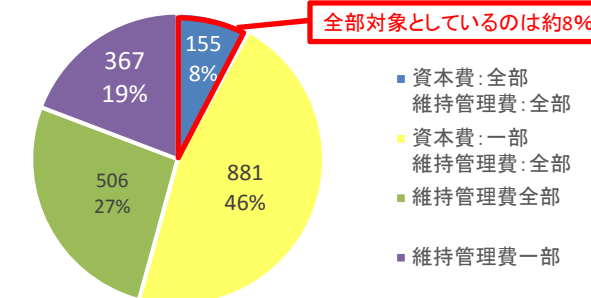
下水道使用料の構成

下水道使用料は基本使用料と従量使用料に分かれるが、平均すると基本使用料は約2割程に留まる。



(注) 直近三か年以内に使用料改定を行った地方公共団体から28団体を抽出して平均

使用料算定における資本費の取扱い



出典：総務省「地方公営企業年鑑(平成28年度)」を基に作成

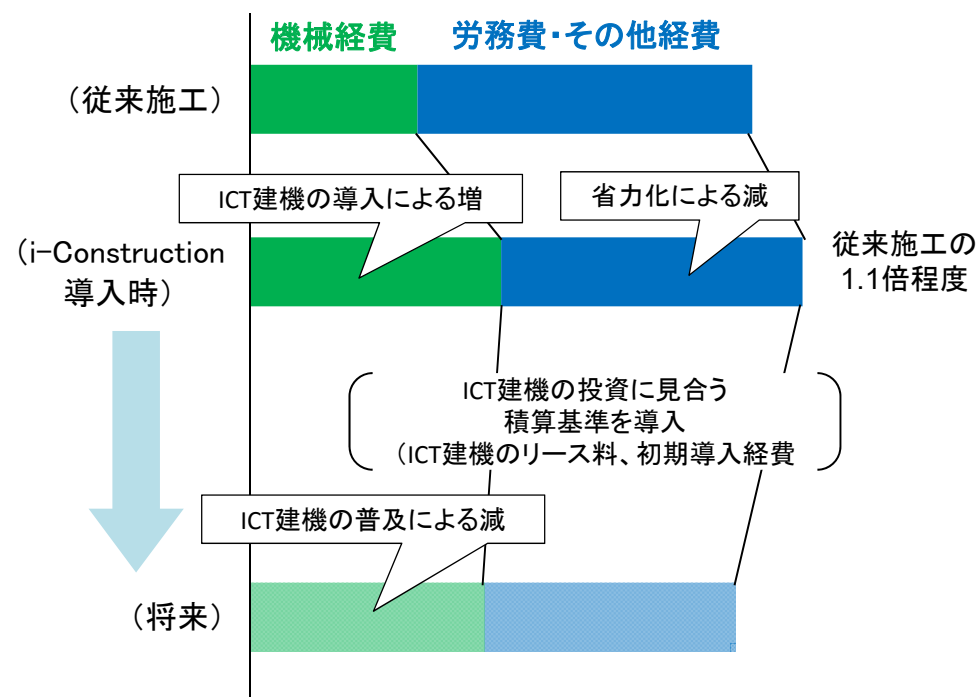
※資本費には資産維持費を含まない(平成29年3月に追加)

なお、1自治体で公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道を実施している場合は、それぞれ1カウントとしている。また、資本費・維持管理費からは公的負担分を除外している。

- 国土交通省においては、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組であるi-Construction（アイ・コンストラクション）を進めている。
- こうした技術の活用にあたっては、生産性の向上の観点に加え、建設・維持管理コストの縮減を実現していくことが重要。そのための社会実装に必要な支援を効果的に行っていく必要。

i-Construction導入によるコストの試算

路体（築堤）盛土（15,000m³）の場合の試算

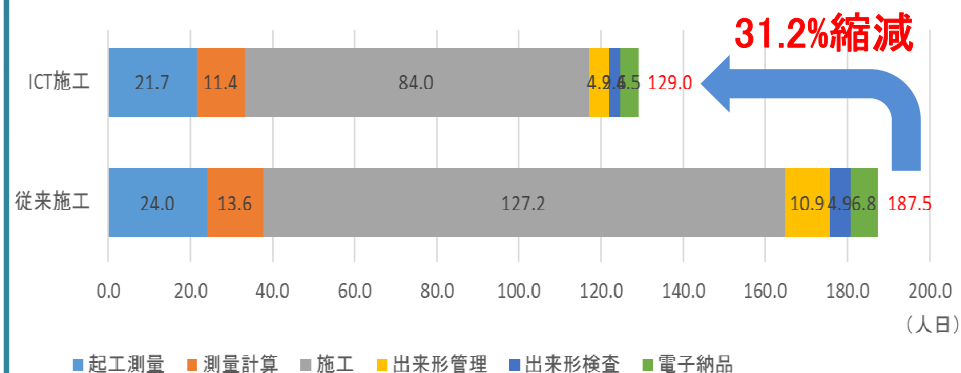


※比較用の試算のため、盛土工のみで試算。実際の工事では、ICT建機で行わない土砂の運搬工等の工種を追加して工事発注がなされる。

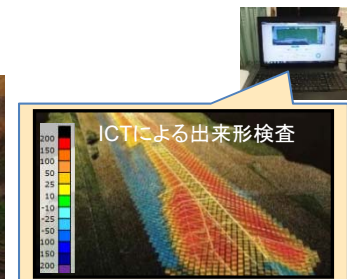
（国土交通省の試算による）

i-Construction導入による時間短縮の効果

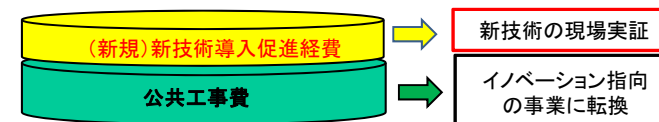
H29 ICT土工の活用効果調査（時間短縮） （N=274）



（国土交通省の調査による）



- 河川分野での新技術活用
- | 危機管理型水位計 | | 陸上・水中レーザードローン | |
|---|--|---|---|
| 課題 <ul style="list-style-type: none">・初期投資がかかる・維持管理コストがかかる 水位計普及の隘路 | | 課題 <ul style="list-style-type: none">・現在のドローン測量では植生下は×・赤色レーザーでは水面下の測量は× | |
| ↓ | | ↓ | |
| 低コストの水位計を実用化し普及を促進 | | 面的連続データによる河川管理へ | |
| Before
 | (365日、24時間対応)
価格
約1500万円
サイズ
小屋が必要 | Before
 | 価格
約2億円強
重量
100kg強 |
| After
 | 1/100~1/10
コスト
ダウン
20~100万円
サイズ
ダウン
手のひらサイズ
(洪水時に特化)
全国約1万箇所の設置に向け予算措置済 | After
 | 1/20
コスト
ダウン
1000万円台
1/50
サイズ
ダウン
1.8kg
+より高性能化(水底も可視化)
測量マニュアルを更新・現場導入へ |
| 水害危険箇所毎に水位情報を提供 | | 3次元データによる変状把握等管理の高度化 | |



ドローンで橋梁の写真を撮影し、橋梁全体の3次元又は2次元画像を作成して、損傷箇所・程度を把握。

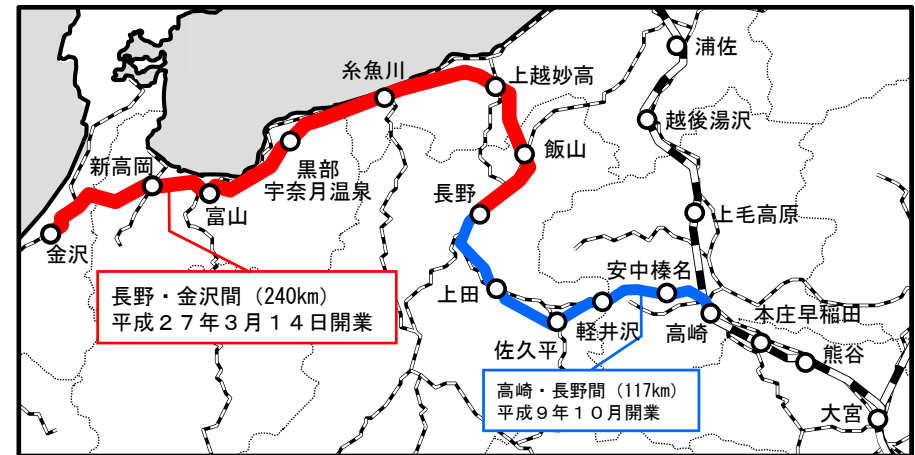
トラックに搭載したカメラやレーダーでトンネル壁面の形状を撮影・計測し、トンネルの形状や損傷箇所等を把握。

- 直近の整備新幹線事業について、事業評価のプロセスが十分に機能せず、適切なコスト管理が行われていない状況が認められる。
- 徹底的なコスト縮減を図った上で、総事業費の増嵩や交通需要の変化など、最新の状況を踏まえた精緻な費用便益分析(B/C)を早急に行うべき。

整備新幹線の再評価の概要（出典：国土交通省鉄道局資料）

事業名	事業開始年度 (上段) 再評価年度 (下段)	当初 総事業費 (上段) 再評価時 総事業費 (下段)	当初B/C (上段) 再評価B/C (下段)	最新事業費	対応方針
北海道新幹線 (新函館北斗 －札幌)	H24	16,700	1.1	—	継続
	H29	16,700	1.1		
北陸新幹線 (金沢－敦賀)	H24	11,600	1.1	14,100億円 (+2,300億円)	継続
	H29	11,800	1.01		
九州新幹線 (武雄温泉 －長崎)	H24	5,009	1.1	6,200億円 (+1,200億円)	評価 手続き中
	H29	—	—		

北陸新幹線(長野・金沢間)開業後の実績



輸送人員の増加(上越妙高～糸魚川間)

平成27年度 約**9,258千人** (約**25,000人**/日) 対26年度比 **約295%**平成28年度 約**8,584千人** (約**23,500人**/日) 対26年度比 **約273%**平成29年度 約**8,569千人** (約**23,500人**/日) 対26年度比 **約273%**

(出典：JR西日本発表、開業前の直江津～糸魚川間、開業後の上越妙高～糸魚川間の乗車人員で比較。)

入込客数の増加

		平成27年	平成28年
富山県	対平成26年比	118%	121%
石川県	対平成26年比	116%	114%

外国人宿泊者数の増加

		平成27年	平成28年
富山県	対平成26年比	136%	156%
石川県	対平成26年比	123%	180%

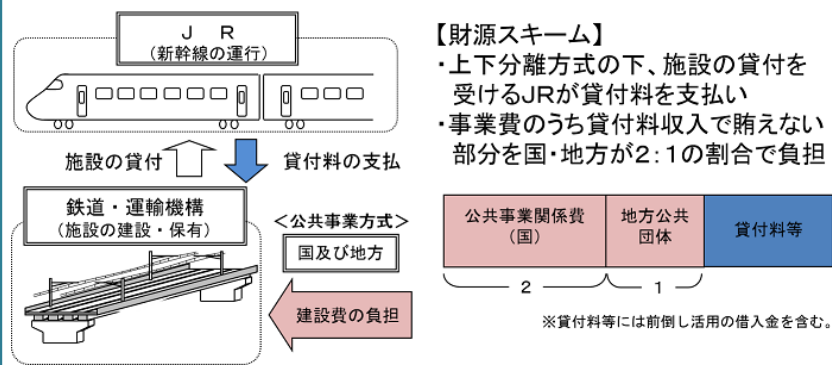
(出典：富山県、石川県統計資料)

最近の整備新幹線の事業費について（出典：国土交通省鉄道局資料）

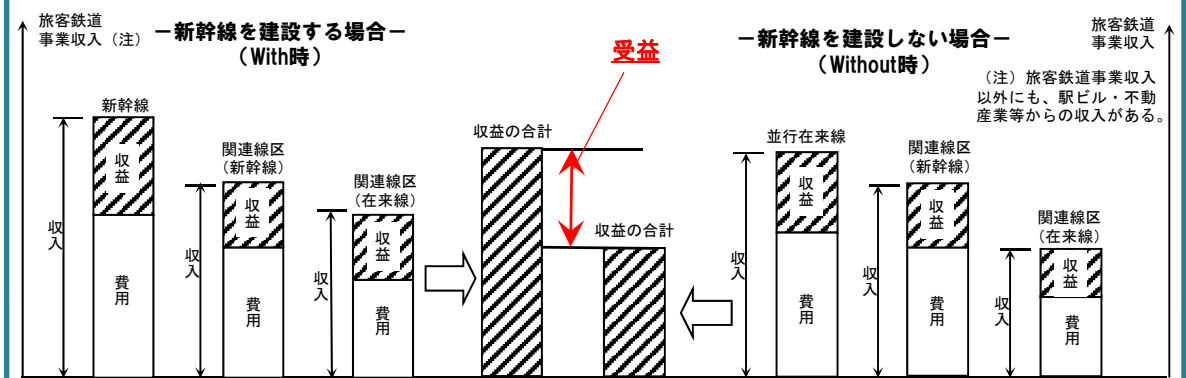
路線別	開業年	当初事業費	最新事業費	増減
北海道新幹線 (新青森－ 新函館北斗)	H28.3	4,700 (70.4億円/km)	5,783 (86.6億円/km)	+1,083(+23%)
北陸新幹線 (長野－金沢)	H27.3	15,660 (65.3億円/km)	17,801 (74.2億円/km)	+2,141(+14%)
九州新幹線 (博多－ 新八代)	H23.3	7,900 (60.8億円/km)	8,794 (67.6億円/km)	+894(+11%)

- 営業主（JR）は、「新幹線を整備する場合の収益」－「新幹線を整備しない場合の収益」の範囲内で30年間にわたり貸付料を支払うこととされている。
- 整備新幹線の貸付料の前提となる需要は、いずれも実績が予測を上回る結果となっている。こうした効果もあり、JR各社の経常利益は、近年、過去最高益を記録している。
- 事業費増嵩への対応も含め、整備新幹線については、安易に国・地方負担に依存せず、民間活用の視点に立って、貸付料等を最大限確保して整備すべき。

整備新幹線の財源スキーム（出典：国土交通省鉄道局資料）



貸付料の算定ルール（出典：国土交通省鉄道局資料）



貸付料とルール

○整備新幹線の貸付料と需要の実績と予測

（単位：億円）

区 間	総事業費	貸付料 (年額)	貸付料 (30年累計)	開業後の輸送人員 (開業前との比較)	
				予測(JR等) ※	実績 (1年目)
北陸新幹線(高崎・長野間) (H9.10開業) 125.7km	8,282	175	5,250	1. 1倍	1. 3倍
北陸新幹線(長野・金沢間) (H27.3開業) 231.1km	17,801	245	7,350	2. 2倍	3. 0倍
東北新幹線(盛岡・八戸間) (H14.12開業) 94.5km	4,565	79.3	2,379	1. 1倍	1. 5倍
東北新幹線(八戸・新青森間) (H22.12開業) 81.2km	4,547	70	2,100	1. 1倍	1. 2倍

○JR西日本、JR東日本の旅客運輸収入等

（単位：億円）

		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)
JR西日本	運輸収入	7,970	8,500	8,496	8,678
	新幹線収入	3,759	4,372	4,346	4,477
	経常利益	921	1,167	1,184	1,286 (過去最高益)
JR東日本	運輸収入	17,259	18,050	18,162	18,367
	新幹線収入	5,212	5,782	5,843	5,881
	経常利益	3,015	3,594 (過去最高益)	3,416	3,589

出典：国土交通省鉄道局資料

（注）実際の貸付料は、整備新幹線を整備した場合と整備しない場合の30年間の受益の差を計算して算出するものであり、貸付料の算定には需要予測値以外の要素（費用など）が関係している。

出典：JR各公表資料、鉄道・運輸機構

事後評価報告書等から作成

※ 開業直後のデータがない場合等は、開業に最も近い年度等で作成

出典：各社ホームページに掲載されている各年度の決算説明会資料等から作成

農業生産構造の現状①

資料Ⅱ－5－1

- 農業就業人口が急速に減少、高齢化する中、担い手の育成や担い手への農地集積が不可欠。
- 水稻などの経営規模は伸びが緩やか。大規模化等による生産コスト低減、高収益作物への転換が課題。

農家戸数、農業就業人口の推移

	昭35年	45	55	平2年	12	17	22	27
農家戸数(万戸)	606	540	466	383	312	285	253	216
販売農家(万戸) (割合)	...	...	...	297 (77.5)	234 (74.9)	196 (68.9)	163 (64.5)	133 (61.7)
主業農家(万戸) (割合)	...	...	...	82 (21.4)	50 (16.0)	43 (15.1)	36 (14.2)	29 (13.6)
農業就業人口(万人)	1,454	1,035	697	482	389	335	261	210
うち65歳以上人口(万人) (割合)	...	...	171 (24.5)	160 (33.1)	206 (52.9)	195 (58.2)	161 (61.6)	133 (63.5)

農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭35	60	平7	17	22	27
経営耕地 (ha)	0.88	1.05	(1.50)	(1.76)	(1.96)	(2.20)
全 国	3.54	9.28	(13.95)	(18.68)	(21.48)	(23.81)
北 海 道	0.77	0.83	(1.15)	(1.30)	(1.42)	(1.57)
都 府 県	55.3	60.8	(85.2)	(96.1)	(105.1)	(119.7)
水 稻(a)	2.0	25.6	44.0	59.7	67.8	77.5
乳用牛(頭)	1.2	8.7	17.5	30.7	38.9	45.8
肉用牛(頭)	2.4	129.0	545.2	1095.0	1436.7	1809.7
養 豚(頭)	—	1037	20059	33549	44987	52151
採卵鶏(羽)	—	21400	31100	38600	44800	57000
ブロイラー (羽)						

資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：平成2年以降の農業就業人口は、販売農家の数値である。

注2：販売農家割合と主業農家割合は、総農家に占める割合である。

※ 販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

※ 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」

注1：農家一戸当たりの経営耕地、水稻について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯。なお、昭和35年～60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、60年は10万円以上）の世帯）の数値である。

2：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けた農家の数値である。

3：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。

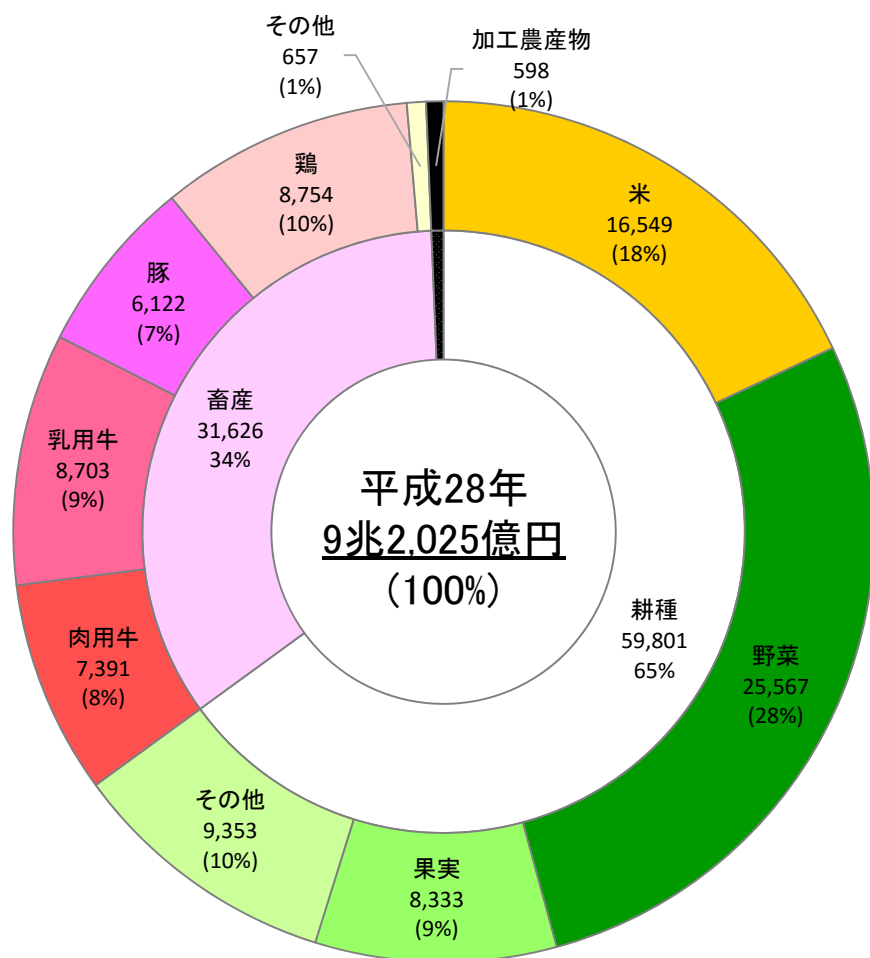
4：ブロイラーの平成26年の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。

5：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。

農業生産構造の現状②

資料Ⅱ－５－２

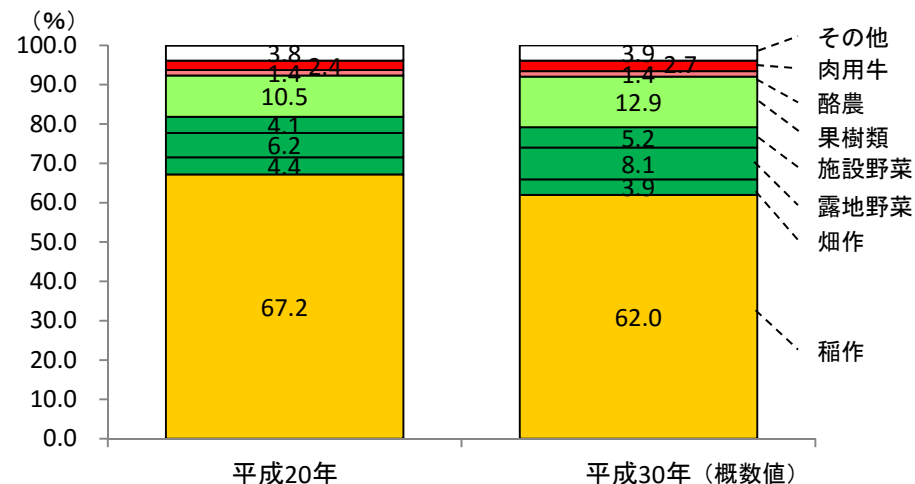
- 農業の総産出額は９兆２，０２５億円。品目別にみると、米は産出額の２割弱であるが、６割以上の農家が従事し、直接的な補助金は、麦、大豆等の土地利用型作物も含めると約６，０００億円を措置。
- 他方、野菜、果樹や畜産は合わせて産出額の約７割を占めるが、農家数、補助金ともに少ない。



資料：農林水産省「平成28年 農業総産出額及び生産農業所得（全国）」

注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵を含む。

（単一経営農家における作物別類型の割合）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

平成30年度予算

土地利用型（米、麦、大豆等）

水田活用の直接支払交付金	3,304億円	合計 6,114億円
畑作物の直接支払交付金（所要額）	2,065億円	
収入減少影響緩和対策（所要額）	746億円	
ミニマアクセス(MA)米買入費（所要額）	964億円	
備蓄米買入費（所要額）	495億円	

畜産

畜産・酪農経営安定対策（所要額）1,864億円

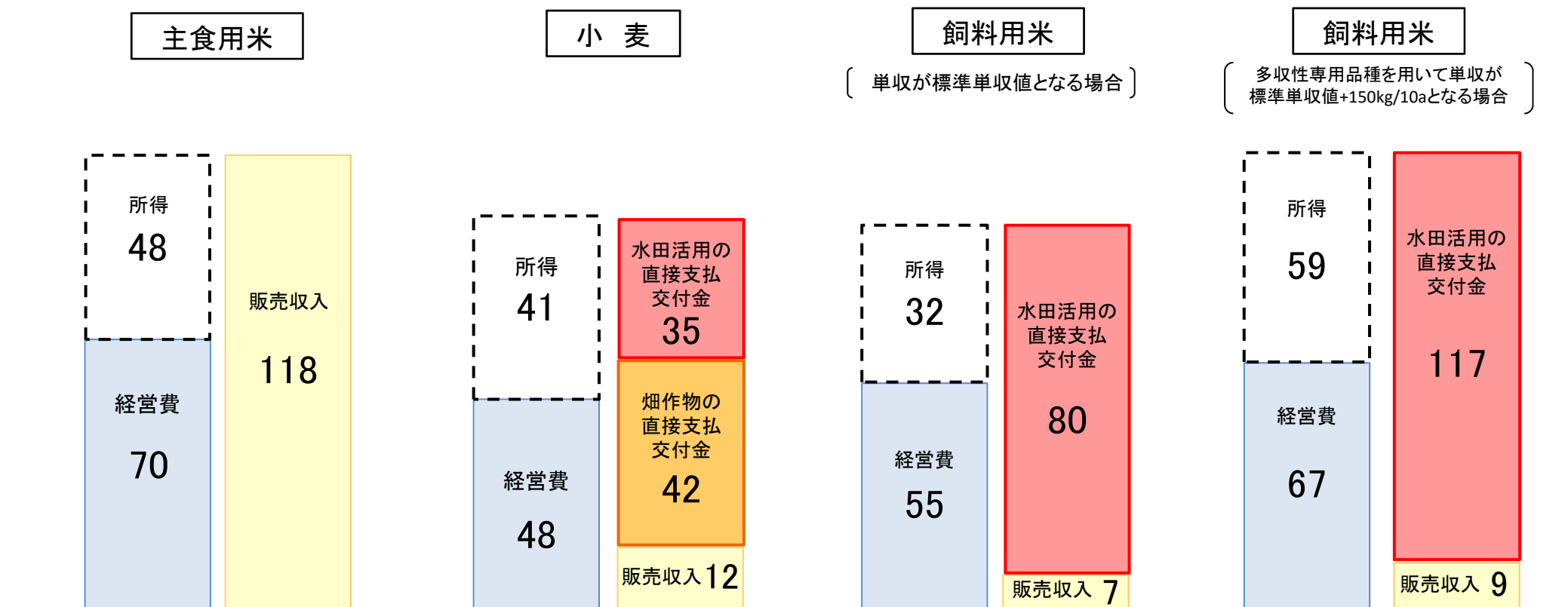
野菜 野菜価格安定対策事業（所要額）166億円

果樹 果樹・茶支援関連対策 70億円

主食用米・転作作物の所得比較

資料Ⅱ－5－3

- 米の転作に対しては、主食用米を作付した場合との所得差が生じないようにすることを基本として助成。収入に占める交付金の割合が極めて高く、農業経営体の営農判断に大きく影響を与えている。



(単位: 千円/10a)

- (注1) 主食用米、小麦の販売収入は、平成28年産生産費統計の5ha以上層の平均の粗収益を用いている。
- (注2) 主食用米、小麦の経営費は、平成28年産生産費統計の5ha以上層の平均の支払利子・地代算入生産費から、家族労働費を控除している。
- (注3) 飼料用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- (注4) 飼料用米の単収が標準単収値と同じとなる場合の経営費は、主食用米の機械を活用するため、5ha以上層の平均のデータを用いて主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。
- (注5) 飼料用米について、多収性専用品種に取り組み、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合、多収性専用品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。また、経営費は、標準単収値の経営費から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用を加えて算定。

主食用米・飼料用米の生産量と水田の利用状況

資料Ⅱ－５－４

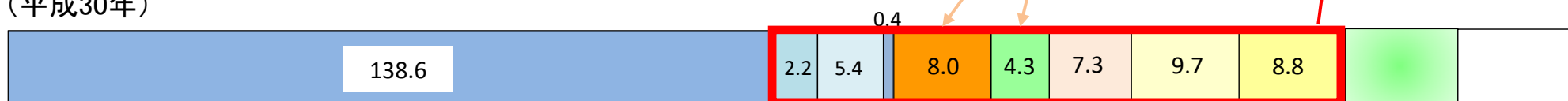
- 平成22年から本格的に飼料用米等への助成を行うことにより、近年、主食用米の作付は、飼料用米やWCS用稲の作付に振り替えられている。直近3年間（平成27年産～平成29年産）では、主食用米の供給が需要を下回っている状況。

水田の利用状況

(平成22年: 田本地面積235.5)



(平成30年)



■ 主食用米 ■ 備蓄米 ■ 米粉用米・加工用米 ■ 輸出用米 ■ 飼料用米 ■ WCS用稲 ■ 飼料作物 ■ 麦 ■ 大豆 ■ 野菜等 ■ その他(不作付地を含む)

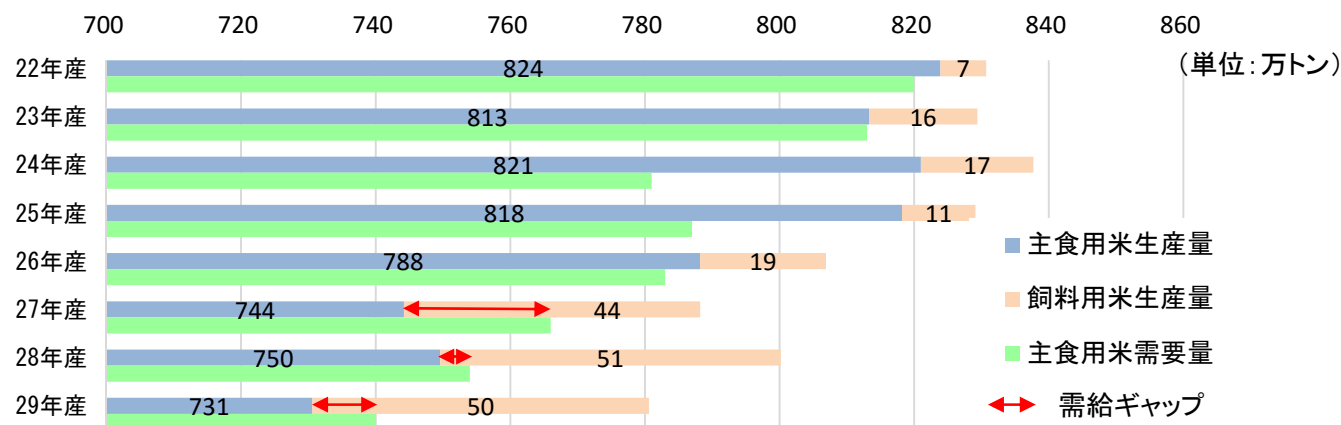
(注1) 平成22年は交付金の交付実績ベース。平成30年は作付計画ベース。

(注2) 平成22年において、備蓄米は主食用米に含まれており、野菜等はその他作物助成の実績で二毛作を含む。平成30年における野菜等とその他(不作付地を含む)は未公表。

(参考: 平成29年の野菜等(産地交付金の対象となっている水田面積の合計)は15.2万ha、その他(不作付地を含む)は27.6万ha)

主食用米・飼料用米の生産量の推移

飼料用米の生産量は年々増加。
他方、主食用米においては、直近3年間(平成27年産～29年産)で供給が需要を下回っている。



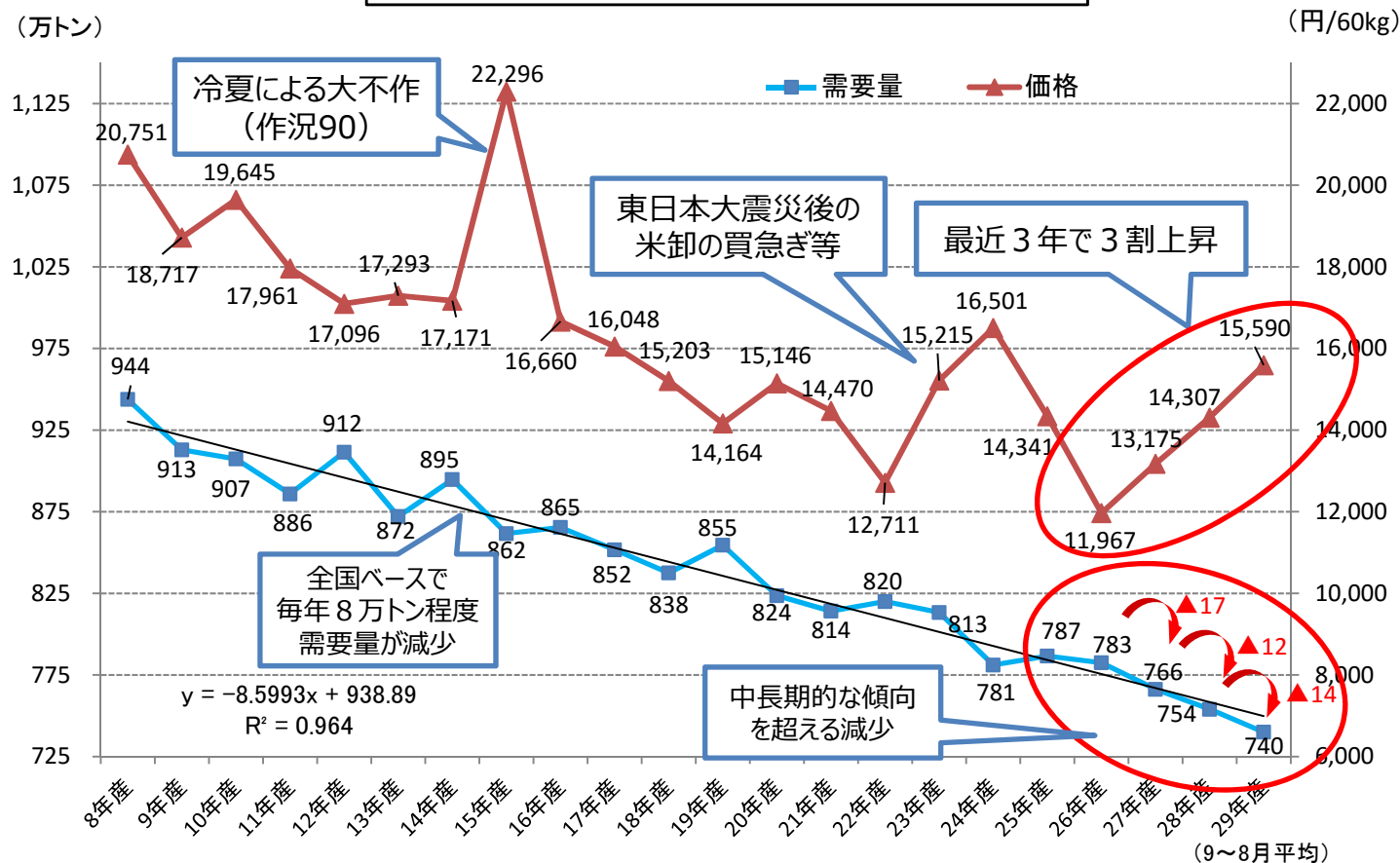
資料: 農林水産省「米をめぐる関係資料」を基に作成

主食用米の需給と価格の動向

資料Ⅱ－5－5

- 主食用米の需要は、食生活の変化や高齢化により中長期的に減少傾向（▲8万トン／年）。
- 米の価格は長期的に低下傾向で推移。足元では、主食用米の生産が需要を下回る状況が続き、26年から29年にかけて価格が上昇、30年産も価格上昇の兆候。
- 消費者や中食・外食事業者等の買い控えが進み、需要量の減少ペースが加速する懸念。

主食用米の需要量と価格の推移



平成30年産米に関する報道

○新米の卸値、4年連続上昇
（2018年10月13日 日本経済新聞（電子版）（抜粋））

農林水産省は12日、2018年産の新米の卸値（相対取引価格）を発表した。JAグループなどからコメ卸に販売する価格は、**9月時点の全銘柄の加重平均が1俵（60キロ）あたり1万5763円**となった。**1年前（17年産の新米）と比べて1.5%上昇した。秋の出回り時期に米価が上がるのは4年連続。**天候不順による収穫の遅れも影響したようだ。…
18年産からの減反廃止の影響は限定的だった。…

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

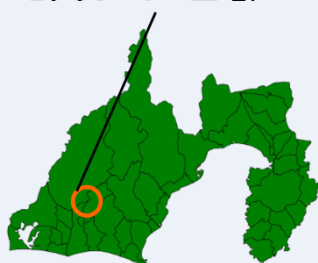
高収益作物への転換による競争力強化

資料Ⅱ－5－6

- 野菜は、労働時間を多く要するが、主食用米と比較して高収益。経営面積の一部を野菜等に転換し、高収益化を実現する取組を後押しすべきではないか。

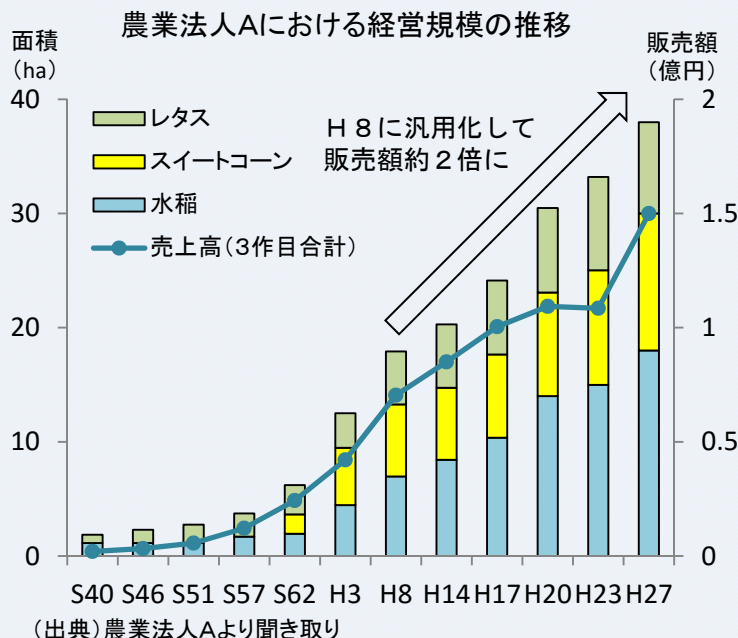
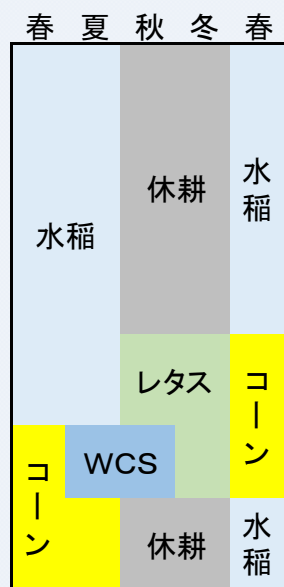
高収益化の優良事例

静岡県周智郡森町
とうもろこしの里地区



- 区画整理や暗渠排水の整備等を順次実施し、**機械化や裏作導入を実現**。
- 水稻、レタス、スイートコーンを作付。
- レタス栽培で富栄養化した作土やマルチを**スイートコーンに再利用し、コスト縮減**。
- すべての水田で高収益作物を作付せず、**休耕**とすることで労働時間の問題をクリア。

農業法人Aの輪作体系



主食用米と野菜の所得比較

主食用米

スイートコーン(露地)

レタス(露地)

所得 48
経営費 70

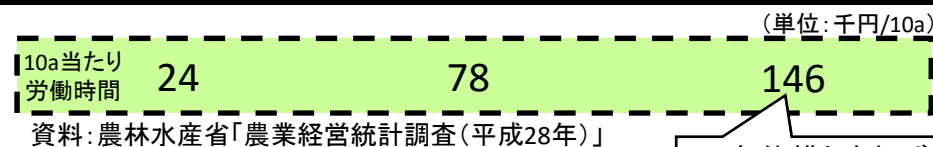
粗収益 118

所得 50
経営費 136

粗収益 186

所得 248
経営費 248

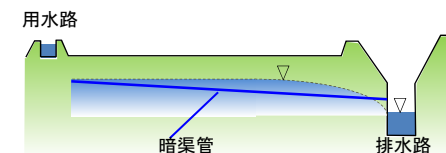
粗収益 495



一部休耕とすれば
総労働時間減少

水田の汎用化

汎用化とは、麦、大豆、野菜等を栽培できるよう暗渠排水等の排水対策を行うことにより、**田畑の輪換方式**による営農を可能とすること。



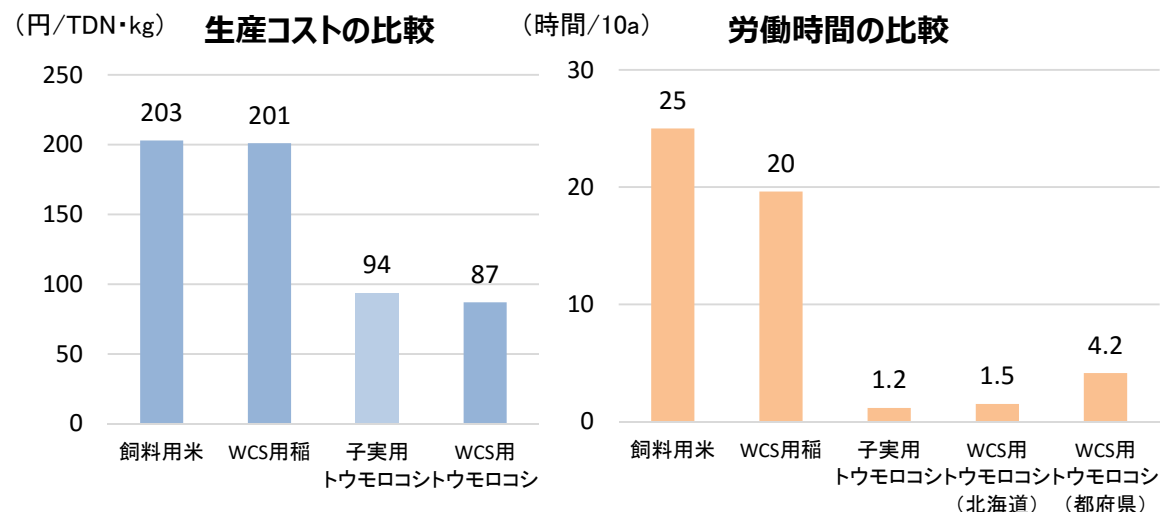
※水田としての機能が残る

飼料作物に対する支援の在り方の検討

資料Ⅱ－5－7

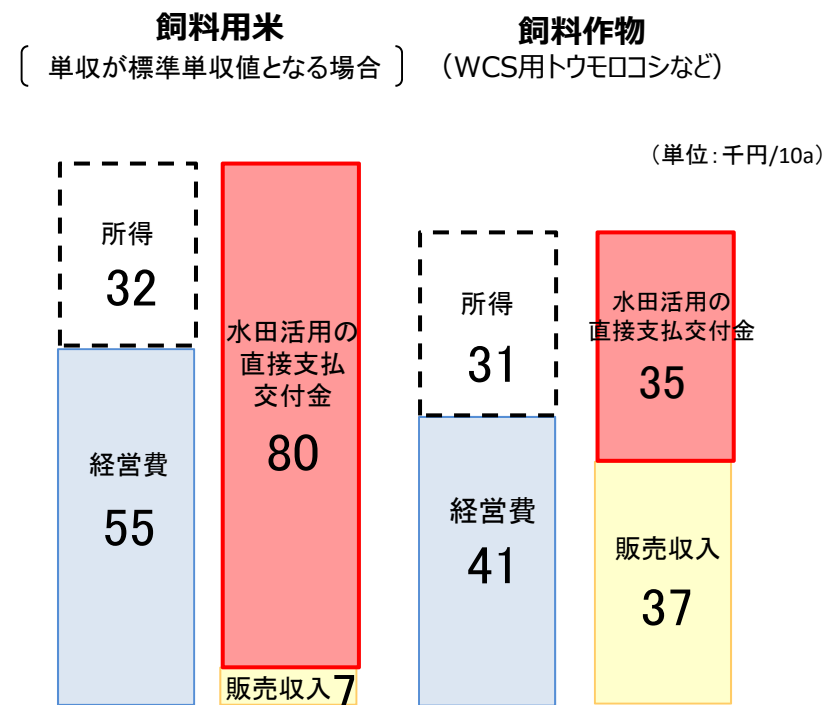
- 飼料作物の増産は課題であり、より生産効率が高い作物にシフトしていく必要がある。
- 飼料作物について、販売価格、収量・品質、コスト構造等を調査し、作物間でバランスが取れた交付金体系の構築を検討すべき。

飼料用トウモロコシ生産の優位性



(注1) TDN(Total Digestible Nutrients)とは、家畜が消化できる養分の総量のことであり、カロリーに近い概念。
 (注2) 飼料用米、WCS用稲、WCS用トウモロコシの生産コストは、千田雅之・恒川磯雄「水田飼料作経営成立の可能性と条件—数理計画法適用による水田飼料作経営の規範分析と飼料生産コスト—」における試算。
 (注3) 子実用トウモロコシの生産コストは、北海道農業試験場 吉田邦彦「子実用とうもろこしの田畑転換圃(泥炭土)における機械収穫・栽培の実証及び経済性評価」におけるデータを基に円/TDN・kgに換算したもの。
 (注4) 飼料用米の労働時間は、農林水産省「経営所得安定対策等の概要(平成30年度)」における試算。
 (注5) WCS用稲の労働時間は、「農産物生産費統計(平成28年)」を基に、米の労働時間から刈取脱穀及び乾燥の労働時間を差し引いたものとして算定。
 (注6) 子実用トウモロコシの労働時間は、農研機構 菅野勉「国産濃厚飼料の可能性を探る」に掲載されている岩手県盛川農場での調査事例(昆2017)。WCS用トウモロコシの労働時間は同レポートによる。

飼料用米と飼料作物の所得比較



(注) 飼料用米は、前掲のデータ。飼料作物は、農林水産省穀物課・飼料課の試算。

予算執行調査における指摘(平成30年10月5日公表)

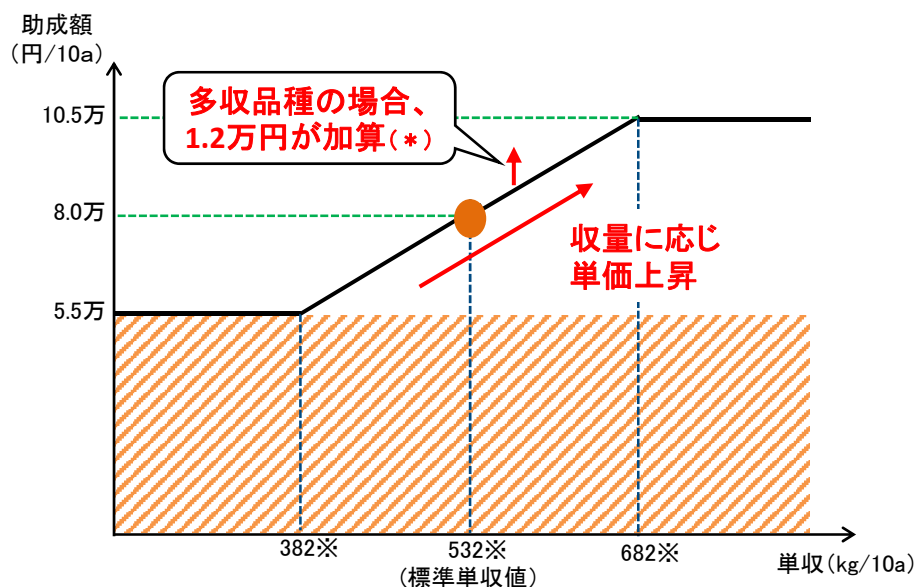
WCS用稲については、**交付金があることで無償で取引されているケース**も含め、**単収向上や品質向上のインセンティブが働いていない**実態が見られ、交付金の在り方について検討すべき。

飼料用米への支援の点検

資料Ⅱ－5－8

- 飼料用米の多収品種への支援については、収量に応じた交付金単価の上昇と多収品種の導入に対する交付金の両方があることをどう考えるか。また、標準的な交付額を適用する単収水準が、単収向上のインセンティブが十分働くような水準になっているか検証が必要ではないか。
- 多収品種の取組が進展した今、飼料用米の多収化に対するインセンティブが、効率的に働くものとなっているか検証が必要ではないか。

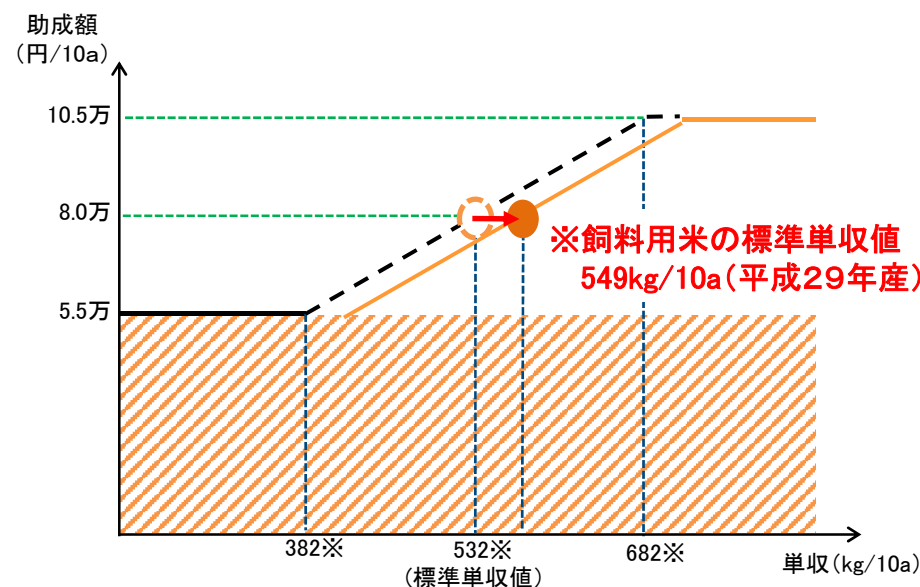
多収品種に対する2つの支援



(*) 産地交付金において、飼料用米の多収品種の取組に対し、1.2万円/10aの追加枠の配分がある。この追加枠を、そのまま飼料用米の多収品種の取組に対する支援に充てた場合を示している。

※ 全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めた単収を適用。

標準単収値の在り方



飼料用米の多収品種割合

	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
面積割合	39.2%	37.0%	43.2%	49.7%	56.3%

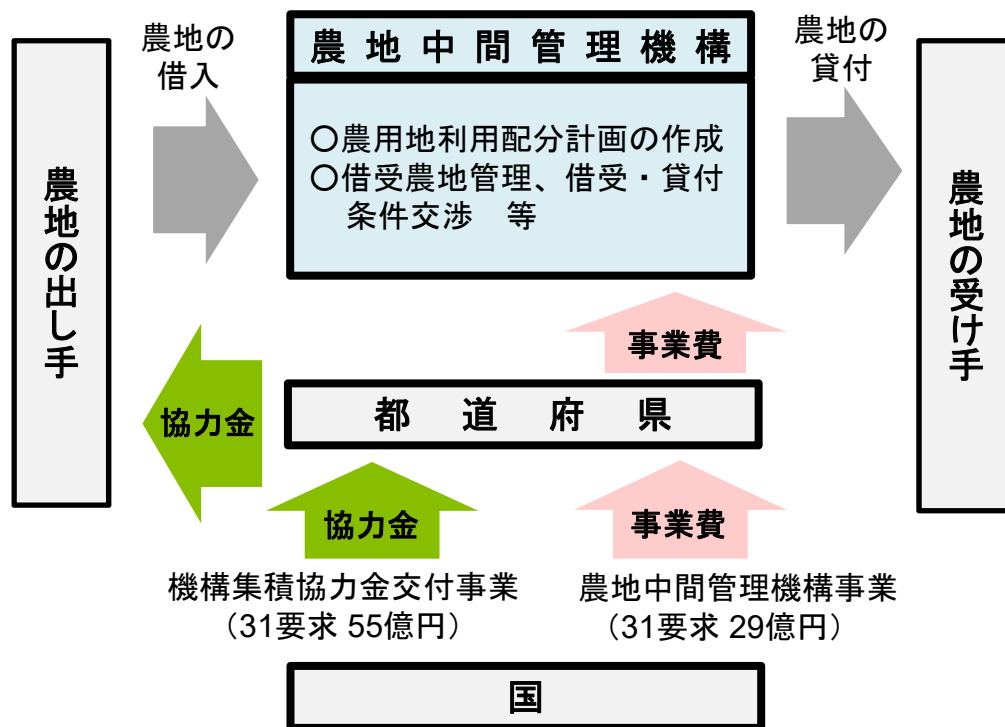
出典：平成29年産までは新規需要米の取組計画認定状況。
平成30年産は農林水産省において推計。

農地中間管理機構による農地の集積・集約化

資料Ⅱ－5－9

- 平成26年に各都道府県に農地中間管理機構を設置し、農地の「中間的受け皿」となって担い手に集積・集約化させる取組を推進。国は、機構の事業費と新規集積面積に応じた機構集積協力金を交付。
- これまで財審では、必要な政策の重点は、集積ではなく集約に向けられるべき、と提言。今般、法施行（平成26年3月）後5年を目途とする見直し時期が到来。

農地中間管理機構の仕組み



集積・集約のイメージ

A				
			D	
	B			
		C		

農地の集積
(担い手への集中)

A	C	D	A	D
	B		B	
C	A		C	B
D	B	A	D	C

農地の集約
(まとまった生産)

A	B	C	D	
A	B	C	D	
A	B	C	D	
A	B	C	D	

平成30年度予算の編成等に関する建議(抜粋)

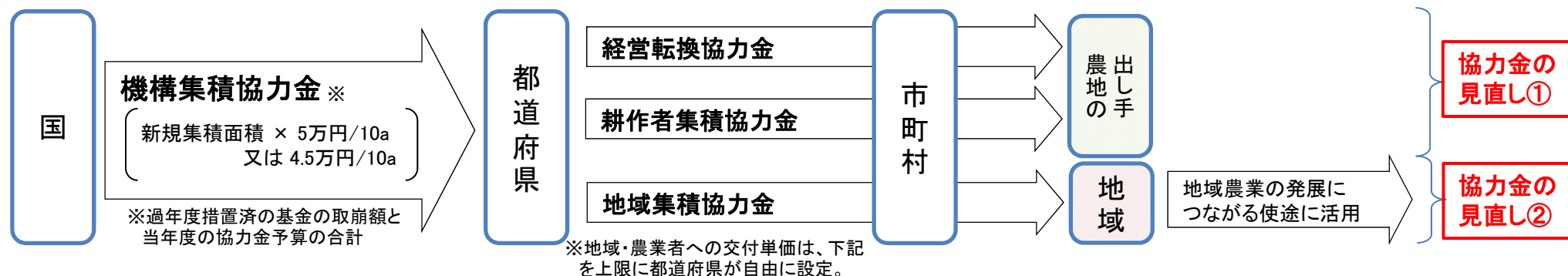
必要な政策の重点は、単に担い手に農地を集中させること(＝集積)ではなく、まとまりのある農地にして生産性を高めること(＝集約)に向けられるべきである。

機構集積協力金の仕組みと使途

資料Ⅱ－5－10

- 機構集積協力金は、国からの交付額の範囲内で、都道府県が交付単価を裁量的に設定できる仕組み。
- 制度設計上は農地の出し手への支援だが、地域集積協力金の実態は、主に農地の受け手への支援。

機構集積協力金の交付の流れ



都道府県が交付する協力金単価(上限)

	平成30年度
経営転換協力金 (経営転換・リタイアする 出し手への支援)	0.5ha以下 : 30万円/戸 0.5ha超2ha以下 : 50万円/戸 2ha超 : 70万円/戸
耕作者集積協力金 (農地の集積・集約化に協 力する出し手への支援)	0.5万円/10a
地域集積協力金 (機構にまとまった農地を 貸付ける地域に対する 支援)	2割超5割以下 : 1.0万円/10a 5割超8割以下 : 1.4万円/10a 8割超 : 1.8万円/10a

地域集積協力金の使途(平成27年度)

区 分	①農業機械 関係	②施設整 備関係	③基盤整 備関係	④受け手の 運営費関係	⑤経営発展 経費関係	⑥出し手・地 域活動関係
主な使途	・トラクター ・コンバイン 等	・乾燥施設 ・ハウス 等	・水路整備 ・畦畔除去 ・農道整備 等	・賃金(共同 作業等) ・資材購入 ・事務経費 等	・研修 ・新規作物 導入 ・鳥獣害対策 等	・出し手への 交付 ・自治会活動 費 等
地域数: 1,886 (割合)	584 (31%)	409 (22%)	500 (27%)	705 (37%)	159 (8%)	587 (31%)
交付額	116億円 (87%)					18億円 (13%)

農地の受け手への支援

資料: 農林水産省経営局農地政策課調べ

※複数の使途に活用しているケースがあるため、使途ごとの割合は100%にはならない。

協力金の見直し①

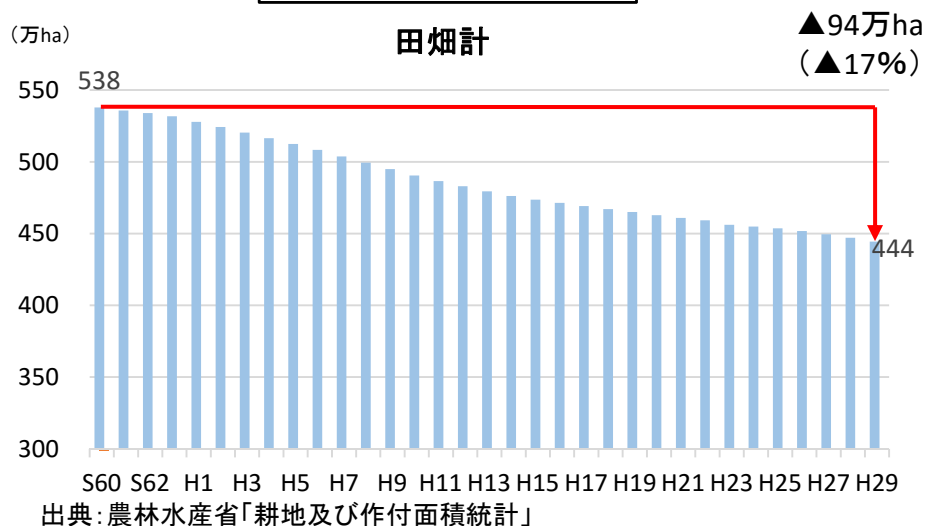
資料Ⅱ－5－11

- 高齢化が進展しており、リタイアにより自然と農地が貸し出されていく状況。農地の出し手への協力金の追加的なインセンティブ効果が薄くなってきている中で、農地の出し手への直接的な補助金（経営転換協力金、耕作者集積協力金）の在り方を検討すべきではないか。

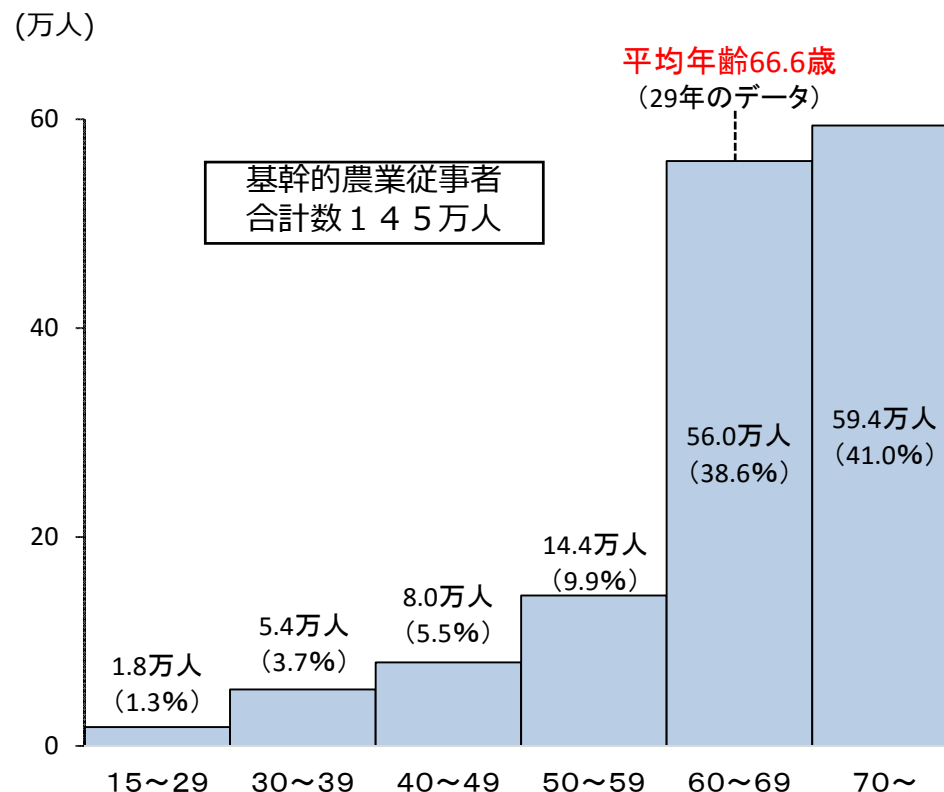
平成29年度の予算執行調査結果

調査の視点	調査結果
機構集積協力金の農業者への交付は、機構への農地貸出しのインセンティブとして機能しているか。	農地中間管理機構に農地を貸し出すことを決めた理由は何か？ （聞き取り対象126先、複数回答可） ・営農活動をリタイアしたかった（37件） ・営農規模を縮小したかった（16件） ・協力金をもらえるから（28件）

農地面積の推移



基幹的農業従事者の高齢化



資料：農林水産省「平成30年農業構造動態調査（平成30年2月1日現在）（概数値）」
 定義：「基幹的農業従事者」とは、販売農家の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

- 農地の出し手への協力金から、集約化する地域の農業への支援（地域集積協力金）に軸足を移し、生産性向上を推進すべきではないか。
- 例えば、人・農地プランに具体的な農地の集積・集約化計画を含め、協力金交付の要件とすることで、より一層効果的・効率的に集積・集約化を推進することができるのではないか。
- また、国民負担による協力金であることを踏まえ、地域での協力金の使途の透明性を確保（見える化）すべきではないか。

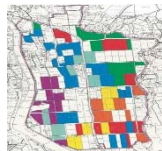
人・農地プランの作成

活発な話し合いにつなげるための事前準備

農業者アンケート

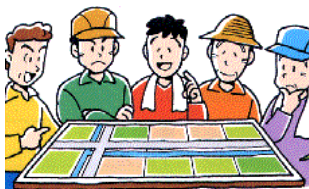
後継者の有無
や今後の農地
利用の意向等
を確認

農地利用図の作成



アンケート等により、次世代の耕作者が未定となっている農地の総面積、中心経営体とその今後の経営余力を把握

農業者による地域の話合い



アンケート結果や農地利用図により現状を明確化
農地利用最適化推進委員等の積極的な関与
参加者の負担軽減のため既存の話合いの場を活用

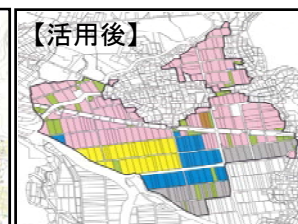
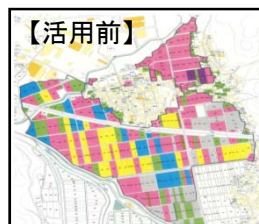
実質的な人・農地プラン

- ・担い手が不足する場合には、地域外部からの人材登用方針を記載
- ・将来の農地の受け手と出し手を明確化

人・農地プランによる農地集積・集約化の好事例

滋賀県米原市の例

集落の農地所有者に対してアンケートを実施して、集約化の意向を確認した上で、集落外から入作をしている者を含めて耕作者会議を重ねて開催した。この結果、担い手である4つの大規模経営体に対して、地区の農地を4つのエリアに分けて集約した。



秋田県由利本荘市の例

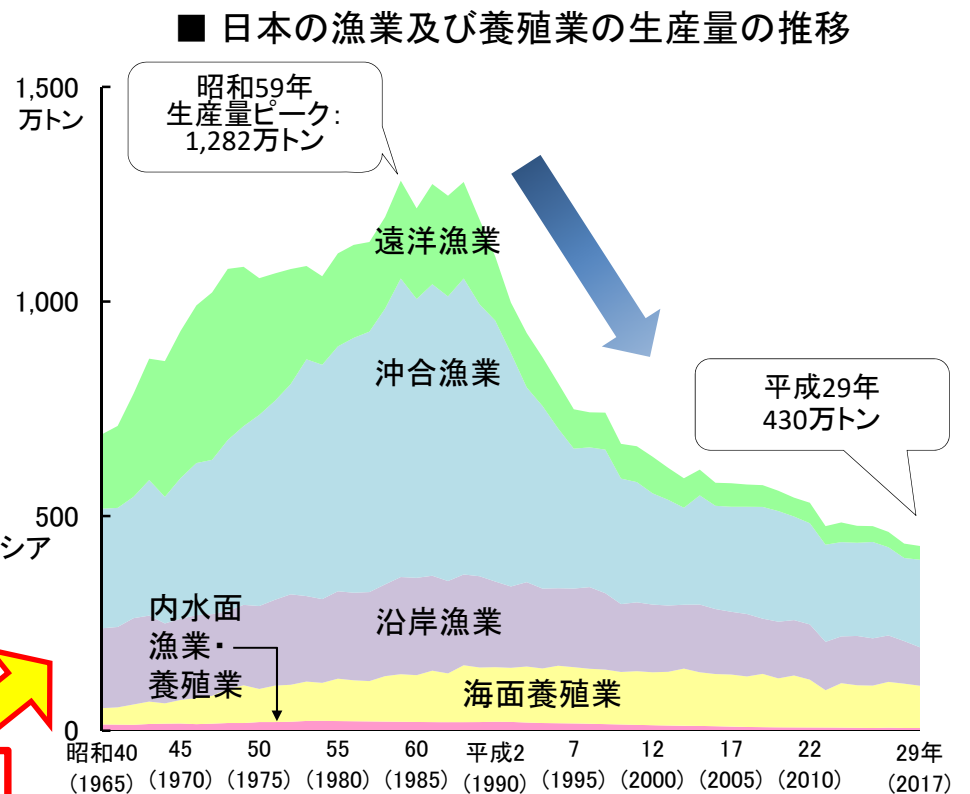
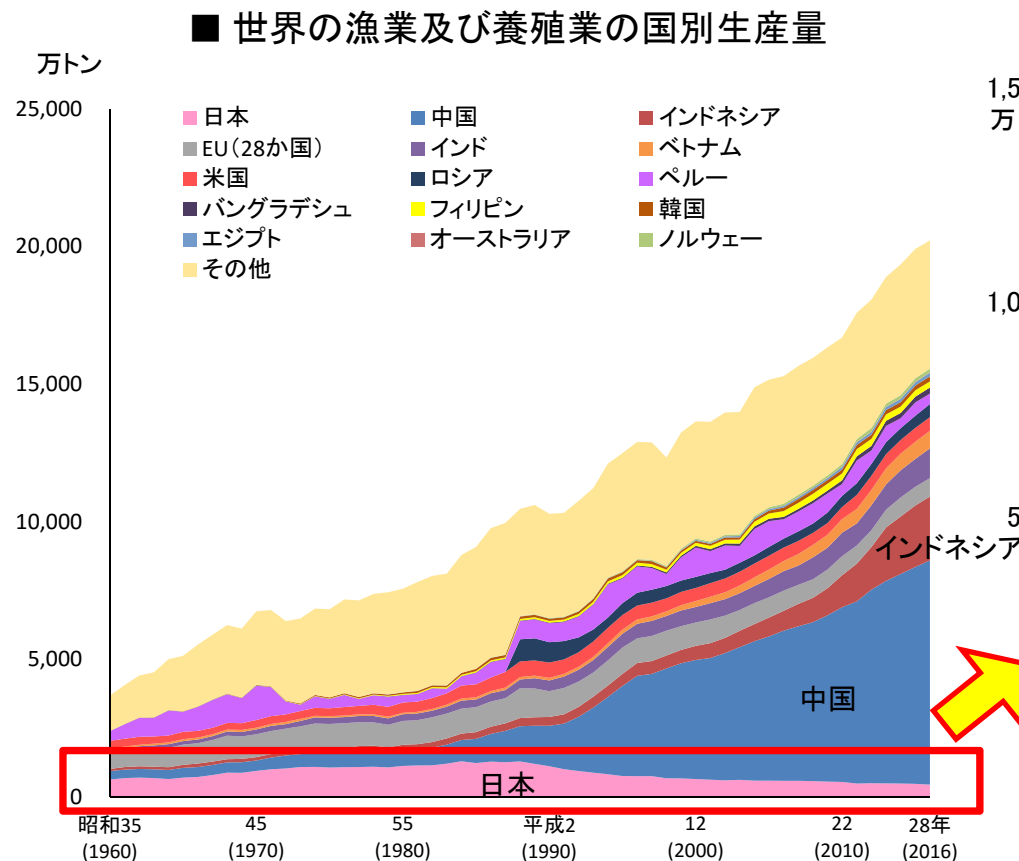
平成25年に集落協定を反映した人・農地プランを作成。高齢化や担い手不足から規模縮小を懸念する等、経営体個々が地域農業の将来について不安を持っていたが、話し合いを重ねることによって、担い手確保や機構の活用方針等、地域農業の展望を集落内で共有。



世界と我が国の漁業生産量の推移

資料Ⅱ－5－13

- 世界の漁業・養殖業生産量が増加し続けている一方で、我が国の生産量は減少を続けており、平成29年において430万トンと、ピーク時（昭和59年）の約3分の1まで減少。
- 減少には様々な要因が考えられるものの、過剰な漁獲により、これまで適切な資源管理が行われてこなかった面も大きい。



資料：FAO「Fishstat (Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

漁業生産力の国際比較

資料Ⅱ－5－14

- 国際的に見ると、日本の漁業者1人当たり・漁船1隻当たりの生産量は、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランドと比べ著しく少ない。
- 漁船数が他国よりも多く、12m未満の小型漁船の割合も他国より高い。

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	12m未満の漁船 の割合	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	71%	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	80%	3,788	214.5	637.9
ニュージーランド	2	1,367	60%	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	—	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	94%	4,765	27.5	31.1
中国	14,161	1,065,319	87%	76,149	5.4	71.5

資料：農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2016」(漁業者数(中国))、中国農業部漁業局「中国漁業年鑑」(漁船(中国))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat(Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

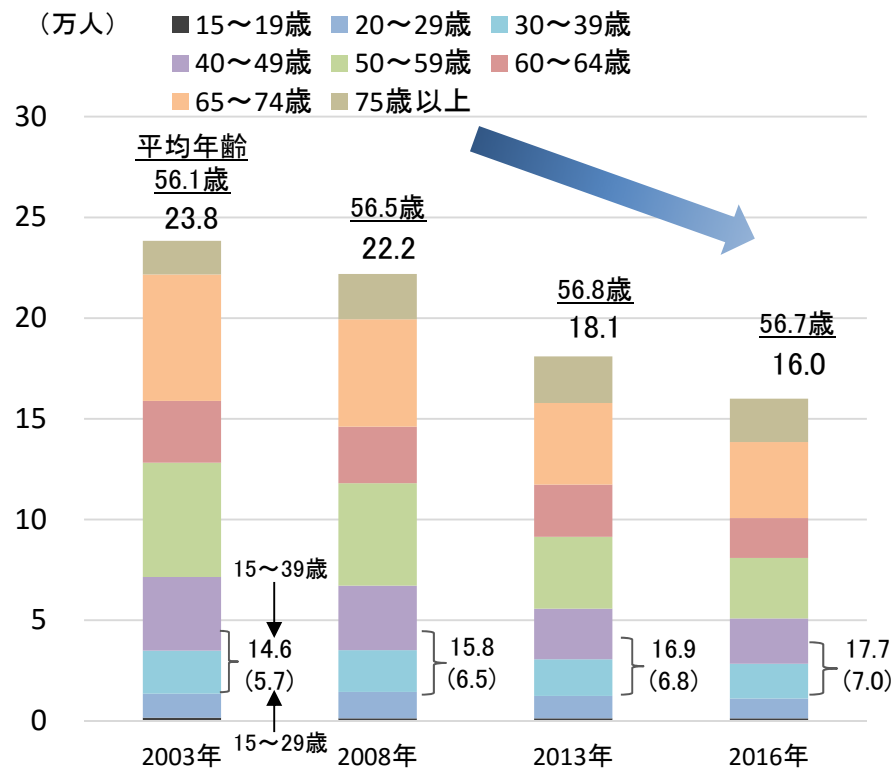
注：日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、米国及び中国は2014年

我が国の漁業の現状

資料Ⅱ－5－15

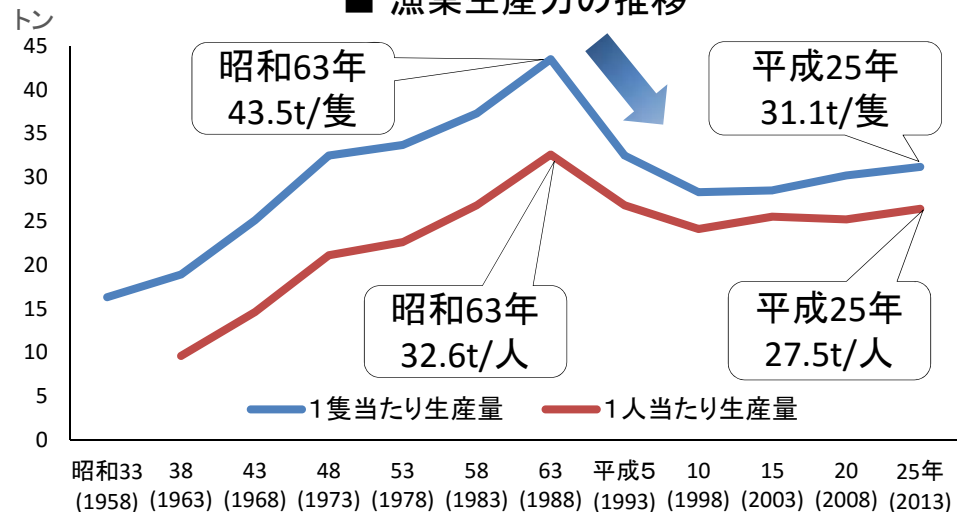
- 漁業就業者数は減少傾向にあり、高齢化が進行。
- 漁業生産力は、昭和63年をピークに減少傾向。
- 漁船の船齢については、高齢船の割合が増加しており、更新が進んでいない。

■ 漁業就業者の推移

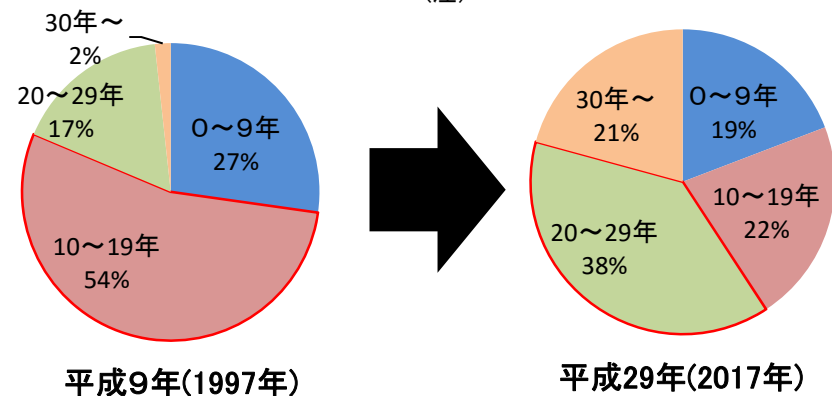


資料：農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1：2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2：平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

■ 漁業生産力の推移



■ 漁船船齢(注)の推移



(注) 許可漁業(大臣許可)の漁船船齢。水産庁調べ

- 諸外国の資源管理の動向としては、インプット・コントロール（隻数・トン数等の制限）からアウトプット・コントロール（資源評価に基づく漁獲量の管理）へ移行している国が多い。
- アウトプットコントロールでは、漁獲量そのものの管理を通じて、将来的な資源の安定が図られる。
- また、個別割当（IQ:Individual Quota）方式（注）を導入することにより、漁業者は計画的な操業を行うことが可能。

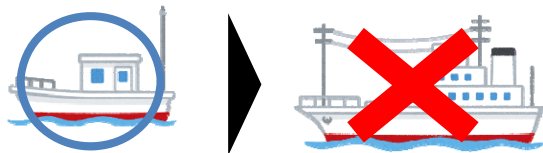
（注）IQ方式とは、TAC（総漁獲可能量:Total Allowable Catch）の範囲内で漁業者（漁船）毎に漁獲量を割り当てるもの。

■ インプット・コントロール

・漁船隻数の制限



・漁船の総トン数の制限



・操業期間・時間の制限

・漁船の馬力の制限

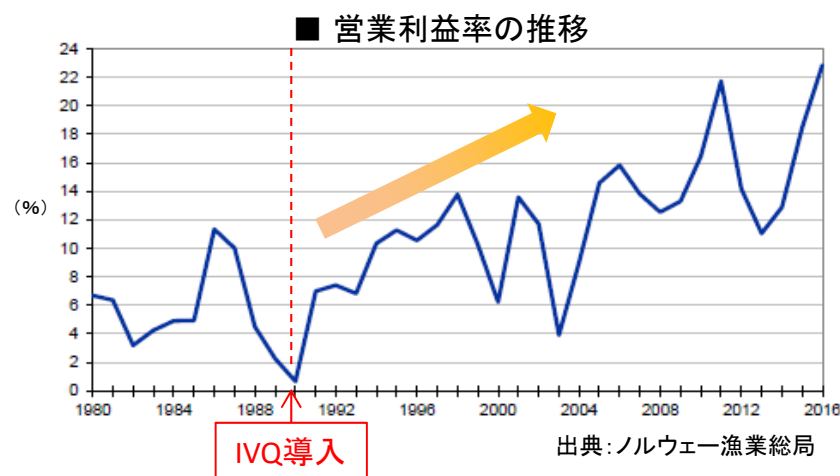
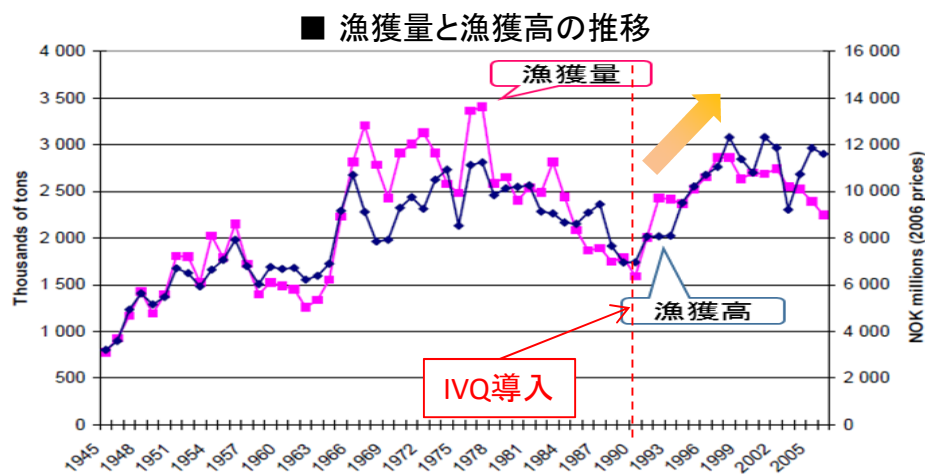
■ アウトプット・コントロール

- ・ TAC制度により、科学的な資源評価に基づいて漁獲量上限を設定し、漁獲量そのものを管理。

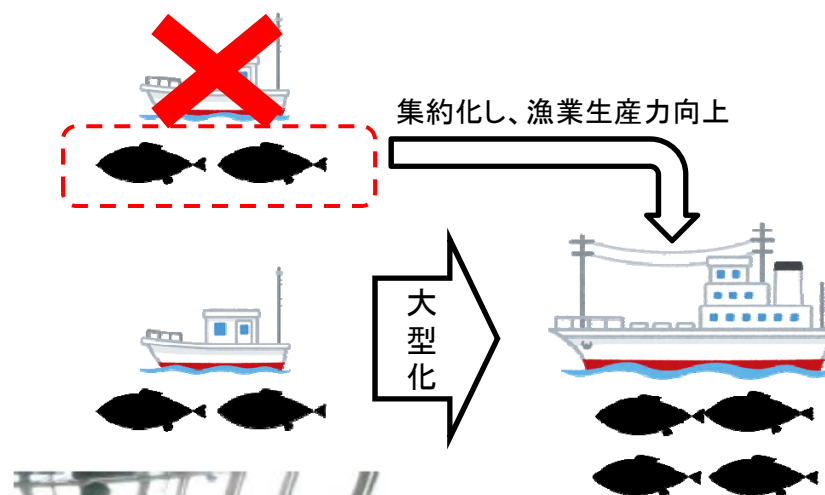
- ・ 必要に応じ、漁獲量を個別の漁業者に割り当てる。
個別割当(IQ)方式を導入。

- ノルウェーでは減船の実施とともに1990年からIQ方式（注）による資源管理を導入し、漁船数・漁業者数が減少。漁獲量・漁獲高は1980年代にいったん減少した後、1990年代から回復基調にあり、営業利益率も上昇。
- また、漁船の大型化・高性能化による操業の効率化や居住環境の改善が図られてきた。

（注）ノルウェーのIQは漁船毎に割り当てるIVQ (Individual Vessel Quota) 方式。



■ IVQ移動のイメージ(減船時)



水産予算の全体像と今後の方向性

資料Ⅱ－５－１８

- 今後、水産改革にあわせて、資源管理の強化とそれに伴う減船といった漁業の構造調整に必要な費用なども見込まれるが、予算編成にあたっては、資源量に見合った漁業の構造改革の推進や漁業の生産性向上に必要な予算かどうか等、精査していく必要。

〔平成30年度 水産関係予算と主な事業〕

(単位:億円)

水産関係予算	1,772
公共事業(水産基盤整備事業等)	718
非公共事業	1,054
義務的経費(人件費、保険料に係る国庫負担金の食料安定特会繰入等)	252
裁量的経費	802
資源管理の高度化(水産資源の評価・管理に必要な調査等)	45
漁業経営安定対策(「積立ふらす」を活用した漁業収入安定対策等)	123
漁業の成長産業化(浜の所得向上や高性能漁船の導入に向けた取組等)	174
外国漁船対策等(違法漁船に対する漁業取締体制の強化等)	148
国立研究開発法人運営費交付金	169
その他(水産多面的機能の発揮対策等)	142

■ 資源調査・評価推進対策(31億円)

資源の評価・管理方法の導入により水産資源を回復するため、調査船調査、漁船を活用したデータ収集等



■ 漁業構造改革総合対策事業(49億円)

資源管理に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援



網船兼運搬船

■ 浜の活力再生交付金(68億円)

漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等の取組みを支援



種苗生産施設

資料Ⅱ-6-1

- ## エネルギー需給勘定

- 石油石炭税 7,090億円



一般會計

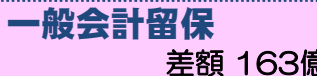
一般会計繰入額
5.684億円

1,852億円

エネルギー需給勘定 7,536億円

電源開発促進勘定

- 電源開発促進税 3,230億円



一般會計

一般会計繰入額
3.067億円

剰余金等
323億円

電源開発促進勘定 3,390億円

**原子力損害賠償
支援勘定**

- ## 一般會計

原子力損害賠償 支援資金	59億円
剰余金等	3億円

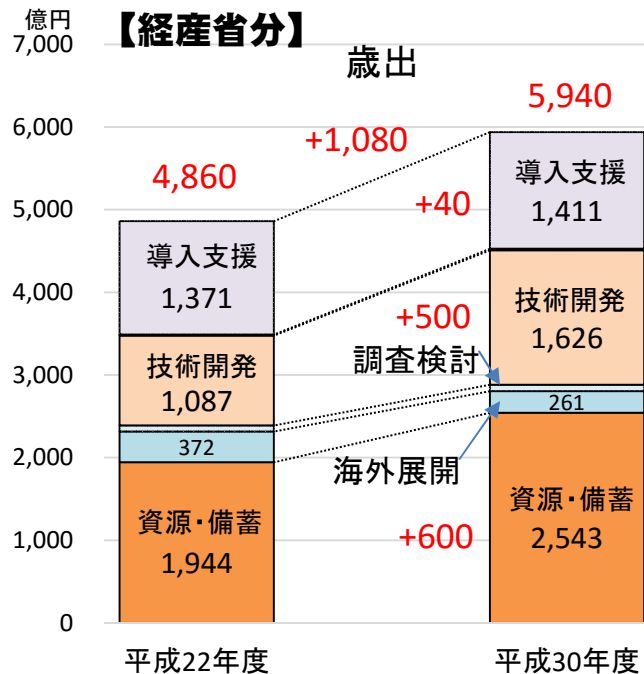
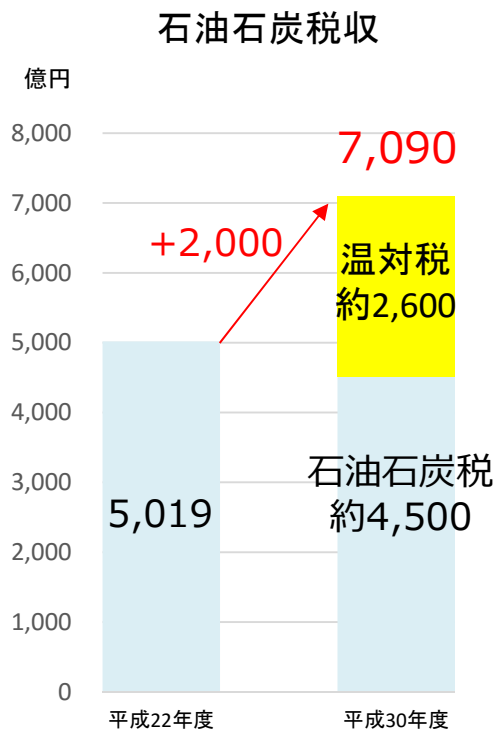
原子力損害賠償支援勘定
61億円

原子力損害賠償支援対策

経産省:61億円

エネルギー特別会計エネルギー需給勘定の状況

資料Ⅱ－6－2

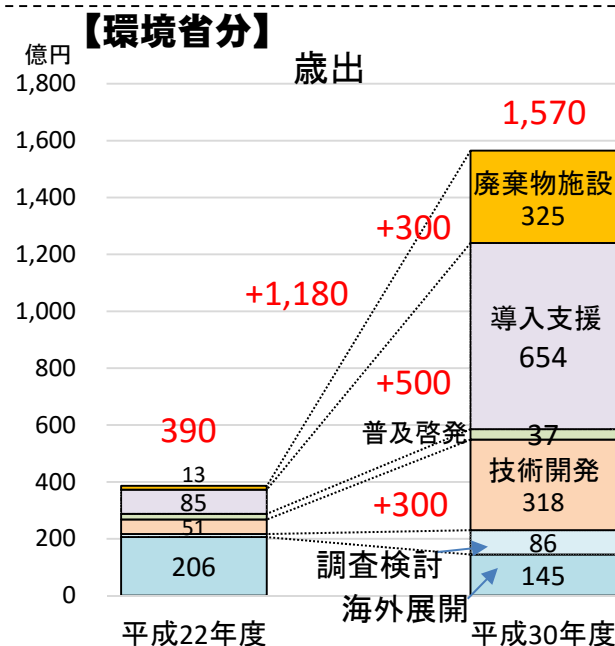


＜主な内訳＞

・省エネ補助金	600
・CEV補助金	130
・FIT減免	155

・次世代火力発電	113
・水素SC実証	89
・風力発電	77

・JOGMEC出資金	414
・国内石油地質調査	227
・海外石油地質調査	86



＜主な内訳＞

・先進的設備導入	257
----------	-----

・ZEH補助金	85
・省エネ型冷媒機	65
・再エネ導入	54

・CO2削減実証	65
・CCS実証事業	53
・水素実証	35

・地域温暖化対策を進める観点から、平成24年10月に石油石炭税の課税の特例（いわゆる「温対税」）導入。その後、エネ特の歳出は経産省・環境省分とも+1,000億円程度増加。

- ・主な歳出を性質を分類すると、
- ①省エネ設備などの**導入支援**
 - ②再エネ技術などの**技術開発**
 - ③石油などの**資源権益・備蓄**（経産省のみ）
 - ④**廃棄物処理施設**（環境省のみ）となる。

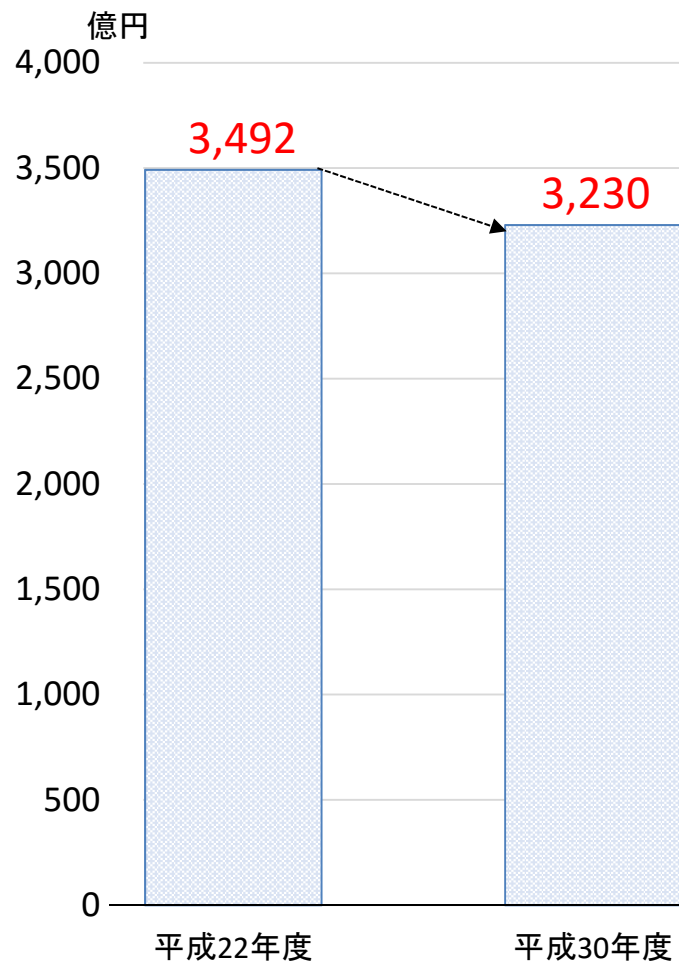
・こうした施策については以下の観点から精査する必要。

- ① 導入支援：補助対象が省エネ技術などに優れたものなのか、導入は進んでいるか、など。
- ② 技術開発：実際に事業の実施により新たな技術の開発につながっているか、など。
- ③ 資源権益・備蓄等：「エネルギーミックス」の中では、石油や天然ガスの供給量は減少方向であることを踏まえ、資源権益確保については、民間主導を徹底する、など。

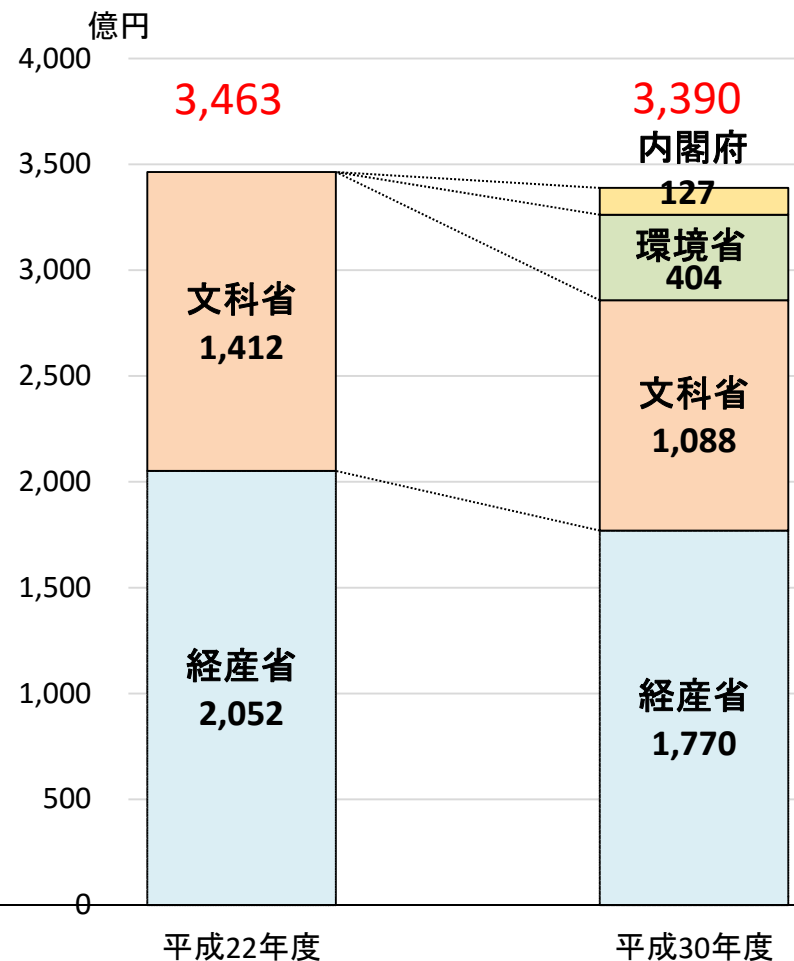
・経産省・環境省予算で機能が重複すると考えられるものについては**積極的に統合するなど、整理・合理化を図る**必要。

- ・ エネ特電促勘定の電促税収は、省エネの取組などによる電力総使用量の落ち込みにより、減少している。
- ・ 一方で歳出については、平成26年度より福島における除染した土壌等の中間貯蔵費用を措置しており、今後、これまで実証を行ってきた原子力発電施設の廃止措置費用等も見込まれている。

【電源開発促進税収】



【電促勘定の歳出（当初予算）】



原子力防災関係

原子力規制委員会

・ 新型転換炉原型炉「ふげん」
・ 東海村再処理施設廃止措置等
・ 「もんじゅ」廃止措置等
など

・ 電源立地地域対策交付金
822億円(30年度)
・ 除染土壌等の中間貯蔵費用
470億円(30年度) など

標準家庭(260kWh/月)の電気料金

・電力料金 260kWh/月 6,463.4円
 うち電源開発促進税

 260kWh × 37.5銭 = 97.5円

・FIT賦課金 260kWh × 2.9円 = 754円

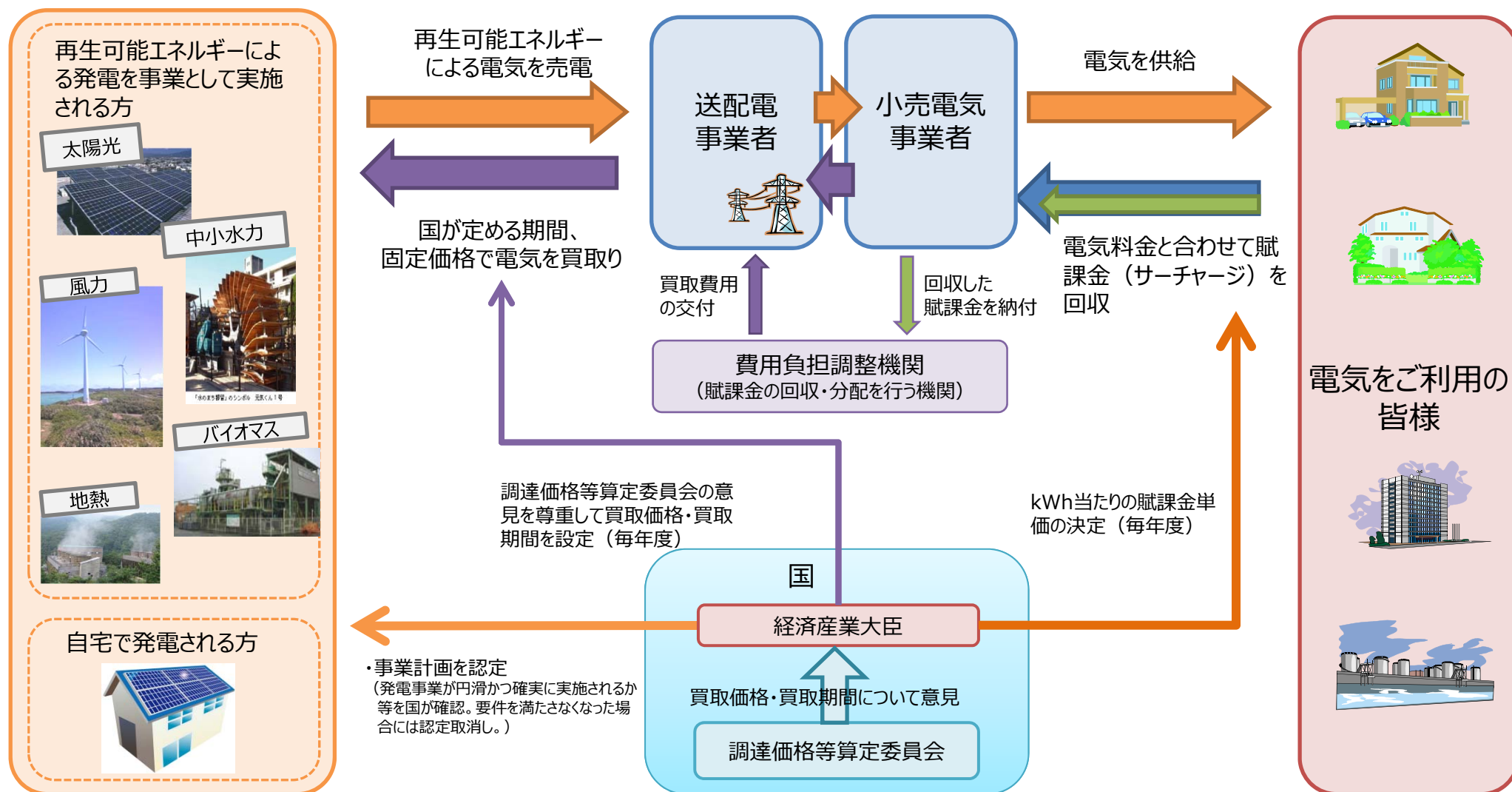
合計: 7,217円
(うち消費税534円)

(出典) 東京電力電気料金計算サービスで算出(平成30年10月時点)

日本の固定価格買取制度（FIT制度）の基本的な仕組み

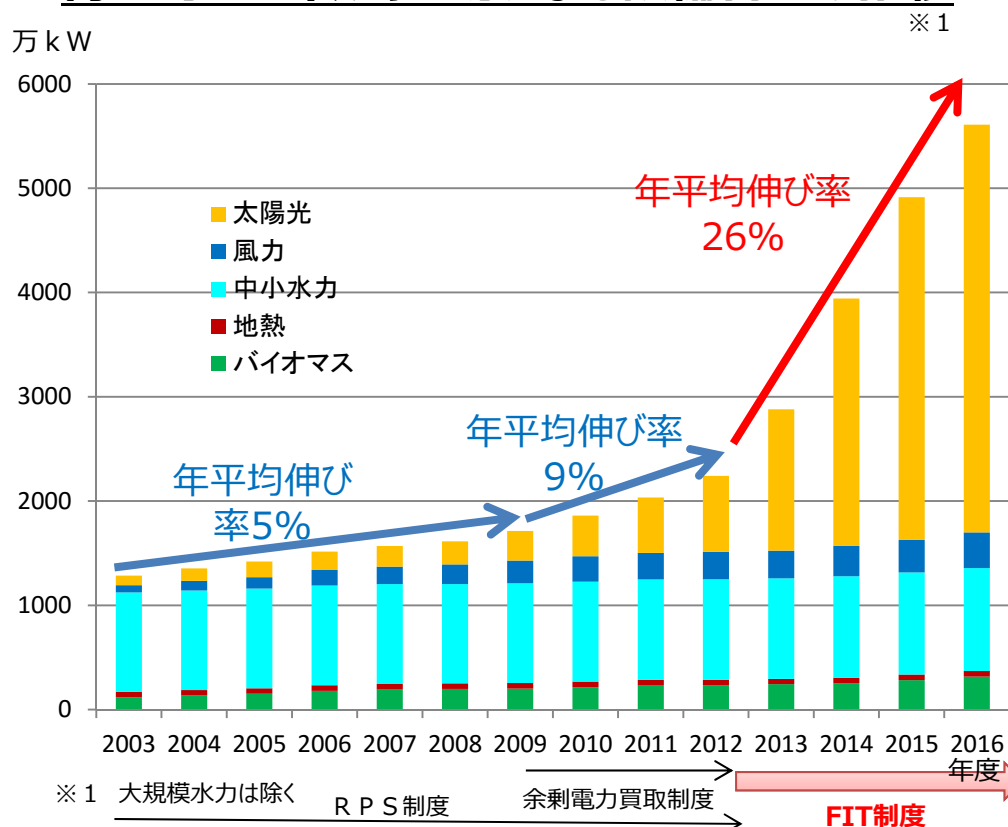
資料Ⅱ－6－5

- 日本のFIT法では、送配電事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけている。
- 日本のFIT法では、政府による買取価格・買取期間の決定方法、買取義務の対象となる発電事業計画の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、送配電事業者による契約拒否事由などを定めている。



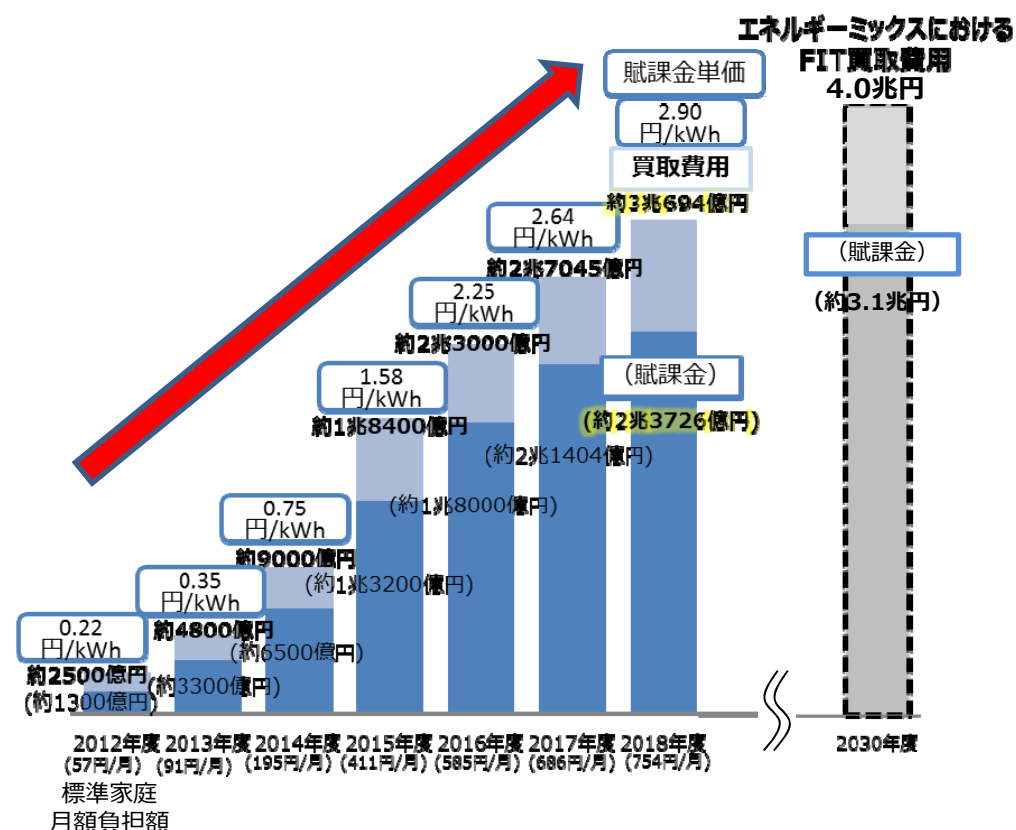
- 2012年7月の固定価格買取制度開始後、**再エネ導入量が約3.0倍**(2018年3月末時点)に拡大。
- 他方、国民負担が増大。2018年度の賦課金総額は約2.4兆円。標準家庭（使用量260kWh/月）で、**754円/月（9,048円/年）**であり、**電気料金との負担額合計（7,217円/月）の1割強**となっている。

再生可能エネルギー等による設備容量の推移



(JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績等より資源エネルギー庁作成)

固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移



- エネルギーミックスにおける2030年度の再エネ比率22～24%程度の実現に必要な導入量に対して、太陽光とバイオマスについては、すでにFIT制度開始前の導入量にFIT制度における認定量を加えた値が上回っている状況。
- 諸外国におけるFIT制度では調達価格は概ね設備稼働日に決定される一方、日本のFIT制度においては認定時に決定されるため、高い価格で認定を受けた後、設備稼働を開始しない事業者が多く存在。事業用太陽光では、過去、極めて高い調達価格を設定された未稼働案件が、2,350万kW程度存在。

【エネルギーミックスにおける再エネの導入量（18年3月）】

単位：万kW

	ミックス 実現のために 必要な導入量	FIT前導入量 + FIT認定量	実際の 導入量
太陽光	6,400	7,570	4,450
風力	1,000	910	350
地熱	140～155	60	54
中小水力	1,090～ 1,170	980	970
バイオ	602～ 728	970	360

【事業用太陽光の未稼働案件】

	未稼働（万kW）	調達価格
2012年度認定	334.5	40円
2013年度認定	1,284.1	36円
2014年度認定	732.9	32円
合計	2,350程度	

※ 2018年度の調達価格：18円（10kW～2,000kW）

（出典）2018年10月 資源エネルギー庁「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案」

（出典）2018年10月 資源エネルギー庁「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応」

FIT賦課金の減免制度について

資料Ⅱ－6－8

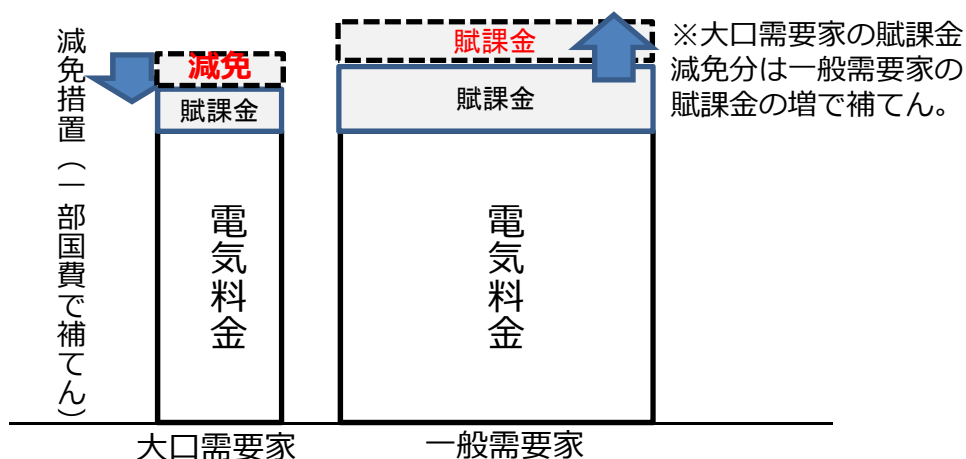
- FIT制度における賦課金制度は、これまで国際競争力等の観点から、電力多消費産業については省エネ努力などを踏まえて減免し、その費用の一部を国費で補てんする仕組みが存在。
- 2017年改正FIT法において、減免制度の対象となる事業者の範囲や減免率を見直し。

＜減免予算額等の推移＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
減免額	70億円	191億円	290億円	456億円	841億円	1,006億円	約1,100億円
うち予算措置額					483億円	292億円	155億円
賦課金(／kWh)	0.22円	0.35円	0.75円	1.58円	2.25円	2.64円	2.90円
減免事業者の実質的な賦課金単価(／kWh)	0.05円	0.10円	0.22円	0.49円	0.57円	0.60円	0.73円

※平成28年度分から賦課金での負担を導入。減免事業者の実質的な賦課金単価は平成24、25年度の被災地減免分を除いた上で、減免総額を減免事業者の総使用電力量で除して機械的に算出。実際の減免額は業種や省エネの取組状況に応じて異なる減免率が適用される。

＜賦課金減免制度のイメージ＞



＜制度見直し後の減免率＞

	省エネの取組※2	
	優良	不十分
製造業等※1	8割	4割
非製造業	4割 (経過措置あり※3)	2割

※1 農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については製造業の減免率と同等とする。

※2 省エネの取組の具体的な基準は以下の通り

- ① 直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年1%以上改善していること
- ② 上記①に該当しないが、直近の2事業年度連続で電力原単位が悪化しておらず、かつ、直近4事業年度の電力原単位の対前年度変化率の平均が年5%を超えて悪化していないこと

※3 平成28年度に制度の適用を受けた事業者については、減免率を29年度8割、30年度6割とする経過措置を設ける。

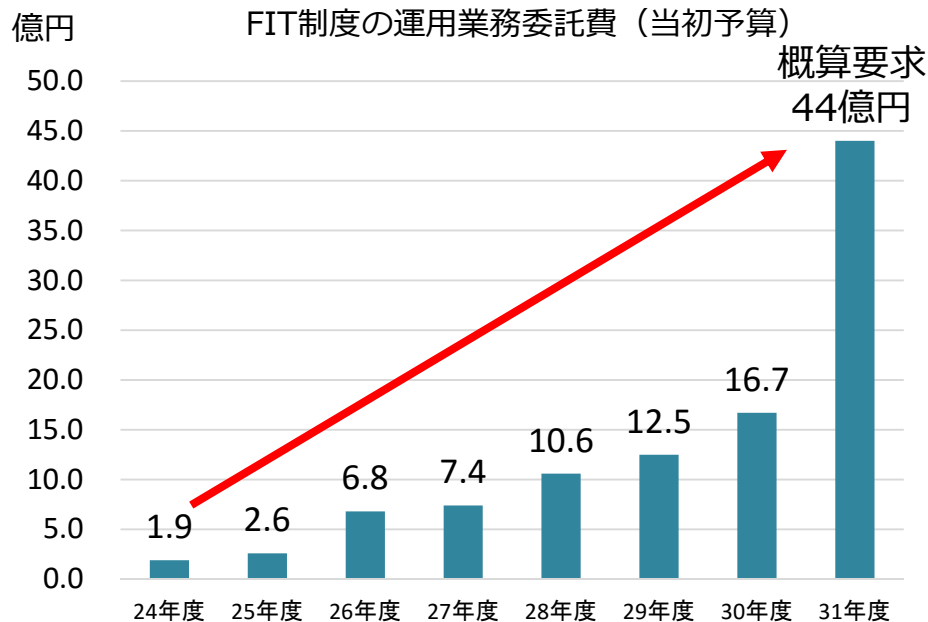
- FIT制度の事務費用は、24年度の制度発足以降、30年度までで1.9億円から16.7億円と8倍に増加。未稼働案件の問題も踏まえた2017年改正FIT法の認定基準追加による業務が増大する等、認定審査期間の長期化が生じている状況であり、来年度予算においては更なる大幅な増額要求がなされている。
- FIT制度による認定は、2030年度に向けて増え続けることが見込まれ、今後、未稼働案件対策を含む、FIT制度の適正化への対応等による業務量の更なる増大も考えると、抜本的な制度運営の効率化等が必要な状況。

＜FIT認定申請に係る審査状況について＞
(平成30年7月2日 資源エネルギー庁公表)

50kW未満の太陽光発電設備の審査期間について、3～6か月と長期化（標準処理期間は1～2か月）

＜FIT制度の標準処理期間等の変更＞
(平成30年8月31日 資源エネルギー庁公表)

50kW未満の太陽光発電設備の審査の標準処理期間
現行：1～2か月 → 3か月 など



＜2017年FIT法改正による主な認定基準の追加＞

- ・ 電気事業者から接続の同意を得ていること
- ・ 関係法令の規定を遵守すること
- ・ 保守点検・維持管理に必要な体制の整備
- ・ 現地設備における事業者名等の掲示

など

再生可能エネルギー関係予算の変化（22－30年度）

資料Ⅱ－6－10

- 温対税導入前後の再生可能エネルギー関連の歳出予算の変化を見ると、平成24年度のFIT制度を機に各種の再エネ導入支援の補助金は整理された。
- 一方で、電力の大口需要家へのFIT賦課金減免にかかる歳出や、再エネの研究開発・実証、再エネの導入に伴う系統運用システムの増強等に係る研究開発・実証や燃料電池など水素に関連した導入支援や研究開発・実証の費用が増大。

【再生可能エネルギー関連予算（当初）の変化（22－30年度）（エネ特エネ需勘定）】

（億円）

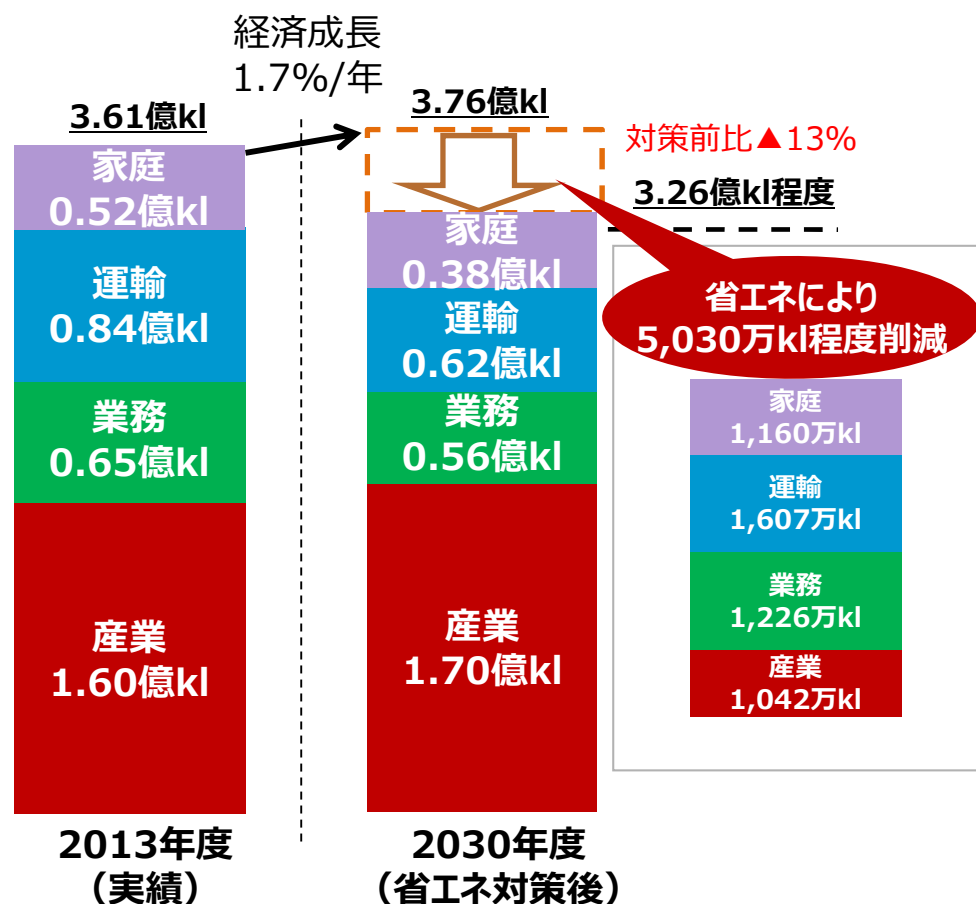
平成22年度		平成30年度		差
合計： 1,140程度		合計： 1,350程度		+200程度
主な内訳		主な内訳		
住宅用太陽光補助金	401	FIT制度へ移行	0	▲400
新エネ等導入支援補助金	345	FIT制度へ移行	0	▲350
FIT関連予算	0	FIT賦課金減免・事務費	172	+170
再エネ研究開発・実証	188	再エネ研究開発・実証	510	+320
エネルギーマネジメントシステム導入支援など	17	系統運用システム増強などの研究開発・実証	302	+280
家庭用燃料電池導入支援	68	家庭・業務・産業用燃料電池、水素ST整備	132	+60
燃料電池等の研究開発	106	水素SC研究開発実証	158	+50

エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）における省エネ対策

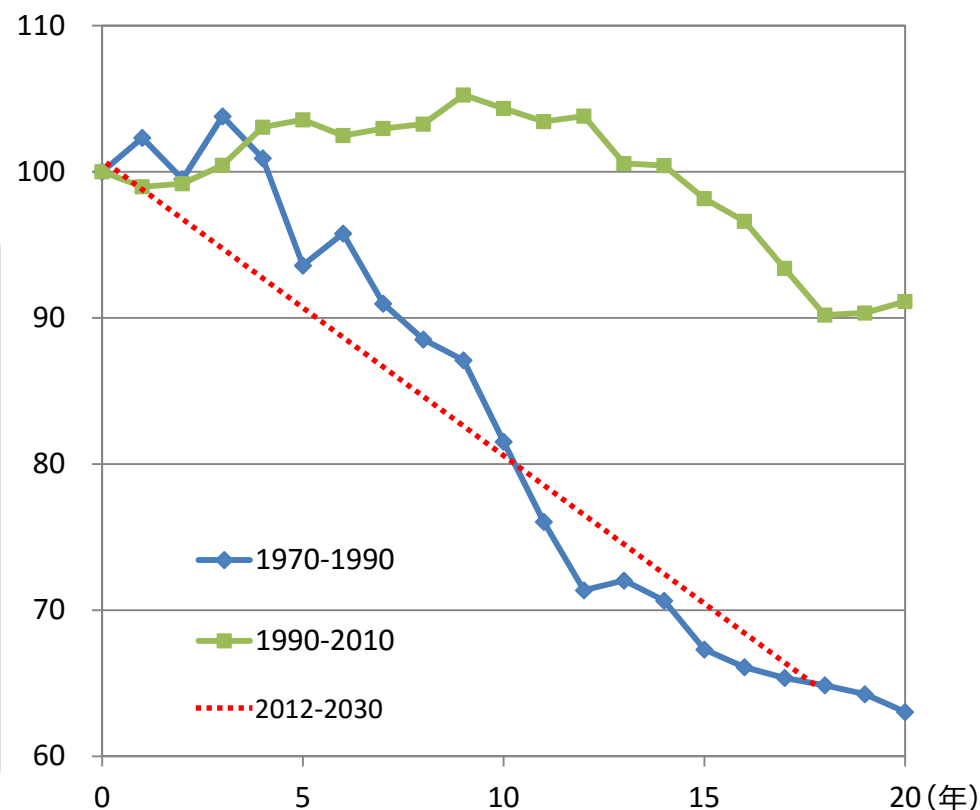
資料Ⅱ－6－11

- パリ協定における温室効果ガス▲26%目標と統合的なエネルギーミックスの達成のためには、2030年度に最終エネルギー需要を対策前比▲13%で原油換算5,030万kl程度削減する必要と試算されている。
- これはオイルショック後並みのエネルギー消費効率の改善が必要な水準とされる。

エネルギーミックスにおける最終エネルギー需要



エネルギー消費効率の改善



※ 1970年、1990年、2012年のエネルギー消費効率を100とする
 ※ エネルギー消費効率 = 最終エネルギー消費 / 実質GDP

省エネルギー関係予算の変化（22－30年度）

資料Ⅱ－6－12

- 温対税導入前後の省エネルギー関連予算は、省エネ補助金や省エネ関連のIT研究開発事業の増加などにより、+600億円程度増加。
- 一方で、近年、日本の省エネ施策については足踏みがみられるとの指摘もあり、こうした予算措置が社会全体の省エネの推進に役立っているのか見極める必要がある。
- また、AIやIoTといった研究開発は、近年、民間における研究開発が活発となっているところであり、必要性を精査していく必要。

【省エネルギー関係予算（当初）の変化（22－30年度）（エネ特エネ需勘定）】

（億円）

平成22年度		平成30年度		差
合計： 1,460程度		合計： 2,060程度		+600程度
主な内訳		主な内訳		
省エネ補助金	446	省エネ補助金	633	+190
運輸部門対策（CEV補助金）	137	運輸部門対策（CEV、トラック・船舶等）	226	+90
グリーンIT関係研究開発	77	AI・IoT関係研究開発（自動走行等）	312	+240
省エネ研究開発	213	脱炭素ものづくり	274	+60

- 省エネ政策の推進にあたっては、予算や税制による支援措置だけでなく省エネ法に基づく事業者への規制が存在。
- 近年、産業・業務部門のエネルギー消費の効率化は足踏みが続いており、予算による支援の効果を検証する必要。

主な予算・税制措置

産業・業務

- ・ 省エネ補助金
- ・ 省エネ設備投資利子補給補助金
- ・ 中小企業等に対する省エネ診断事業費

運輸

- ・ トラック・船舶等への省エネ補助金
- ・ エコカー減税
- ・ CEV補助金

家庭

- ・ 住宅の省エネ改修減税

省エネ技術の研究開発・
実証事業への予算措置

主な省エネ法による規制

- ・ 事業者に対してエネルギー消費効率改善目標（年平均1%）等の努力義務
- ・ ベンチマーク制度：各業界で上位1～2割が満たす水準（1%目標を達成しなくても評価）

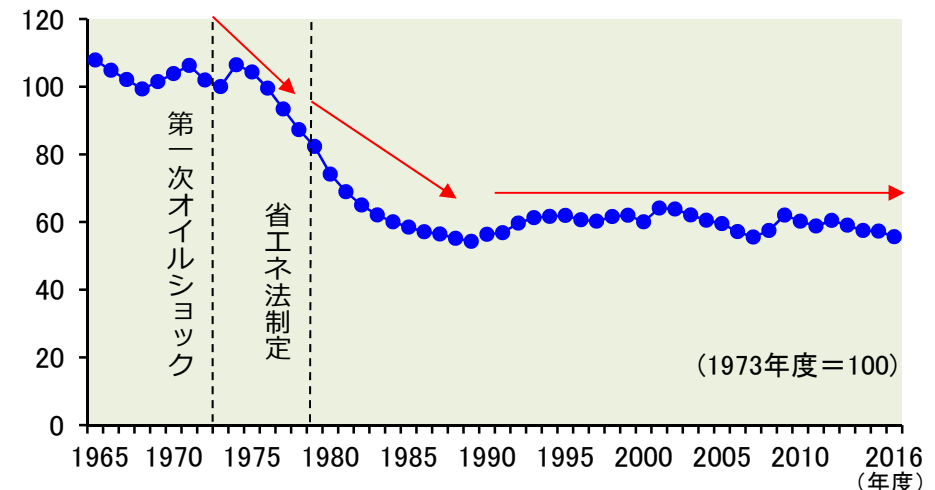
<エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者>（産業・業務）

- ・ 計画提出義務
- ・ 使用状況等の定期報告義務 など

<トップランナー制度>（産業・業務・運輸・家庭）

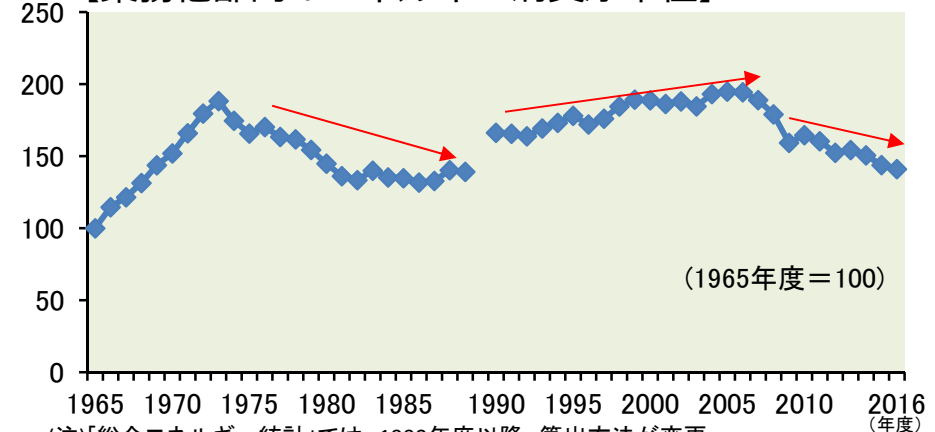
自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率目標設定（家電エネルギー消費の7割）

【製造業のエネルギー消費原単位】



出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、経済産業省「鉱工業指数」、日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」を基に作成

【業務他部門のエネルギー消費原単位】

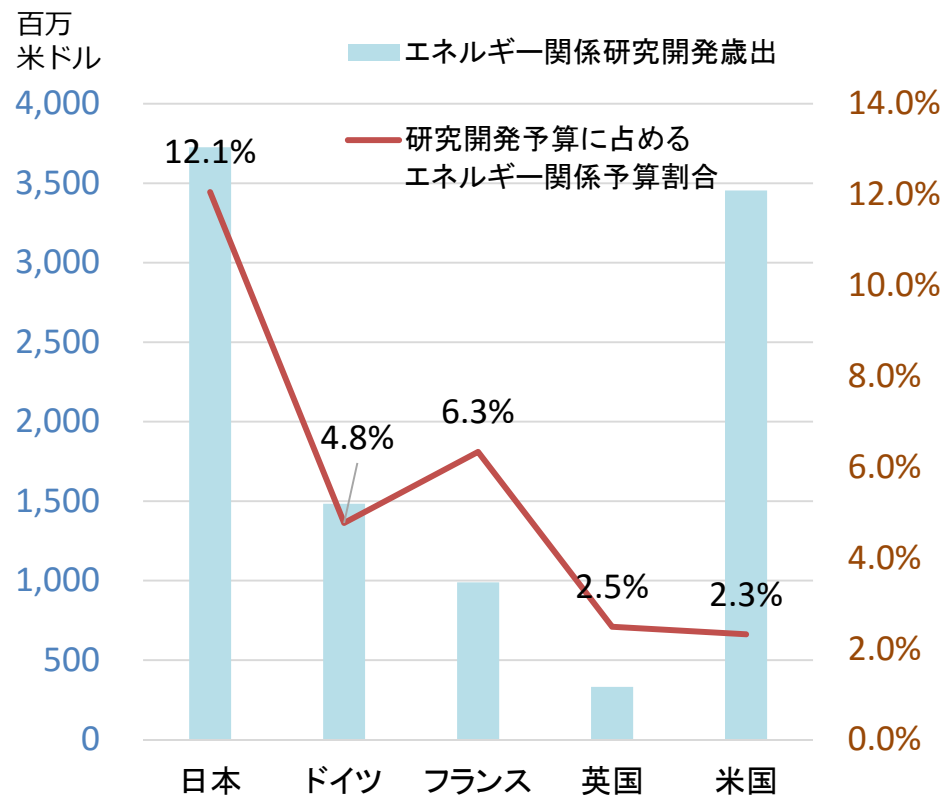


(注)「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、算出方法が変更。

出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成

- 各国のエネルギー情勢等が異なる点を考慮する必要があるものの、日本の政府支出に占める研究開発予算は、諸外国と比べて、ほぼ同程度である一方で、エネルギー関係の研究開発予算の占める割合やGDP比は大きい状況となっている。

【各国のエネルギー関係研究開発予算】



【各国のエネルギー関係研究開発予算の政府支出・GDPに占める割合】

国	政府支出に占めるエネルギー関係研究開発予算の割合	エネルギー関係研究開発予算のGDP比
日本	1.65%	0.08%
ドイツ	1.98%	0.04%
フランス	1.11%	0.04%
英国	1.26%	0.01%
米国	2.12%	0.02%

(出典) OECD, Government budget appropriations or outlays for RD

(注1) 英国は2015、その他は2016のデータ。

(注2) 米国については、州政府の支出を含むIEAのデータで見るとエネルギー関係予算は約67億ドル(GDP比0.04%程度)である。

- AIや自動走行などについては、今後、政府方針の下、その普及を推進していくこととなっており、エネルギー関係の研究開発として予算計上。
- 政府の方針にのっとり、こうした分野の取組を進める必要があるが、一方で、①AIは既に外国において、巨額の民間投資が行われる等、相当程度民間における研究が先行している分野であること、②自動走行についても、すでに多くの民間企業が実用化に向けた取組を進めていること、なども踏まえる必要。
- こうした民間において既に先行した取組が進んでいる分野については、極力民間の競争力を活用し、企業にも応分の負担を求めるなどしつつ、国の予算措置の対象を重点化していく必要がある。

【AIや自動走行に関連した政府方針】

AI関係

「人工知能技術戦略会議」でAI技術の産業化に向けたロードマップ（平成29年3月）

自動走行関係

「未来投資戦略2018」・「官民ITS構想・ロードマップ2018」で2020年度までに高度な自動走行を実現

【エネルギー関係予算の例】

予算	概要	31年度概算要求 (30年度当初)
次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発	○AIの適用領域の拡大 ○ものづくり現場でのAI活用に向けた技術開発	25億円 (5億円)
高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費	○トラックの隊列走行において2台目以降を無人として隊列を組む走行を実証。 ○管制による自動車の自動走行の実証。	55億円 (35億円)

＜日本のAI投資＞

- ・政府： 770億円
- ・民間： 6,000億円

＜米国のAI投資＞

- ・政府： 5,000億円
- ・民間： 約7兆円
(内閣府、文部科学省調べ)

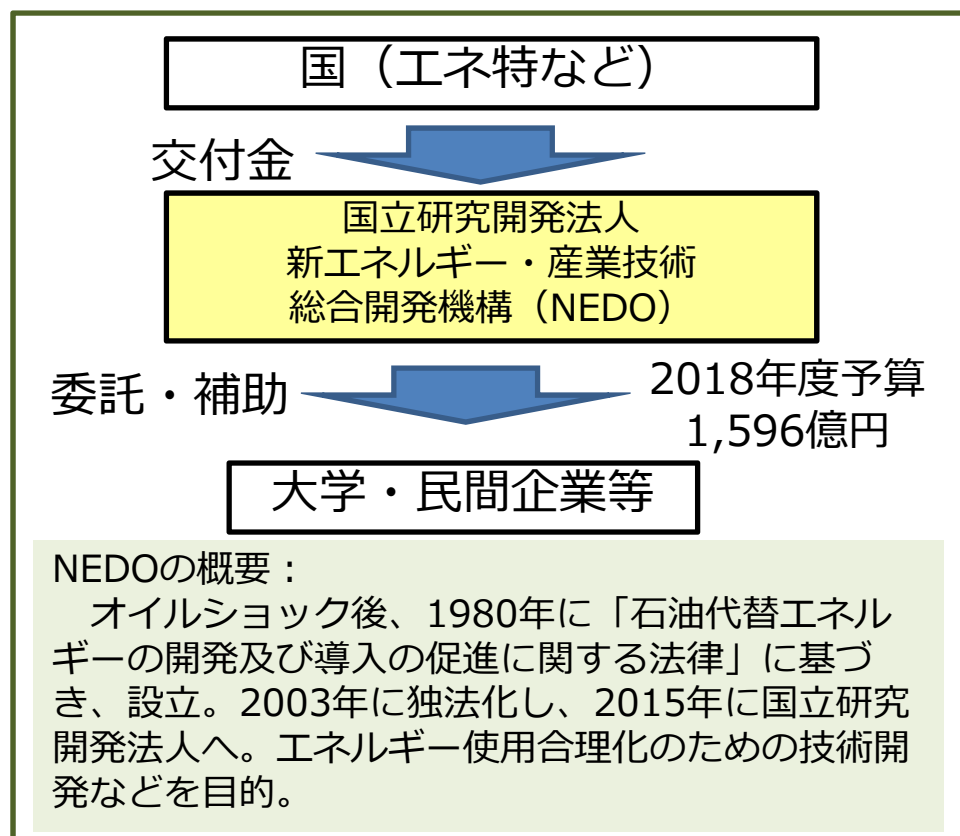
米国MITは、AI研究に10億ドル投資し、関連分野の教授陣を倍增。

(日経新聞 2018.10/16)

・国内主要メーカーは自動走行の研究開発に着手 (日経新聞「研究開発活動に関する調査2018」)

- エネルギー関係研究開発予算のうち、省エネ技術などに関するものは、主に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」を介して大学や民間企業等に委託・補助が行われる。
- 一般会計含めこれまで約3.6兆円の費用が投じられ、そのうち実用化が確認できたプロジェクトの費用は7,236億円（約20%）とされている。
- NEDOにおいて、民間だけでは担うことが難しいリスクの高い研究開発を手掛ける意義はあると考えられるが、実用化に至らない研究も多くあることから、特に複数年度のプロジェクトで特段の進展のない案件については事業の必要性を含めて精査するとともに、収益納付の仕組み等の活用も検討すべき。

【NEDOのイメージ】



【NEDOのプロジェクトに係る費用など】

	実績等
設立から技術開発プロジェクトに投じた費用	約3.6兆円
実用化が確認できたプロジェクトの費用	約7,236億円
売上実績のある製品	115製品
上記の累積売上実績※ ※NEDOの寄与率を100%と仮定。	約52.4兆円

（出典）NEDOインサイド製品2018

【NEDOの収益納付の仕組み】

NEDOの助成事業終了の翌年度以降、5年間事業者は報告書を提出し、実用化による収益がある場合には、NEDO事業の寄与率に応じて収益を納付。

＜各年度の収益納付額＞

（単位：億円）

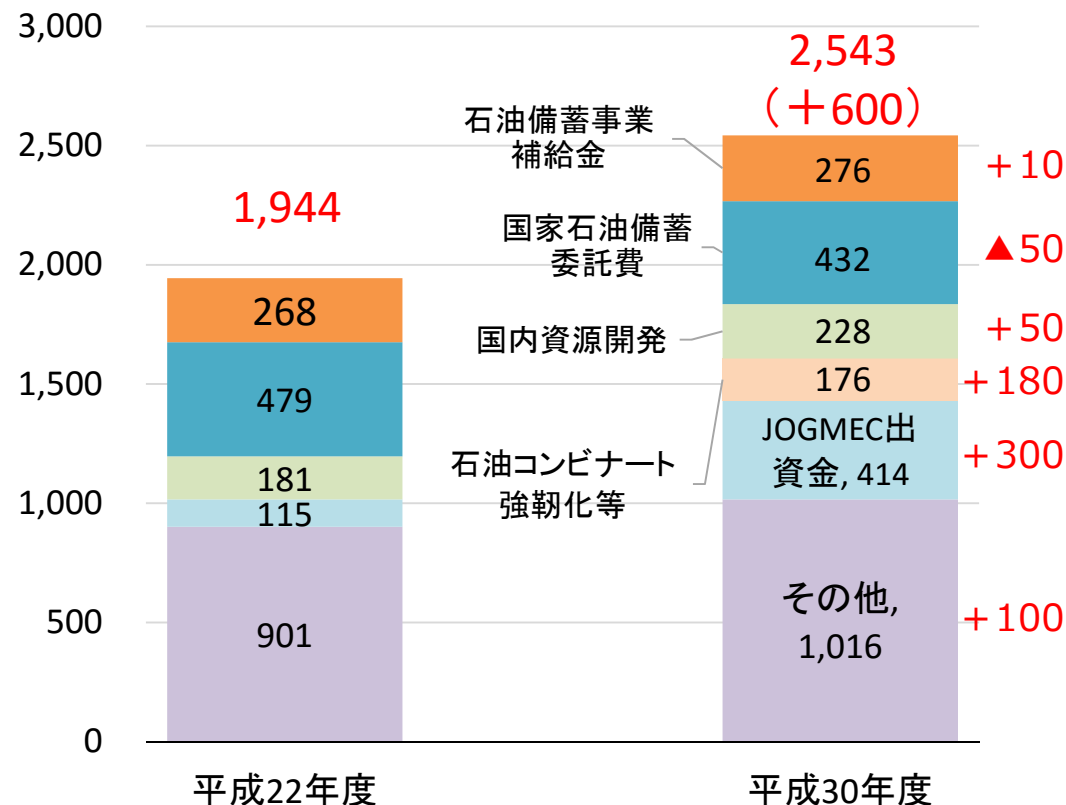
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0.03	0.23	0.04	0.14	0.55

※ これまでの収益納付の累計額：6.3億円

- 資源権益確保や備蓄などの資源関係の歳出は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において予算措置を行っている。
- 平成23年度の東日本大震災を経て、エネルギー自給率が低下する中、災害に備えた石油コンビナートの強靱化対策や石油・天然ガス等の資源権益獲得のためのJOGMEC（（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構）への出資金が増大。

【エネ特エネ需勘定の資源関係歳出】

単位：億円



石油備蓄事業補給金 (30年度：276億円)

国家備蓄石油約5,000万klのうち、国家石油備蓄基地に貯蔵しきれない約1,500万klについて、民間の石油精製業者等が所有する民間タンクを借り上げて蔵置。

国家石油備蓄委託費 (30年度：432億円)

国家備蓄石油約5,000万klのうち、約3,400万klを貯蔵する全国10か所の国家石油備蓄基地への修繕、点検、油種入れ替えなどにかかる委託費。

国内資源開発関係 (30年度：228億円)

メタンハイドレードなどの国内資源開発に係る研究開発・調査費等。

石油コンビナート強靱化等 (30年度：176億円)

災害に備えた石油コンビナート強靱化や地域のエネルギー供給拠点の整備事業など。

JOGMEC出資金 (30年度：414億円)

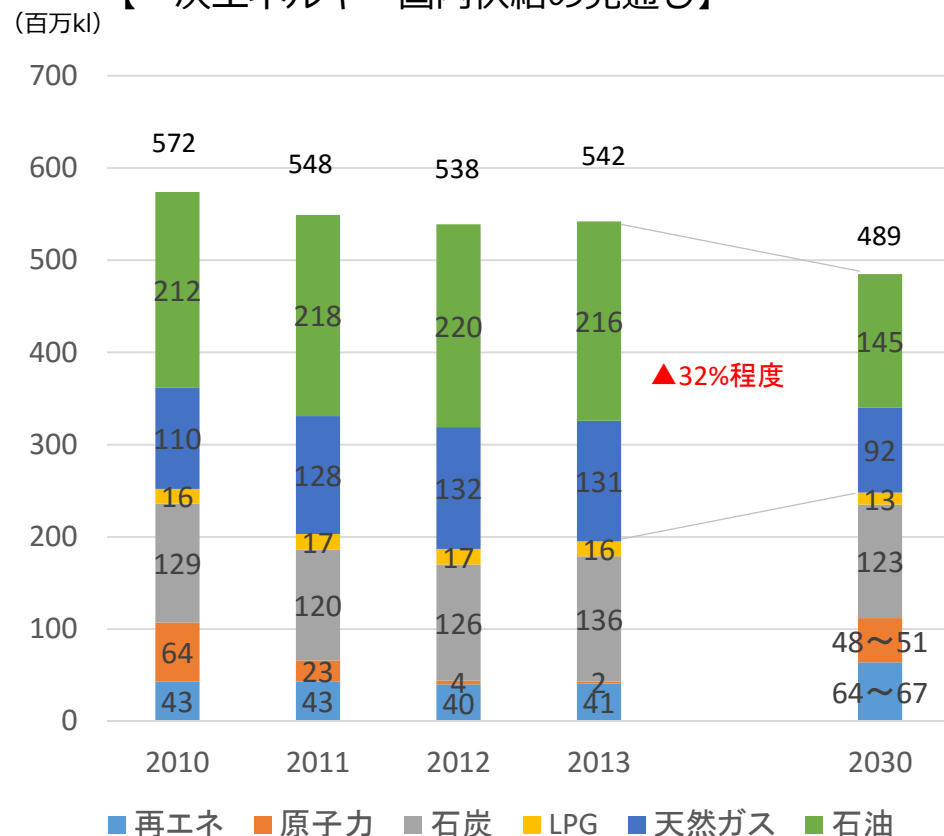
我が国企業の石油・天然ガス資源の権益獲得に向けたリスクマネーの供給。

エネルギー需給見通しと自主開発比率の試算

資料Ⅱ－6－18

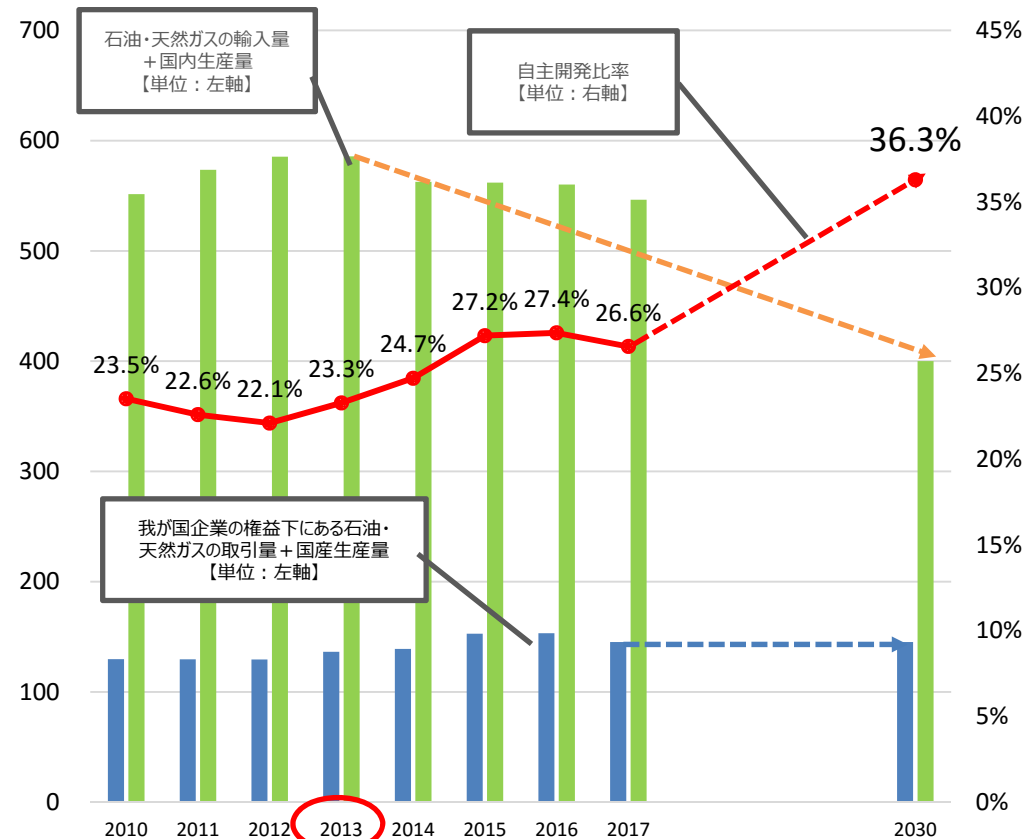
- 2010年のエネルギー基本計画において、石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする目標を設定。
- エネルギーミックスを前提とすると、2030年度には一次エネルギー供給における石油・天然ガスの比率は▲32%程度低下する見込みであり、自主開発量を現状と同程度と仮定すると、自主開発比率は4割弱まで上昇。
- JOGMEC出資金をはじめとした資源確保に向けた政策については、こうした状況を踏まえ、真に必要な案件に注力すべき。

【一次エネルギー国内供給の見通し】



(出典)「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省)

【自主開発比率の試算】



背景・目的

- 市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- また、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

事業概要

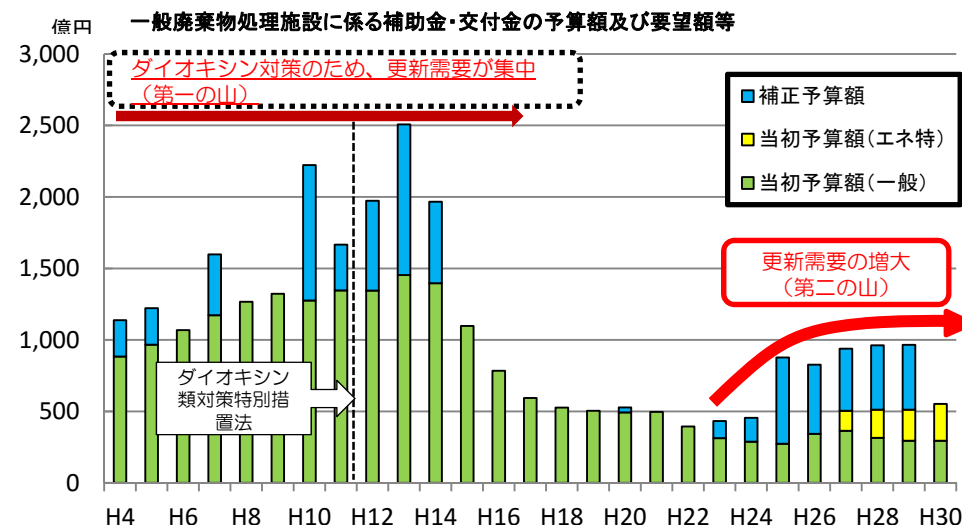
- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

期待される効果

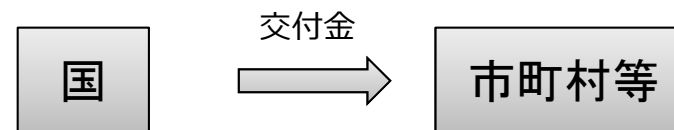
- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。

事業目的・概要等

イメージ



事業スキーム



【交付先】

市町村等(一部事務組合、広域連合、特別区含む)

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

循環型社会の形成 ～効率的で持続可能な廃棄物処理体制の構築～

資料Ⅱ－6－20

- 廃棄物処理施設は、1990年代に大きな社会問題となったダイオキシン問題への対応のための施設整備から20年以上が経過し、老朽化に伴う更新需要が増加傾向。
他方、人口減少や地方の過疎化、担い手不足といった問題も顕在化しており、今後、安定的・効率的で持続可能な運営を行うためには、更新及び維持管理に係るトータルコストを縮減することが重要。
- このため、施設の広域化・集約化、P F I等の民間活用、廃棄物エネルギー活用（省エネ化）の徹底を図るべき。

＜ごみ焼却施設の老朽化の状況＞

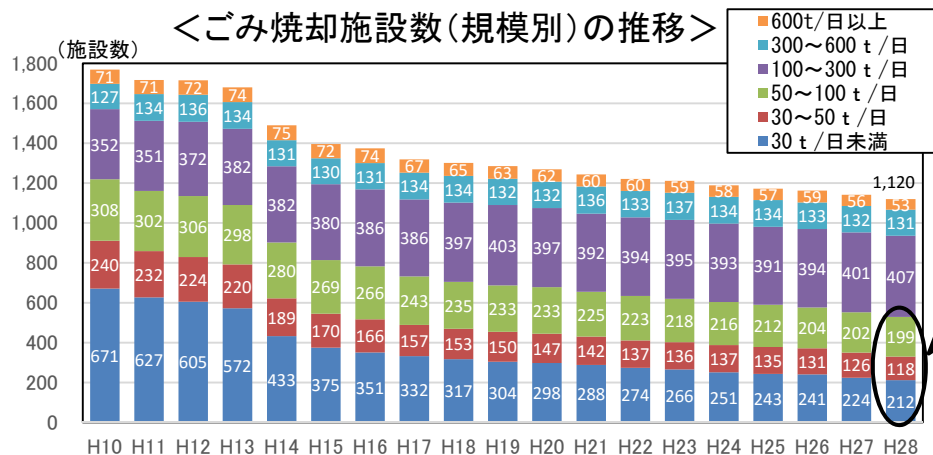
※平成28年度末時点

	施設数	割合
合計（全国）	1,120	—
うち築20年超	473	42%
うち築30年超	209	19%
うち築40年超	48	4%

築20年超
が65%

（出典）環境省

＜ごみ焼却施設数（規模別）の推移＞



現在でも
約5割が
100t/日
未満

＜P F I事業の実施状況（廃棄物処理施設）＞ ※平成27年度末時点

- 実施件数：24件（※平成27年度末のごみ焼却施設数は合計1,141施設）
- 事業費：約15億円～約580億円
- コスト削減効果（V F M）：約28%

【具体例】御殿場市・小山町広域行政組合（ごみ焼却施設の建設・維持管理）

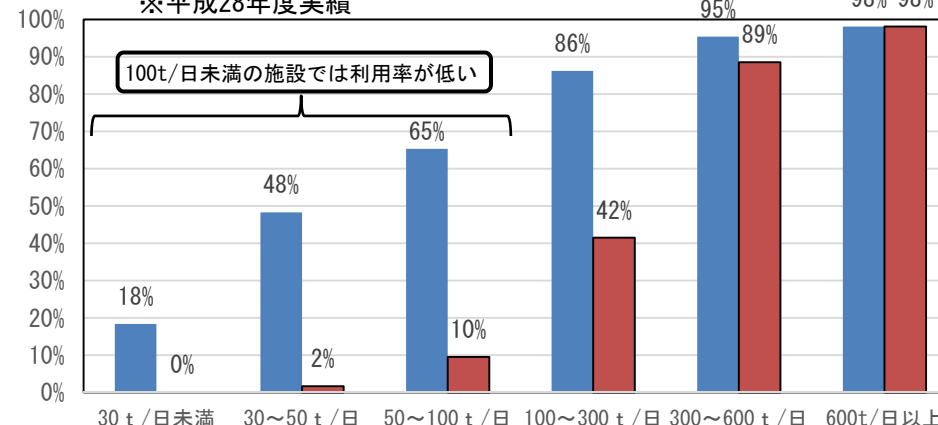
- ・ 事業期間：23年（平成24年3月～平成47年3月）
- ・ 事業費：約153億円
- ・ 事業者：日立造船（株）他4社
- ・ コスト削減効果（V F M）：約36%



（出典）内閣府、御殿場市・小山町広域行政組合

＜ごみ焼却施設（規模別）の廃棄物エネルギー利用状況＞

※平成28年度実績



- 各都道府県が策定するごみ処理の広域化計画では、「可能な限り焼却能力300t/日以上（最低でも100t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設」を設置できるよう、市町村を広域ブロック化することが求められている（平成9年厚生省通知「ごみ処理の広域化計画について」）。

循環型社会の形成 ～効率的で持続可能な廃棄物処理体制の構築～

資料Ⅱ－6－21

- また、一般廃棄物会計基準の導入や廃棄物処理の有料化等を通じて、行政コスト収支の透明化・運営効率化や廃棄物の減量化を一層促進すべき。

＜生活系ごみ(粗大ごみを除く)の収集手数料の状況＞ ※平成28年度末時点

	市区町村数	(割合)
有料	1,120	64.3%
無料	615	35.3%
収集無し	6	0.3%
合計	1,741	100%

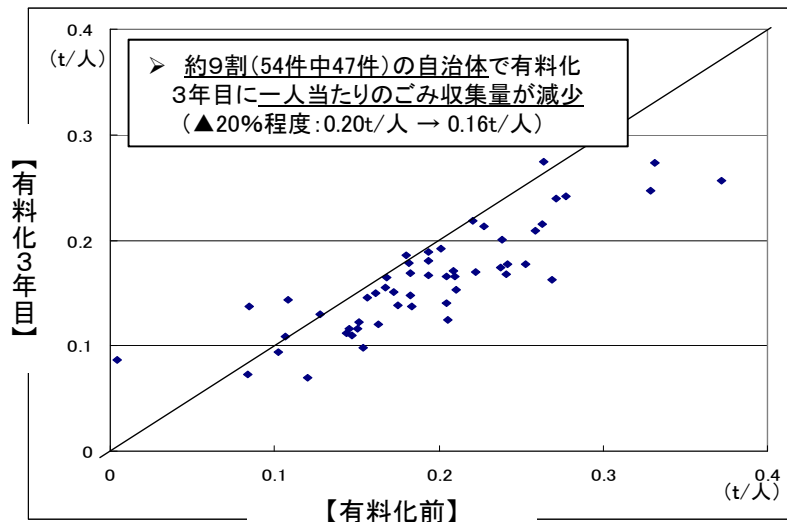
(出典)環境省

＜一般廃棄物会計基準の導入状況＞ ※平成28年度末時点

	市区町村数	(割合)
導入	66	3.8%
未導入	1,675	96.2%
合計	1,741	100%

(出典)環境省

＜家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量の変化＞

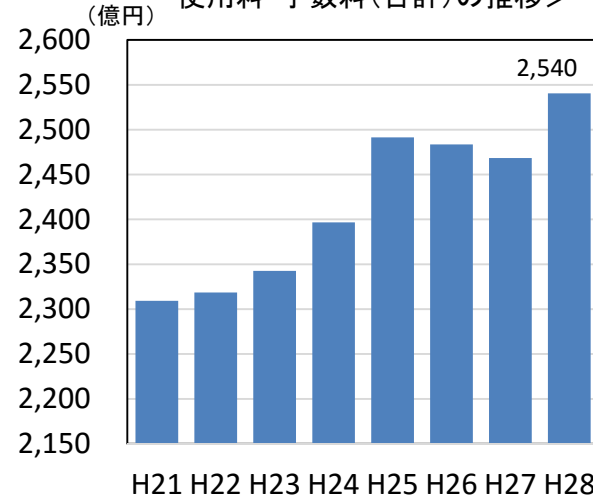


(注1)平成17～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象として袋による単純比例制を導入している自治体54件が対象。

(注2)可燃ごみの有料化前年と有料化3年目(有料化実施2年後)の年間の一人当たり可燃ごみ収集量を比較。

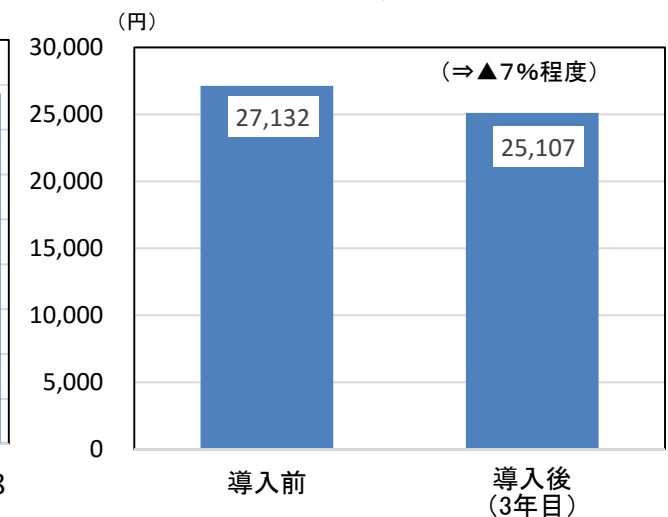
(出典)環境省

＜ごみ処理事業における使用料・手数料(合計)の推移＞



(出典)環境省

＜一般廃棄物会計基準の導入前後の1t当たりごみ処理原価の変化(長野市の事例)＞



(注)長野市は平成19年度に一般廃棄物会計基準を導入。

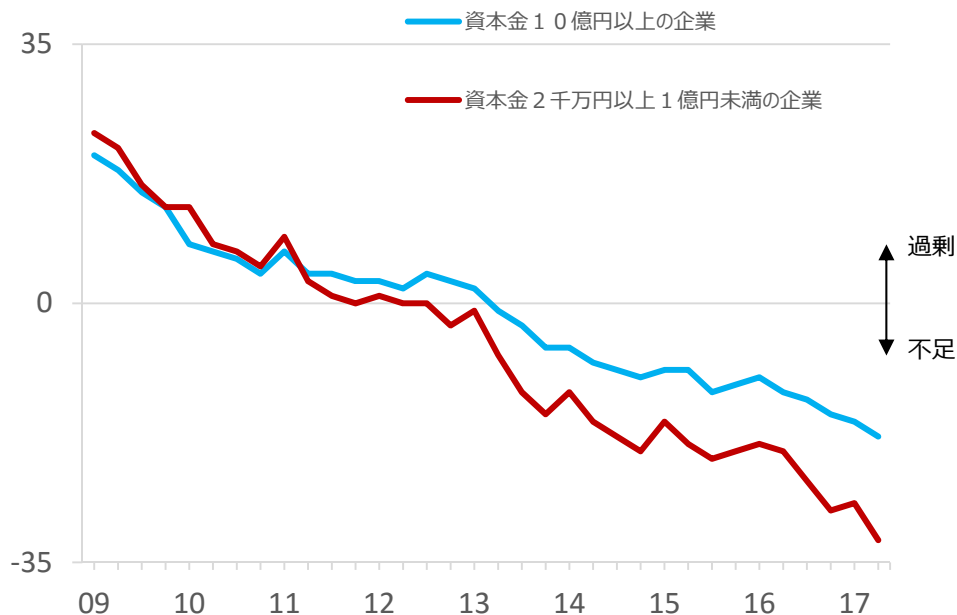
(出典)長野市

生産性の向上が課題

資料Ⅱ－７－１

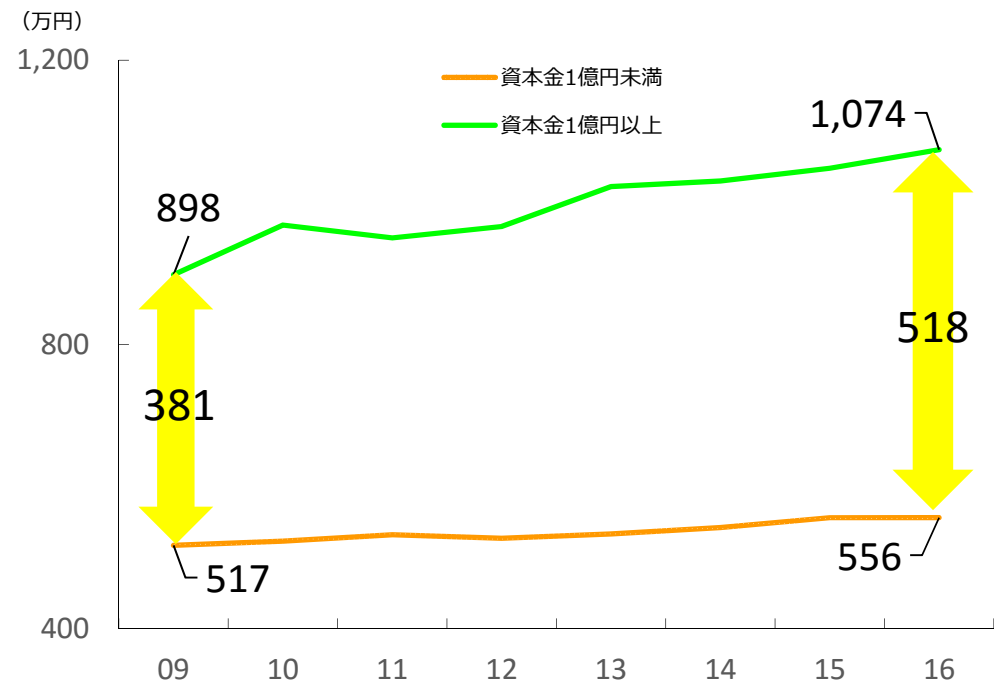
- 労働力人口の減少・高齢化が見込まれる中、既に人手不足感が急速に高まってきている。
- 人手不足の中にあっては生産性向上が急務であるものの、中小企業の生産性は、大企業と比較して低く、改善もしていないのが現状であり、付加価値を生み出す効果的な設備投資等により中小企業の労働生産性を高めていくことが不可欠。

雇用人員D I（%pt）



（資料）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

企業規模別の労働生産性（従業者一人あたり付加価値額）の推移



出所：財務省「法人企業統計年報」

（注） 従業者1人あたり付加価値額＝付加価値額／従業員数

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「平成30年度予算の編成等に関する建議」 (平成29年11月29日財政制度等審議会)

資料Ⅱ－7－2

(前略) 中小企業を取り巻く現状を踏まえれば、今後の中小企業支援策は、市場競争を前提に、独立した中小企業者の自主的な努力の助長を旨とする「中小企業基本法」の原点に立ち返り、経営力強化に向けた自律的な取組を促していくことが適当である。中小企業の手元資金の改善状況や信用補完制度の見直しの趣旨もあわせ考えれば、中小企業の資金需要に対する補助金等の財政資金の必要性は低下してきており、新たな信用補完制度の下で民間資金の活用により対応していくことを基本とすべきである。

その上で、中小企業向けの補助金については、現下の中小企業政策の課題を踏まえつつ、公平・公正な競争環境の確保やモラルハザードの防止の観点から不断の見直しを行うとともに、中小企業セクター全体への波及効果が大きく、生産性向上につながるような分野・対象（オープンイノベーションによる研究開発等）に重点化していくべきである。

同時に、事業の効率性が高まるよう、補助率のメリハリ付け等の効果的な対応を講じていく必要がある。更に、中規模企業と小規模企業では財務基盤に違いがあることや、小規模企業については、「小規模企業振興基本法」において事業の持続的発展が旨とされていることを踏まえ、補助の在り方を含めて、両者に対する支援の枠組みを再構築していくことも重要である。

- 建議を踏まえ、30年度予算では、補助事業の廃止、補助率の見直し等を実施。

中小企業向けの補助率の見直しの状況

資料Ⅱ－７－３

- 中小企業向けの補助金については、依然として高い補助率のものが占める割合が大きい。
- ３１年度予算においても、引き続き事業の効率性が高まるよう、補助率のメリハリ付け等の効果的な対応を講じていく必要がある。

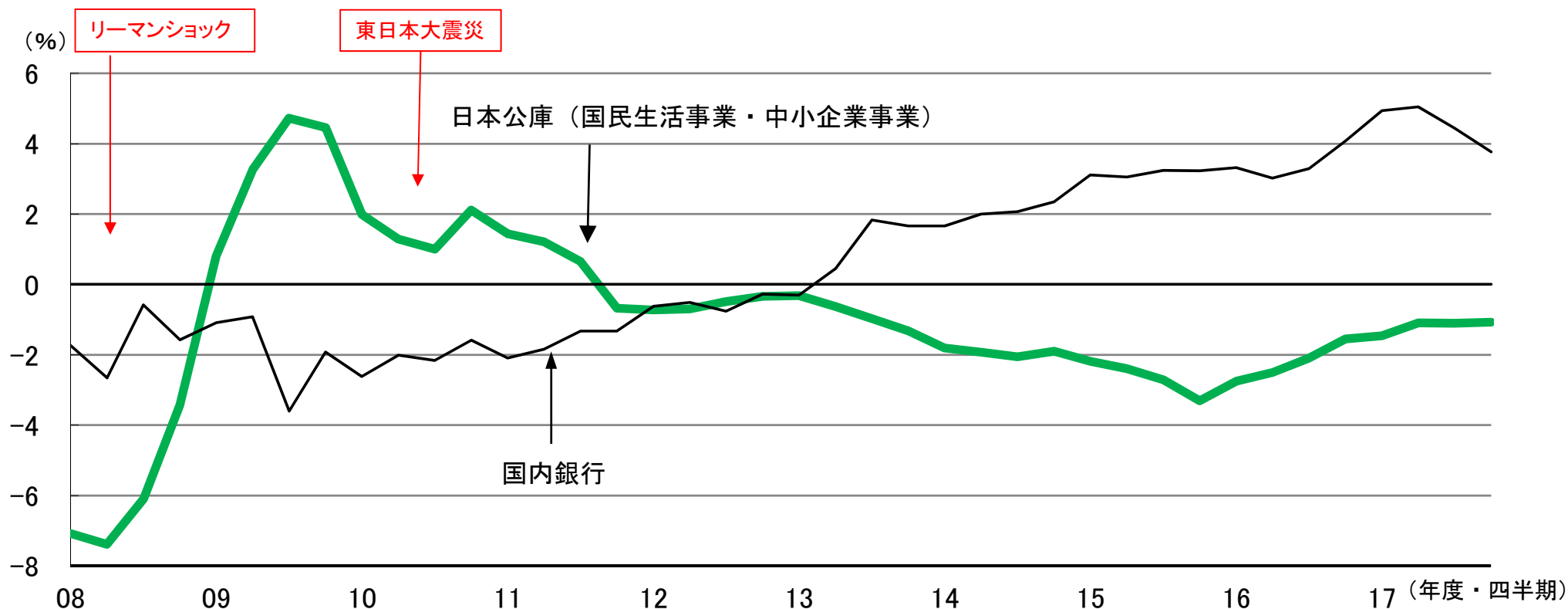
中小企業等向け補助金の補助率別構成比



(注)「中小企業等向け補助金」とは、一般会計の中小企業対策費として経済産業省に計上された裁量的経費である補助金のうち、地方公共団体向けや政府関係機関等向けを除いたもの。

- 日本政策金融公庫による貸出は危機時に拡大。危機が去るとともに、民間金融機関の貸出は増加し、日本公庫の貸出は減少。

中小企業向け貸出残高の伸び率

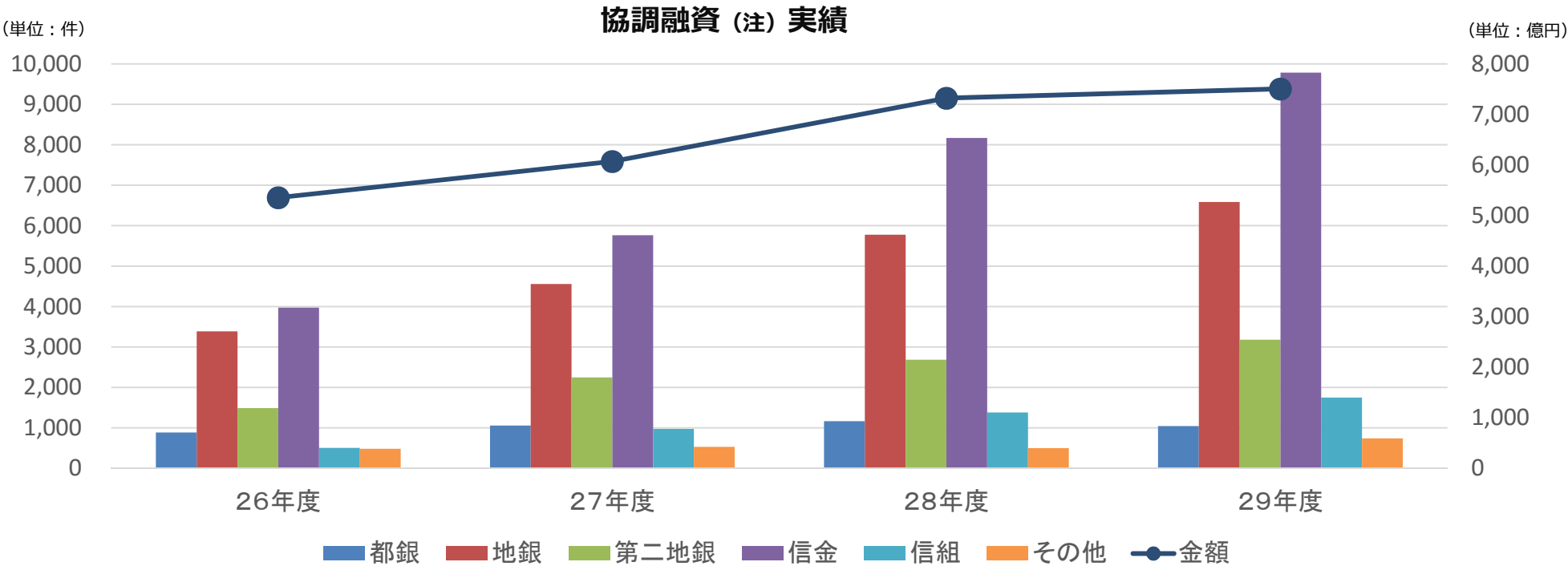


(注) 国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。日本銀行「金融経済統計月報」より抜粋加工。
伸び率は各四半期末残高の前年同期比。

○ 民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との業務提携を推進。

協調融資スキームの構築実績（平成30年3月末時点）

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計
機関数	1	61	40	257	90	5	454

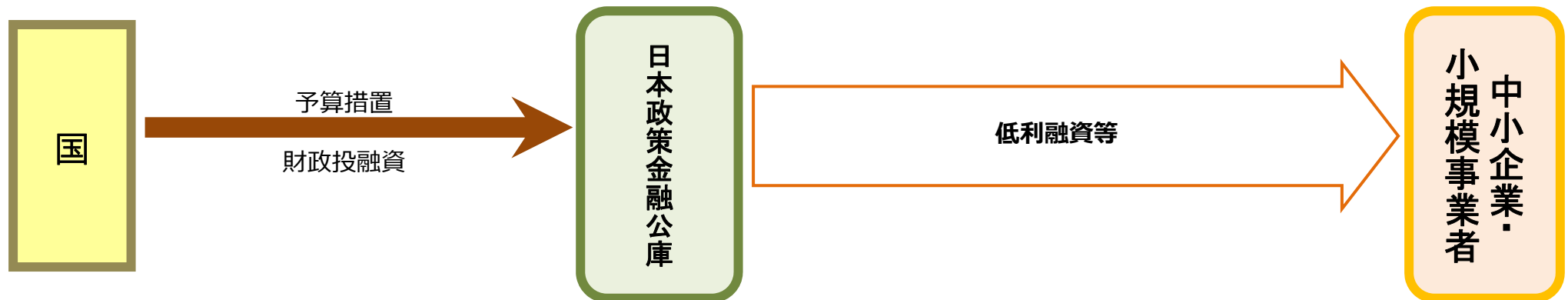


(注) 協調融資とは、同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、両者が融資（保証）を実行または決定したもの。（公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含む。）

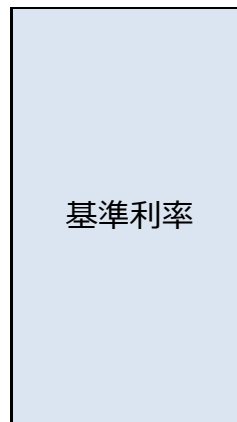
- 政策的に必要性が高い分野や危機発生時において、民業補完の観点から、長期・低利の資金を供給。
- 公庫における通常の貸付けの際の金利は「**基準利率（※１）**」による。
- その上で、特に政策的な対応が必要な分野など、要件を満たす場合には、**基準金利から一定程度利率を引き下げた「特別利率」（※２）を適用**しており、これらの**金利の引き下げ分に対して、予算事業（日本政策金融公庫補給金）として、国が補給金を交付**している。（平成30年度当初予算額 355億円）

※１ 調達コスト・事務コストに信用リスク等を加味した上で設定される

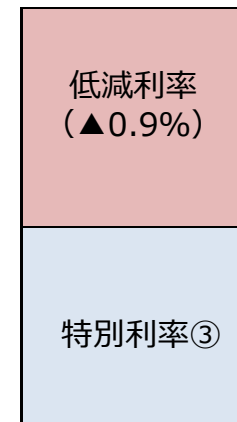
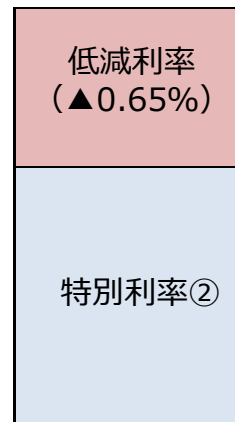
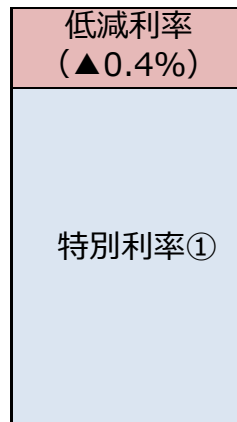
※２ 特別利率：【特別利率①：基準利率から▲0.4%、特別利率②：基準利率から▲0.65%、特別利率③：基準利率から▲0.9%】



<通常の貸付>



<特別利率での貸付>



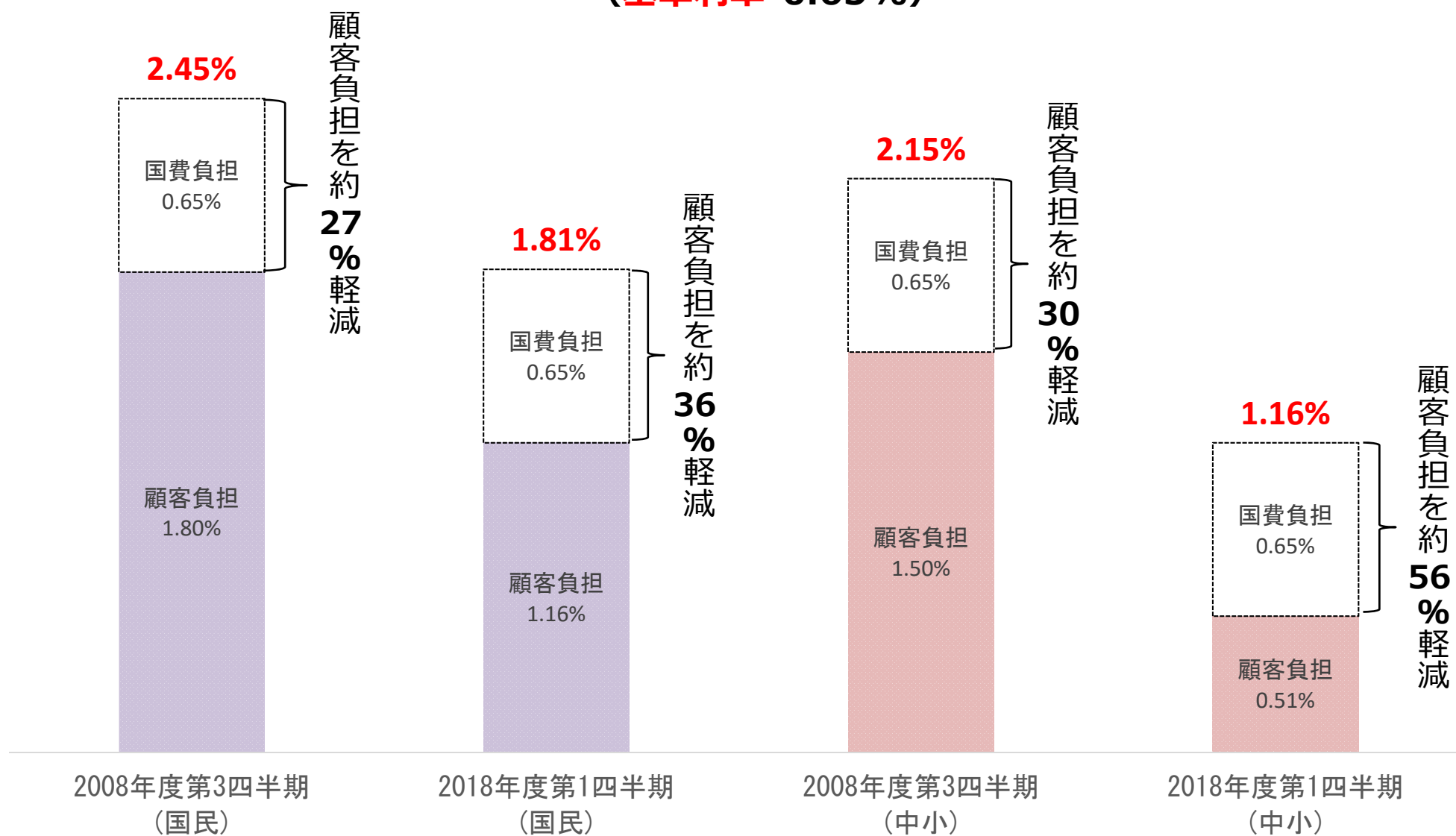
補給金による貸付利率の
引下げ分

実際に顧客が負担する金利

資料Ⅱ-7-7

- (注2) 公庫の金利は、貸出期間5年の基準金利。地方銀行・第二地方銀行・信用金庫の金利は、日本銀行「預金・貸出関連統計」の貸出約定平均金利 新規/長期(貸出期間1年以上)

特別利率② (基準利率-0.65%)



日本政策金融公庫における主な貸付制度の一覧

資料Ⅱ－7－9

制度名	資金名	概要	適用特利	要件
新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の者等を対象	特利②	公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた者等。
			特利③	上記の要件＋知的財産権等で開発した技術を利用して新事業を行う者等。
	女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上で新たに事業を始める者等を対象	特利①	2億7千万円まで。
			特利②	上記の要件＋知的財産権等で開発した技術を利用した事業であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。
企業活力強化貸付	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う者、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む者等を対象	特利①	2億7千万円を限度に、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者等。
			特利②	2億7千万円を限度に、企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取り組みを行う方及び行おうとする者等。
			特利③	2億7千万円を限度に、地域再生法に基づく認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者等。
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する者や、産業公害防止施設などを設置する者等を対象	特利①	4億円を限度に、発電設備（太陽光（発電出力10kW以上の自家消費型発電設備）に限る）、熱利用設備（地中熱及び太陽熱に限る）を取得する者等。
			特利②	4億円を限度に、アスベストを発生または飛散させる者で、アスベストの発生または飛散の防止のために必要と認められる設備資金等。
			特利③	4億円を限度に、大気汚染の原因となる特定物質を排出する者で、公害防止施設等を取得するために必要な設備資金等。
災害復旧貸付		災害により被害を受けた者を対象	▲0.9%	激甚災害の場合に当初3年間1千万円まで。

（注）日本公庫（中小）での特別貸付を例に記載

入国管理行政の役割が増大する現状と今後の課題

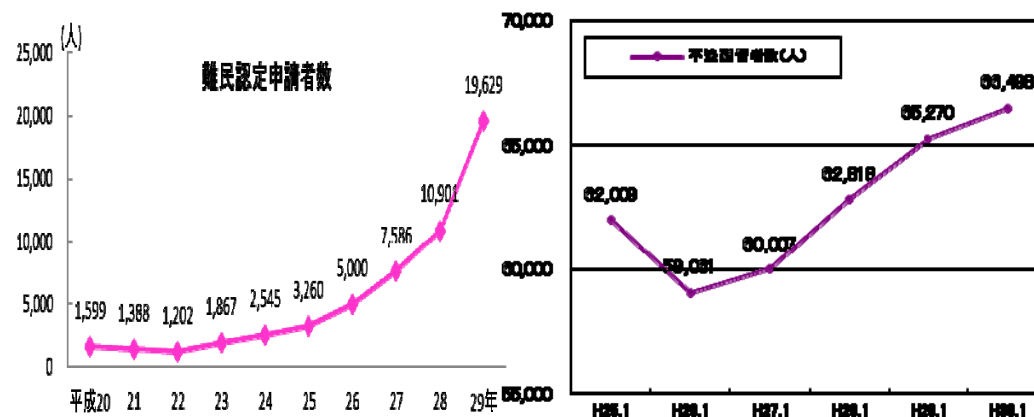
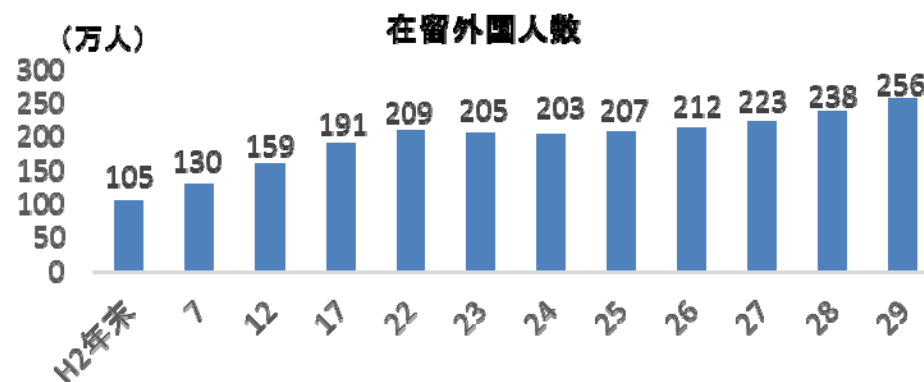
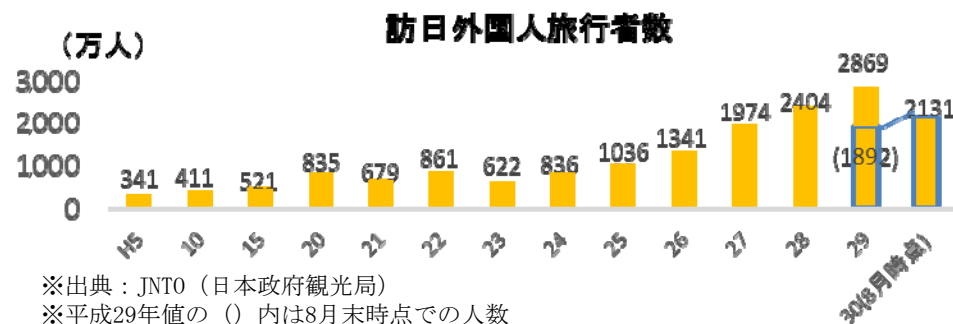
資料Ⅱ－８－１

現 状 と 課 題

- 訪日外国人旅行者数が急増（平成29年は前年比19%増）しているほか、平成29年には在留外国人数が256万人、難民認定申請数が19,629人となり、いずれも過去最多。不法残留者数（H30.1.1現在で6万6,498人）も4年連続で増加。
- ⇒ 今後の新たな外国人材の受入れ等に対応するため、円滑かつ厳格な出入国審査、外国人の受入れ環境の整備や在留管理体制の強化が必要

政府の方針

- **明日の日本を支える観光ビジョン**（H28.3.30決定）
 - ・ 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に
 - ・ 訪日クルーズ旅客を2020年に500万人へ
- **観光ビジョン実現プログラム2018**（H30.6.12観光立国推進閣僚会議決定）
 - ・ 世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査を実現するための取組を実現する。
- **未来投資戦略2018**（H30.6.15閣議決定）
 - ・ 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
- **未来投資戦略2018及び経済財政運営と改革の基本方針2018**（H30.6.15閣議決定）
 - ・ 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する
 - ・ 外国人材への支援と在留管理等（きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。）
 - ・ 外国人の受入れ環境の整備（法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たす。在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。）



外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議等

- 平成30年7月20日 設置
- 平成30年7月24日 第1回関係閣僚会議において、外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、生活者としての外国人に対する支援や的確な在留管理等、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に係る課題を整理。
- 平成30年10月12日 第2回関係閣僚会議において、新たな外国人材の受入れに関する制度の概要をとりまとめ。
- 出入国管理及び難民認定法等の改正法案を、臨時国会に提出予定。

在留資格「特定技能」の創設

1. 受入れ対象分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2. 受入れ対象者

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、受入れ機関又は登録支援機関において我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない
- 「特定技能2号」は、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認める

(出典)

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料

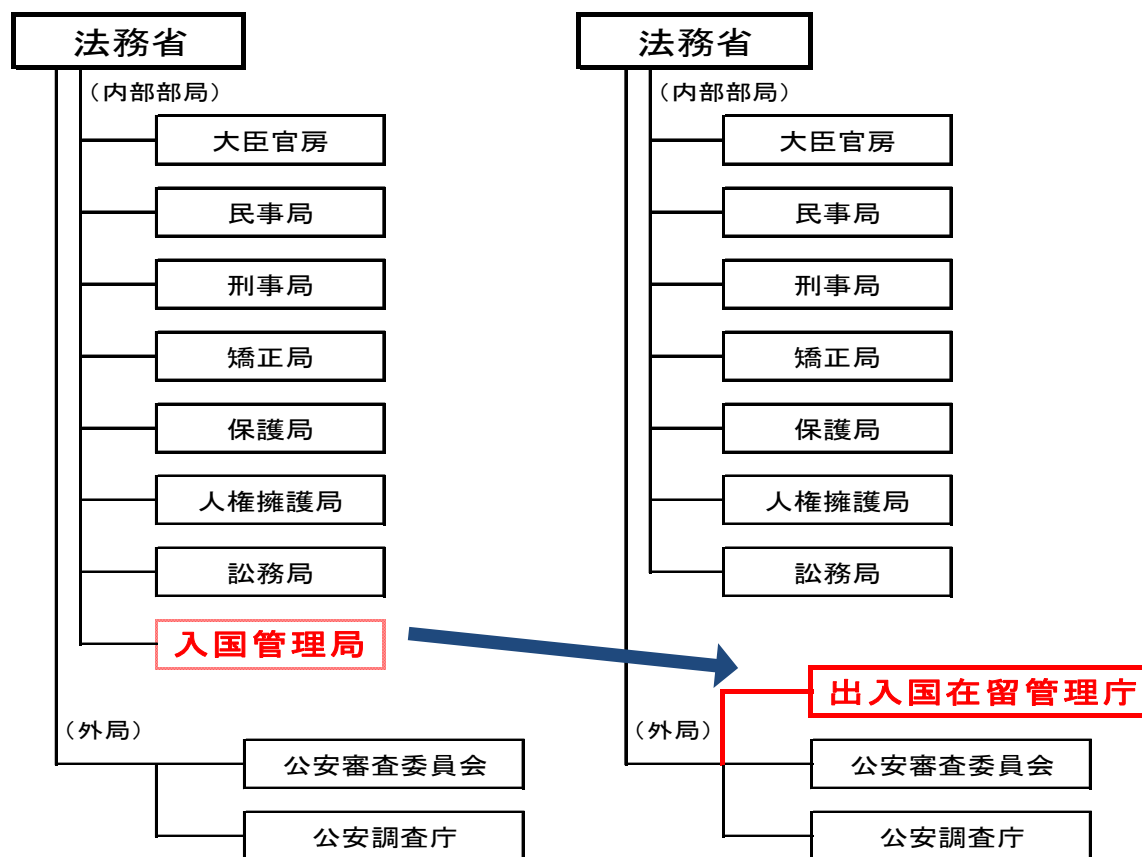
平成30年10月12日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

- 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討

- 新たな在留資格の創設に伴う在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画並びに総合調整といった業務を一体的かつ効率的に取り組む組織として、法務省の外局に出入国在留管理庁を新設することが検討されている

法律改正後法務省機構図イメージ



(出典)

平成30年10月12日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料

○平成31年度以降、各種大規模イベントを控え、良好な治安確保や、テロの未然防止等のための警備体制の徹底が必要。

G 20 大阪サミット

約35カ国・機関が参加

【G 7】 日本 米 英 伊 加 仏 独 EU

アルゼンチン 豪 ブラジル 中 印 インドネシア トルコ
メキシコ 韓 露 サウジアラビア 南アフリカ (20カ国)

加えて、約6～8カ国、7～8機関が「招待枠」で参加

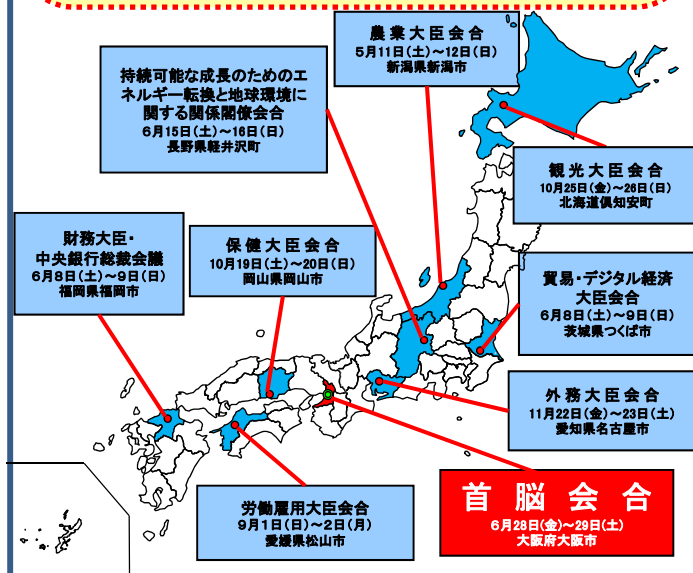
「2017年G 20ハンプブルグ・サミットの例」

〈招待国(7カ国)〉

ギニア、オランダ、ノルウェー、セネガル、シンガポール、スペイン、ベトナム

〈国際機関(8機関)〉

金融安定理事会(FSB)、国際労働機関(ILO)、
国際通貨基金(IMF)、世界保健機関(WHO)、
世界貿易機関(WTO)、国際連合、世界銀行、
経済協力開発機構(OECD)



退位及び即位の諸儀式

平成31年度

平成32年度

各儀式には、国内外要人の多数の参列が見込まれる。

退位の礼(平成31年4月)

- 天皇陛下が国民の代表の前で最後のお言葉を述べられる儀式。

即位の礼(平成31年5月、10月)

- 5月に「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」が、10月に「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」がある。
「剣璽等承継の儀」: 新天皇が皇位のしるしとされる神器を承継される儀式
「即位後朝見の儀」: 即位後初めて国民の代表に会われる儀式
「即位礼正殿の儀」: 即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことごとく儀式
「祝賀御列の儀」: 即位礼正殿の儀終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるための御列
「饗宴の儀」: 即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴



大嘗祭(平成31年11月)

- 即位後初めて国家・国民の安寧と五穀豊穡を祈念する皇室の儀式。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

大会の概要

※ H30年6月末現在

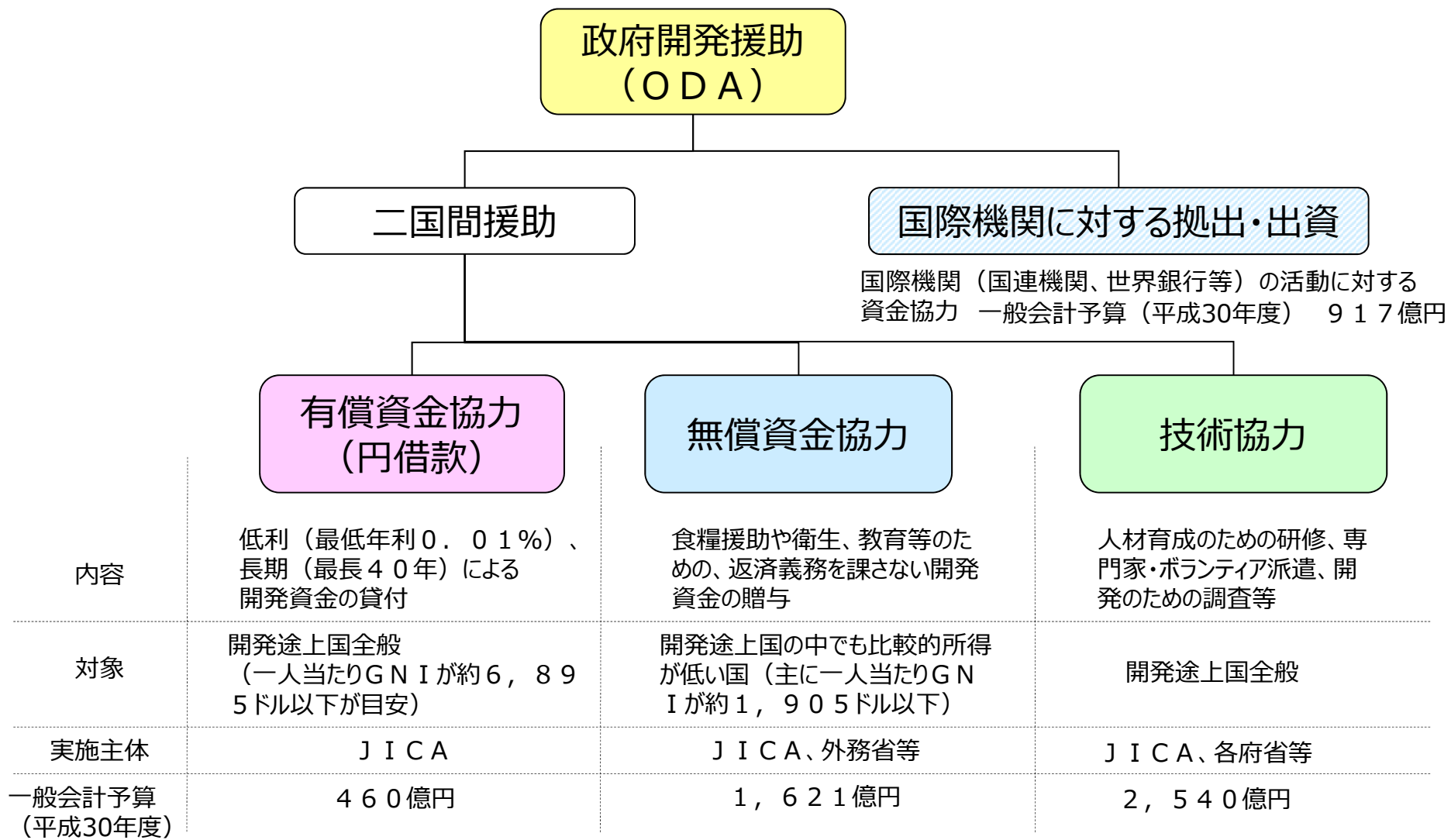
大会をめぐる状況

- オリンピック
7月24日～8月9日(17日間)
競技数: 33競技 339種目
会場数: 42か所(1都8道県)
- パラリンピック
8月25日～9月6日(13日間)
競技数: 22競技 540種目
会場数: 21か所(1都3県)
- 全国で聖火リレー、事前キャンプ、文化イベント等を実施予定

大会の特徴

- 国際的に大きな注目を集め、テロの脅威に加え、サイバー攻撃の発生も懸念
- 各国首脳を始め、多数の要人が来訪
- 聖火リレーからパラリンピックの終了まで、長期間かつ広範囲
- スポーツの祭典としての雰囲気をつぶさない、ソフトな警備が必要
- 競技会場の多くが通勤、物流等に係る交通需要が集中している地域に立地しており、関係者や観客の輸送と一般交通が交錯
- 大会前年にはテストイベント、ラグビーW杯、G 20大阪サミット、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位等が予定
- 開催期間が真夏のため、酷暑の中での警戒活動

○ ODAの種類は、二国間援助として有償資金協力・無償資金協力・技術協力、国際機関に対する拠出・出資がある。



- 国際協力機構（JICA）は、2017年10月以降、2017年度内の支出を伴う新規契約の公示を原則先送りするとともに、契約済みの企業に対しても事業スケジュールの変更や年度内支出の圧縮を依頼。これらにより、JICAは資金不足に陥っているのではないかと報道されたところ。
- 結果として資金不足に陥らなかったものの、このような状況に至ったのは、JICAの予算執行管理が適切になされていないことにある。

予算（事業費）の5月末執行状況の比較（百万円）

2014年度の予算執行残額を踏まえ、**2015～2016年度に執行を加速**。その結果、新中期計画1年目の2017年度の執行率が底上げされ、相手国の事情による実施先送り等が発生する可能性を考慮しても、同年度末に予算を超過する水準まで上昇。

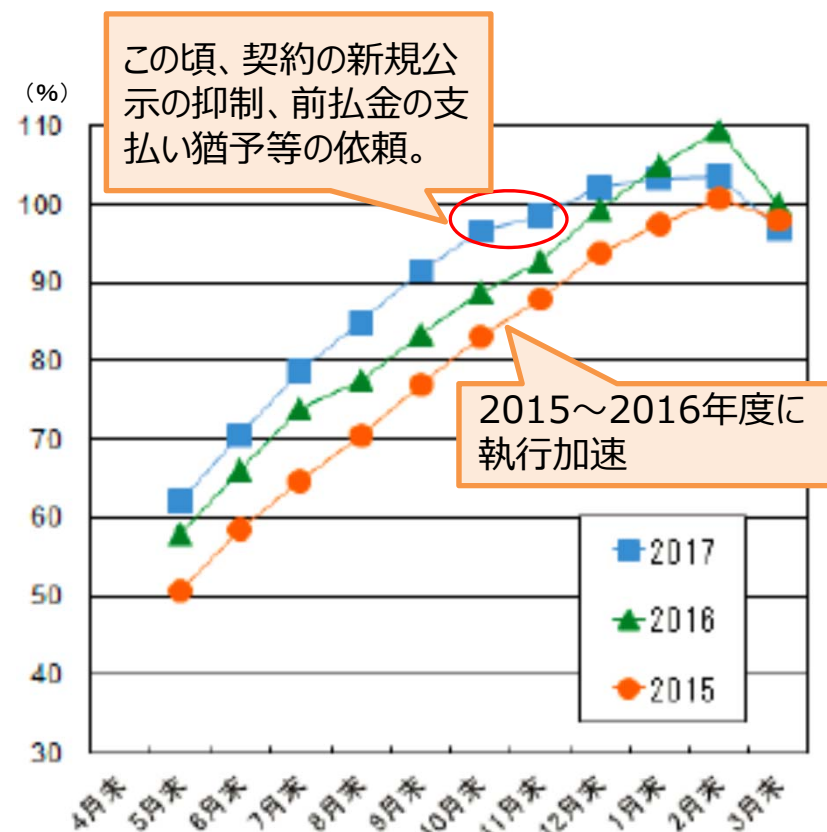
これを受け、**今度は同年度に、契約の新規公示の抑制（発注の絞り込み）など執行を抑制**。

(a,b単位：百万円)

	年度	予算額(a)	契約額(b)	(b/a)
新中期計画期間	2017	101,390	62,928	62%
旧中期計画期間	2016	108,640	62,649	58%
	2015	112,868	57,100	51%

中期計画期間の最終年度より高い

月次執行率推移（契約額ベース）



- 今般の問題を踏まえ、JICAは、本年7月に「予算執行管理室」を設置して事業費等を部局横断的に管理・統制することとし、また理事会において、大規模な技術協力の要請案件に係る採択の適否の検討等を行うこととしたところ。
- また、これら当座の対応に加えて、外部有識者からなる「予算執行管理に関する諮問委員会」（委員長：細溝清史 公益財団法人金融情報システムセンター理事長）を立ち上げて更なる改善策を検討中。年内に提言を取りまとめ、公表予定。
- ⇒ 独立行政法人は、国から独立した法人格が与えられ、事業実施や財務運営に一定の自主性が確保されている以上、まずはJICA自身が、資金のひっ迫を二度と招かぬよう、後年度負担の適切な把握を含め、予算の執行と事業の進捗管理を徹底すべき。

予算執行管理に関する諮問委員会におけるこれまでの議論（執行管理に関する主な指摘事項）

（予算執行管理の在り方）

- ・予算編成・配分時の積み上げが甘く、また、予算と実行の乖離といったことは、独立行政法人化に伴うもの。独法制度の良いところは活かしつつも、国の予算を扱う以上、締めるべきところは締めてきちんと管理すべき。
- ・予算執行管理を強化するためには、統制的なコントロールには限界があり、組織文化や人事評価などによるインセンティブ付け等により、自律的な予算管理の動機付けと仕組みを整備する必要がある。

（進捗状況の把握、成果に対する評価）

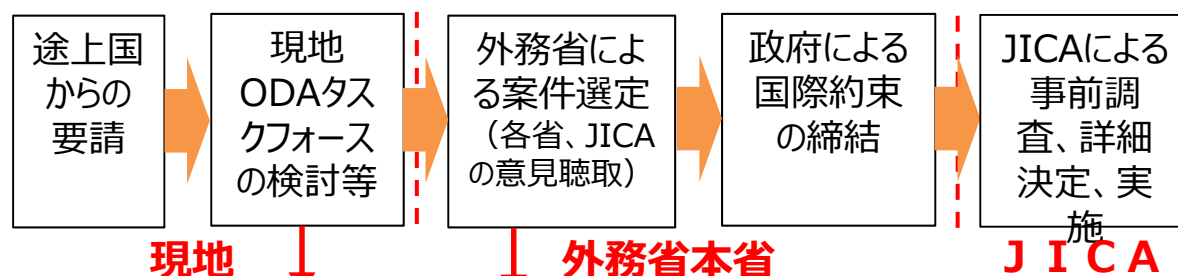
- ・トップダウンによる予算統制が機能するためには、現場の行動計画と積上げ予算、その実施状況、支払実績、今後の事業達成までの見込額や支出時期を経営層がタイムリーに把握できる仕組みが重要。
- ・事業事前評価表にあるK P IやK G Iをしっかりと書き込み、実施している活動が当初の達成目標に合致しているかをモニタリングすべき。
- ・最終成果が、当初の達成目標のどこに繋がっているものを明確にすべき。最初の計画から最後の成果まできちんと追いかけることで、公的資金の使い方を常に効率化していくことが求められる。

外務省における適切な案件選定

- JICAによる執行前（上流）段階では、途上国から技術協力に関する要請があった後、「現地ODAタスクフォース」^{（注）}の評価を経て、外務省本省において、開発協力大綱以下の各種方針、外交上の意義を総合勘案し、案件が評価・選定されている。
 - このフローの中で、「要請案件数」～「選定案件数」を見ると、一定の取捨選別はなされているが、翌年度において金額的にどれだけ新規契約が可能かについては十分把握されていなかった。
- ⇒ 今般の問題を踏まえ、**外務省においては、JICAから、過去に選定した後未実施となっている案件や実施中の案件の状況、後年度負担額を踏まえた翌年度の契約可能額等を十分確認した上で案件を選定すべき。**併せて、**政策的重要性の観点も含めて優先順位付けをきめ細やかに行う**とともに、状況に応じて見直す場合にも、時期や手順等を明確化するなど、見通しを持って円滑に執行できるように留意すべき。

（注）日本大使館、JICAの現地事務所などをメンバーとして構成され、我が国のその国に対する援助政策の立案や相手国政府との政策協議等を行う。原則全てのODA対象国に設置。

技術協力の選定フロー



年度	要請案件数	(左記のうちA)	選定案件数	(総額(億円))	翌年度契約可能額	JICA運営費交付金等(億円)
2013	823	580	460	適 切 に 把 握 さ れ ず	未 把 握	1,469
2014	782	599	472			1,503
2015	736	560	461			1,464
2016	719	586	494			1,492
2017	742	488	157	22.3(概算)		1,505

ODAタスクフォースと外務省本省においては、案件について以下の評価を実施。外務省本省でA評価のものが国際約束の締結、JICAによる実施へ。

A：採択し、翌年度から開始

B：予算の手当てが見込まれば翌年度から開始を検討

C：不明確な点があり、継続検討

D：不採択

翌年度の契約可能額等を十分確認した上で選定すべき（A評価の案件は、予算上円滑に全案件を実施できるものとすべき）。その上で、政策的重要性も含めて優先順位付けをきめ細やかに行うべき（例：目安となる割合を示しつつ、**AAA**、**AA**、**A**などに区分）。評価を見直す場合も手順等を明確化すべき。



※ 上記の数値には、課題別研修、青年研修、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムは含まれていない。

○ また、例えば、外務省が案件選定の際に参照する「開発協力重点方針」（同省が毎年度策定）は、毎年度多少の変更はありつつも、基本的に分野網羅的。

⇒ 厳しい財政状況の下、**外務省においては、「開発協力重点方針」等の各種方針の更なる重点化を図るべき**。また、こうした重点方針を踏まえ、**後年度負担額の状況や翌年度契約額の見通しを明らかにしつつ、個々の案件の費用対効果を検証するなど、新規案件に係る外交政策上の重要性・優先順位をしっかりと示した上で毎年度の予算要求を行うべき**。

「開発協力重点方針」の比較（抜粋）

（平成27年度）

重点① 普遍的価値の共有、国際社会の平和と安定に向けた協力

- 法の支配、民主化、ガバナンスの確保
- 平和構築、人道支援、テロ対策
- 海上保安能力強化、海上交通路の安全確保
- ジェンダー平等と人権の確保

重点② 開発途上国と日本の経済成長のための戦略的な開発協力の充実

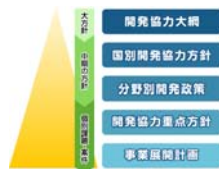
- インフラシステム輸出支援
- 中小企業等の海外展開支援
- ビジネス環境整備
- 地方自治体の海外展開支援と地域社会の活性化
- （高度交通情報システム、省エネ技術、地デジ等）日本方式の普及
- 日本の医療技術・サービスの国際展開
- 資源・食料の安定供給確保

重点③ 人間の安全保障の推進

- 防災・災害復興
- 感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進
- 環境問題・気候変動対策
- ミレニアム開発目標(MDGs)達成支援、ポスト2015年開発アジェンダ対応支援

重点④ 戦略的なパートナーシップの構築

- 戦略的なパートナーシップの強化
- 国民参加機会の拡大
- 文化・スポーツを通じた開発



（平成30年度）

重点① 国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び基本的価値の共有

- ◎「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、法の支配や航行の自由等を確保するための、海上保安能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行う。太平洋からインド洋に至る地域内外の「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する。
- ◎人道支援と開発協力の連携を強化しつつ、平和構築、難民等支援、暴力的過激主義対策等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献する。また、開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて、海外で活躍する日本人の安全を確保する。

重点② SDGs達成に向けたグローバルな課題への対処と人間の安全保障の推進

- ◎SDGsの達成に向け、各国と保健、食料、女性、教育、防災・津波対策、水・衛生、気候変動・地球環境問題等の分野において、国家戦略や計画の策定から個別案件の実施に至るまでの協力を推進する。特に、我が国が課題先進国として培ってきた経験を開発途上国における指導的人材に共有することを通じて、将来の親日派・知日派を育成するとともに、国際的な課題に対し、各国とともに一層戦略的に取り組んでいくことを可能とする。

重点③ 途上国と共に「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献

- ◎開発途上国の「質の高い成長」の実現に向けた協力を行い、その協力を通じて、開発途上国と共に我が国も成長し、我が国の地域活性化にも貢献する。特に、地方自治体や中小企業等の海外展開の支援や対外直接投資に向けたビジネス環境整備を行うとともに、日本方式の普及を含め、「質の高いインフラ」の展開を一層推進する。また、開発途上国の産業人材育成とそれを通じて築いてきたネットワークも最大限活用する。

国益に資する開発協力、連携の強化、国民と共にある開発協力

上記①～③に取り組むに当たり、

- ◎二国間協力及び国際機関を通じた協力を有機的に連携させるとともに、日本の民間企業、地方自治体、大学・研究機関、NGO・CSO等の参画を得た「日本の顔の見える協力」を推進する。また、開発途上国を支援することへの国民の理解を深めるための国内広報に努めるとともに、開発協力を通して、我が国の魅力や取組を積極的に対外発信する。国際協力事業関係者の安全対策を強化する。

- 外務省は外交課題への対応のため、国際機関等を通じて分担金や任意拠出金を支出しており、過去の建議では任意拠出金について、評価の透明性・客観性の向上、支出の重点化を図るべきと指摘。外務省は平成27年度より「国際機関等に対する評価」を導入し、評価基準、評価の目安、評価結果等を公表。
- 評価結果はBに偏りつつあり、評価基準ごとの評価は非公表。また、来年度要求では、評価結果の悪化にもかかわらず予算要求額が増加している任意拠出金が存在。
- ⇒ **評価結果がA～Cの総合評価に留まり、内訳が明らかでないことから、評価結果の妥当性を検証できず、支出の重点化が困難。「国際機関等に対する評価」の客観性・透明性を一層向上させ、任意拠出金の優先度が分かるよう、評価基準ごとの評価結果の公表や定量的評価の導入に努めるべき。**
- ⇒ **定量的評価の導入に際しては、国際機関等の本部において組織運営や政策立案に関与する邦人幹部職員数や日本企業の関与（例えば日本企業による調達規模等）等、数値化に馴染みやすい項目から検討を始め、我が国の財政運営が厳しさを増す中、国際機関等への分担金・拠出金が効率的なものとなる取組を進めるべき。**

■ 外務省による国際機関等の分担金・拠出金に対する評価

● 評価基準

①国際機関等の専門分野における活動の成果・影響力、②国際機関等の組織・財政マネジメント、③日本の外交課題遂行における国際機関等の有用性・重要性、④国際機関等における日本人職員・ポストの状況等、⑤日本の拠出金等の執行管理におけるP D C Aサイクルの確保 等

● 評価の目安

A：期待する成果を超える成果を上げている

B：期待する成果を着実に上げている

C：期待する成果を上げているが、一部改善が必要

D：期待する成果を十分に上げていない

■ 任意拠出金の評価結果（事業数と金額）

	29年度要求	30年度要求	31年度要求
A	22 (253.9億円)	23 (236.6億円)	13 (213.5億円)
B	47 (123.3億円)	49 (97.0億円)	54 (98.4億円)
C	5 (0.7億円)	4 (0.6億円)	8 (4.9億円)
D	0 (－)	0 (－)	0 (－)
合計	74 (377.8億円)	76 (334.2億円)	75 (316.8億円)

■ 30年度当初予算と31年度要求の比較

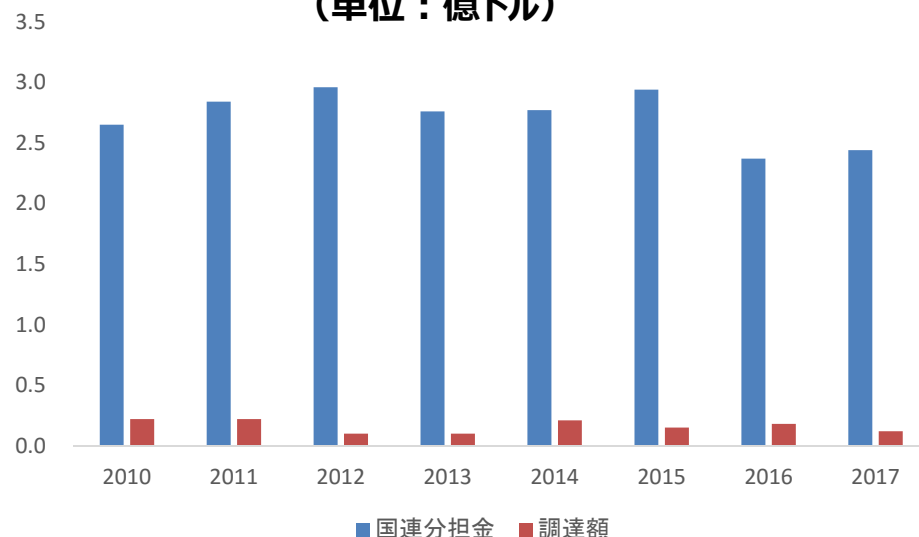
	当初予算額 (30年度)	要求額 (31年度)
評価結果の悪化（A→B） にもかかわらず、増額要求と なった任意拠出金の合計 （7拠出金）	11.9億円	12.4億円

(参考) 国際機関等における日本企業の調達

資料Ⅱ－9－7

- 国連事務局では年間30億ドル（約3,330億円）、国連システム全体（40機関）では186億2,200万ドル（約2兆円）規模の物品・サービスを調達しており、我が国が任意拠出金を支出しているその他の国際機関等においても調達活動を実施。
- ⇒ 日本企業による物品・サービスの供給が国連事務局や国連システムの調達額に占める割合は1%以下で推移。外務省は分担金・拠出金を支出する国際機関等による調達活動の周知とともに、国際機関等に対して日本企業とのビジネス・マッチングの機会の提供を拠出の条件とするなど働きかけを進めてはどうか。

■ 我が国の国連分担金と日本企業による調達額の推移 (単位：億ドル)



■ 国連分担率及び企業調達率の国際比較（2017年）

国名	分担率・調達率	国名	分担率・調達率
1位：米国	22%・15.95%	6位：イギリス	4.46%・4.37%
2位：日本	9.68%・0.38%	7位：ブラジル	3.82%・0.02%
3位：中国	7.92%・1.07%	8位：イタリア	3.74%・2.19%
4位：ドイツ	6.38%・0.53%	9位：ロシア	3.08%・6.92%
5位：フランス	4.85%・2.91%	10位：カナダ	2.92%・1.42%

■ 主な調達品目

- 物品：食料品、医療品、車両、パソコン、居住施設、通信機器、燃料、建築資材 等
- サービス：輸送、建設、コンサルタント、通信、レンタル、保守管理、警備、資金管理

■ 日本企業による調達例

自動車、医薬品、食料、輸送、建設、金融、保険等

■ 調達額が低水準で推移する主な背景

- 英語による国連ホームページへの企業登録、入札書類、契約条件の交渉等
- 物品・サービスの納入先が遠隔地の場合の輸送コスト
- 日本企業の物品・サービスの認知度
- 国連関係機関に対する納品ビジネスの認知度 等

■ 外務省の主な取組

● 国連ビジネスセミナーの開催（外務本省）

※平成27年より毎年開催

・国連の調達担当者を招聘し、入札手続きや調達ニーズ等を紹介するとともに、国連関係機関等の調達担当者と日本企業の個別面談を実施。

（直近の開催実績）

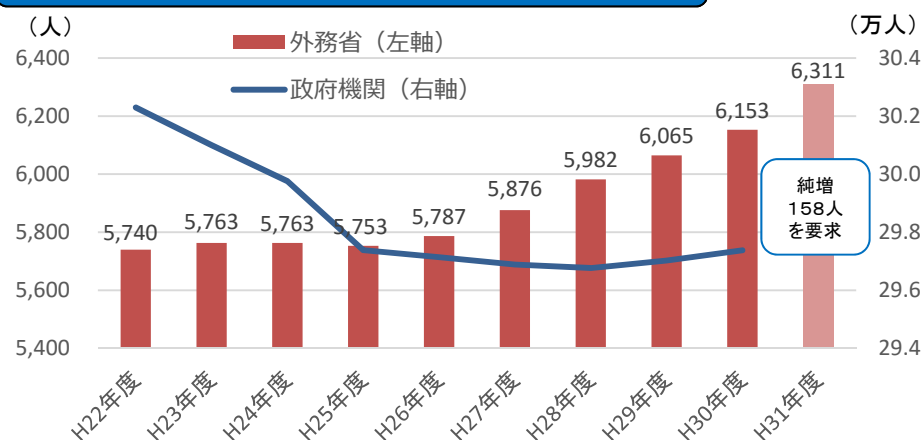
- ・平成30年7月（於：東京）
- セミナー参加団体：123社200名
- 個別面談参加団体：56社

外務省の人員体制・在外公館数

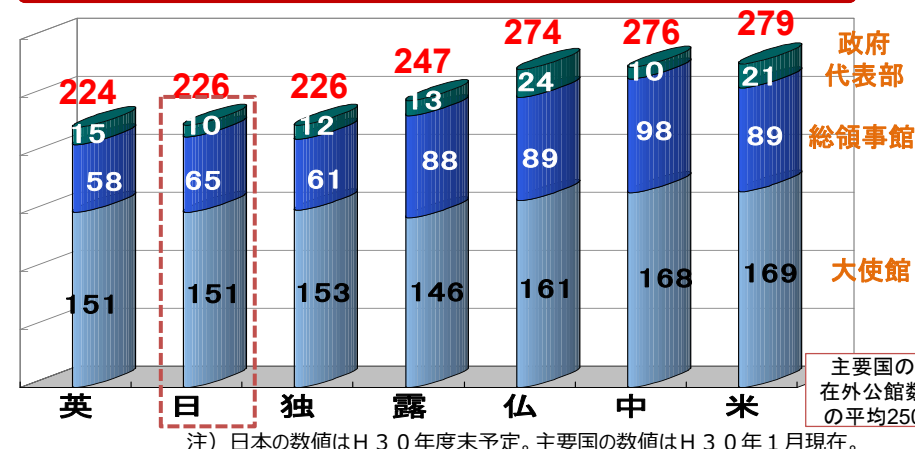
資料Ⅱ－9－8

- 我が国は、諸外国よりも少ない公務員数で行政需要に応える簡素で効率的な政府を目指しているところ、外務省は、外交実施体制の抜本的強化として、定員の拡充や在外公館の新設等を要求。
- ⇒ 既往の政府方針の下、**外交実施体制の抜本的強化であっても単に増員をもって解決するのではなく、まずは業務の効率化や様々な工夫を行うべき。**
- ⇒ **在外公館の新設についても、単なる諸外国の在外公館数との比較ではなく、国際社会における我が国の位置付けや、真に必要な外交政策の重要課題等に照らして、効果的に配置すべき。また、新設に際しては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すべき。**

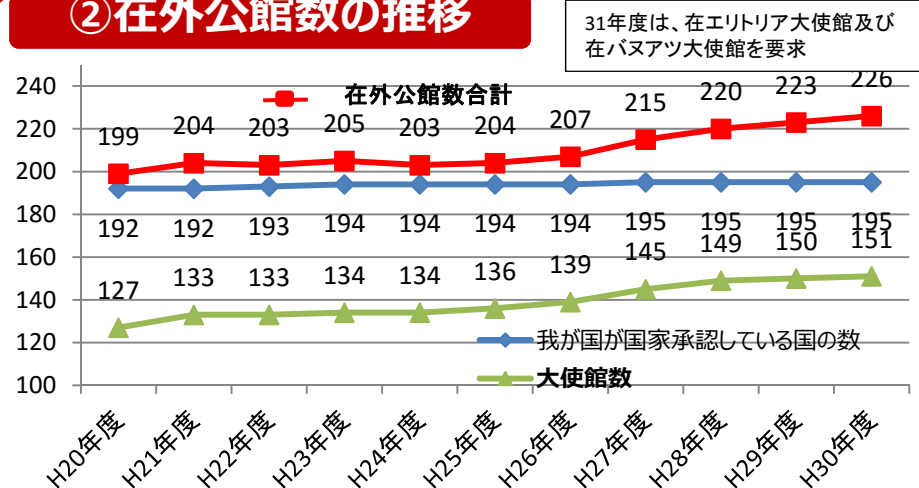
① 政府機関・外務省定員の推移



③ 主要国（P5＋独）との在外公館数の比較

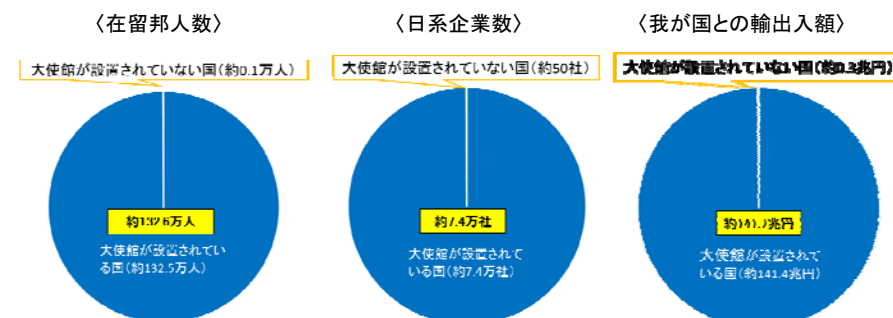


② 在外公館数の推移



④ 大使館を設置していない国との結びつき

- 日本が国家承認している国195カ国のうち、**大使館が設置されていない44カ国と日本との人的・経済的結びつきは弱い。**

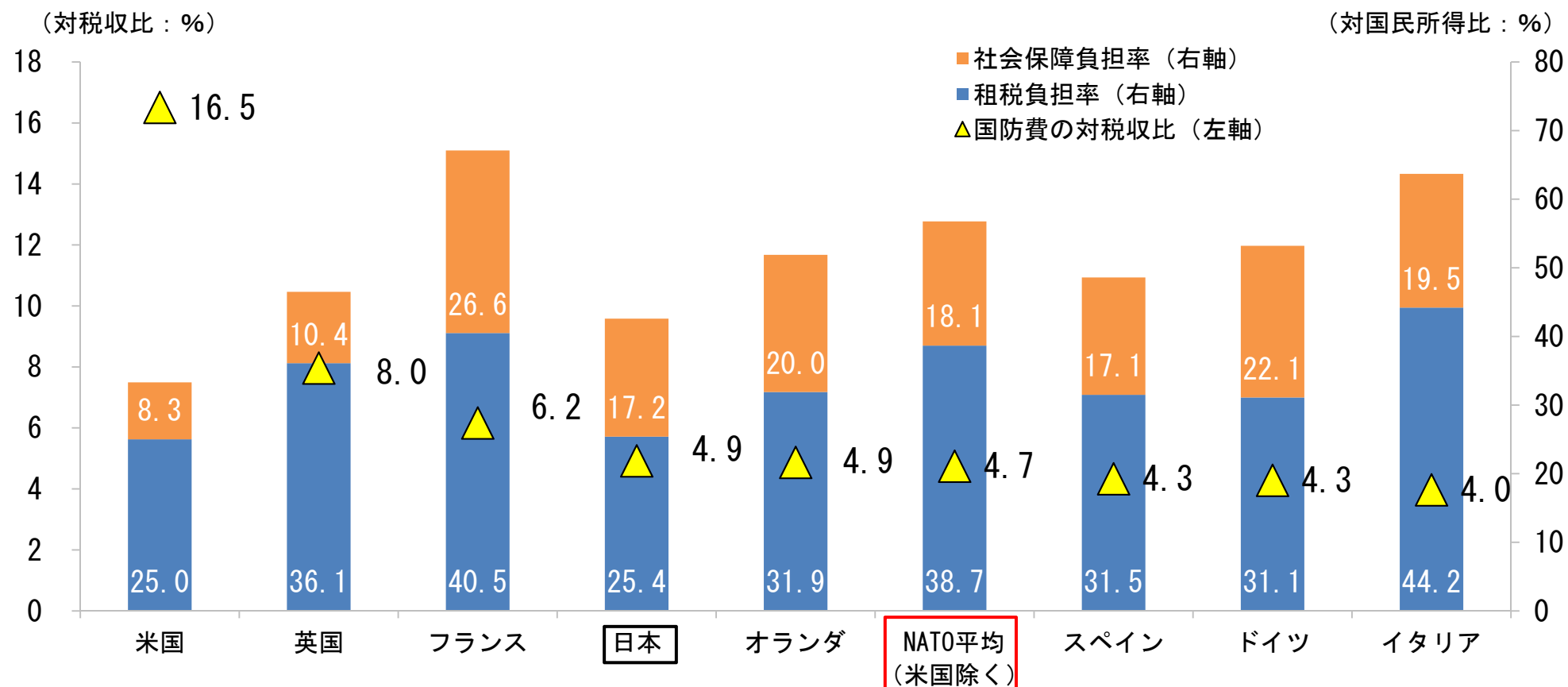


各国の国防費（対税収比）と国民負担率（2015年）

資料Ⅱ－10－1

- 国防費を対税収比で見た場合、日本は主要国と比較し遜色のない水準。
- 他方、日本の租税負担率は国際的に見て低いところ、防衛関係費の水準を考えるにあたっては、この点も考慮する必要があるのではないか。

（参考）「国際的に低い租税負担率の最も重要な要因は、戦後の軍事費の動向である。」（石弘光著「国家と財政：ある経済学者の追想」）



（注1）NATO平均（米国除く）は、OECD非加盟国（5カ国）及び計数が取得できない国（3カ国）を除いた20か国の平均。

（注2）国防費の対税収比は、国および地方の税収の合計を使用。

（出典）OECD「Revenue Statistics」「National Accounts」。ただし、日本の社会保障負担率および租税負担率は内閣府「国民経済計算」。

経済財政運営と改革の基本方針2018
(平成30年6月15日閣議決定)

3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

全ての個別歳出分野について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

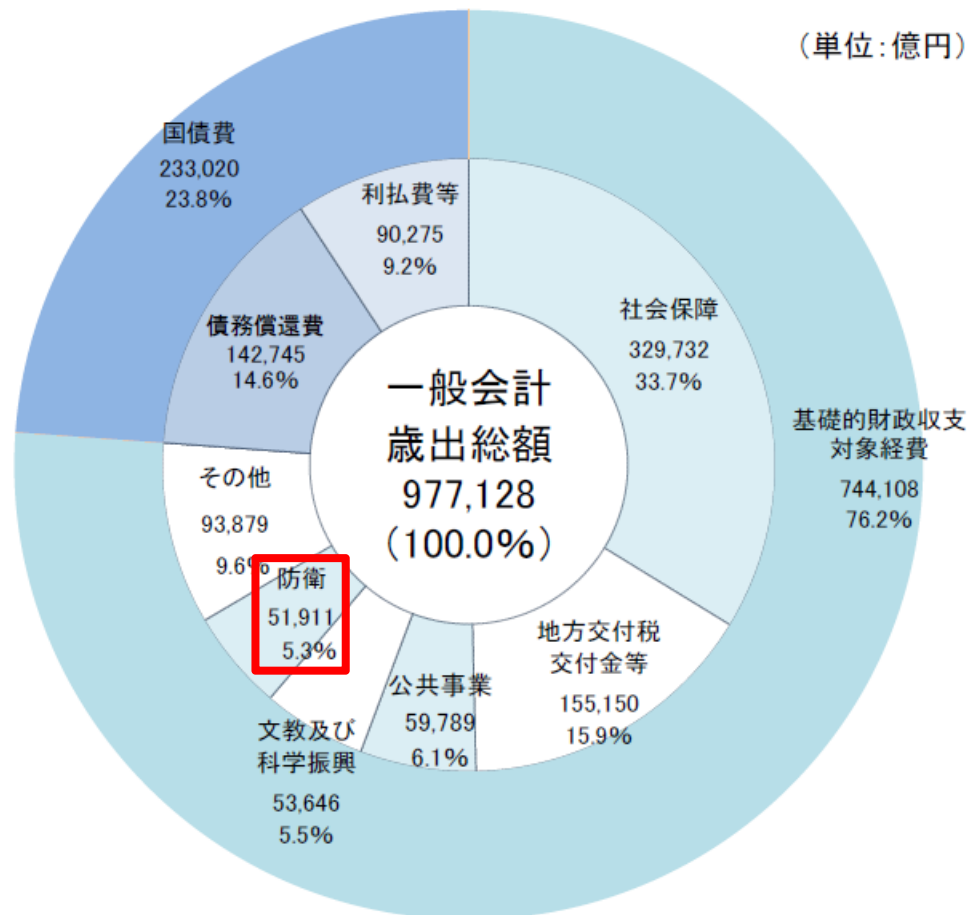
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。

《平成30年度予算 主要経費の伸率》

主 要 経 費	伸 率
社会保障関係費	1.5%
文教及び科学振興費	0.1%
地方交付税交付金等	▲0.3%
防衛関係費	1.3%
うち中期防対象経費	0.8%
公共事業関係費	0.0%
経済協力費	▲0.4%
中小企業対策費	▲2.2%
エネルギー対策費	▲4.7%
食料安定供給関係費	▲2.5%

平成30年度 一般会計歳出

(単位:億円)



現中期防の概要等

資料Ⅱ－10－3

- 中期防には、計画期間（５ヶ年間）における主要な装備品の具体的な整備規模とともに、中期防の下で実施される各年度の予算編成に伴う防衛関係費（中期防対象経費）の総額が規定される。
- 現中期防においては、各年度の予算編成を通じた歳出額の総額が記載されているが、新規後年度負担額については記載がない。また、装備品の数量は記載されているが、その単価については明らかとなっていない。

《現中期防（平成26～30年）の概要》（平成25年12月17日閣議決定）※国家安全保障戦略、大綱と同日の閣議決定

中期防の構成

平成26年度から平成30年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

- I 計画の方針
- II 基幹部隊の見直し等
- III 自衛隊の能力等に関する主要事業
- IV 日米同盟の強化のための施策
- V 整備規模
IIIに示す装備品のうち、主要なものの
具体的整備規模は別表のとおりとする。

VI 所要経費

VII 留意事項

別表

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	99両
	装甲車	24両
	水陸両用車	52両
	ティルト・ローター機	17機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	6機
	地对艦誘導弾	9個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊
	戦車	44両
	火炮（迫撃砲を除く。）	31両
海上自衛隊	護衛艦	5隻
	（イージス・システム搭載護衛艦）	（2隻）
	潜水艦	5隻
	その他	5隻
	自衛艦建造計	15隻
	固定翼哨戒機（P-1）	23機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	23機
航空自衛隊	多用途ヘリコプター（艦載型）	9機
	新早期警戒（管制）機	4機
	戦闘機（F-35A）	28機
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機
	新空中給油・輸送機	3機
	輸送機（C-2）	10機
	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上（PAC-3MSE）	2個群及び教育所要
共同の部隊	滞空型無人機	3機

注：哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター（SH-60K）の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

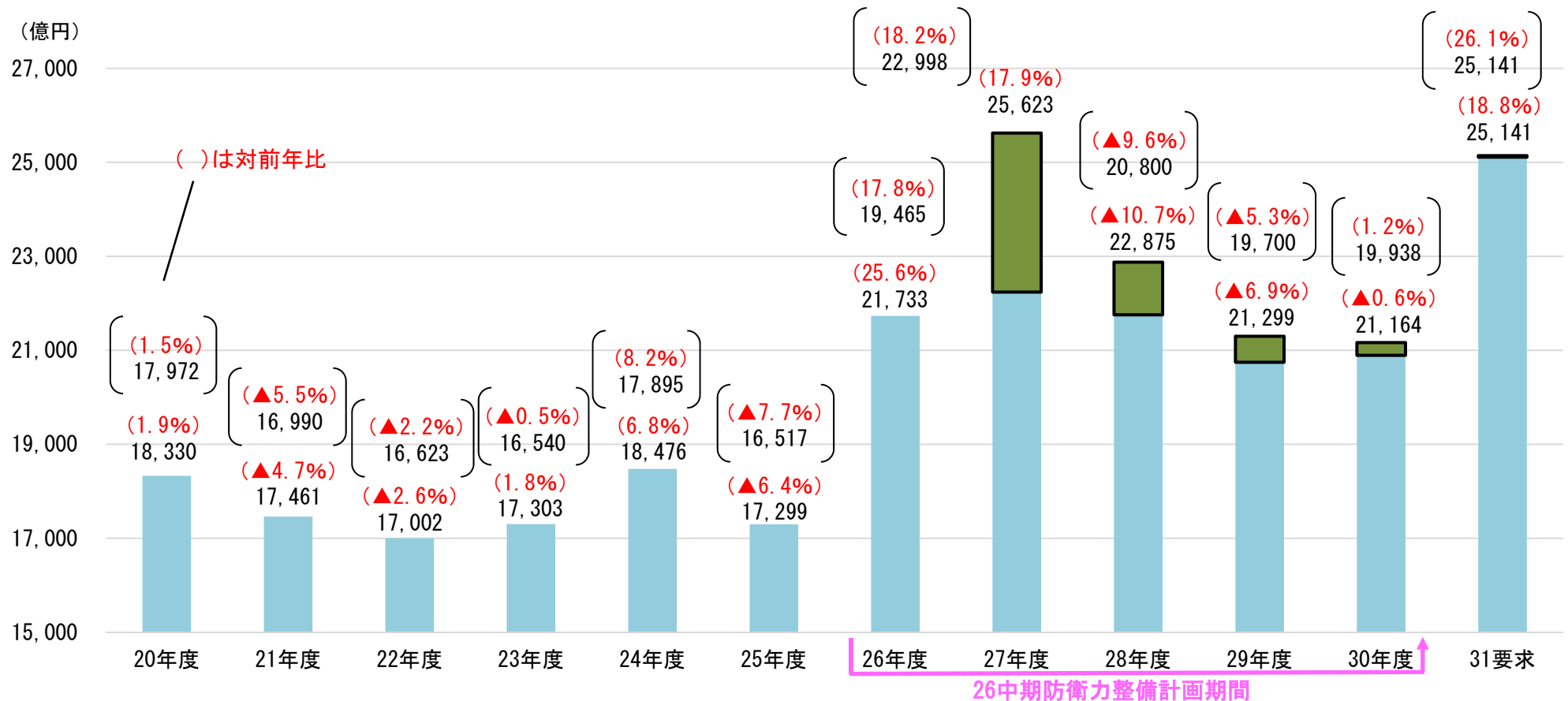
VI 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね2兆6,700億円程度を目途とする。
- 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね2兆9,700億円程度の枠内とする。
- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

新規後年度負担額の推移

資料Ⅱ－10－4

- 現中期防期間中、それ以前と比較して、長期契約に基づく装備品のまとめ買いなどにより、新規後年度負担額が大きく増加。
- この結果、予算の硬直化を招くとともに、平準化されない形で歳出規模の増大を招きかねない状況。防衛関係費を適切にマネジメントするためには、次期中期防においても、新規後年度負担に一定の歯止めをかけていく必要があるのではないか。



- (注1) 各年度の新規後年度負担額は一般会計当初予算計上額を記載。なお、東日本大震災復興特別会計については、24年度計上額は59億円、25年度計上額は376億円、26年度計上額は80億円。
- (注2) [] についてはSAC0・再編を除く。
- (注3) 特定防衛調達分(緑色)は、27年度は固定翼哨戒機P-1、28年度分は哨戒ヘリコプター(SH-60K)等、29年度分は輸送ヘリコプター(CH-47JA)、30年度はF110エンジン(戦闘機F-2用)維持部品のPBLを含む。

- 米軍では、国家安全保障戦略（NSS）や国家防衛戦略（NDS）などの戦略体系に基づき、必要とされる統合作戦能力を定義し、軍全体の作戦能力・装備品要求を管理するとともにその優先順位付けを行う軍種横断的なシステム（JCIDS）が存在。
- 我が国においても、陸海空の各幕が要求を積上げるのではなく、島嶼防衛や弾道ミサイル防衛の観点から、統合運用の観点を踏まえ装備品の優先順位を明確化し、必要性が認められても優先順位が低いものについては、調達時期の先送りなど適確なメリハリ付けを行っていくべきではないか。

米軍の取組（JCIDS）

- ・ 米軍では、冷戦後の不確実性の高まる状況に対応するため、装備品調達においても、戦略構想に基づき様々な脅威に対処可能な統合作戦能力（capability）を定義し、装備品の要求性能や必要数量をトップダウンで決定する能力ベースのアプローチ（Joint Capabilities Integration and Development System: JCIDS）を2003年に導入。
- ・ JCIDSの主要目的は、各コマンド・軍種からの統合作戦能力の要求につき、識別・評価・立証した上で、優先順位付けを行うこととされている。特に、作戦能力のポートフォリオマネジメントを通じ、軍全体の作戦能力要求の管理と優先順位付けが最も重要な目的と位置付けられている。
- ・ JCIDSの運用は統合参謀本部を中心に行われており、統合参謀本部副議長と各参謀本部次長で構成される統合要求監査評議会（Joint Requirements Oversight Council: JROC）が親組織となり、実務を担う下部委員会と各種作業部会で構成されている。
- ・ 装備品調達においては、こうしたJCIDSのプロセスを経た上で、その後の予算・調達プロセスにつながることになるが、状況変化によるプロジェクトの修正・中止等も見据え、これらのプロセスは循環的なものとされている。

JCIDSに期待される成果

例えば、2000年代初頭、陸軍が開発していた自走砲クルセーダーについて、冷戦時代の欧州に配備すれば効果的も、陸上目標の攻撃効果の観点で見た場合、大重量（40t以上）の自走砲より、戦闘爆撃機と誘導ミサイルの組み合わせの方が展開速度や効果に優れており、地域紛争等に介入しなければならない冷戦後の米軍には後者の方が適切であると判断され、開発中止に追い込まれたとされる。

米国会計検査院（GAO）の評価（2012年）

- ・ JROCでは、提案プロジェクトにつき、能力不要、能力削減、配備スケジュール見直し、追加調査などの見直しが一定程度行われている。
- ・ 他方、分析手法に改善の余地があり、例えば、優先度の高い統合能力と軍種固有能力の峻別、過剰能力の削減による節減、延命により現有プログラムを延長した場合と提案プログラムのコスト比較などを見れば、活用できるリソースとバランスの取れた要求となっているか審査する上で有益。

- 特定の作戦能力が必要とされても、装備品の調達においては、コストパフォーマンスの観点からの検討が不可欠。
- 例えば、陸上偵察においては安価な小型無人偵察機（ドローン）が主要国の軍隊で普及しており、旧来装備品中心の我が国においてもその活用を図っていくべきではないか。
- また、装備品のコストパフォーマンスを的確に把握するため、ライフサイクルコストのみならず、他の基準を用いた分析も行うべきではないか。例えば、米国防総省の取組のように航空機を飛行時間1時間当たりのコストで比較することで、より費用対効果の高い装備品調達を行うべきではないか。

ドローンを活用した偵察

- ・ 小型無人偵察機であるRQ-11レイブンは、2003年から米軍が本格導入し、英国、オーストラリア等においても導入。これまで2万機以上が生産されており、世界で最も生産されているUAVと言われている。
- ・ RQ-11は、翼幅1.4m、重量1.9kgの小型固定翼機で、手投げ方式で離陸。昼夜兼用で低高度における近距離偵察に活用。
- ・ 価格は機体本体で**3.5万ドル**、地上管制装置、スペアパーツ等を含めた全体で**25万ドル**。（米軍は3機×1地上管制装置で運用）

【主要諸元】

- ・ ペイロード：カラービデオ及び赤外線カメラ
- ・ 航続距離：10km
- ・ 飛行時間：60～90分
- ・ 速度：32～81km/h
- ・ 高度：対地高度30～152m
- ・ 飛行方法：マニュアル飛行及びGPS誘導による完全自律飛行



（参考）陸上自衛隊の主な偵察用装備と単価

装備品	単価	契約年度
偵察用オートバイ	1.1百万円	28年度
87式偵察警戒車	3.1億円	25年度
OH-1	13.4億円	22年度

（出典）米軍、AeroVironment社ウェブサイト等

単位当たり輸送費

	C-2	C-130J	C-17
			
貨物室床面積	約 63m ²	約 39m ²	約 147m ²
航続距離（※1） （最大貨物重量）	約 4,500km （約 36t）	約 3,300km （約 15t）	約 4,400km （約 75t）
ライフサイクルコスト （取得（予定）機数）	19,052億円 （約30機）	15,942億円 （170機）	77,919億円 （223機）
1機あたりLCC	約 635億円	約 94億円	約 349億円
1機あたり機体単価	約 208億円	約 85億円	約 227億円
1機1時間あたり 運用・維持管理コスト	（※2） 約 2,740千円	約 618千円	約1,509千円

（出典）取得プログラムの分析及び評価（平成30年 防衛装備庁）、米空軍HP、SELECTED ACQUISITION REPORT（2009年、2017年 米国防総省）、Fixed Wing and Helicopter Reimbursement Rates（2018年 米国防総省）、

（※1）最大貨物重量搭載時（※2）燃料及び修理費の所要額に飛行予定時間を除して算出

（※3）上記表の算定基準の細部については、日本と米国で異なる可能性がある

（※4）為替レートは、112円/ドル（30年度支出官レート）を使用

26中期防計画単価と実績

資料Ⅱ－10－7

- 26中期防策定時の計画単価と実績を比較すると、多くの装備品において単価が上昇。次期中期防においては、国民に対する説明責任の観点からも、計画単価を明示した上で、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理等を通じてこれを遵守するとともに、企業側のコスト削減努力を促し価格低減を図っていくべきではないか。
- その際、単価が上昇する場合は、優先順位に従った調達数量のスクラップ&ビルドを徹底するべきではないか。

(単位：億円)

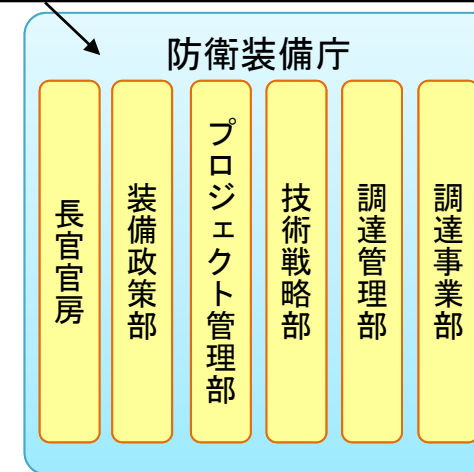
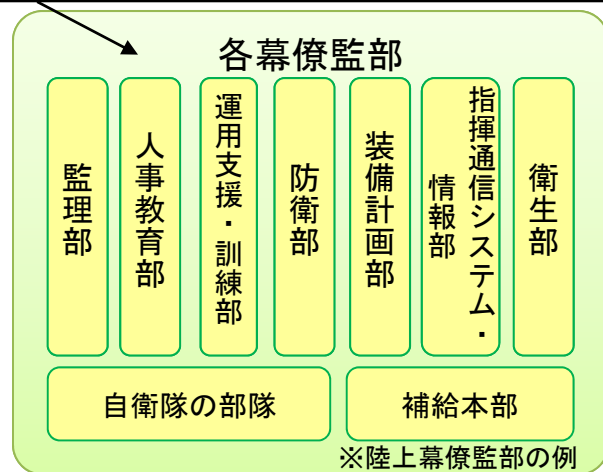
種 類		26中期防計画		26年度～30年度予算					
		数量	単価	数量	(対計画)	平均単価	(増減)	最終単価	(増減)
陸上自衛隊	機動戦闘車	99両	4.8	87両	(▲12)	7.1	(48%)	7.6	(58%)
	装甲車	24両	1.4	24両	(達成)	1.6	(12%)	1.8	(25%)
	水陸両用車	52両	5.9	52両	(達成)	5.4	(▲8%)	6.3	(6%)
	ティルト・ローター機	17機	60.5	17機	(達成)	74.6	(23%)	71.9	(19%)
	輸送ヘリコプター(CH-47JA)	6機	55.8	6機	(達成)	66.5	(19%)	66.5	(19%)
	地对艦誘導弾	9個中隊	85.2	7個中隊	(▲2)	91.3	(7%)	129.4	(52%)
	中距離地对空誘導弾	5個中隊	171.9	4個中隊	(▲1)	221.1	(29%)	182.2	(6%)
	戦車	44両	10.0	40両	(▲4)	11.5	(15%)	14.6	(46%)
	火炮(迫撃砲を除く)	31両	9.5	31両	(達成)	10.3	(8%)	11.0	(15%)
海上自衛隊	護衛艦	3隻	509.1	3隻	(達成)	540.5	(6%)	453.8	(▲11%)
	イージス・システム搭載護衛艦	2隻	1,386.0	2隻	(達成)	1,432.2	(3%)	1,416.6	(2%)
	潜水艦	5隻	563.9	5隻	(達成)	639.8	(13%)	692.8	(23%)
	その他	5隻	237.0	4隻	(▲1)	269.1	(14%)	196.6	(▲17%)
	固定翼哨戒機(P-1)	23機	192.1	23機	(達成)	187.4	(▲2%)	186.5	(▲3%)
	哨戒ヘリコプター(SH-60K)	23機	57.7	23機	(達成)	58.0	(1%)	57.0	(▲1%)
	多用途ヘリコプター(艦載型)	9機	—	0機	(▲9)	—	—	—	—
航空自衛隊	新早期警戒(管制)機	4機	512.0	4機	(達成)	177.6	(▲65%)	180.5	(▲65%)
	戦闘機(F-35A)	28機	150.7	28機	(達成)	120.1	(▲20%)	98.7	(▲34%)
	戦闘機(F-15)近代化改修	26機	23.4	20機	(▲6)	12.6	(▲46%)	12.6	(▲46%)
	新空中給油・輸送機	3機	205.7	2機	(▲1)	180.4	(▲12%)	182.5	(▲11%)
	輸送機(C-2)	10機	195.2	7機	(▲3)	206.4	(6%)	222.3	(14%)
	地对空誘導弾パトリオット能力向上(PAC-3 MSE)	2個群及び教育所要	140.3	2個群及び教育所要	(達成)	173.9	(24%)	173.9	(24%)
共同	滞空型無人機	3機	126.7	2機	(▲1)	112.7	(▲11%)	107.4	(▲15%)

※為替の影響額を除く。

- 調達改革は、防衛装備庁はもとより、防衛省の各部局が一丸となって進めていくことが不可欠。
- 内部部局、各幕僚監部、防衛監察本部等においても、装備品の優先順位の明確化、個々の装備品に盛り込む性能の精査、監察の強化などにより、調達の一層の効率化・合理化を実現することが必要。
- 平成29・30年度においては、これまでの調達改革の取組に加え原価の精査などの新たな取組により、年2,000億円程度の合理化効果を出しており、次期中期防衛力整備計画期間においては、この水準は達成したうえで、更なる上乗せを目指すべきではないか。

- 装備品の選定・調達にあたっては、統合運用の観点を踏まえ、優先順位を明確化するべき。
- 装備品に必要な性能の具体化・明確化を徹底し、企業提案の内容について、要不要を峻別すべき。その際、防衛計画部門と調達・補給部門が連携し、ライフサイクルコストの観点から最適な仕様・数量とすべき。
- 装備品の可動率向上を図るうえで、最も費用対効果が高くなるように、部品の調達や改修を行うべき。

- プロジェクト管理対象装備品の対象を拡大するほか、データに基づくコスト管理の質の向上を図るべき。
- 量産段階の装備品については価格逡減を前提に適切に予定価格を算定するよう、予定価格訓令を見直すべき。
- 量産段階の契約でも原価監査を行うなど、原価監査の対象を拡大するべき。
- 「装備品調達のプロ」の育成や外部人材の活用を行うべき。



防衛監察本部

- 次期中期防衛力整備計画は、各装備品のライフサイクルコスト等を踏まえた合理的な単価に基づいて策定するとともに、単価が上昇した場合には各装備品間の優先順位を付けて調達することとすべき。
- 情報システム分野は特注が一般的で、市場価格が存在。原価計算方式をやめ、適切な価格水準で調達すべき。

- 特定企業による一者応札などが続くシステム調達等について、独立した立場から厳しくチェックすべき。
このため、防衛監察本部の技術的知見を抜本的に高めるべき。

① ライフサイクルを通じたプロジェクトの一元的な管理

- ライフサイクルコスト（以下「LCC」）が当初計画以下となるようプロジェクト管理を行うことが基本であると考えられるが、LCCによるコスト管理を行っている装備品15品目のうち、半数以上がコスト増となっている。プロジェクト管理を適切に行うよう、管理の在り方について不断に見直しを行うべきではないか。
- 中期防衛力整備計画に盛り込むような主要装備品について、適切にプロジェクト管理をするために、管理対象装備品の拡大を図っていくべきではないか。

② コスト情報のデータベース化及び統計的な分析によるコスト評価手法の確立

平成26年度からシステム整備（合計3億円）を進めてきているにも関わらず、未だにコストの算定や評価に活用できる状態になっていない。データに基づくコスト管理の取組は、掛け声倒れとなっているのではないか。

LCCを算定している装備品の平均量産単価の状況

	品目数	国内開発	FMS、国際 共同開発
現行基準よりコスト が増加した装備品 （現行基準比）	10品目 (104.1%)	7品目 (102.4%)	3品目 (108.1%)
現行基準よりコスト が減少した装備品 （現行基準比）	5品目 (97.7%)	3品目 (99.6%)	2品目 (95.0%)

（出典）取得プログラムの分析及び評価（平成30年 防衛装備庁）

（※1）平均量産単価＝量産配備段階の経費／調達予定数量

（※2）現行基準比は、各装備品の平均量産単価の現行基準
見積りと年度見積りの比率を単純平均した値

コストデータベースに関する予算執行調査結果の概要（平成30年7月）

調査結果	今後の改善点・検討の方向性
平成28年度の契約件数は約6,800件、契約金額は約1.8兆円であるが、データベースへの登録対象は約2,200件、約1.1兆円（計算価格が1千万円未満は対象外）となっており、登録が完了したデータはそれぞれ約1,000件、6,500億円であった。 また、登録されたデータは、航空機や艦船など装備品の種類毎で区分しているが、 <u>直接材料費や加工費等の金額を入力しているだけ</u> であった。 （注）装備品ごとに「直接材料費」等の総額を入力するのみであり、個別の資材価格などは入力されていない。	コストデータベースには金額基準を設けるものではないことから、 <u>登録対象を見直すとともに、データ入力についても早急に実施すべき。</u> また、直接材料費や加工費等の金額だけでなく、 <u>部品費や材料費の項目を細分化し、市場価格や企業が調達している資材価格もデータベース化することにより、LCCや計算価格算定の精度向上を図るべき。</u>

○ 会計検査院の意見（平成30年10月）

- ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法を十分に検討すること
- イ アを踏まえて、入力したコストデータの比較や分析を行って見積資料等の妥当性の検証等を行うことによりCDBシステムの有用性の検証等が可能となるシステムの在り方について検討し、CDBシステムの仕様の見直しについても検討すること、また、製造原価の取得の機会を十分に確保するために、原価調査を積極的に行う体制を整備すること

防衛装備庁設置後の取組状況（③人材の積極的な育成）

資料Ⅱ－10－10

- 防衛装備庁が実施している研修は座学が中心となっており、実地研修を盛り込んだ研修であっても、原価の精査といった調達改革に直結するような実践的なものとはなっていない。また、こうした研修を受講しておらず、調達実務の経験も乏しい職員がプロジェクトマネージャーとなっているケースも見受けられる。
- 国防総省契約監査局などの海外機関への長期の派遣や民間企業での実地研修に特化した専門的研修など、実践重視の研修を実施したり、調達実務経験を有する職員をプロジェクトマネージャーとするなど、「装備品調達のプロ」を育成していくべきではないか。
- コスト管理に精通した民間出身者、公認会計士、米軍の専門家など、外部人材の活用も検討すべきではないか。

防衛装備庁における調達効率化のための主な研修

名称	実施期間	内容	実地研修
取得マネジメント研修 (初級、中級、上級、実践)	初級：6日、中級：4日 上級、実践：3日	プロジェクトの推進や取得に関する知識の習得 (講義、ケーススタディー、ワークショップ)	—
調達研修 (初任、初級、中級)	初任：2～3週間 初級：1～2か月 中級：3週間	・調達関連業務の遂行に必要な基本的な知識（調達一般、契約管理、原価計算等）の付与 ・調達・会計業務に従事するうえでの問題解決能力の向上	初級、中級： 民間企業等 (1日)
工数審査能力取得のための研修 (その1、その2)	その1：4日 その2：4日	企業の見積や実績工数のみに拠らない予定価格を算定するために必要な工数審査能力の習得	—
JIS Q9100研修 (前期・後期)	前期：3日 後期：3日	JIS Q9100規格（航空宇宙・防衛産業に特化した品質マネジメントの規格）の要求事項の解釈や内部監査の手法の習得	—
FMSに関する委託教育	3週間	米国安全保障協力研究所（陸軍機関）において有償援助調達に関する専門課程を受講	実習 (2週間程度)
大学院留学研修	修士：最大2年、博士：最大3年	装備品取得に係る課題の解決に関する高度なマネジメント能力の習得	—
米・国防取得大学研修	2～3年	PBL課程：ライフサイクル・ロジスティクス関連課程の受講 LCC課程：プログラム・マネジメント関連課程の受講	—

プロジェクトマネージャーの研修受講や調達実務経験の有無（平成30年10月現在）

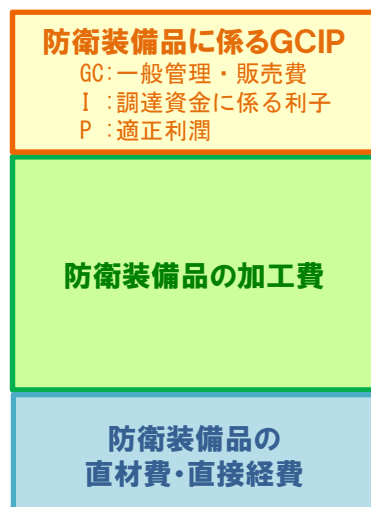
総数	研修受講経験者 (取得マネジメント研修など)	調達実務経験者	資格保有者 (MOST法等)	いずれも該当せず
15人	6人	6人	3人	6人

※ MOST法：作業ごとに標準時間を設定する経営管理手法

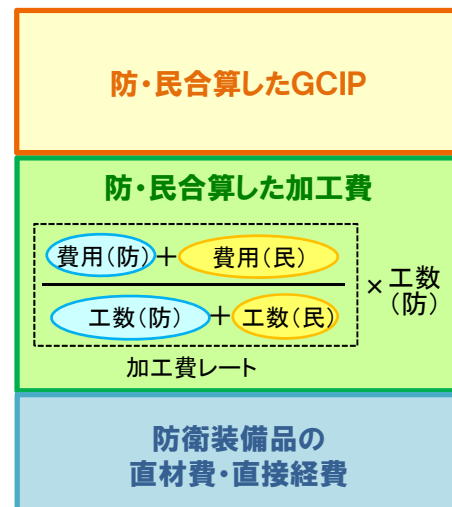
- 特注品である防衛装備品は、適正価格を算定するため、予定価格訓令において原価計算方式（直材費や加工費等に一般管理・販売費や利潤等を掛け合わせる方式）を採用。実務上、契約額は原価計算方式による価格（及びそれに基づく予算額）に強く影響されているが、そもそもこの価格は官側の見積もりに過ぎず、必ずしもこの額で契約しなければならないものではない。
- また、加工費は、必ずしも防衛装備品の製造に要した費用のみで算定されるわけではなく、企業判断により防需と民需を合算した「加工費レート」によって算定されているケースがあるが、こうした扱いは適当か。
※「加工費レート」とは、防需・民需の期間費用（減価償却費など）を、防需・民需の期間工数で除したものをいう。
- 防需にあつては、必要な設備投資は官が初度費として支払っているほか、少量生産でもあるため、期間費用は小さく、期間工数は大きくなる傾向。他方、民需にあつては、大量生産のための機械化と相まって、期間費用は大きく、期間工数は小さくなる傾向。その結果、期間費用の負担が防需に偏りがちとなり、民需の設備投資を防需が実質的に負担する構造となっているのではないか。
※ 例えば、X社は課ごとに加工費レートを設定しており、防需と民需が切り分けられるケースが多い一方、Y社は工場単位でレートを管理しており、防需と民需を合算。工場単位でのレート算定の場合、他の工場との民需の割り振り方を調整してレートを高く設定する操作も可能となるのではないか。
- 国内製造業の空洞化が叫ばれて久しい中、民需の減少を防衛装備品の単価の上昇で賄う構造は不健全であり、納税者への説明責任や調達改革の観点から、現行制度の功罪を検証したうえで、とりわけ量産段階の装備品については価格逡減を前提に適切に契約額を決定できるよう、予定価格訓令及びその運用を見直すべきではないか。

原価計算方式のイメージと実態

イメージ



実態



Y社の例（防需・民需を合算）

加工費レートの推移

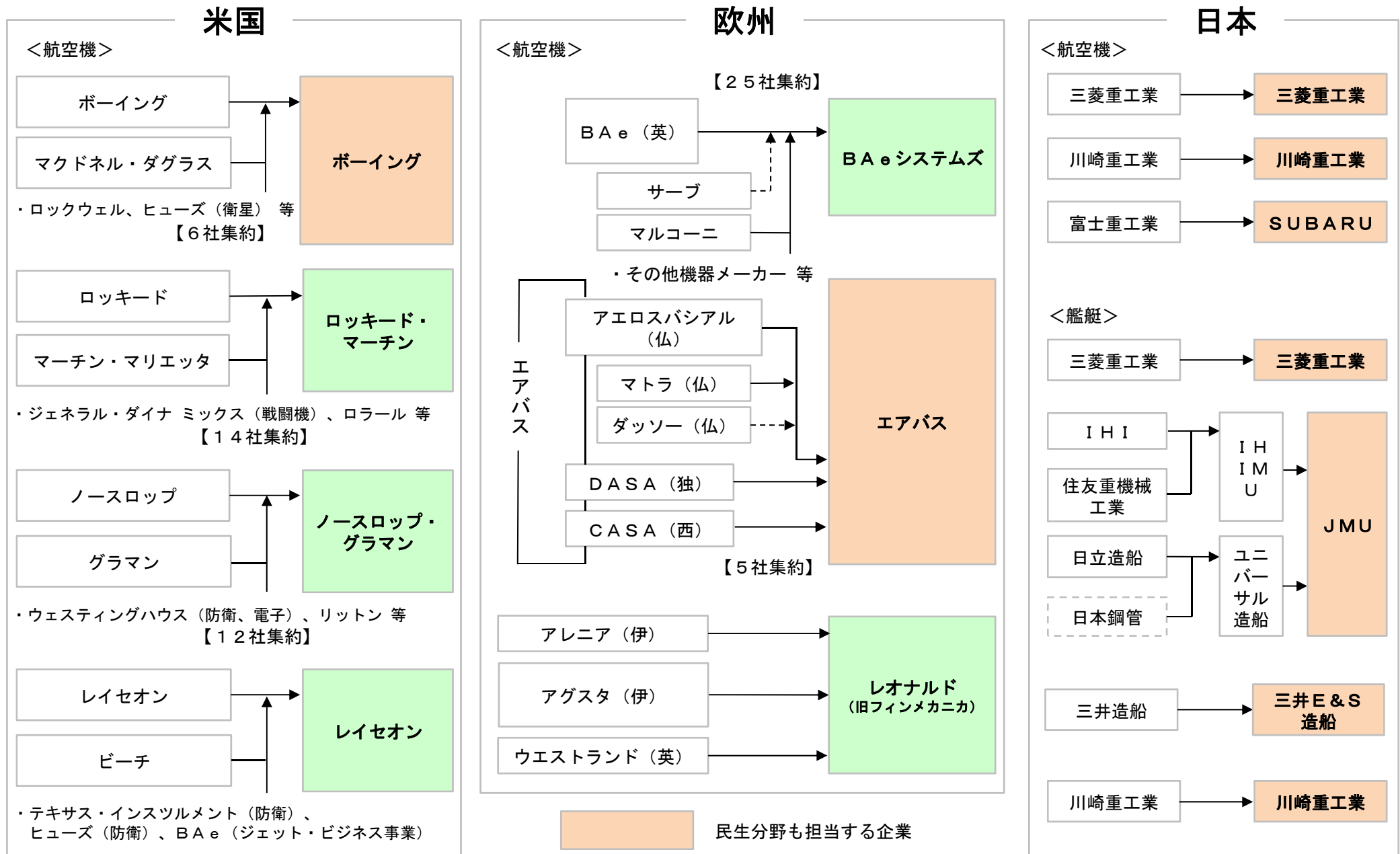


※防衛省資料に基づき作成

主要国防衛生生産企業の統合状況

資料Ⅱ－10－12

経済産業研究所セミナー資料を元に作成



防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月（防衛省策定））

5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策

（4）防衛産業組織に関する取組

我が国の防衛産業組織の特徴としては、欧米のような巨大な防衛専門企業は存在せず、また、企業の中での防衛事業のシェアは総じて低く、企業の経営トップへの影響力は一般的に少ない状況にあり、欧米諸国と比べて、企業の再編も進んでいない。他方で、企業によっては収益性・成長性等の観点から防衛事業から撤退しているところもあり、防衛生産・技術基盤のサプライチェーンの維持の観点からの問題が懸念されている状況となっている。そのような状況下において、企業の経営トップが、防衛事業の重要性・意義を理解することを促進し、また、企業にとっては、他社と相互に補完し合うことによる国際競争力の強化、防衛省にとっては調達効率化・安定化という観点から事業連携、部門統合等の産業組織再編・連携（アライアンス）は有効な手段であるところ、その防衛産業組織の在り方について、今後検討していく必要がある。

三菱重工 業界統合への後押しを継続（平成30年8月15日 Aviation Week記事（仮訳））

三菱重工（以下、MHIとする）は3月、経済産業省に、世界の航空機産業の変化、特に発展途上国における競合他社の勃興は、日本が応えなければならない緊急命題となっていると述べた。また、航空機製造部門は「日本のエアバス」と呼ばれるものに再編すべきだ、と提唱した。（中略）

大宮会長いわく、航空機製造業の併合は、例えば技術的な作業の統合や二重の設備投資の削減、技術や販路の共有などにより、コスト削減につながるだろう。特に、もし統合の結果がコンソーシアムではなく、合併であれば、管理コストも削減されるかもしれない。（中略）

スバルは、MHIの提案に対してコメントすることを拒否した。川崎重工は、Aviation Week誌の質問には回答しなかった。

経済産業省も同様の考えである。同省は4月に、Aviation Week誌の質問に対し、「日本の航空機産業は、国際市場での存在感を高めることを狙っている。次世代航空機製造へ参画していくためには、日本の航空産業各社はそれぞれ強みを結集すべきであり、また既存の機体製造会社限定されるべきでない。」と答えた。（後略）